令 和 5 年

第7回定例会会議録

令和5年12月7日

5

令和 5 年12月14日

田上町議会

○田上町告	示第	527号	1
○会期日程	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
○応招議員	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
○町長提出	議案	一覧表	$\cdots \cdots $
	会期	第1日[第1	. 号] (12月7日 (木))
○招集年月	日、	招集場所 …	
○欠席議員	••••		7
○地方自治	法第	第121条の規	見定により説明のため会議に出席した者の氏名7
○本会議に	職務	らのため出席し	、た者の氏名7
○開 会	• • • • •		8
○日程第	1	会議録署名詞	養員の指名
○日程第	2	会期の決定	9
○日程第	3	諸般の報告	9
○日程第	4	報告第 4号	号 専決処分(新潟県市町村総合事務組合規約の変
			更) の報告について19
○日程第	5	承認第 8号	号 専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算
			(第5号)) の報告について20
○日程第	6	同意第16号	号 田上町監査委員の選任について ······2 1
○日程第	7	議案第37号	号 田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定
			について
○日程第	8	議案第38号	号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
			例の一部改正について
○日程第	9	議案第39年	号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に
			ついて
○日程第1	0	議案第40号	号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正につ
			いて
○日程第1	1	議案第41号	号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
			関する条例及び田上町職員の育児休業等に関す

	る条例の一部改正について24
○日程第12 議案第42号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定
	個人情報の提供に関する条例の一部改正につい
	τ ····································
○日程第13 議案第43号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について24
○日程第14 議案第44号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定につい
	τ ····································
○日程第15 議案第45号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者
	の指定について27
○日程第16 議案第46号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定につ
	いて
○日程第17 議案第47号	令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)
	議定について28
○日程第18 議案第48号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第
	2号) 議定について28
○日程第19 議案第49号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算
	(第1号) 議定について
○日程第20 議案第50号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算
	(第1号) 議定について
○日程第21 議案第51号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2
	号) 議定について28
○日程第22 議案第52号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)
	議定について28
○日程第23 一般質問	3 1
1番 吉 原 亜紀子	君3 1
8番 渡邊 勝 衞	君3 8
13番 池 井 豊	君4 8
11番 今 井 幸 代	君
6番 小野澤 健 一	君7 1
○散 会	······8 7
○議事日程第1号	8 8

会期第2日[第2号](12月8日(金))

○招集年月日、招集場所9 1
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名91
○本会議に職務のため出席した者の氏名9 1
○開 議9 2
○日程第 1 一般質問9 2
4番 青 野 秀 幸 君92
14番 髙 橋 秀 昌 君101
3番 渡 邉 菜穂美 君115
9番 小 嶋 謙 一 君122
2番 轡 田 禎 君
12番椿 一春君145
○散 会 ···································
○議事日程第2号
会期第5日[第3号](12月11日(月))
○招集年月日、招集場所
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名157
○本会議に職務のため出席した者の氏名 1 5 7
○開 議
○日程第 1 一般質問
5番 森 山 晴 理 君
10番 中 野 和 美 君
7番 藤 田 直 一 君175
○散 会 ···································
○議事日程第3号1 8 5

会期第8日[第4号](12月14日(木))

○招集年月	日、	招集場所	•••••		8	7
○出席議員			•••••		8	7
○欠席議員			•••••		8	7
○地方自治	法第	第 121条0	り規定	により説明のため会議に出席した者の氏名1	8	7
○本会議に	職務	らのため出層	奪した	者の氏名	8	7
○開 議			•••••		8	8
○日程第	1	承認第 8	8号	専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算		
				(第5号)) の報告について1	8	8
○日程第	2	議案第37	7号	田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定		
				について	8	9
○日程第	3	議案第38	8号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条		
				例の一部改正について	8	9
○日程第	4	議案第39	9号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に		
				ついて	8	9
○日程第	5	議案第4()号	田上町職員の給与に関する条例の一部改正につ		
				いて	8	9
○日程第	6	議案第4]	1号	田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に		
				関する条例及び田上町職員の育児休業等に関す		
				る条例の一部改正について 1	8	9
○日程第	7	議案第42	2号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定		
				個人情報の提供に関する条例の一部改正につい		
				τ ····································	8	9
○日程第	8	議案第43	3号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について …1	9	0
○日程第	9	議案第44	4号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定につい		
					9	4
○日程第1	0	議案第45	5号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者		
				の指定について1	9	4
○日程第1	1	議案第46	5号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定につ		
				いて	9	4
○日程第1	2	議案第47	7号	令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)		
				議定について1	9	6
○日程第1	3	議案第48	8号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第		

2号) 議定について196	6
同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算	
(第1号) 議定について196	6
同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算	
(第1号) 議定について196	6
同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2	
号) 議定について196	6
同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)	
議定について196	6
令和5年度田上町一般会計補正予算(第7号)	
議定について199	9
	0
号 令和 5 年度田上町一般会計補正予算(第 7 号)	
議定について20(0
国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の	
改定を求める意見書」の提出を求める請願につ	
いて	1
	5
「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を	
求める意見書について205	5
「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進	
するため、私学助成の増額・拡充を求める意見	
書」の採択を求める請願について209	9
私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進す	
るため、私学助成の増額・拡充を求める意見書	
について	0
ガソリン等の価格高騰から国民生活及び社会経	
済を守るため揮発油税等におけるトリガー条項	
凍結の解除等を求める意見書について214	4
中の継続調査について	
	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)議定について 19年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第1号)議定について 19年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について 19年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について 19元 令和5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について 19元 20元 30元 5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について 20元 30元 5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について 20元 30元 5年度田上町一般会計補正予算(第7号) 30元 5年度和上町一般会計補正予算(第7号) 30元 5年度和上町本が出来がある意見書について 20元 5元

○議事日程第4号	2 2 0
----------	-------

田上町告示第27号

令和5年 第7回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月22日

田 上 町 長 佐 野 恒 雄

1. 期 日 令和5年12月7日

2. 場 所 田上町議会議場

令	和5年 第7回	可 田上町	議会(定例会)会期日程
月日(曜)	開議時間	本委区分	内容
12. 7(木)	午前 9:30	本会議	・開 会 (開議)
			・会議録署名議員の指名
			・会期の決定
			・諸般の報告
			・人事案件上程(提案説明・質疑・採決)
			・議案上程(提案説明・質疑・委員会付
			託)
			・一般質問
			・散 会
	本会議終了後	委員会	広報常任委員会
12. 8(金)	午前 9:00	本 会 議	• 開 議
			・一般質問
			・散 会
12. 9(土)			(休 会)
12.10(日)			(休 会)
12.11(月)	午前 9:00	本会議	・開議
			・一般質問
			・散 会
12.12(火)	午前 9:00	委員会	総務産経常任委員会(付託案件審査)
12.13(水)	午前 9:00	委員会	社会文教常任委員会(付託案件審査)
12.14(木)	午後 1:30	本 会 議	• 開 議
			・議案審議(委員長報告・質疑・討論・
			採決)
			・閉 会

応招議員(14名)

1番	吉	原	亜 紀	子	君
2番	轡	田		禎	君
3番	渡	邉	菜 穂	美	君
4番	青	野	秀	幸	君
5番	森	山	晴	理	君
6番	小 野	澤	健	_	君
7番	藤	田	直	_	君
8番	渡	邊	勝	衞	君
9番	小	嶋	謙	_	君
10番	中	野	和	美	君
11番	今	井	幸	代	君
12番	椿		<u> </u>	春	君
13番	池	井		豊	君
14番	髙	橋	秀	昌	君

令和5年第7回田上町議会(定例会)提出議案一覧表

議案番号	件名
報告第4号	専決処分(新潟県市町村総合事務組合規約の変更)の報告について
承認第8号	専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算(第5号))の報告 について
同意第16号	田上町監査委員の選任について
議案第37号	田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案第38号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につい て
議案第39号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第40号	田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第41号	田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び田上 町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第42号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部改正について
議案第43号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第44号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について
議案第45号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について
議案第46号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について
議案第47号	令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について

議案番号	件名
議案第48号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
議案第49号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
議案第50号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について
議案第51号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
議案第52号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について

第 1 号

(12月7日)

令和 5 年田上町議会 第 7 回定例会会議録 (第1号)

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 会 令和5年12月7日 午前9時40分

3 出席議員

亜紀子 君 1番 吉 原 8番 渡 邊 勝 衞 君 2番 轡 禎 君 9番 嶋 謙 君 \coprod 小 3番 渡 邉 菜穂美 君 10番 中 野 和 美 君 4番 青 野 秀 幸 君 11番 今 井 幸 代 君 5番 12番 春 森 Щ 晴 理 君 椿 君 6番 小野澤 健 _ 君 13番 池井 豊 君 橋 秀 藤田 7番 直 一 君 14番 髙 昌 君

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

哉 町 長 佐 野 恒 雄 近 藤 拓 町 民 課 長会計管理者 之 副 町 長 鈴 木 和 弘 本 間 秀 教 保健福祉課長 育 長 首 藤 和 明 橋 康 夫 棚 時 総務課長 之 \mathbb{H} 中 或 明 \blacksquare 雅 代表監査委員 丸山 政策推進室長 中 野 貴 行 勝 朗 地域整備課長 宮嶋敏 明

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明 書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前9時40分 開 会

議長(藤田直一君) おはようございます。ただいまから令和5年第7回田上町議会定 例会を開会します。

現在の出席議員は14名であります。よって、定足数に達していますので、本日の 会議を開きます。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いします。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年度第7回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また、開会前の貴重なお時間をお借りいたしまして行いました令和5年度の町表彰式にご同席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、今年も残すところ1か月を切りました。今年は、町制50周年を迎える年でありました。特別大きなイベント等は実施せずに、9月の地域住民で支え合うための体制づくりのための地域支え合いフォーラムの開催に始まって、10月には「竹あかりバンブーブー2023」にも50周年の冠をつけていただき、町としても側面的に様々支援を行ったところであります。11月に入り、メインイベントである記念式典の開催や、町内出身者の音楽家の皆さんによる記念コンサートの開催、小中学生の「未来の田上町」と題した発表やパネルディスカッションの開催、田上町文化祭、芸能発表の開催、予定しておりました事業はほぼ終了することができました。その中でも、記念式典における小中学生の「未来の田上町」と題した発表やパネルディスカッションでは、町の魅力を再発見できたと同時に、子どもたち一人ひとりの堂々とした立ち振る舞いを見て、私自身もこれからのまちづくりにしっかりと取り組んでいかなければならないと決意を新たにしたところであります。人口減少になかなか歯止めがかからない状態ではありますけれども、その中でも光明を少し見いだせた年でもありました。

さて、今定例会におきましては、令和5年度一般会計の補正予算で専決処分の報告、10月1日より不在となっております監査委員の選任、国の給与改定等に伴う議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例など条例の一部改正が7件、令和5年度で指定期間が満了いたします椿寿荘等の指定管理者の指定が3件、人事院勧告等に伴う職員の給与等の見直しに関連する経費や急を要する経費等の補正予算が6件、合計19案件をご提案申し上げました。

それでは、ご提案申し上げました議案につきまして、よろしくご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長(藤田直一君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(藤田直一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

10番 中野和美議員

11番 今 井 幸 代 議員

を指名します。

日程第2 会期の決定

議長(藤田直一君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月14日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長(藤田直一君) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の8月分、

9月分、10月分並びに地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査の結果報告書が提出されています。お手元に写しを配付しましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改定を求める意見書」の提出を求める請願、「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の2件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定によって、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、本日までに受理した陳情は、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の1件です。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって説明員の出席を求めています。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 皆さん、おはようございます。総務産経常任委 員会委員長、小野澤でございます。

総務産経常任委員会の行政視察についてご報告を申し上げます。時間の関係がありますので、お配りの報告書に従って詳細を部分的に割愛をしながら、要点並びに委員長の所見についてご報告を申し上げたいというふうに思います。

総務産経常任委員会は、令和5年11月13日から14日、1泊2日で群馬県の中之条町と下仁田町を視察してまいりました。両自治体とも非常に歓待をしていただきまして、詳細についてお話を伺うことができました。それについてご報告を申し上げていきたいというふうに思います。

まず、中之条町につきましては、人口が約1万5,000人、田上町が約1万1,000人ですので、少し多いと。役場の一般行政部門について143人、田上町が63人ということですので、役場の規模はかなり大きいなという町であります。

視察の目的は、持続可能な自治体の有力な要素であるエネルギーの地産地消を志向した再生可能エネルギー発電について学び、田上町への導入を検討するという形が目的であります。中之条町は、自然エネルギーから得られる電力を地域に供給するために、国内で初めて自治体を中心とした新電力会社である株式会社中之条パワ

一を設立をいたしました。同社は、町役場庁舎や総合体育館、小中学校などの公共施設に電力を供給をしております。また、農業用水による小水力発電や木質バイオマスなどの地域資源を活用した電力の地産地消により、地域の活性化を推進をしております。

施設は、太陽光発電所3施設、これについての事業は全てリースで対応したということであります。1施設当たり9億円から12億円で、リース総額は合計で33億1,000万円。太陽光1か所のパネル数は、約1万枚弱になります。小水力発電所が1施設、それから木質バイオマス発電所が1施設であります。総発電電力量は約930万キロワット、1年間でありますが、これは一般家庭に換算すると2,200世帯の年間消費量に該当する発電であります。

視察の報告であります。太陽光発電所1施設、小水力発電所1施設を視察をしてまいりました。エネルギーの地産地消の発想のきっかけは、東日本大震災であったということであります。震災瓦礫の受入れ、計画停電、放射能汚染への対応を経験し、小さな自治体でできる取り組みとは何かを自問自答し、一つの方向性を出すに至ったそうであります。それが町の重要施策としての方針である2013年6月の「再生可能エネルギーのまち中之条」宣言及び中之条町再生可能エネルギー推進条例制定でありました。

導入後の当施策実施の金銭的効果については、累計の収益は3億2,090万9,000円です。平成25年から令和4年度の累計の収益であります。事業開始時期が電力の固定価格買取制度、FITの開始時期と重なり、事業の先行きの見通しがしやすかったという事情が奏功しております。以下ちょっと飛ばします。割愛をさせていただきます。

委員長所見としまして、新規事業は様々な要素がそろわないと成就いたしません。 中之条町は、地理に関しては町の84%が森林で、そのうち8割が国有林であり、同 事業にその使用が国から認められたという背景があります。

ノウハウに関しては、官民連携手法、PPPといいますけれども、を活用し、電力事業サポート業務提案のプロポーザルを実施をし、その任を株式会社V-Powerという会社が担っております。

財源に関しては、株式会社V-Powerが資金調達にも強く関与しており、町の信用力の補完ができました。また、同事業のスタート時期が電力の固定価格買取制度の開始時期とほぼ重なり、財務的にも先行きが見通しやすかったことが大きな要因となっております。

人材に関しては、生え抜きの役場職員の2名体制で事業をしており、中心職員は 水道の技術者でありました。技術畑、理科系の職員配置とその責任感の強さが奏功 したというふうに思われます。

最後に、町の不退転の覚悟が「再生可能エネルギーのまち中之条」宣言に表れています。背景には、当時の町長による強力なリーダーシップが存在した形であります。以上のように様々な要素が有機的に連携し、同事業を後押ししているという感想を持ちました。

続きまして、下仁田町であります。下仁田町の人口は6,500人、田上町よりも小粒であります。ただし、一般行政部門の職員数は77人と、田上町を上回っております。

視察の目的でありますが、比較優位による差別化であるブランド維持について学 び、田上町のブランド戦略、主に農産物の参考とするため、視察いたしました。

下仁田町特産の下仁田ネギは、二百数十年の歴史を有する全国トップレベルのブランドであり、日本3大ネギ、ほかに兵庫県の岩津ネギとか福岡の博多万能ネギ、これを含めて日本3大ネギというそうであり、その一つであります。ちなみに、ネギの県別生産額、これは私が調べましたが、群馬県は全国第5位、収穫量が1万8,400トン、我が新潟県は15位でありまして、9,010トン。ちなみに、第1位は埼玉県、5万2,400トンであります。

また、下仁田ネギのその特徴的な形に加え、春と夏の2回の植え替え経る等、収穫までに15か月を要するということであります。

全国で名高いものの、過去において他地域での栽培の増加や交雑により、品質、風味が落ちていると耳にすることがあったそうです。このような中で、本物を守り、受け継ごうと、2001年、平成13年ですが、に下仁田町馬山地区のネギ農家が下仁田葱の会を結成し、栽培、出荷において守るべき事項を提示をいたしました。その守るべき事項とは、下仁田町内で栽培された下仁田ネギであること、品種の統一を図ること、品質の統一を図ること、規格の統一を図ること、価格の統一を図ること、箱の統一を図ること、夏の植え替えをした下仁田ネギであることの7項目であります。また、下仁田葱の会は下仁田町が認定をしている農業団体であります。

視察の報告です。下仁田葱の会のメンバーのお一人のネギ畑を視察をしてまいりました。下仁田ネギは、伝統野菜であり、こだわりとして品質改良せず、昔ながらの味を保つべく、原形のままブランド化する必要があったということであります。 下仁田葱の会の出荷先においてJA宛ては少なく、当会の70%は個別の顧客を持っ ている、特に贈答用の需要が多いということであります。本当によいものは市場に 出回っていないということを言われておりました。ちょっと飛ばします。

ブランド維持にはかなり厳しい基準があり、違反した場合は即刻退会となるため、現在のメンバーは当初の70戸から53戸へ減っております。収穫量は10アール当たり、1 反当たり8,000本から1万本程度収穫できるそうで、1 本の販売価格は200円から300円であります。ネギ専門でやっている農家の方、大体4件から5件ぐらいしかいないということで、ほかは皆さんは兼業という形でありました。ブランドに関しては、下仁田葱の会が自らに課せた厳しい基準に対して行政側が認定したものであり、これは箱の統一、緑の箱ということで、それも12月1日からしか使えないという形で、かなり厳しい規定があります。行政主導の机上のブランド化戦略と一線を画しており、同会の規律と会員のモチベーションが成功の主要因になっていることがうかがわれました。

ブランドの維持は、ブランド化にも増して困難が伴うと言われております。当会が取り扱うのはネギであり、ニンジンや大根などと同じくありきたりの野菜であり、差別化は非常に難しいものであります。それにもかかわらず差別化がしっかりと図られることは、驚き以外の何物でもありません。15か月の栽培期間を経て、販売期間は12月から1月の僅か2か月間でしかありません。販売全期間が最盛期に該当し、本来ならば期間の終わりにかけて価格引下げ圧力が高まるのが市場原理でありますが、その中でも同会が自ら決めた販売価格を維持できることは、ブランドがしっかりと確立していることを意味しております。背景としては、上記の厳しい基準の存在があります。特に夏場の植え替えに関しては、品質と風味を左右する大切な作業でありますが、今年の夏の酷暑とも言える異常高温下では、殺人的とも言える農作業を強いられたはずであります。この苛酷な農作業に耐えられたのは、本物を守るという同会メンバーの使命感以外の何物でもありません。

また、同会の主要メンバーに同町議会議員がいることで、行政との連携を図る後押しができたと思われます。実際、同会のみ使用が認められている統一された箱、 先ほど申し上げた緑色の箱は連携のたまものであり、認定という強烈な差別化グッズとなっております。

ブランド化は、往々にして机上で議論されがちでありますが、当事者である農業者から沸き上がったブランド維持の熱量と、それを認定という形で後押しした行政の連携は、大いに参考になるものでありました。

以上、行政視察先、中之条町、下仁田町の行政視察の報告を終わらせていただき

ます。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。小野澤委員長、ご苦労さまでした。 次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、社会文教常任委員会の行政視察の報告 をさせていただきます。

期日は、令和5年11月7日から8日、視察先1日目は長野県上水内郡飯綱町、2 日目は長野県上高井郡小布施町を視察してまいりました。

まず、1日目の飯綱町は、廃校活用施設、いいづなコネクトの経緯について、子育て世代支援施設ワークセンターについて、重層的支援体制整備事業の取り組みについてを伺ってきました。2日目の小布施町では、まちとしょテラソ、地域子育て支援施設エンゼルランドセンターを視察してまいりました。

参加者は、委員7名、事務局1名です。

飯綱町は、平成17年10月1日、牟礼村と三水村の2村の合併により町制を施行しました。長野県の北部に位置し、面積は75平方キロメートル、西南は長野市、北は信濃町、東は長野市に隣接する、飯綱山から斑尾山までの穏やかな丘陵地となっています。人口1万370人、4,226世帯、令和5年10月31日現在ですので、ほとんど田上町と同じぐらいでしょうか。飯綱町は、日本一のリンゴの町、日本一女性が住みたくなる町を目指していました。

1つ目の視察、いいづなコネクトの概要です。飯綱町全体の小学生が減少し、複式学級となる可能性が出てまいりました。子ども教育に大きな影響を及ぼすなどの課題が表面化し、平成23年に飯綱町教育環境あり方検討委員会で議論がスタートしました。平成25年に平成30年に4校の小学校を2校に統合する方針を決定し、廃校になる2校のそれぞれの地域で、地域住民組織での議論がスタートしました。構成メンバーは、各地区の組から男女1名ずつ、20代から70代、地元の議員、区長、組長などで組織されました。2か所ありまして、EASTとWEST、共に指定管理、株式会社カンマッセいいづなが請け負っています。

まず、1つ目のいいづなコネクトEAST。旧三水第2小学校の施設です。設置目的は、近隣地域や都市圏との交流を促進するため、プロフェッショナル人材の地方還流、しごと創りを促すような学びのプログラムなどとともに、地域内外の幅広い人々と自由に交流、創発が起こるような拠点を整備することで、企業や雇用を地方へと促すことを進めています。リニューアルの総事業費としまして、約2億

2,200万円、これは地方創生推進交付金を活用しています。開館時間は午前9時から20時、火曜日から日曜日。月曜日は、午前9時から午後5時まで。毎月最終月曜日が休館となっています。大手企業のTOPPANや林檎学校醸造所やおしゃれなカフェなども入り、食、農、しごと創りをテーマにした複合施設となっています。現在は、校舎3階部分を改装中で、約9,400万円のうち9,000万円が補助対象で、入居者募集をしていました。コワーキングスペースやものづくりに利用できるスペースが確保されていました。

いいづなコネクトWESTの設置目的は、町の魅力である自然の中での豊かな暮らしや観光資源を最大の要素と位置づけ、自然、スポーツ、健康をテーマに様々な体験事業を展開し、情報発信していくことで、町への観光誘客や交流、関係人口増加につなげていくことを進めています。WESTのリニューアル総事業費は、校舎全体で約2億5,000万円、こちらも地方創生推進交付金を活用しています。サッカー場は約1億5,000万円、こちらはtotoの助成金約6,000万円を活用しています。自然、スポーツ、健康をテーマにした複合施設として、飯綱町の未来のまちづくりの拠点となっていました。ランドリー、レストラン、フィットネス、スタジオ、宿泊室、コワーキングスペース、ふるさと納税事務局、フリースクール、放課後等デイサービスを運営するNPOなどが入っています。

EAST、WESTのどちらも今まであった学校をリメイクしてそのまま使用されていて、学校の旗や歴代の卒業生のトロフィーなどの文化を伝えるものをそのまま残してありました。廃校というマイナスイメージを町の活性へとうまく転換していると感じてまいりました。どちらも過去3年間の利用者数、利用料はともに右肩上がりでした。

次に、重層的支援体制整備事業についてです。こちらは、重層的支援体制整備事業交付金を活用しています。ポイント1、相談支援、参加支援、地域づくりの支援を一体的に実施しています。ポイント2、従来、分野ごとに別々に交付されていた国などからの補助金が社会福祉法に基づく1つの交付金として交付され、予算づけが柔軟になり、多様化するニーズに合わせた編成が可能となっています。飯綱町では、将来的には導入が必要となってくるので、本年度よりスタートしたとのことです。

次に、子育て世代支援施設ワークセンター。令和3年5月、子育て支援センター と子育て世代包括支援センターの機能を兼ね備えた複合施設、「みつどんのお家」 として開所しました。在宅ワークなどを活用した多様な働き方を提案し、安心して 働ける場を提供しています。利用者がより安心して子どもを預けられ、自分の仕事に集中してもらえるよう支援をしています。女性活躍推進交付金を活用し、女性起業応援プロジェクトを展開しています。開館時間は、午前9時半から16時、月曜日から金曜日まで。利用対象者は、子育てをしている者及びその家族となっていますので、お父さんや祖父母の利用も可能で、託児は予約制で、町民のみ1回100円で預かるそうです。事業、在宅ワーク、就労支援、スキルアップセミナー、起業支援、託児業務。複合施設の「みつどんのお家」の建設事業費は2億2,481万円。備品購入費600万円の中には、その場にあっても違和感のないかわいらしいテントウムシのデザインの遊具用の殺菌処理機が置いてありました。遊具は、木製のぬくもりのあるものが使用されていました。広々とした遊びの場のスペースのほかに、授乳コーナーや畳スペース、託児スペースなどがありました。

次に、小布施町です。面積は19平方メートル、長野県で一番狭い自治体です。町の中心から半径2キロメートルに全ての集落があり、人口はここ30年、約1万1,000人前後で推移しています。600年の歴史を持つ特産の栗を使った栗菓子や栗おこわが有名です。その中で、まちとしょテラソとエンゼルランドセンターを視察してまいりました。

まちとしょテラソは、これは図書館です。公募型プロポーザルを行ったところ、166の応募があり、2011年ライブラリー・オブ・ザ・イヤーなど数々の賞を受賞しています。本と人をつなぐ遊びの場、交流の場として企画棚の充実を図り、新たな作品、作家との出会いを演出していました。まちじゅう図書館、本の福袋、図書館まつり、創作童話を公募し、最終審査に残った30編は作品集として制作するなど、面白い取り組みをされていました。開館時間、平日午前9時から19時、火曜定休、土日午前9時から17時。蔵書数は、開架約6万冊、閉架約4万冊。閉架というのは、利用者は入れないけれども、本としてはお渡しできるという別室になっている本のことをいいます。事業費3億9,564万円。国庫補助金8,212万2,000円、一般財源が3億1,351万8,000円、かなり一般財源を利用して造っていました。

エンゼルランドセンター。エンゼルランドセンターは、就学前の親子を対象として、子どもたちと保護者同士が触れ合いを通じて交流の場を広げ、楽しく子育てをしていくということを目的としています。あそびの広場では、いろいろなイベントの中でも、近隣の施設ではおむつをしている乳幼児はプールに入れてもらえないため、プールがここでは人気となっていました。つどい事業では、リフレッシュタイム、0ママ企画として、0歳の赤ちゃんを持つお母さん方の交流の場など、相談事

業としては秋から多くなってくる就労相談も行っていました。おおむね12歳までの児童に対して、ファミリーサポートセンターという事業も実施していました。利用状況の推移は、一時期大変混雑した時期もありましたが、近隣市町村にも類似施設ができたことで分散されました。開館時間は、平日、月曜日から金曜日午前9時半から16時30分。新型コロナウイルス前は、土日、祝祭日も開館していたそうです。対象者は、小学校入学前の子どもとその保護者、祖父母もオーケーです。事業費1億9,800万3,000円。安心子ども基金事業補助金717万5,000円、大規模修繕基金、一般財源1億9,082万8,000円、こちらも一般財源をかなり投資して造られた施設でありました。

以上で社会文教常任委員会の視察報告を終了します。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。中野委員長、ご苦労さまでした。 次に、広報常任委員長の報告を求めます。

(広報常任委員長 渡邊勝衞君登壇)

広報常任委員長(渡邊勝衞君) 改めまして、おはようございます。広報常任委員長の 渡邊です。

それでは、広報常任委員会所管事務調査の報告をいたします。9月定例会の広報常任委員会でフェイスブック及び議会だよりの内容について検討事項があり、11月27日に所管事務調査を行いました。

1番目に、フェイスブックについてです。10月19日の広報常任委員会でフェイスブックについて検討したところ、県内では田上町しか行っていないことが分かりました。平成26年から運用を開始され、約10年が経過し、フェイスブック以外のSNSが普及しており、フェイスブックの在り方について意見があり、議論をしました。委員会の結論といたしましては、令和6年3月末をもって休止の方向性を出しました。後日、議会全体で協議をお願いしたいと思っております。

2番目に、議会だよりについてです。9月29日の町村議会広報研修会研修後、10月16日の広報委員会で、議会だより第142号の発行をする際、表紙の写真については表紙の写真を大きくして見やすくすること、町民の方から写真の公募を行うこととしました。また、議会だよりを読みやすくするために書体についての意見があり、誰が見ても読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用してみてはどうかという意見が出ました。今後も議会だよりを見ていただけるよう、紙面構成の検討をしていきたいと思います。

以上で広報常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。渡邊委員長、ご苦労さまでした。 以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

(4番 青野秀幸君登壇)

4番(青野秀幸君) 加茂市・田上町消防衛生保育組合議会10月臨時会の報告をさせて いただきます。

臨時会は、令和5年10月19日午後1時30分より、加茂市役所5階議事堂にて開催 されました。

議案は、本組合の監査委員の選任です。議案のとおり同意され、監査委員に山口 昇氏が選任されました。

以上で報告を終わります。

議長(藤田直一君) 報告が終わりました。青野議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

(1番 吉原亜紀子君登壇)

1番(吉原亜紀子君) それでは、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合 に関してご報告申し上げます。

去る令和5年11月27日に、三条市役所全員協議会室にて、第3回定例会が招集され、議案が提出されました。

まずはじめに、議第1号 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、ご報告申し上げます。こちらは、これまで単年度契約であった事務用機器やその保守等を複数年契約に締結できるものであります。こちらは可決されております。

続いて、議第2号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。こちらは、令和6年3月31日をもって新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を変更するものでございます。こちらも可決されております。

最後に、認定第1号 令和4年度決算の認定について、ご報告申し上げます。歳 入済額2億5,424万7,609円、歳出済額2億6,086万8,603円であり、歳入歳出の差引 き残額がマイナス662万994円となったため、翌年度歳入繰上充用金として、662万 994円を充てております。認定第1号は認定されました。

以上でご報告終わらせていただきます。

議長(藤田直一君) 報告が終わりました。吉原議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

(8番 渡邊勝衞君登壇)

8番(渡邊勝衞君) それでは、新潟県中越福祉事務組合議会報告をいたします。

令和5年第2回新潟県中越福祉事務組合定例会が10月23日に招集され、見附市ま ごころ寮にて開催されました。

議会選第2号議案は、新潟県中越福祉事務組合議会副議長の選挙について、三条 市議の森山昭氏が当選されました。

議第8号は、令和4年度新潟県中越福祉事務組合歳入歳出決算の認定について。 歳入額7億3,322万1,644円、支出額6億7,200万5,604円、差引き額は6,121万6,040円 で、翌年度に繰越しです。

議第9号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてです。令和6年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとしたものです。

審議の結果、原案のとおり可決されました。詳細については、皆様に配付されております一部事務組合議会報告の15ページから25ページを見ていただきたいと思います。

議第10号は、監査委員の選任についてです。地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めております。長岡市議の多田光輝氏が同意されました。

以上で新潟県中越福祉事務組合議会報告を終わります。

議長(藤田直一君) 報告が終わりました。渡邊議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分(新潟県市町村総合事務組合規約の変更)の報告に ついて

議長(藤田直一君) 日程第4、報告第4号を議題とします。 佐野町長の報告を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました報告第4号 専決処分(新潟県市町村 総合事務組合規約の変更)につきましては、軽易な事項として町長の専決処分事項 に指定されております、一部事務組合及び広域連合を組織する地方公共団体の数の 増減又は名称の変更に伴う規約の変更に関するものであります。

その内容といたしましては、現在新潟県市町村総合事務組合に加入している寺泊 老人ホーム組合が令和6年3月31日をもって解散し、新潟県市町村総合事務組合から脱退することとなったことに伴い、規約から寺泊老人ホーム組合を削るものであります。

議長(藤田直一君) 報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、終わります。

日程第5 承認第8号 専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算(第5号)) の報告について

議長(藤田直一君) 日程第5、承認第8号を議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程となりました承認第8号 専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算(第5号)の報告につきましては、10月17日開催の全員協議会において協議をいただいた内容であり、歳入歳出それぞれ2,920万円を追加したものであります。

その内容は、異常気象に伴う米の品質低下による収入減少に対する支援として、 水稲農家に対し1反当たり5,000円を交付するための所要経費の追加、また田上小 学校給食棟の雨漏りについて、その原因が特定されましたので、修繕料の増額をさ せていただきました。

なお、いずれの経費につきましても、早急な対応が必要なことから、10月17日付けでやむなく専決処分といたしました。

以上、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますよう よろしくお願いを申し上げます。

議長(藤田直一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君)なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています本件については、お手元に配付しています議案付託 表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第6 同意第16号 田上町監査委員の選任について

議長(藤田直一君) 日程第6、同意第16号を議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました同意第16号 田上町監査委員の選任に つきましては、前監査委員の大島甚一郎氏の辞職に伴い欠員となっております後任 の監査委員に、田上町大字羽生田83番地、丸山勝朗氏、昭和31年2月17日生まれを 任命いたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、令和5年12月7日から令和9年12月6日までの5年間となります。

なお、丸山氏は昭和55年に株式会社丸勝工場、現株式会社丸勝に入社をし、昭和56年に取締役に、平成11年には代表取締役に就任し、現在に至っております。また、平成7年より田上町商工会の理事として活躍されており、経営者として培った経験を活かし、監査委員としての町の行政運営に的確な助言をいただけるものと考えております。

参考資料といたしまして、略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを 申し上げます。

議長(藤田直一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに

決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。同意第16号は原案のとおり同意することに 賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(藤田直一君) 起立多数であります。したがって、同意第16号は原案のとおり同意されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

(代表監查委員 丸山勝朗君入場)

午前10時45分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの同意第16号は、原案のとおり同意されましたことを報告いたします。 丸山監査委員から挨拶の申出がありますので、これを許します。

(代表監查委員 丸山勝朗君登壇)

代表監査委員(丸山勝朗君) 丸山勝朗でございます。

今ほど佐野町長より監査委員ということで選任をいただきました。また、時間が 大分押していたわけでございますけれども、議員の皆様からご同意がいただけたと いうことでこの職に就かさせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願い いたします。

佐野町長よりは、11月の半ば頃にこの職に当たってくれというご依頼を受けたところでございますが、今まで全くそういった監査委員というようなことを考えたこともなかったものですから、河野議員ではありませんけれども、ネットで調べました。そうしましたら、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者が当たると、こうあります。私はこれに対して十分な力量がある者ではないということで、町長にも私は適していないのではないかということでお話し申し上げたところでございますが、前任の大島監査委員は議会経験もあり、また経営者でもあられるということでまさに適任だったかと

思うのですがというようなお話もさせていただいた中で、過去にはそういうことに特別にたけた方でなく、商工関係からの企業経営に当たる方が当たっていたほうが多いというようなこともお聞きいたしましたので、私が先ほどピックアップした中で言えば、事業の経営管理という意味においては、多少なりとも知識を積んできたというようなところは思い当たるところがありますので、そのほかのことについては、いろいろと皆様からご指導いただきながら、この職に就かせていただこうかというふうに決意したところでございます。

私どもの会社といいますか、経営に関して、少しご理解いただきたくお話をさせ ていただきたいというふうに思っております。私どもの会社は、昭和9年、1934年 の創業であります。89年目というところで、加茂で織物業を営んで、その後、織物 の内容が変わり、ガラス繊維を中心とした工業用の繊維の織物にということで、昭 和43年にこの田上町羽生田の今の地に工場を求め、そこから工業用の資材を専業と する織物製造工場、プラスアルファの加工工程というようなことで推移しておりま すが、私が会社に戻った、入社したのは今からちょうど50年ほど前になりますが、 工場を移転した後にオイルショックとかいろいろ難儀をし、大変厳しい経営状況で ございました。債務超過になり、ちょっと手前ぐらいの厳しい状況の中、そこから 何とか40年ほど、現在は従業員が1.5倍くらいの47名、加工高を中心とした売上げ でございますが、4億4,000万円ほど、総資本5億円くらいの会社で、自己資本率 が60%くらいになるような、この辺でいうと少し安定した企業になることができま した。その過程において大事にしていたことは、従業員にとっていい会社であるこ と。そのためには、お客さんにとってもいい会社と認めていただかなければいけな い。なおかつ地域にとってもいい企業であらねばならぬということで、社員皆に協 力をいただきながら、何とかこんなふうに進めてこれたかなというふうなところで ございます。

これ以上長々しゃべるのもなんでございますが、そういった経営におけるバランス感覚、そういったものも大事にしながら、町の監査に当たらせていただければ、少しは地元にまたご協力といいますか、恩返しができるかなというふうに考えているところでございます。とはいうものの、冒頭申し上げましたように、この議会にも初めて今日入らせていただきましたし、分からぬことだらけでございますので、ぜひ議員の皆様からご指導、ご教示いただけますよう、また町当局の各職員の皆様からも同様にお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

日程第 7 議案第37号 田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 8 議案第38号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正について

日程第 9 議案第39号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第40号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第41号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例及び田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正 について

日程第12 議案第42号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第43号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

議長(藤田直一君) 日程第7、議案第37号から日程第13号 議案第43号の7件を一括 議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程になりました7議案につきまして、その概要を ご説明申し上げます。

はじめに、議案第37号 田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、下水道事業及び集落排水事業の公営企業会計の移行に当たり、地方公営企業法に基づき設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第38号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正及 び議案第39号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国の 給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を0.1か月引き上げ、年間支給月数 を3.4か月とするものであります。

次に、議案第40号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、 人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の初任給をはじめ、若年層 に重点を置いた上で、全年齢層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給 月数を0.1か月引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を年間4.5か月とするもので あります。

次に、議案第41号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及

び田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正を受けて、令和6年度より会計年度任用職員についても国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から勤勉手当の支給が可能となったことから、町におきましても会計年度任用職員に対しまして勤勉手当を支給できる旨の条文を新たに追加するとともに、勤勉手当を支給しない旨の条文を削除するものであります。

次に、議案第42号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、町で実施している各医療費助成事業において健康保険証の確認を実施しておりますが、既に国の法律により令和6年秋から健康保険証とマイナンバーカードが一体化され、原則新たな保険証が発行されなくなります。現在、保険証の廃止時期は不透明ではありますが、今後の事務において町民に対して不利益が生じないよう、健康保険証の確認をマイナンバーを利用して照会できるよう所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第43号 田上町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、子育て世帯の負担を軽減し、次世代育成の支援を行うため、出産する被保険者の国民健康保険税を産前産後の4か月間、均等割及び所得割について免除する制度が令和6年1月1日から導入されることから、所要の改正を行うものであります。

以上7議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、 ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(藤田直一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番(髙橋秀昌君) 私は、提案されました議案第42号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について疑義があります。この条例改定案は、マイナンバーカードと保険証のひもづけが正しく完全になされているという前提での改正案ではないでしょうか。しかし、現実にはマイナンバーカードと保険証をひもづけたけれども、医療機関窓口でトラブルが多数発生し、一旦医療費全額を支払わなければならなかったとか、本人の窓口負担割合が間違っていたとか、他人の情報とひもづけられていたなどが報じられてきました。こうしたことから、マイナンバーカードで医療機関を利用する人が減り、保険証で受診する現象が起きているとの報道がありました。調べてみましたら、厚労省のデータでは、全受診者、医者にかかった人に対してマイナンバーカードを利用した人の割合は、今年度4月では6.3%しかいなかったのですけれども、5月に入ると6%に減り、6月に入ると5.6%に減り、7月にさらに減って5%、8月に4.7%、9月に入

って4.5%と、どんどん減っているということが明らかになりました。つまりマイナンバーカードによる利用率が下がっているという現状です。95.5%の人々が保険証での受診ということになります。さらに、現在の保険証を残してという世論は、7割超にもなっていると報道されております。

そこで、町長に伺いたいのです。現行保険証を継続して使用することに町行政としても、住民の側にとっても何ら問題はないと思うのでありますが、町長の見解はいかがでしょうか。

- 町長(佐野恒雄君) 今ほどの髙橋議員のお尋ねの件であります。私も現段階においては、現行の健康保険証を継続することについては、特に問題はないものと思っております。今議員おっしゃられるように、むしろ報道等においては様々なトラブルがあるようでありますので、国はこの辺りをしっかりと整理することが重要であると思いますし、優先されるべきものではないかなというふうに考えております。
- 14番(髙橋秀昌君) 町長の政治姿勢といいますか、所見については理解できました。しかしながら、政府が強行している保険証の廃止は来年の秋とされています。しかし、仮に来年9月末日で廃止を政府が強行するとしても、実施は10か月後になるわけです。しかも、世論の7割以上の方が保険証の廃止に反対もしくは延期を求めているのですから、法律には定められましたが、施行するかどうかはまだ分からないという状況と思うのであります。にもかかわらず、今議会、12月議会で議決してしまえば、政府にとっては市町村の条例で議決したのだから、市町村からは保険証廃止は支持を得ているとの口実を与えるのではないかと私は疑義を生じています。この点ではいかがでしょうか。
- 町長(佐野恒雄君) 髙橋議員がそのように疑義を感じてあられるのももっともかと思います。それについては、担当課のほうから答弁させたいと思います。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) お答えいたします。

確かに捉え方によってはそういったことも言えるかもしれません。しかし、一方では、今回このタイミングで条例の一部改正を行いませんと、現実として町民に不利益を与える可能性というものがございます。といいますのは、マイナンバーを利用した健康保険証確認が可能となるためには、今回提案の条例一部改正議決後にマイナンバーの独自利用申請というのを国に対して町が行う必要があります。その申請から許可をいただくまでには大体10か月程度の期間が必要となりますので、そういった面から今回このタイミングで条例の一部改正をお願いしたいものです。実際現場で医療費助成を行っている、事務を担当している保健福祉課、町といたしまし

ては、法律どおりに来年秋に現行の健康保険証が廃止されたということになった場合、町民が助成を受けることができないなどといったことが起こらないように、このタイミングで条例の一部改正をお願いしたいと思いますので、そういった面からご理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

14番(髙橋秀昌君) 政治家だという町長の姿勢、そして事務方と言われる、直接現場で業務を行わざるを得ない事務方としての答弁については、一定の理解を得ることができました。

終わります。

議長(藤田直一君) ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています7件については、お手元に配付しています議案付託 表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第14 議案第44号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について

日程第15 議案第45号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定に ついて

日程第16 議案第46号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について

議長(藤田直一君) 日程第14、議案第44号から日程第16、議案第46号の3件を一括議 題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要を ご説明申し上げます。

議案第44号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定、議案第45号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定及び議案第46号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定につきましては、いずれの施設も令和6年3月31日に指定期間が満了することから、令和6年度より椿寿荘につきましては椿寿荘売店組合を、YOU・遊ランド及び羽生田野球場につきましては環境をサポートする株式会社きらめきをそれぞれ指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

以上3議案につきまして、一括その概要を説明申し上げました。ご審議の上、ご 決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(藤田直一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています3件につきましては、お手元に配付しています議案 付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

- 日程第17 議案第47号 令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について
- 日程第18 議案第48号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議 定について
- 日程第19 議案第49号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議定について
- 日程第20 議案第50号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号) 議定について
- 日程第21 議案第51号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定 について
- 日程第22 議案第52号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について
- 議長(藤田直一君) 日程第17、議案第47号から日程第22、議案第52号の6件を一括議 題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程になりました6議案につきまして、その概要を ご説明申し上げます。

はじめに、議案第47号 令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,723万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ51億8,391万8,000円といたすものであります。

主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金におきましては、交付決定に伴う保険基盤安定負担金の増額、氏名の振り仮名法制化対応に伴う住民基本台帳システム改修の補助金の追加、3歳児健診での視力検査の強化として弱視の早期発見につながる屈折検査器購入費補助金の追加。県支出金におきましては、交付決定による保険基盤安定負担金の減額、灯油購入費助成事業補助金の追加、国庫支出金同様、屈折検査器購入費補助金の追加。繰入金におきましては、令和4年度国民健康保険特別会計事業確定に伴う繰入金の増額をお願いするものであります。

一方、歳出では、ほとんどの課に関連して、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に準じて、特別職及び一般職の給与改定に伴う関連経費の増額のほか、総務費におきましては、氏名の振り仮名法制化対応に伴う住民基本台帳システム改修業務委託の追加。民生費におきましては、物価高騰による生活困窮世帯を支援するため、1世帯当たり5,000円の灯油購入費助成事業費の追加。衛生費におきましては、3歳児健診での視力検査の強化として屈折検査器購入費の追加、財政安定化支援事業費確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額、加茂市・田上町消防衛生保育組合において令和6年1月より会計年度任用職員を採用することに伴う負担金の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業において必要経費の組替え。農林水産業費におきましては、物価高騰による大口径ライフル射撃場整備負担金の増額をお願いするものであります。

なお、第2表、債務負担行為につきましては、LGWAN接続ルーターのリース料を追加するものであります。

次に、議案第48号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定に つきましては、歳入歳出それぞれ27万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ3億1,185万円といたすものであります。

その内容といたしましては、一般会計同様、一般職の給与改定に伴う関連経費の増額をお願いするものであります。

次に、議案第49号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定 につきましては、歳入歳出それぞれ4,236万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ12億8,636万9,000円といたすものであります。

その内容といたしましては、歳入では、医療費の増加等に伴う保険給付費等交付金の増額、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業費確定に伴う一般会計繰入金の増減整理、財源調整のための財政調整基金繰入金の減額をお願いするものであ

ります。

一方、歳出では、産前産後の保険税免除に係るシステム改修に係る委託料の追加、 医療機関への受診件数及び1件当たり医療費の増加等に伴う保険給付費の増額、令 和4年度実績に伴う償還金及び一般会計繰出金の増額をお願いするものでありま す。

次に、議案第50号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定 につきましては、歳入歳出それぞれ107万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ4,307万8,000円といたすものであります。

その内容といたしましては、一般会計同様、一般職の給与改定に伴う関連経費及 び土日祝日利用者への訪問が増えたことに伴う時間外勤務手当の増額をお願いする ものであります。

次に、議案第51号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,203万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,246万2,000円とするものであります。

その内容といたしましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費の追加、 地域密着型介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費において不足が見込ま れることから、関連経費の増額をお願いするものです。

最後に、議案第52号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額に23万円を追加し、予算第4条に定めた資本的支出の予定額に19万6,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、一般会計同様、一般職の給与改定に伴う関連経費の増額をお願いするものであります。

以上6議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、 ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(藤田直一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています6件については、お手元に配付しています議案付託 表のとおり所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会に付託しました件については、会議規則第46条第1項によって12月 14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議あり ませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、12月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

日程第23 一般質問

議長(藤田直一君) 日程第23、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、1番、吉原議員の発言を許します。

(1番 吉原亜紀子君登壇)

1番(吉原亜紀子君) 議席番号1番、吉原亜紀子でございます。よろしくお願いいた します。

今回私は2つ質問させていただきます。1つ目が畑作、果樹、畜産農家向けの支援策について、もう一つが田上町の価値を上げるブランド戦略室創設について質問させていただきます。

まず、1つ目、畑作、果樹、畜産農家向けの支援策についてでございます。今年の夏は、酷暑により水稲栽培は甚大なる被害を受けました。その件に関しては、町執行としての迅速な支援、対応等、関係各所、特に産業振興課の皆様には大変感謝を申し上げます。ただ、忘れてはいけないのが田上町の農業は稲作だけではないということです。畑作、果樹、畜産を主としている農家がおります。私も農家をはじめ農業関係者の方に話を聞いたところ、7月の中旬までは猿やカラスなどの鳥獣被害に遭い、7月後半以降は雨不足、またこの夏の酷暑の影響で野菜が育たない、果樹は秀品率が低下したなどと聞いております。例えば夏野菜のキュウリですが、私が調査したところ、9月末の時点で令和4年度と比べると収穫高は20%近く落ち込み、収入面でも160万円近く落ち込んでいるそうです。田上町の特産である桃も同様、150万円程度の収益が低下したそうです。本来ならばこの秋楽しめるはずの新高は、壊滅的という状況でした。私が少し調べただけでもこの状況です。町全体で考えると被害は甚大と言えます。

現在、農業に欠かせない農機具ですが、こちらも調べましたところ、田上町で100万円以上の農機具を購入した農家が少なくとも7軒はございました。全て今年も昨年と同等ないしそれ以上の収益を見越して購入している農家ばかりです。また、今年

の収益をもってようやく来年農機具を入れ替えようと思っている農家もいたと思います。

田上町では、キュウリ以外にも枝豆、トマト、ナスなどの夏野菜をはじめ、ネギ、 里芋、白菜、大根など、夏の雨不足、酷暑の影響で発育不良となった野菜が現在も 多く出ております。水稲栽培以外の農家にとっても、この夏の酷暑は収入面におい て甚大なる被害を被っており、農業資材の高騰、高額な農機具の支払いを考えます と、来年農業ができるか、再来年農業ができるか、不安となっております。つまり 水稲栽培だけ支援して終わりと思っていただきたくはございません。

先日、聖籠町が水田、畑、果樹の作付面積に応じて10アール当たり5,000円支援とする報道もございました。この件は、12月補正予算に計上するそうです。また、資料1を御覧いただくとおり、三条市、弥彦村でも水稲栽培以外への支援を決めております。今回水稲栽培への支援対策対象数155件に対して、11月15日には75世帯への支払いが完了し、11月24日には残りの80世帯の支払いが完了しております。つまり農家にとって今回の支援策は、非常にありがたいものであり、同時にそれだけ被害の深刻さが浮き彫りになったとも言えます。早急に対応が必要な水稲栽培の支援対策は終わりました。

そこで、町長にお尋ねいたします。田上町の畑作、果樹、酪農、養鶏農家に対する支援を検討すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、田上町の価値を上げるブランド戦略室創設について。先日、これまで全国 1位だったラーメンの消費量が山形県に奪われたというニュースを拝見しました。 その謎をひもとくと、それは納得するもので、山形市役所内にブランド戦略課をつくり、山形県内におけるラーメンのブランド化を戦略的に進めた結果でした。これにより、山形市民にとって山形と言えばラーメンと答えるほどの構図が完成しました。

さて、田上町自体の価値を上げるものは何かと考えると、湯田上温泉、護摩堂山、道の駅、あじさいまつり、梅まつり、バンブーブーなどといった観光資源から、プレミアム付き商品券、マイホーム補助金、子育て支援、ふるさと納税の返礼品など、田上町というブランドを上げる材料がたくさんございます。しかし、対応する課が分かれてしまっていたり、指定業者に任せることによって、企画立案、運用、宣伝、人手、予算をはじめ様々な連携が乏しくなり、どうしても余裕のない中でやって終わることになります。人は、価値があるところに集まります。価値があると分かればお金を使います。時間も使います。田上町に価値があると思えば人も住みます。

住み続けます。もはやタブーの最たるものである護摩堂山トイレ問題がございます。例えば、護摩堂山の湯っ多里館と護摩堂山をセットとしたハイキングイベントであれば、楽しく健康を促進する田上町という価値が生まれ、清掃イベントであれば、町の美化に力を入れる田上町という価値が新たに生まれます。同時に、護摩堂山の魅力、ごまどう湯っ多里館の魅力も広くアピールできます。トイレがきれいなほうが価値を持続しやすいと思えば、トイレ問題を取り組むべき課題となります。田上町が持つ一つ一つの資産やポテンシャルは非常に高いです。そして、その価値を底上げするべきとも考えています。人口減少は避けられない状況であり、新たに人を定住させることも難しい現状です。であるならば、少なくとも人を呼び込み、湯田上温泉に宿泊してもらう、買物をしてもらう、遊んでもらうことで経済を活性化させることができます。そのためにもブランド戦略室を設置して、田上町のまだ眠っている歴史や文化を含めて価値を洗い出し、年間を通じて計画し、必要に応じて役場内の各課、各指定業者や観光協会、商工会、社会福祉協議会などとも連携し、また町民のボランティアなども募り、その価値を有効に使うためにも、横断的に業務を遂行できる町長直下のブランド戦略室が有効と考えます。

そこで、町長にお伺いいたします。今すぐというのは難しいかもしれませんが、町長直下のブランド戦略室を設置し、田上町というブランドを確立し、町民にとって誇れるまちづくり、また若い世代にとっては刺激的なまちづくりをするべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、吉原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、畑作、果樹、畜産農家向けの支援策についてであります。今年の夏は、 災害級の猛暑、渇水に見舞われ、田上町をはじめ新潟県内全体で、過去にこれまで 経験したことがないような厳しい状況の中、農業者の皆様におかれては大変なご苦 労であったと思います。この場をかりてお見舞いを申し上げます。

さて、田上町農業の主な構成を占めるのは、稲作、米になります。このように町の農業は、水稲と併せ、果樹、畑作をはじめとした複合経営をされている農業者が多いという特徴があります。そうした中で、町農業の特徴でもある複合経営、稲作をされている方に対する支援を行うことが今回の異常気象により被害を受けた方への支援につながると考え、1反当たり5,000円の支援を行うことを決断したものです。この取り組みは県内でも早いほうで、議会からもご協力をいただいたことで農業者の方々にも素早い対応を行うことができました。

さて、議員からは畑作、果樹、畜産農家等にも大きな影響があるとのご指摘ですが、JAはじめ関係者に確認をしてみたところ、異常気象だけではなく鳥獣害の被害や生産者の減少といった理由から収量が減り、減収しているとのことでありました。こうした中、農業者の方も作付の時期を平年の夏場の時期より遅くするなどの対応を取り、収穫につなげるよう工夫をしていたとのことであります。また、全国的に農産物が不作となった中、米と違い、逆に収量が減ったことによって価格が上昇している作目もあるとのことでした。こうした状況でありますので、今のところ町での新たな支援は考えておりませんが、今後国、県の施策等に十分注視しながら、必要に応じ検討をしていきたいと考えております。

次に、田上町の価値を上げるブランド戦略室創設についてであります。議員ご指摘の内容につきましては、ここ数年、全国の地方自治体において広まっていることは承知をいたしております。議員の提案を町で置き換えた場合、産業振興課の一部の業務と総務課政策推進室で担当している業務を統合し、新たにブランド戦略室として立ち上げるイメージではないかと考えており、機構改革の一つの案を提案していただいたと認識をいたしております。令和5年3月議会の一般質問においても、今回の議員同様の質問を受けております。まず、町が抱えている人事行政をめぐる課題としましては、職員定数や配置、業務量増加に伴うマンパワー不足、中途退職など様々な問題がある中、令和5年度からスタートした定年年齢の段階的な引上げに伴う職員採用や定員管理、年齢60歳越え職員の配置先、職員のモチベーションなど、制度の運用面に対する新たな不安材料も発生してきているというのが現状であります。

そのような状況下において、これまでの役場組織機構改革につきましては、平成18年度において、行政組織のスリム化による人件費削減、係の統合による住民サービスの向上を目的として、課、局の数を当時の12から9に減らすなど、令和4年度当初の町の職員数は、出先機関の職員も含めると、機構改革前の平成17年度と比べ、全体で24人の減員となっております。一方で、昨今、業務内容が高度、専門化するとともに、業務量も増加する中においては、適正な業務分担と人員配置が必要であり、そのためには課を増やすこと、すなわち機構改革も必要であるとの認識は十分持っておりましたので、一時期、私も議員の提案同様に産業振興課の一部の業務と総務課政策推進室で担当している業務を統合した機構改革の検討について指示を出しました。しかし、機構改革を行うことになりますと、当然課が増えます。そうしますと、必然的に課長、補佐、係長などの役職員も増やさなければならず、結果、

全体の職員定数も増えることとなります。今後の財政状況を踏まえますと、今すぐ 実現することは難しいことから断念をいたしました。しかしながら、各課の業務分 担の見直しや適正な人員配置につきましては、常に検討していく必要があると考え てはおります。いずれにいたしましても、機構改革の必要性については十分理解を しておりますので、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

1番(吉原亜紀子君) ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

以上です。

まず、畑作に関してなのですけれども、正直今回の町長の答弁を聞いて、多くの農家が残念ながら失望したのではないかなと思っております。確かに一部の品目の取引価格が上がったというのは私も分かっておりますが、総体的な収量を見ますと減収につながっております。その辺りを踏まえていただきますと、町として何かしらの水稲栽培以外の農家に対しての支援は必要ではないかと思っております。また、今後国や県の施策に対して注視しながらということですが、ほかの市町村では水稲栽培以外でも畑作、果樹等々に支援をやっております。確かに田上町が水稲栽培にかける支援が早かったというのは十分評価できることではありますが、ほかが追随するように水稲、畑作を支援をしたことで、どうしても田上町というのはかすんでしまったのではないかなという意味では少し残念に思っております。そういった点も踏まえますと、ここで追加で畑作、果樹等々に支援をすることで田上町というものの存在価値であったり、執行としての役割を広く農家の皆さんにお知らせすることも在り方として必要ではないかと思っております。そこで、町長にもう一度、それでも支援が必要ではないのかというところで、もう一度ご答弁いただきたいと思っております。

続きまして、田上町のブランド戦略室なのですけれども。私、町長のオール田上という言葉が非常に大好きで、それが実感したなと思ったのが町制50周年の記念式典で、あのときに中学生の子たちがこのイベントに関われてすごく楽しかったというのを笑顔で言ったときに、これこそオール田上だなと思ったのです。そのときには、もういろんな課も恐らく手伝っていたと思いますし、町の全体がいろいろお手伝いされていたと思います。そういった意味で、今回こういうブランド戦略室というのは、執行の中だけでやることではなくていいと思っております。例えば、田上町にはまだまだこれから働き盛りの若い人たちがたくさんおります。そういった人たちをプロジェクトチーム等々に引き入れることで、要は町政にはない、執行外か

らの新しいアイデアだったり、柔軟な考え方というのを取り入れた上で、こういった新しいまちづくり、町の価値を上げるための戦略を考えてもいいのではないかなと思うのです。町長おっしゃるとおり、もし執行の中で人手が足りないというのであれば、そういったところを使って、これからもオール田上というものをさらに実現していかなければならない段階ではないかなと思っております。そういった点で、要は執行にかかわらず、執行も含め、何なら私たち議員も手伝っても問題ないと思っているのです。そういった意味で、オール田上というところを考えていただいて、もう一度ブランド戦略室というものを再考いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長(佐野恒雄君) どうもありがとうございます。まずは、農作物の今年の被害、吉 原議員のおっしゃられるとおりです。今回の異常気象とも言えるこの猛暑、これは もちろん農業だけではないのですけれども、様々な部分に本当に大きな影響を与え たということは十分承知をいたしておりますし、そういう意味においては、今回農 家の皆さんに少しでも早くというふうなことで対応させていただきました。もちろ ん先ほどもお話がありましたけれども、議会の皆様からもご協力をいただいた中で、 いち早く対応できたということは本当によかったなというふうに思っております。 いろいろと、吉原議員、農家の皆さんの立場を考えた中でお話をされています。確 かにほかの市町村においては、そうした果樹だとか野菜について水稲とは別に支援 をされている、そのことはよく私も承知をしておるつもりです。確かに町と加茂市 だとか三条市と比べると、田上というのは先ほど申し上げました複合経営の農家が 多いというふうに思っています。加茂市、三条市へ行くと、果樹の関係でたくさん いらっしゃいますし、特に吉原議員が先ほどおっしゃっておられた新高なんていう のは、もうかなり収量が落ちたというふうに私も伺っています。私も新高が大好き でして、時期になると必ず新高を求めて行くのですけれども、今年は新高、その機 会もなかったのかもしれませんけれども、新高ですとかは見ませんでした、ほかの 梨はあったのですけれども。それぐらいもうこのたびの被害というのは大変大きか. ったのだなというふうに思っています。そういう意味で、先ほどからも申し上げま したそうした複合経営、それからちょっと触れましたけれども、野菜にしても果樹 にしても米と違うのは、その年の不作というのですか、気候の影響を受けた状況で 値段もそれなりに、それなりにと言っては語弊があるかもしれませんが、値段が上 がってきます。そこへいくと、米については今回は、もうそれこそ3等米に落ちて、 惨たんたる被害だったと。そういう中で、私ども今回いち早く皆様方のご協力を得 て、対応させていただいたという状況であります。果樹の関係については、米ともう一つ違うことは、米は昨年と比べてどれだけ落ちたとか、どれだけ上がったとかというのがなかなかつかみやすい点。ところが、野菜の関係はなかなかそうした把握の仕方が非常に難しい点があります。そういうこともあって、今回水田といいますか、米の支援ということでやらさせてもらいましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、県の、また国のそうした支援策、そうしたこともしっかりと注視をしていければ、そういったことからも検討させていただければなというふうに思っております。

それから、機構改革の話です。一時はそうしたことも考えました。非常に業務も 専門的になっているし、課によっては非常にオーバーワーク、仕事量も増えている。 そういう中で、何とかそうしたところを、産業振興課の一部と政策推進室の一部を 一緒にして、課は別にということも一時は考えたこともあったのです。しかし、な かなか実現はできなかったのであります。吉原議員も今すぐにということではない というふうに申されております。そういう意味で、機構改革、人員配置、またそう いう面で常に検討していかなければならない大変重要な課題だと思っておりますの で、しっかり頭に置いてこれからもやっていきたいと思っておりますし、それから 執行だけでなくてというふうなお話がありました。私は、まさに今回「竹あかりバ ンブーブー」が子どもたちを巻き込んで、そしてまた多くの町民の人たちを巻き込 んで、そうやって竹あかりを1か月間やってきた。そこは、執行ではなくて本当に 町民を、町全体を巻き込んだ、まさにオール田上でやってきたことの成功している 事例だと思っております。そういう意味においては、それこそ町のブランド化もそ うですし、町の産物のブランド化も大事です。今日も新聞に出ておりました、がん ばるねぎですか、話が出ておりましたけれども、何かそういう形で町の農業のブラ ンド化をもっと進めていければなというふうに思っております。何か取り留めない のない答弁になりましたけれども、よろしくお願いいたします。

1番(吉原亜紀子君) ありがとうございます。畑作等々の被害状況、支援に関しては、 他市町村を参考にできるのではないかなと思うのです。田上町自体で被害額という のが算定が難しいということであれば、そこは他市町村を参考にしていただいて決 めることは可能ではないかと思っておりますので、また田上町がまずやることによ って、ほかの市町村と一緒になって国や県にさらにお願いするというか、お尻をた たくではありませんけれども、そういった形でプッシュしていくというのも一つの 方法ではないかなと思っておりますので、その点どうぞよろしくお願いします。 また、ブランド化に関してですけれども、これからオール田上でないと田上町も 生き残れないのではないかなと正直思っておりますので、その点若い人も巻き込ん だ上での何かしらの施策今後も考えて、田上町一丸となって田上町を盛り上げるよ うな町政の在り方でいっていただきたいなと。私自身も協力できることは協力した いと思っておりますので、その点どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- 町長(佐野恒雄君) ありがとうございます。まさにそのとおりであり、私はずっと最初から言い続けてきた答弁でもあります。畑作の関係についても、吉原議員のおっしゃられることもよく分かりますし、農家の皆さんのことを考えれば本当に何か支援できればというふうなことも考えさせてもらいたいと思います。
- 議長(藤田直一君) 吉原議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時15分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、渡邊議員の発言を許します。

(8番 渡邊勝衞君登壇)

8番(渡邊勝衞君) 議席番号8番の渡邊です。一般質問をさせていただきます。

今回は、田上町の防災について、空き家対策について、小学校の統合について、 この3つについて、町長、教育長に伺います。

豪雨、洪水を想定した住民避難訓練、避難所運営訓練が、信濃川、加茂川沿川地区を対象に、令和5年度田上町防災訓練が10月8日の午前8時から実施されました。町民の防災に対する意識の高揚を図り、防災関係との連携や協力を図る目的とのことです。訓練内容として、住民避難訓練、避難所設営、運営訓練、横場排水機場水門操作訓練が実施されています。実施場所は田上中学校武道場で、参加地区及び団体として、保明嶋、川前、上中村、下中村、四ツ合、千刈、石田、坂田、上吉田、上横場、下横場、曽根、後藤、中店嶋の14地区、各地区10名程度選出のほかに、避難行動要支援者として、陽だまりの家、希望の丘が対象となっております。避難所運営として、防災士、日赤奉仕団、女性広報分団、町職員でした。訓練当日のタイムスケジュールとして、避難所運営班は午前8時に集合し、準備を開始しました。目的として、今年度の防災訓練では、豪雨災害を想定し、避難所への避難訓練並び

に避難所の開設訓練を実施しております。防災士や日赤奉仕団、女性広報分団の皆様には、災害時に町職員と協力して避難所開設を行っていただけるように、今回の訓練でも避難所の開設訓練を実施しています。災害が発生した場合、今回の防災訓練に従事された人は避難所に行きます。各地区には自主防災会規約及び活動計画があり、防災用具管理台帳があります。各家庭に配布されているハザードマップの避難所に行って設営の準備をする際、パーティション、簡易ベッド等設置作業があるのに、マニュアルがないため作業ができません。今後の対応について町長に伺います。

防災士の方より、地区の自主防災会議に出席してくださいと誘われたことがない と言われている方がおりました。各地区によって自主防災会の会合は、様々な会合 のやり方があるかと思いますが、それは地区によっては毎年防災訓練ができない地 区もあるのと同じです。10月8日の防災訓練のときは、ある地区の防災士の方が、 私の地区は防災士が私1人だけで、なかなか活動が難しいと言っていました。町で 防災士がいない地区は、中店、中店嶋、上吉田の3地区です。防災士が1名の地区 は、原ケ崎、山田、曽根、後藤、下横場、保明、坂田、清水沢2区の8地区となっ ております。防災士が一番多い地区は川船河で7名、次が本田上で5名、青海が4 名です。3名が羽生田、下吉田、上横場の3地区となっています。町では41名の防 災士がいますが、町の補助金を利用して防災士になられた方は36名です。消防団に 入っているため、防災士が確保できないと言われる地区もあります。佐野町長は、 各地区最低1名は必要との話はされていますが、何年たってもこの問題は解決され ていません。防災士の要望である各地区2名の防災士確保に向けて努力していただ きたいと思います。令和6年度は、田上学区を対象に防災訓練が実施予定です。災 害に備え、町は防災士を増やす考えがあるのか、それとも地区に任せることにする のか、町長に伺います。

2番目、空き家対策について。町内も空き家が目立つようになってきております。 我が家より新しい建物が空き家になっております。平成27年5月26日に空家対策特別措置法が施行されました。この法律により、雑草が長時間放置されており、今にでも朽ち果てそうな空き家や適切な管理が行われていない空き家は、その地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていると考えられる場合、特定空家等と認定され、行政が所有者等へ改善を求める助言や指導、勧告、命令権の措置を行うことが可能となりました。特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる状態、適切な管 理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態を特定空家と認めております。不適切な状態とは、建物が傾いている、屋根、外観等の一部が剥がれており、飛散等するおそれがある、立ち木等が建築物の全面を多う程度まで繁茂している、門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れているなど、不特定の者が侵入できる状態となっている場合です。特定空家等に行政から指定されるまでの流れとして、空き家の状態把握、空き家の所有者へ管理状況の問合せ、空き家の所有者へ空き家の除却、修繕、立ち木、竹の伐採等、助言、指導ができます。行政からの助言または指導に応じない所有者の空き家は、勧告により特定空家等に該当されることとなり、この特定空家等に指定されると、その状況が改善されるまで土地の固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなり、固定資産税が4から6倍になる可能性もあります。この法律により、空き家の所有者は適切な管理を行わないといけない状態となっております。地震が発生した際に、避難場所、避難所に向かうときに町道付近に危険が切迫している建物があった場合、二次災害が発生することも考えられます。空き家の現状と今後の対策について、町長に伺います。

県内でも空き家解体後の土地の固定資産税を減免する市町村も出てきております。地区から空き家環境整備の要望が出ていますが、町民課から所有者にお願いの文書を送付されていたとの回答ですが、対策はされていません。令和元年6月の私の一般質問で、当時の町民課長は危険な空き家については対処し、有効利用できる空き家は対応を研究しますとの答弁でした。その後、町はどのように対処、対応されたか町長に伺います。

3番目、小学校の統合について。全国の小学校では、小中学校再編方針案の是非を議論する審議会が開催されています。昨年創立150周年を迎えた羽生田小学校、今年150周年を迎えた田上小学校、共に伝統のある学校ではありますが、少子化により少しでも早く再編を検討する必要があります。田上小学校、羽生田小学校には、今後多くの整備事情が予測され、経費もかかります。できれば子どもたちのことを考えれば統合はさせたくないですが、現状を考えれば少しでも早く小学校再編方針案の是非を議論する審議会が必要かと思います。教育長の考えを伺います。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、田上町の防災についてであります。1点目の避難所におけるパーティ

ション、簡易ベッドの設置マニュアルの作成につきましては、今のところ作成につ いては考えておりません。実際の有事の際、避難所を開設することになれば、その 災害状況や被害状況によって対応も変わりますが、職員がいない場合も想定される ことから、昨年度の防災士等フォローアップ研修より、防災士の役割の重要性につ いて研修を重ね、その手始めとしまして、昨年度実施した県との総合防災訓練にお いて、初めての実践的な訓練として、避難所の開設及び避難所の運営を防災士の皆 さんにお願いをいたしました。当然避難所の開設となりますと、パーティションや 簡易ベッドの設置も自分たちで行う必要がありますので、それらにつきましても事 前にしっかりと研修を行いました。また、今年の防災訓練開催前にも、昨年度の反 省等も踏まえ研修会を開催し、その際にもパーティションや簡易ベッドの設置につ いての研修も行いました。このように直接パーティションや簡易ベッドに触れてい ただき、組立てから解体までを体験していただくことが一番重要であるとの考えか ら、マニュアルの作成については考えておりません。来年度以降の防災訓練実施の 際には、同様な研修を行いながら、より多くの方からパーティション等の組立てを 体験していただきたいと考えておりますし、昨年度の防災士等フォローアップ研修 のときに依頼のありました地区への貸出し等につきましても、検討をしていきたい と考えております。

2点目の防災士を増やす考えについてお尋ねですが、以前にも同様の質問をいただき、回答いたしましたが、まずは各自主防災組織に最低1名以上の防災士を育成し、各地区の防災士育成率100%に向けて引き続き取り組むことが先決であるというふうに考えております。確かに議員ご指摘のとおり、難しい問題を抱えているのも事実であります。しかし、防災士がいない地区においても、毎年開催している防災士等フォローアップ研修や防災訓練にも積極的に参加をいただいており、全く活動ができていないということではありません。各地区に防災のリーダーとなる防災士が一人でも多く養成されることで、各地区の被害を少しでも防ぐことができ、町の防災力向上につながることから、防災士の重要性等について改めて地区の皆さんからも理解をしてもらえるように、地区だけに任せるのではなく、町も積極的に関わりながら、また声かけも行いながら、引き続き防災士の養成についてお願いをしていきたいと考えております。あわせまして、県の補助金の活用につきましても説明をさせていただきたいと考えております。

次に、空き家対策についてであります。 1 点目の空き家の現状と今後の対応につきましては、現在のところ、町内において緊急に町が対処しなければならない状態

の空き家は把握しておりませんので、特別な対処は行っておりません。また、引き続き所有者もしくは管理者に対しては、危険な状況にならないよう適切な管理を行うよう依頼、指導を行うとともに、9月議会において答弁しましたとおり、令和6年度以降、改めて現況を把握するための調査を実施することといたしております。

2点目の危険な空き家の対処及び有効利用できる空き家の対応につきましては、 先ほど答弁しましたとおり、現在緊急に町が対処しなければならない状態の空き家 は把握しておりませんので、特に対処等は行っておりませんし、有効活用できるよ うな空き家もありませんでした。このことから、今すぐ固定資産税の軽減や解体費 用の補助等について対応することについては考えておりません。

また、地区からの空き家の環境整備につきまして対策がされていないとのご指摘でありますが、あくまでも所有者、もしくは管理者がおりますので、町が勝手に対応することはできませんので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。しかしながら、今後予定をしております空き家の調査結果によっては、必要な対策等については検討してまいります。

以上であります。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 渡邊議員の小学校の統合についてのご質問にお答えします。

令和5年6月定例会において、小野澤議員に対する一般質問でもお答えいたしましたが、小学校は地域の皆さんにとってとても大切なシンボル的存在であり、心のよりどころの一つとなっているものと思います。ご承知のとおり、町内には2つの小学校と1つの中学校があります。小学校については、各学年1学級もしくは2学級の編制となっておりますが、出生数の低下から今後の小学校新入学におけるクラス編制は1学級編制が続くものと思っております。小学校の統合については、複式学級にせざるを得ない状況が生じたときとして、以前に私の考えを述べさせていただきました。議員ご指摘の小学校再編方針案としての審議会を立ち上げるということは、統合が前提となってまいります。羽生田小学校は明治5年、田上小学校は明治6年の開校以来、実に150年の歴史を持つ小学校であり、昨年度、今年度と実施しました各小学校の150周年記念式典においては存続を望む声も多く、教育委員会としても安心・安全に児童生徒が学校生活を送れるよう、これまで施設整備に努めてまいりました。学校の活性化や児童生徒の活力ある活動を考えると、確かに児童生徒数も少なからず影響されてくるものと思いますが、町内2校ある小学校を守っていくことも大事なことであると認識しております。このようなことから、学校再

編に向けた審議会、これの立ち上げについては、近隣市町村の動向を注視する程度 にとどめておきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。今後とも 各小学校に対しまして、地域の皆様から温かな目で見守っていただくとともに、変 わらぬご支援をいただきますようお願いいたします。

以上であります。

8番(渡邊勝衞君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、田上町の防災についてでございますけれども、私も町は災害に向けて検討 をされているのはよく分かります。特にここ2年ですか、かなりの訓練をすること ができました。本当に町民も喜んでいるかと思います。ただし、先ほども町長が話 をされましたが、災害が発生した場合、職員が避難所に行かれない場合もあるとい うことを今話をされましたけれども、当然そうなれば防災士であろうと、日赤の奉 仕団であろうと、行くわけでございますけれども、そこに行った場合、どこの場所 にパーティションがあるとかベッドがあるとか、全く分からない状態になるのです。 災害ということで皆さんができる限り助けてやりたいというようなことで避難所に 行きます。そこに行った場合に、何も皆さんを助けることができないというような ことがあった場合、これは大変な問題と思います。そのために私はマニュアルが必 要と思っています。田上町では、今21か所の避難所、福祉避難所がございます。当 然災害によっては大規模災害もありますし、小規模災害もありますが、その災害を 少しでも和らげるために、避難所に皆さんを助けるために行くのです。それを考え れば、私今ほど言いましたように、できる限り早くマニュアルを作っていただきた いのです。例えば、今ここで地震が発生したと。そうなった場合、当然皆さんは自 分の自宅へ帰ると思います。それも道の条件だと思います。私は、本田上ですので、 まず自宅に帰ります。そこで、まず自分のところ、自助になります。そこで家族の 安否を確認し、本田上地区の場合は各組、それを4つか5つに分けて、各班がある のです。そこで、各班で皆さんの安否を確認するような状態です。私のグループは 4軒あるので、その中に髙橋議員も一緒に入っているわけなのですけれども、そこ で安否を確認してから、当然私、近くが田上中学校なので、田上中学校の体育館に 行きます。そこで防災士、日赤奉仕団の方が待っているかと思いますので、合同で 一緒にパーティションを組むとか、そういうような状態になるかと思います。その ぐらいになれば町の職員も来てくれるかと思いますけれども、その前にもし行った 場合、例えば、夜中に災害が発生した場合、先日もフィリピンのほうで大きな地震 が発生しました。それを考えれば必ず、先ほど言いました21か所の避難所、そこに

マニュアルを置いてもらいたいのです。当然そのときによって行かれる方は必ず違うと思います。全部の方が行かれるわけでないから、大水の場合も大水になれば、そこの被害に遭った方は当然中学校とか羽生田小学校とか田上小学校に行かれる方もいるし、行かれない方もいるかと思います。そういうことで、もう一回マニュアルについて、町長に尋ねたいと思います。

あと防災士の関係ですけれども。なかなか防災士が各地区の自主防災会の会合に呼ばれていないという状態になっております。当然本田上でも、11月5日に11年連続、防災訓練をしたわけだけれども、防災訓練がされないところもあるわけです。本当であればしたいというのが皆さんの考えかと思いますけれども、できないところもあるのです。それを何とかして、レベルを上げるために、今自主防災会は21地区あると思います。それをすることによって、今後災害が発生した場合、日赤奉仕団、町職員、消防女性分団、そして防災士、ほかにボランティアの方が助けに来てくれるのではないかと思います。それを考えれば、少しでも町が皆さんに、ここにこういう状態であるのだよというようなマニュアルが欲しいです。そうすれば、おのずと羽生田小、田上小、皆さんが分かれて行かれるような状態になるかと思います。

あと空き家対策の件でございます。町も一応危険な場所に関しては、町民課のほうから連絡しているという情報も入ってきます。1年たっても2年たっても、その状況がなかなか変わらないのです。ということは、1年たち、2年たった場合、当然建物は今よりも悪くなってくると思います。それは、最終的には地震とか、風のときに倒壊する可能性もございます。それを考えれば、何とか今これうまくないなというところは本当に町から積極的に動いて、宅地の関係の方に、土地を持っている方、そして、建物を持っている方に連絡してもらって、少しでも早く安全になるように、そして、できれば更地にしてもらいたいと思います。更地にすることによって、当然固定資産税は上がりますけれども、その固定資産税を町から少しでも補ってもらうような方法も考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは、小学校の関係でございます。昭和57年、59年にできたのが羽生田小学校、田上小学校でございます。外観もかなり色があせてまいりました。当然今回田上小学校の雨漏りも直すというような状態になっております。本当にこれから老朽化された建物はお金がかかるばかりかと思います。それを考えれば、何とか少しでも早く審議委員会を立ち上げまして、少しでも今後の対応ができればいいなと思います

ので、そこらも、教育長に伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。 2回目の質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。マニュアルなのですけれども、パーテ イションであるとか、簡易ベッドの設置マニュアル、今渡邊議員がおっしゃられた 設置のマニュアル、それからどこにあるか、実際災害が起きたときにというふうな 話であります。当然どこにあるかということは、これはマニュアルというよりも周 知の問題かなというふうな気もいたします。そして、実際に昨年から防災訓練を3 地区に分けて、今年は川通り地区でやらさせてもらいました。今年も、また来年も 庁内における防災訓練は予定に入っておりますし、そのときにそうしたパーティシ ョンであるとか簡易ベッドの設置、これについて、当然その中の一つとして組み込 んでありますし。また、防災訓練ばかりではなく、ご承知のように防災士等フォロ ーアップ研修を毎年開催しております。そういう中においても、パーティションや 簡易ベッドの設置については、十分対応ができていくのではないかなというふうに 思っております。実際に防災士等フォローアップ研修、先ほど渡邊議員おっしゃら れたように、全部どこの地区にも必ずいるというふうな状況では確かにありません。 今少なくとも1人の防災士ということで、100%達成ということを町としても目標 として考えております。そうした中で、簡易ベッドの設置等については対応してい きたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたが、各地区からこうした簡易 ベッドとかパーティションの貸出し、こういうことについても町としてもしっかり 対応していきたいと、こう思っていますので、ぜひひとつそういった形で利用して いただければいいのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいた します。

それから、空き家対策。これから空き家問題というのは非常に大きな課題になってきます。先日、区長会臨時会が開かれました。その席でも空き家問題、空き家対策ということで、ご意見をいただいております。いろいろと法律が変わって対処しやすくなってきているとは言いながらも、あくまでも空き家、空き地に対しては所有者がおられるわけです。そこが一番大きな問題だろうと思います。町がどこまで踏み込めるのかと、そうした課題もありますので、そこはいろいろケースはあると思いますが、結局ケース・バイ・ケースといいますか、町として取り組めるところはしっかりと踏み込んだ形で対応していきたいなと、こういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

教育長(首藤和明君) 今ほど外観もというようなことで、やるなら本当に財政計画に

基づいてやらなければいけないというふうに考えています。ご指摘のとおり羽生田小学校は昭和57年、田上小学校は昭和59年に現在の場所に移転をしております。統合する、しないということももちろんですけれども、例えば統合が必要になった場合に、既存の校舎を使って統合するのか、それとも新しい建物を建てるのかということも含めて検討はしていかなければいけないというふうに認識はしておりますけれども、相当大きな財政支出が必要になってまいりますので、町の財政計画等も考慮したり、財政と相談したりしながら進めていかなければいけない問題でもあるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。ただ、その辺も考えながら、もちろん慎重に考えを進めていかなければならないというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

8番(渡邊勝衞君) それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、田上町の防災についてでございます。田上町もおかげさまで災害がしばらく発生していない状況ですので、なかなか手をつけられないというような状態になっているかと思います。ほかに町民体育館、それから清掃センターを考えれば、これから多額なお金がかかるわけでございますので、何とかしてその前に少しでも防災に関することに対して、もう少し力を入れていただきたいと思います。先ほど私21の避難所があるとお話ししましたけれども、例えば田上小学校、羽生田小学校、今比較的防災訓練をしているのは田上中学校の体育館などでございますけれども、田上小学校と羽生田小学校にはパーティションとか簡易ベッドとか幾つぐらいあるのか、分かる範囲で結構でございますので、お聞かせいただきたいと思います。

あと防災士の関係でございます。おかげさまで今防災士が田上町に41人いるというような状態で私話をさせてもらったわけでございますけれども、昼災害が発生した場合、夜災害が発生した場合、集まるとなると50%か60%ということで、41人いても20人から25人ぐらいしか集まれないと思います。それを考えればもう少し、災害ボランティアというのもありますので、当然社会福祉協議会でやっているかと思いますけれども、そのようなところから何とかして、災害が発生した場合、災害が発生する前の防災訓練にも出ていただけるような状態を町からやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと空き家の関係でございます。当然これから5年後、10年後になった場合、空き家対策協議会というのが非常に重要になるかと思います。そのためにも、現状を把握するとか、これからどのような状態で話を進めていくかというような状態にとっては、協議会が必要になるかと思います。この辺りも町が主管するのか、それと

も建築組合が主管するかというのは、これは私まだ分かっておりませんけれども、 町がメインになって動かなければ駄目かと思います。その点についても町長のほう からお話があれば伺いたいと思います。

あと小学校の統合でございます。田上中学校、小学校の上は田上中学校になるわけですけれども、田上中学校も今ちょうど建屋改修工事をやっています。これも1,240万円ですか、お金を使ってやったわけでございます。私も、3年前ですか、田上中学校のほうに行ったときに、非常に建屋がどうにもならないと、建屋の下が腐れていました。それを今直していただいているわけでございます。これも、もう10年早くできれば建屋の下が腐れるというような状態ではなかったと思います。それを考えれば、少しでも先を見て、小学校の先を見て、何とかして金額がかからない工事をやるような状態で考えていただきたいと思うのです。そうするには、少しでも早く協議会を立てるのが私必要かと思います。当然1年や2年で結論が出るわけではございません。協議会ができたとしても、かなりの年数がたって先に進むような状態になるかと思います。そこは何とか、教育長、いつも報告、連絡、相談ということで、非常に私の耳には強く入ってきておりますので、何とかしていただければいいかと思いますので、そこらあたりの答弁があれば何いたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。災害の関係ですけれども、幸いにして 町内、田上はこれまで非常に災害がないというか、少ないということで、災害に対する意識というのでしょうか、非常に少ない、意識が低いということが言えるのだろうと思います。これは、今それこそ本当にもうどこでも災害が起きる時代というか、そういう状況ですので、そうした過去に、過去といいますか、これまでの間、災害がなかったわけではありませんけれども、非常に大きな災害がなくて今日まで来ているというふうなことで、災害に対する意識、これが非常に低いということが私は一番大きな課題ではないかなと。そこをもう少し、今年から始めた防災訓練においても、来年も再来年も防災訓練を続けていきますけれども、そういったところで意識をしっかりと持ってもらうというところが一番大事なのだろうと思います。そのことによって防災訓練に大勢の方から参加をしていただける状況になっていくのだろうと思います。そういう意味で、今ほど申し上げた、いかにその意識を持っていただくのかということが一番の課題かなというふうに私自身は考えております。

パーティション、それから簡易ベッドの数ですけれども、私自身ももちろん把握

しておりませんし、担当課においてもこの中でお答えできることはありませんので、 もしあれであれば後ほど確認をさせていただければなと、こういうふうに思ってお ります。

それから、空き家の問題、先ほども申し上げました。非常に大きな課題です。減るよりもどんどん、どんどんこれからも増えてくる状況にあるのは十分承知はしておるつもりです。そういう意味で、まずは現状把握、これが一番大事かなと思っておりますし。調査もする予定にしておりますので、しっかりと現状把握した中でどういう対応ができるのか、町としてどういう取り組みができるのかということはしっかりと検討していきたいと思っています。

教育長(首藤和明君) 今ほど2回目のご質問いただきました。子どもたちにとってよりよい日々の教育環境を整備していくことは、とても大事だというふうな考えも併せながらのお言葉だというふうに捉えております。今すぐどうするということは、この場で申し上げられないところもあるのですけれども、ご指摘をいただいた点も併せながら研究してまいりたいと思います。

以上です。

議長(藤田直一君) 渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、13番、池井議員の発言を許します。

(13番 池井 豊君登壇)

13番(池井 豊君) 一般質問をさせていただきます。今回は、副町長の役割について と人口問題についてでございます。

まず、副町長についてなのですけれども、私は議員在職20年を超えて、4人の副町長と仕事をしてきました。最初は、佐藤邦義町長の下、小林壽英副町長で、副町長というよりは助役のイメージで、まさに町長の助け役に徹していたように思います。当時は、ちょうど助役、収入役の制度が改定になって、副町長、または市においては副市長ということで、加茂市の場合は副市長が2人いたというような状況で、田上町の場合は兼任していたことから、収入役の副町長は誕生しませんでした。ですから、小林副町長は助役というようなイメージが何か強く残っております。次に小日向至副町長ですが、総務課長、財政担当経験者らしく、また合併せずに単独の道を歩んだ町の副町長らしく、緊縮財政の人でした。そういうイメージでしたし、またそういう時代でした。合併した市町村には合併特例債によりアメが、それから合併しなかった市町村にはムチとして、実際にはなかったのですが、交付税が減るぞ、減るぞと脅されて、当時の副町長また財政担当は非常に難儀をした、そんな時

代だったというのはよく知っておりますが、緊縮財政の人でした。それから、佐野町長の下、吉澤深雪副町長、非常に物腰が柔らかく、庁内の調整に励んだイメージです。そして今、鈴木和弘副町長ですが、その立ち振る舞いを見ていたらと言ったらおかしいですけれども、副町長の役割って何だろうというような疑問が芽生えてきました。フリーの百科事典、ネット上の百科事典ウィキペディアによりますと、地方自治法第167条では、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされている。また、同条第2項によれば、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて執行すると規定されている。具体的には、町長に代わって業務の詳細についての検討や政策の企画立案を行うほか、町長の判断が不要な重要でない事案、もしくは町長の委任を受けた事案について決定や処理を行うとありました。曖昧でよく分からないような気もしております。

佐野町長は、鈴木副町長に対してどのような役割を果たしてくれることを期待していますか。佐野町長のお考えをお聞かせください。

また、小日向副町長もそうでしたが、財政畑を歩んできた鈴木副町長は慎重財政主義で、大きな財政出動に慎重過ぎるように思えます。さきの全員協議会の財政計画の中でも、どうも慎重過ぎるのではないかというふうなところを感じたところであります。小日向副町長の頃からよく言われていたのですけれども、大きな災害が発生したらとか、不測の事態が発生したらと、財政出動に後ろ向きというか、慎重過ぎるように思います。

話は変わりますが、先日、社会文教常任委員会で行政視察に行った長野県小布施町では、平成20年に図書館であるまちとしょテラソ、総事業費3億9,564万円、それに対して一般財源の持ち出しが3億1,351万8,000円。補助金の少ない教育分野の中で、一般財源の率が79.2%でも建設していました。また、同じく小布施町で子育て支援センター、小布施町エンゼルランドセンターにおいては、総事業費1億9,800万3,000円に対して一般財源が1億9,082万8,000円。こちらにおいては、安心子ども基金が717万5,000円しかなく、自主財源率が96.3%の事業を成し遂げていました。これについて職員に質問したところ、前町長の強い意志により成し遂げられたということでした。私は、この話を聞いて、これだと思いました。私は、副町長の役割は、町長がこれは成し遂げたいという事業があったら、どうやったらできるかを考える、その道のりを模索する、そのことこそが副町長の役割で、その方向で職員をまとめ上げるのが役割だと思います。可能であれば副町長の見解もお聞きし

たいところですので、佐野町長から指名して答弁いただければ幸いかと思いますが、 最初は佐野町長からお答えいただきたいと思っております。

次に、人口問題についてです。今年の6月定例会で人口問題を取り上げました。 その流れで、最近、おおむね一、二年以内に家を新築したり、移住してきたところ を政策推進室長と回ってきました。羽生田地区、下吉田地区だけでしたが、それで も10軒ほどありました。この活動をして気づいたことが幾つかありました。まずは、 1番目、土地が安い秋葉区より1段階安いということ。2番目として、バイパス開 通により新潟方面の通勤が苦にならないということ。3番目として、子育ての段階 で親の協力が得られるということ。4番目として、竹の友幼児園の仕組みとかが評 価されていること。5番目として、程よい田舎で、自然環境もよい、買物もさほど 不便ではないということなどです。親世代も近居を進めやすく、土地の情報を入手 したりと手伝ったりしているようです。ちなみに、私の息子31歳、今年の1月末に 田上に越してきたのですけれども、まさに近居を選んだわけです。家を新築しまし た。その後どうなっているかというと、2歳の孫がいます、奥さんと2歳の孫が。 親としてみれば、近くにいて時々孫に会えるということで非常に楽しみが増えまし たし、生活も豊かになりましたし、近くに住んでくれるということで安心しており ます。また、うちの息子にとってみれば、しょっちゅう脚立を借りに来たり、工具 を借りに来たり、いや、おやじ、材木ちょっと分けてくれなんて来たりとか、自分 が持っていないものを実家から借りられるということで、生活しやすい状況にある と思います。またこれから、今竹の友幼児園に通っていますけれども、小学校等々 に行って、上がってくる時間帯に親がいなければ、我々じじ、ばばが面倒を見てあ げるという、こういう仕組みもできて、非常にお互いにウィン・ウィンの関係が築 けていると今は思っています。

そこで提案します。新潟市方面に移住の情報発信も重要です。新潟市のほうから I ターンで、田上は土地が安いので家を建てませんかというような、そういう情報 提供も大事ですけれども、それよりも、田上町民、新婚数年の親世代、私ぐらいの前後の人に、親に近居の勧め、近居がはやっているよ、近居というのは近くに居住するという意味です。近くに居住するとこんなにいいことがあるというのを情報発信し、家を建てるなら田上町と。その優位性をアピールする政策と情報発信をしてはいかがでしょうか。田上町に縁のない人の移住も人口を増やす意味では非常に重要ですが、社会減になった住民を、結婚相手と子どもを含めて、人口を倍々リターンできることにもなります。何より田上町民、親世代に情報を発信するわけですか

ら、情報が伝わりやすいと思います。政策推進室の一つの事業として取り上げてい ただきたいと思っております。

もう一つ、人口問題に関連した質問ですが、6月でも質問しましたが、宅地の情報や開発が必要です。さきの質問でも紹介した小布施町でも、今分譲している宅地が埋まるまでは子どもの数は減らないというふうに担当者は言っておりました。長野市のベッドタウンとなり得るところの小布施町、こっちで言えば新潟市のベッドタウンとなり得る田上町、同じような環境であると思います。宅地情報があれば人口は減らないというふうに語っていたのが印象的でございました。宅地があれば若い人の移住も十分期待できるとのことでした。宅地開発が必要です。

改めて質問します。民間事業者への宅地開発の依頼、営業はどのように進めていますか。6月以降、どのように進んでいるでしょうか。また、宅地情報をどのように集め、発信していきますか。佐野町長のお考えをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、副町長の役割についてであります。議員からは、曖昧でよく分からないとのご指摘ですが、地方自治法第167条にあるとおり、町長を補佐し、町長の命を受けて政策、企画をつかさどり、職員が担当する事務を監督することが一番重要であると考えております。また、議員からは、鈴木副町長が財政出動に後ろ向きである、慎重過ぎるのではないかとのご指摘でありますが、私自身も町政を運営していく上で最も重要な部分は財政であると考えております。健全な財政状況でなければ、様々な施策にも取り組むことができません。前回の全員協議会においても、今後の財政状況を踏まえた中で財政規律をしっかりと堅持するようにとのご指摘も受けたところであります。鈴木副町長は、ご承知のように財政畑も長いことから、今後の財政状況をしっかりと認識し、それらの情報を的確な時期に分かりやすく私に報告をしてくれるなど、副町長としての役割は十分果たしていると考えております。しかしながら、財政状況が厳しい中においても、町民あるいは議員からの要望に一切耳を傾けないわけではなく、私自身取り組みが必要であると判断した施策につきましては、しっかりと時期を逃すことないよう取り組んでまいります。

それに、もう一つ重要な点といたしましては、様々な方々としっかりとコミュニケーションが取れているかどうかではないでしょうか。副町長室でよく各課長、局長が相談している姿を見かけます。恐らく相談しやすい環境づくりを心がけている

からではないかと感じておりますし、それぞれ抱えている問題等についてしっかり と耳を傾け、指示を出しているからこそ、状況によっては即私のところに来て協議 ができるのではないかと感じております。

鈴木副町長が就任してから、本人にも伝えましたけれども、本当に打合せをする機会が増えたと感じております。本人は嫌みと受け取った面もあったようでしたけれども、私としてはそれぞれの課、局で抱えている様々な問題を把握できると同時に、各課長、局長とのコミュニケーションが取れることを大変うれしく思っております。一方で、打合せの際には、こういう視点で考えたらどうか、こういう視点が欠けているのではないかといったアドバイスを送るなどの姿を見ていますと、常に職員の育成にも力を入れていると感じることもあります。逆に私のほうから、あまり厳しくならないようにと言うこともあります。このように各課長、局長とのコミュニケーションが取れる体制を築き上げることで、様々な課題等にも素早く取り組むことができると同時に、そのこと自身が職員の育成にも直結することが、私が目指しております風通しのよい職場づくりを実践できるというふうに考えております。この点についてもしっかりと自覚し取り組んでおり、副町長としての役割は十分果たしてもらっていると考えております。このように協議、調整を行う体制はできておりますので、施策の実現に向けてはしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、人口問題についてであります。1点目の近居につきましては、私自身も肌感覚として、最近、転出された方が結婚、出産や住宅購入などを機会に親元に戻ってくるケースが増えているように感じております。これは、議員からもご指摘いただいているとおり、町の不動産価格の手頃さであるとか良好な交通アクセス、または静かな住環境、そして朝7時から夜8時まで預けられる保育環境の充実などが評価されてのことではないかと感じており、こういった町の魅力を発信していくことが人口減少対策として重要であるといった考え方についても全く同感でありますので、今後町に住む親世代に対する情報発信につきまして、どういった方法が有効なのか、様々な視点から検討していきたいと考えております。

2点目の民間事業者への宅地開発の依頼、営業につきましては、6月定例会の一般質問でも答弁しましたとおり、現在不動産業界団体を通じてPRしているところであります。その他としましては、最近では田上町商工会の建設土木部会主催による行政懇談会において、つい先日ありましたけれども、PRをさせていただきました。今後も引き続きあらゆる場面を通じてPRを行ってまいりたいと考えておりま

す。

3点目の住宅情報をどのように集め、発信していくかにつきましては、現在町で提供している宅地情報としては空き家バンクがあります。空き家バンクに登録された物件は、町のホームページ以外にもアットホームやライフルホームズなどの全国版空き家バンクのサイトからも検索することができます。現在の登録物件数は、空き家5件、空き地36件、合計41件となっております。なお、令和5年度においては、登録された物件のうち2件の売買が成立をいたしております。町では、空き家バンクの登録物件を増やすため、固定資産税の納税通知書に空き家バンクの登録依頼文を同封するなどの取り組みを行いながら、引き続き登録物件数と契約件数の増加に取り組んでまいります。

以上であります。

13番(池井 豊君) 2回目の質問をさせていただきます。

私は、鈴木副町長に対して、けちだとか、もうちょっと財政出動しろとか、そう いう批判めいたことを言うわけではありません。私も本当に合併しなかったときの、 あのときの言わば恐怖、恐怖ですよね。国がもう交付税くれないのではないか、単 独でなんていけないのではないかというふうな雰囲気もありました。そんな中で、 本当によく田上町は財政再建成し遂げてきた、あのときをよく越えてきたなと思っ ております。逆にあのときの経験が何か尾を引いて、財政を締めたくなる傾向にあ るのではないかなと思っています。先日の議運でも言いましたけれども、交付税が 来ますよね。交付税、思ったより来ているような気がしております。当時言われた ムチといった地方交付税をぎゅっと絞るなんていうことは、実際には起きていなか ったと思っています。蓋を開けて、毎年決算していると、そこそこの交付税が来て いるというような状況が私はあるのだろうなと思っています。町としても、今は特 に加茂市・田上町消防衛生組合における焼却施設、または消防庁舎の問題で、幾ら かかるか分からないという非常に不安な部分の問題を抱えていると思っています。 でも、我々議員がよく休憩中にいろいろと、何提案してももう町は財政がないから 駄目だ、駄目だと言うのではないかみたいな感じで、1つぐらいやると言ったらど うだみたいな話を休憩室でよく言っているのですけれども、それほど財政が、財政 がというような答弁が多いような気がしております。そういう状況も理解はできて いるのですけれども、私は副町長の役割としては、佐野町長が議員からの提案があ ったり、いろいろな住民要望があったりする中で、こういうことをやりたいという ふうに示したら、それがやれる方策を考えるのを手伝うのが副町長の役割だと思っ

ています。それを財政から、これでやります、やりましょうということではなくて、あらゆる補助金を探してみるとか、あらゆる方法とか、いろいろな市町村の情報を集めるとか、そういうことが副町長の役割であってもらいたいと思っております。財政と相談してできるかできないかと考える以前に、どうやったらできるか、それを考えるようにしていただきたいと思っております。何度も言いますけれども、鈴木副町長をいじめているわけではありませんので、どちらかというと励ましているので、副町長からそういう所感を聞けたらいいなと思いますので、佐野町長、ぜひ副町長にしゃべらせる場をつくっていただければと思います。

次に、人口問題です。こうやってこの質問を考えてきたら、今井議員がまさに近 居、実家の近くに住んでいるなんて思っていて、その話を佐野町長にしたら、いや、 私も近居だといって、佐野町長も近居でした。実家の近くに住んで、多分便がよか ったと思います、いろんな意味で。今日、監査委員に就任した丸山監査委員も、家 の近くに息子さんがもう家を建てて本当に近居で住んでいたりとか、近居というか、 近くに住むということがかなり起きていると思う。私に情報が入っているのが羽生 田とか下吉田辺りぐらいの狭いエリアなので、全町的にはもっとあると思っている のです。これは、もしかすると田上町独特の行動なのかもしれません。独特と言っ たらおかしいけれども、多いのが田上町独特の傾向なのかもしれません。ですから、 これを、広報「きずな」でもいいです。近居の勧めというコーナーをつくって、近 居をする、近くに住むとこんないいことがあるよと、親にとってもこんないいこと がある、移住してくる子どもにもいいことがあるよという、そういう情報発信、ま たは今月の移住者さんみたいなコーナー、さっきも行政視察の話ししましたけれど も、今回飯綱町と小布施町に行ったのですけれども、飯綱町ではそういう移住者が コミュニティー雑誌みたいのを作っていたりとか、そういう動きもあったりしてい ます。そういう移住者の情報を、田上町に来てこんなよかったとか、例えばさっき 言った中古の物件ありますよね。中古の物件に住む人は、私は中古の物件に住んで 自分でDIYしてこんなことやっていますとか、そういう情報とか、移住者の田上 町に来てこんなライフスタイルでこんないいことありましたというのを「きずな」 とか、あらゆる情報を発信していただいて、その親世代が、あっ、今近居がはやっ ているのだと。おい、うちのせがれ、家を建てるのだったら、ほかではなくて田上 に建てろと、今はやっているし、いいらしいぞと言ってくれるような体制ができれ ばと思っております。そういう意味でも、近居の勧めということで情報発信をして いただきたいと思っています。

それから、6月以降、佐野町長が民間の事業者へ宅地開発のどのようなアクション起こしたかということですけれども。商工会の建設土木部会で話をしたということですが、私はそういうことではなくて、できたら佐野町長には、新潟市にある中堅の不動産会社、ディベロッパー、そういうところに営業に行って、田上町ではこういうふうなことを考えているのだけれども、どうか協力する形を取れませんかねというような営業に行ってもらいたいと思っております。何だったら私も、あんまり知り合いいませんけれども、いろんなネットワーク通じて業者とセッティングしますので、そういう民間ディベロッパーが田上町を開発したくなるというような、そういう営業に行けないかどうか、そういうようなところも併せて2回目の質問とさせていただきます。

以上です。

町長(佐野恒雄君) いろいろとありがとうございました。副町長の役目ということで 先ほどお話をさせていただきました。過去において池井議員からもお話がありまし た。合併問題で町が相当大揺れをしたときがありました。結果として、町は単独と いいますか、この道を選んで今に至っているわけですけれども、当時いろんな形で、 町民の皆さんももちろんだったと思いますし、特にまた職員の皆さんが我慢をとい いますか、強いられたということになるのだろうと思いますけれども、我慢をした 時代があったわけです。確かにそういうときを経験してきているからこそ、先ほど 池井議員がおっしゃられるように、それがトラウマではないですけれども、そうい うところというのは確かにもちろんあるかも分かりませんが、当然そういうことを 経験しているだけに、もう二度とそういうふうなことがあってはならない、そうい う思いを、副町長だけではなくて、今の幹部職員は皆さんそういうふうな思いをし ているのだろうと思います。議会あるたびに皆さん方からいろんないい提案をいた だいて、私はそれぞれみんないい提案、本当にすばらしい提案をいただいておるの だけれども、なかなかそれにお応えできないというのが非常に心苦しいと思ってお ります。先ほど池井議員のほうから小布施町の事業のお話をいただきました。補助 金のない中、79%も96%も一般財源を使ってやったと。これは、前町長の強い意思 の下、成し遂げられたと、こういうふうなのでありますけれども、私もそういう強 い意志でぶち上げて、そして実現できれば、こんなにいいことはないとは思ってお りますけれども、副町長も決して何とかの小づちでしたか、持っているわけではあ りませんので、そういうことは、ただ議員おっしゃられるように、どうやったらで きるかということは、これは常に頭の中に置いて、どういう有利な交付金があると

か、そのことは常に頭から離さないで、それは副町長だけではなくて、各職員全員 がそういう気持ちでいなければならないというふうに私自身考えております。この 後、副町長、話しすることがあったらと思います。

それから、近居の勧めであります。近居っていいことだなと思います。一生懸命やって、どうやったら近居の勧めが情報発信できるかということも分かりますけれども、確かに最近近居がはやっているよと、近居するといいよって。私のところは、別に近居をお勧めしたわけではなくて、結果的にそうなったというだけの話でありますけれども、でもそうやって近居の勧めをして、ああ、そうだよね、親元にいるとこんなにいいことがあるよねということで発信できていたらいいのかなと。ただ、先ほど申し上げたように、それをどういうふうに発信していくかということは、また政策推進室の中でも特に考えてほしいなというふうに思っておるところであります。

それから、前から申し上げております。田上に移住したい、田上に家を造りたいなと思っても、受皿というのが大切です。池井議員おっしゃられるように、そうした不動産関係、それから建設関係、先ほども申し上げましたが、ほんの二、三日前かな、商工会の行政懇談会がありました。そういう中でも、ぜひひとつそうした情報等、またはそうした宅地開発のことで、ぜひ挑戦というか、取り組んでみたいなということがあったら、ぜひひとつよろしくお願いしますということでお話をさせてもらったのでありますけれども。実際に私自身がトップセールスとしてそういういろんなところにそうした町のよさ、田上のよさ、池井議員の先ほど質問の中でおっしゃられた程よい田舎、私この程よい田舎というのはすごくいいなと思っております。程よい田舎で、また自然環境がよい、そうしたところをしっかりと売り込んだ中でトップセールスに努めていきたいな、こういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

副町長と代わります。

副町長(鈴木和弘君) それでは、町長先ほど答弁いたしましたので、基本町長が言われたところを肝に銘じてやっていかなければいけないなというふうな部分も十分承知はしております。あと池井議員がおっしゃるとおりに、私は5月まで財政担当課長していましたから、6月から副町長になったから、では切り替えろと言われてもなかなかそこまで器用ではありません。正直言うと、池井議員以外の方からも、おまえ立場変わったのだから、しっかり使うほうにというようなことを言われたのも確かです。ただ一方で、先ほど町長言われたように、今一部事務組合の部分の問題

を非常に抱えております。そういった部分は、私自身も財政が長い、そういう部分 もあるから、余計そういう部分、さっき池井議員もおっしゃったように合併の問題 もありますし、あとは今県も起債の関係でかなり率が上がったなんていう報道もあ るかと思うのですけれども、そういう部分を踏まえた中で、長期的に見ていったと き、財政という部分が重要なのではないかなと。そういうことで、町長もおっしゃ いましたけれども、そういった部分というのは、私はそういう部分長いですから、 そういう部分はしっかり町長に伝えるべきですし。だからといって町長がやりたい のを全部駄目だと言う気は私もありませんし。さっき池井議員がおっしゃったとお り、今まで私も財政をしていた、絞るばかりでもありませんから、ではどういう補 助金があるか、どういう有利な起債があるか、どうやったらこの事業をうまくまと められるか。今、私が担当していたときより県がなかなか相談に乗ってくれないと いうのが正直あります。だから、結局は自分たちでネットで調べる、あるいは県内、 県外の町村に聞いてみる、場合によってはもう国も直接連絡をする、そういうふう なことは別に、今うちの職員はそういうこと全部できていますから、そういった部 分を最終的に私が取りまとめて、どういうふうにしていったらいいかという部分を 出来上げて、それを町長に提案するのが私の役目だと思っておりますので、池井議 員が言いましたように、私は責めているわけではないというふうなこと言われまし たけれども、私も決して町長がやりたいことを駄目だ駄目だ、駄目だからというこ とではありませんので、そういう部分は、考え方としては先ほど申し上げたように 財政というのはしっかりしないと駄目かなという部分がありますので、そういった 部分を踏まえながら、町長がやりたいということについてはしっかりと課長、局長 を含めた中で、しっかり協議した中でやっていきたいなというふうに思っておりま す。

以上です。

13番(池井 豊君) 副町長、答弁ありがとうございました。副町長の役割というか、 今の時代の行政執行部の在り方といいましょうか、変わってきているのかもしれま せん。私今地域づくりのアドバイザーとして秋葉区に行って、要はコミュニティー 協議会というところで未来地域ビジョンづくりみたいなのやるのですけれども、そ こでやるときに、昔は市役所から補助金もらって何かやりたいとか、そういうのし か出てこなかったのが、今は地区でクラウドファンディングやったらいいだとか、 企業からスポンサー取ってこの事業をやりたいなみたいなことを考えるようになり ました。それは地域経営です。ですから、私は本当鈴木副町長はコミュニケーショ ン能力も高くて、いつもにこにこしているので、気さくで好きですけれども、行政経営という感覚を持った新たな副町長になってもらいたいと思っております。さっき言った補助金だとか起債がとかというのも当然そうですが、あんまり田上町の財布ばかり見ないで、よその財布と言ったらおかしいですけれども、さっき言ったように田上まだ一回もクラウドファンディングやっていません。クラウドファンディングについての可能性もしっかり模索しなければならないし、あと民間企業がスポンサードしてくれるようなやり方もあると思います。民間企業のスポンサー、民間企業、PFIなんていう方式もありますけれども、民間企業の活用、そういうもの、またマンパワーに関しては住民参加ということから、そういう広い意味での行政経営を担う旗振り役になって、職員をまとめて、町長の思いを実現できる一番すばらしいコーディネーターになっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それから、人口問題についてなのですけれども。本当そこら辺、意見の一致は見ているところだとは思うのですけれども、情報発信をどのようにしていくのかというところ、本当に私もいいところだと思っています。さっき程よい田舎なんていう話ししたら共感していただきましたけれども、程よい田舎というのは子育て環境としてはもう最高だということです。あまり都市部に行くと、私この間東京に行ってきましたけれども、何か東京の高いビルに登ると具合悪くなるような感じもするのですけれども、ここで子育てできる、すばらしい環境があると思っています。そういうようなところも十分に道の駅や何やら発信する、そういうことをしながら、それこそ幸福度ランキングみたいのがありましたよね。そういうふうに田上町の人たちが幸福に暮らしているというところをアピールしていくような形になっていけばいいのではないかなと思っています。宅地開発については、いろんな壁があると思いますけれども、それは一緒にいろいろなディベロッパーのところに情報提供しながら、さっき小布施町でも言ったように、そういう宅地があれば来るという、そういうところをうまくつなげていければいいのではないかなと思っております。

最後私の主張ばかりになりましたけれども、これから一緒にいい町を経営していく、町をつくり上げていくというところをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。答弁があったらでいいです。なければいいです。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。エールを送って終わったような気分で おりますが、それこそこの田上は私は本当にいいところだと思っております。先ほ ど程よい田舎というふうなことがありましたけれども、空気のおいしい、本当に住みやすいところだと私は思っております。そこをいかにPRしていくか、そこなのだろうというふうに考えております。議員の皆さん方からもまたいろんなお知恵を借りながら、しっかりと努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長(藤田直一君) 池井議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、今井議員の発言を許します。

(11番 今井幸代君登壇)

11番(今井幸代君) 議席番号11番、今井でございます。

今回私は3点のテーマで一般質問をさせていただきます。1点目は、人口減少対策として、Uターン推進に向けた25歳式、三十路式の開催について。2点目は、粗大ごみの回収について。3点目は、今後の観光戦略について、以上3つのテーマで一般質問をいたします。

まず最初に、Uターン推進に向けた25歳式、三十路式の開催についてです。人口減少問題は、町の最重要課題であり、町の様々な課題は少子高齢、人口減少下に帰結すると言っても過言ではありません。令和4年3月に策定をいたしました第2次田上町総合戦略においても、町20から34歳の男女とも推計値より実績値が大きく下回っており、このままでは人口減少スピードは推定よりも速く進んでいきます。若年層の人口減少に関し、より一層の取り組みが必要と考えます。子どもを産む年代を減らさない、若年層、特に20から30歳代の人口を減らさない、社会減の抑制に努めていかなければなりません。そのような視点から、今回25歳式、三十路式などのイベント開催を提案したいというふうに思います。

25歳式、三十路式は、それぞれの年齢期にある田上出身者や田上町にゆかりのある方たちが一堂に会し、久々の再会や新しい出会い、交流のきっかけを得る場として全国的にも開催されています。成人式、今ですと20歳の集いというふうになっておりますけれども、それから5年、10年という節目となる25歳、30歳は、結婚、出産、転職等のライフステージの変化が多い世代となります。独立行政法人労働政策

研究・研修機構のUターン関連の調査によれば、Uターンは就職時の22歳がピーク、その後、職転職層として20代半ば頃の動きが多く、30代前半頃で動きが鈍ります。これは、第2新卒とも言われるある程度社会人としてのスキルを身につけ、自分の適性を理解する社会人2年、3年目の転職が多いということを表しています。また、令和2年の厚労省データでは、30歳女性の初婚累計は7割となり、最頻値は26歳、男性の最頻値は27歳となっています。住宅ローンの利用者は30代が多く、20代中頃から30代前半は、定住推進の最重要ターゲット世代と言え、さらに町内出身者となればUターン層として定住可能性が大きく高まると考えられ、積極的にアプローチし、情報提供していくことが重要と考えます。

25歳式、三十路式は、Uターン、定住促進のターゲット層を一堂に集めることができる上、さらにはふるさとへの思いを寄せ、級友等の交流を深めることは、関係人口の拡大、また新たな地域の担い手づくりにも資すると考えられます。また、新型コロナウイルス感染症により令和元年度は成人式が中止となり、その後も本来成人式に出席したくともできなかった方は多数この間存在します。また、隣になりますけれども、新潟市が手厚い支援により若年層に人気のIT企業の誘致が功を奏している今、Uターン推進に向けた事業を展開することに絶好のタイミングとなると考えます。定住推進においては、町内出身者は可能性が高い最重要ターゲット層とも言え、ゆかりのある者同士交流を深め、地域へのつながりを感じてもらい、国、県、町を含めた結婚、出産支援、子育て支援、住宅取得、移住、定住支援策の情報を届けることができます。先ほど池井議員の近居推進の話もありましたが、これらの推進にもなり、親世代、祖父母世代、共に安心した暮らしにつながると考えます。25歳式、三十路式などの機会を創出してはいかがでしょうか。町の考えを伺いたいと思います。

次に、2点目、粗大ごみ回収の検討についてです。地域の方と話をしている中で、 高齢により家具等の粗大ごみを自力で清掃センターまで持ち込めない、また今後持 ち込めなくなってしまうという不安感を訴え、粗大ごみの回収を求める地域の方が 増えてきたように感じています。特にかつて三、四十年前に町内にある団地に移住 をされた団塊世代の方たちがそのような訴えをされる傾向が多いです。具体的には、 粗大ごみとなる家具等を運べるような車両がない、家族等にお願いができたとして もゴールデンウイークやお盆やお正月、休日等で、清掃センターに持ち込めない、 近所等も高齢化しており、なかなか頼める状況ではなく困っているというような声 です。終活、人生の終わりを見据えての終活も認知され、生前整理をされる方が増 えてきてはいるものの、生活に必要な家財道具を処分することができないため、処分できる時期がその家族が亡くなった後になるケースも多く、高齢者のみ世帯や独居高齢者は粗大ごみの処分に大変苦慮し、放置したままになるケースもあります。高齢化率が今後さらに進むことを踏まえれば、粗大ごみ回収のニーズも増加すると容易に想像できます。円滑な粗大ごみ処理は、住宅の利活用や空き家管理としても重要な視点となります。他自治体のような有料粗大ごみの回収等も検討する時期ではないでしょうか。これらの課題に対しての町の受け止め方、また今後の対応を伺いたいと思います。

最後に、観光戦略についてです。「たがみバンブーブー2023」は、入場者数は1 万6,000人、延べ人数で言えば2万7,913人となり、昨年以上の盛り上がりを見せま した。まちづくりという視点においても、今年は町内外ボランティアに加え、町内 園児、小中学校が連携した取り組みも行われ、子どもたちの地域への誇りや愛着を 高めることに大きくつながっていたと感じています。50周年記念式典でも小中学生 が地域資源として竹の魅力を語ってくれたことは、まさにその証左であったと思い ます。また、外国人の来場者も少しずつ見えるようになり、観光コンテンツとして のポテンシャル、町の魅力向上、PRに大きくつながりました。しかし、町として 湯田上温泉を含めた誘客、地域消費という視点で見ると、大きな成果が出ていると は言えないのもまた現状です。今後、佐渡金山世界遺産登録や国道289号線八十里 越開诵を控え、新潟県観光客をいかに当町へ誘客できるか、観光消費額増大を目指 し、戦略を描く必要があると考えます。これらは、私自身過去の一般質問でも問う てきましたが、具体的な観光戦略を町が描くという動きは見えてはきていません。 専門知識や専門職員がいない中で、ハードルも高いのだろうと思います。ですので、 今回は国の広域周遊観光促進のための専門家派遣事業等を活用し、より具体的な観 光戦略を策定し、誘客に向けた取り組みを加速するべきと考えますが、いかがでし ようか。

昨年3月の定例会で一般質問では、加茂市との観光連携の検討を答弁しておられましたが、その後の取り組みはどのようになっておられるのでしょうか。

また、引き続きバンブーブー実行委員会と連携をし、「たがみバンブーブー」の 事業継続、磨き上げ等を含めて支援をしていくべきではないかと考えますが、いか がでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、Uターン推進に向けた25歳式、三十路式の開催についてであります。 現在、第2次田上町総合戦略において重点目標として掲げている20代、30代の社会 減抑制を実現するために、様々な施策に取り組んでいるところであり、今回議員ご 指摘の20代中頃から30代前半は定住促進の最重要ターゲットとなるとの考えは、ま さにそのとおりであります。

さて、25歳式、三十路式につきまして、議員から開催されている県内の市をご紹介いただきましたので、直接お話を伺いました。全て三十路式という形で開催をしており、最近では感染症の影響や参加者の意向などから開催していないところもありますが、いずれも直接自治体が主体となって開催するのではなく、有志が実行委員会を立ち上げて、自主的に開催をしているとのことでした。確かに三十路式等の開催は、ふるさとへ思いを寄せ、級友との交流が深められるという効果があり、参加者にとってはとてもよい機会となると思いますが、町の定住促進を図るために主体となり開催することについては、少し違和感があります。いずれにいたしましても、今後町民の皆様から自主的に開催したいといった声があれば、できる範囲で協力をさせていただき、その際には定住促進を図るために町が実施している移住支援策等の情報をPRしていきたいと考えております。

次に、粗大ごみ回収の検討についてであります。粗大ごみにつきましては、基本本人が直接清掃センターへ持込みをしていただいた場合は無料となっておりますが、議員ご指摘のように自力での搬入が困難な場合につきましては、有料になりますが、現在も町の収集許可業者が個人宅へ出向き、搬出、輸送等の対応はしております。しかしながら、これまで積極的な周知を行っておりませんでしたので、なかなか理解されている方も少ないと思われますので、来年度発行のごみカレンダーに分かりやすく掲載するなどの対策をしっかりと図ってまいります。

最後に、今後の観光戦略についてであります。「たがみバンブーブー2023」は、これまでの夏祭りと令和4年度に実施した「たがみバンブーブー」を融合させた形で実施されました。今年も商工会青年部が中心となり、町としましても50周年の冠をつけていただき、側面的に様々支援、事前準備やイベント時に可能な限り協力を行いました。当初、入場料の話があった際、来町される方も減るのではないかと心配しましたが、非常に多くの方から来町していただき、町の魅力向上、PRに大きく貢献したことは事実であり、商工会青年部をはじめ、関係者に対しまして改めて感謝を申し上げたいと思います。一方で、地域消費等に大きな成果は出ていない点

につきましては、私も議員同様に感じているところであります。このような状況下、 佐渡金山の世界遺産登録を控えている中で、これをいかにして利用していくかが重 要であると考えております。議員からは、佐渡汽船乗り場に一番近い温泉地といっ た優位性をしっかりPRしていくべきとのご意見もいただいており、私自身もこの 好機を捉え、佐渡に観光に行かれる方や佐渡へ観光に来られた方をいかに町内へ誘 導していくことができるかといった部分を、まずは観光協会、湯田上温泉旅館協同 組合、「道の駅たがみ協同組合」など町内の観光関係者などで協議を行いながら、 必要に応じて観光戦略の策定等についても検討していきたいと考えております。そ の際には、専門家派遣事業の活用についても併せて検討を行ってまいります。

次に、加茂市との観光連携につきましては、現在それぞれの観光担当者間において、今後の連携の可能性や内容について協議を継続中であり、今後何かしらの動きがありましたら、報告をさせていただきます。

最後に、「たがみバンブーブー2023」の事業継続につきましては、先ほど申し上げたとおり、非常に多くの方から町を訪れていただきましたが、正式な数字等の報告はまだ受けておりません。今後開催される実行委員会の中で、収支も含め報告がされるものと考えております。この2年間、非常に多くの方々から来町していただき、町の魅力向上、PRに大きく貢献したことは事実であり、私自身大成功だったと感じております。町の特徴でもある竹を前面に押し出したイベントとして、この「たがみバンブーブー」を引き続き支援をしていきたいと考えておりますが、町としてどういった支援が可能なのか、来年度の内容が見えてきた段階で、議員ご指摘の地域への消費対策等につきましても、併せましてしっかりと検討していきたいと考えております。

以上であります。

11番(今井幸代君) ご答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、まずUターン推進に向けて、25歳式、三十路式等あるのですけれども、25歳式、三十路式の開催を提案したのですけれども、あくまでもこれは一つの手法であって、これに固執しているわけではありません。町長、違和感があると、町が主体となってやることに関しては違和感があるということですので、何でこれを提案したかといえば、結婚は最頻値は女性が26歳、男性は27歳、大学に進学した方のUターンの転職時期というのは、今第2新卒と言われる、新卒で入社をして1年過ぎて、2年、3年目ぐらいで転職をされる方というのが非常に多いです。実際に様々な求人媒体等にも、第2新

卒はその辺りが転職タイミングだということを推進していますし、実際に第2新卒 者の獲得に対して努力をしておる企業も非常に多いです。そういった中で、新潟市 がIT企業の誘致を非常に積極的に行ってきて、その結果も出てきていて、若年層 に人気の業種がやっと新潟に出てきた。ましてや先ほど池井議員との議論の中にも ありましたけれども、新潟市へのアクセスのよさであったりとか、ベッドタウンと して田上町が持っているポテンシャルというのをどうやってターゲットに伝えてい くことができるのか。ただやみくもに発信するのではなくて、本当にその可能性が あるターゲット層にいかに情報を届けていくことができるのかというところがすご く大事な視点だと思っているのです。ですので、町が主体となってこういったもの を開催することに違和感があるのであれば、例えばですけれども、20代、30代、あ る程度年齢を区切った中で同窓会等を、同級会、同年会、そういったものを積極的 にやりませんかというのをやった場合に、ちょっとした補助金を出して、田上町の 地元でやって地元のPRもさせてもらうとか、そういったやり方もあるのかなと思 うのです。何が言いたいかというと、先ほども申し上げましたが、若年層の取り込 みをより加速してやらないと、今ある人口戦略、町の総合戦略だけだと、人口減少 のスピードがどんどん、どんどん速くなっていくから、より踏み込んだ対応を、事 業をやっていかなければいけないですよねと。その中で田上町の、池井議員ともさ っき議論もありましたけれども、外から移住されている方たちの傾向を見ていると、 どちらかの地元がこの町内であったりというパターンと、夫婦の通勤時の中間地だ ったというパターンと、あとは土地が安かったという、この3つのパターンなので す。多いのがどちらかが地縁、血縁がある、夫婦どちらかにそういった傾向がある ということですので、そうなると町の出身者というのは一番大きなターゲット層、 Uターンしてくる、出てしまったけれども、外から戻ってくる可能性が非常に高い 層であることは間違いないわけですから、そういった方たちにどうやって情報を届 けていくことができるのかということをもっと考えていただきたいなと思うので、 その手法として今回私は三十路式よりも25歳式が大事だと思っています。三十路は ちょっと遅い。なぜなら結婚は既にしているし、転職でどうしようかというふうな 第2新卒のUターンは25歳あたりですから、25歳で1つ集まる機会を設けて、町も 併せて集まる機会提供にできる、やりやすい仕組みのお手伝いをしてあげて、その 中で町として情報提供していくということは大事なのではないかなと思いますけれ ども。逆にそういったターゲット層は、20代中頃から30代前半が最重要ターゲット なのだということは町長も先ほどおっしゃられておりましたけれども、ではそのタ

ーゲットに対して町としてどのような取り組みができるのか、お考えをお聞かせい ただきたいなというふうに思います。

次に、粗大ごみの回収の検討なのですけれども、先ほど答弁で現在は町の収集許 可業者が個人宅に出向いて搬出、輸送等の対応はしておるということなのですけれ ども、これは町の事業として有料の粗大ごみ回収ということをやっているという意 味なのか、事業所の事業の一つとしてやっているということなのか。私この件で担 当課と話をしたときに、町としてそういった事業は今現在やっていないというふう に確認をしていたので、今の今回の答弁がどういった具体的な意味合いになってい るのかというのを説明をいただきたいのと。仮に民間事業者が、町の収集許可業者 が一つの事業としてやっておられるということであれば、その価格の問題がどうな のかとか、詳細分からないのですけれども、私がイメージしていたのは、例えばそ れが大型のトラックいっぱい全部ということではなくて、何か新しいものを買い換 えたときに、家の玄関ぐらいまでは何とか出せるけれども、そこから先はなかなか、 車もないし、持っていくことができないよといったときに、他市町村とかだと様々 な品目で、例えばガスこんろを出すときは300円ですよとか、ストーブ出すときは 200円ですよとか、そういったふうな値段が非常に安価な形で、誰でもきちんと粗 大ごみの処分ができる環境があるので、それで民間で事が足りるのであればわざわ ざ行政がする必要はないのだと思うのですけれども、行政がそこに介入せずとも民 間で賄えるような内容になっているのか、そのような受け止めがどのようになって いるのかお聞かせいただきたいと思います。

最後、3点目の観光戦略に関しましてですけれども、正直観光が大事だということはもうずっと言われ続けて、町も言い続けているのですけれども、具体的な観光消費という部分につながってきていない。湯田上温泉の宿泊者数は、新型コロナウイルスの影響もありましたけれども、減ってきている。外からのお客さんをしっかり入れて外からの消費を増やしていかなければ、地域の衰退というのは避けられないわけですから、いかに外からの消費を増やしていくかというのは大事なことだと思います。田上町単体ではなくて、面的にエリアで考えていくことって大事だと思うのです。ましてや県外から来るお客様からしてみれば、エリアで考える方が多くて、田上町という基礎自治体1つで考えるより、このエリアでどういう観光があるかなとか、そういうふうに旅を計画される方が多いわけですから、そういった意味で加茂市との連携というのは重要だろうというふうに昨年も申し上げてきたのですが、形が見えないのです。1年まではいかないですけれども、昨年3月ですから、

半年以上たっても形が見えてこない。実際産業振興課の業務量ですとか状況を見ていると、なかなかそこまで具体的な観光のための戦略を描くという部分は難しいと思いますので、だからこそ今観光庁がやっている専門家派遣事業、様々な分野でその道のプロフェッショナルをお招きすることができます。最大で25日間派遣が可能ということで、これは町の負担がほぼなくお招きをすることができますので、ぜひこういった専門的な知見やノウハウをしっかり取り込んで、佐渡の金山世界遺産登録、そして八十里越、八十里越に関しては三条市は既に北関東圏の誘客を見込んで自分たちは取り組んでいくんだというふうな話も聞いています。そういった他自治体の動向を見ながら、より専門的な戦略を描いていく必要があると思いますので、ぜひこの事業は活用していただいて、町に財政負担が大きくかかるものではありませんので、積極的に活用して、よりよい観光戦略、観光施策をつくっていただきたいなというふうに思います。

バンブーブーに関しては、今後、次年度の事業が見えてきた中でということですので、そうなのだろうというふうに思いますが、町として大切なことは、地域消費につながっていないよねというふうな問題意識の共有は町長とできたのかなと思うのですけれども、これをすべきなのは果たして誰なのかというところだと思うのです。私は、地域消費につなげていくというところは、まずは町内のそれぞれの事業所の皆さんが、これだけお客さんが来るということが既に2年やって明白なわけですから、町内の事業者それぞれが自分たちの企業努力の中で顧客獲得に向かって動いていくのはもちろんなのですけれども、それを組織的にやっていくということを考えると、それは商工会であり、観光協会であり、産業振興課というこの3つの組織が主だって担うべきところだと思うのです。実行委員会が地域消費まで考えるのではなくて、地域消費につなげていく部分に関しては、そこは商工会や観光協会、産業振興課、この3つの組織が連携をして、どういった取り組みができるのかということに汗をかいていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上、2回目の質問です。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。まずは、25歳式、三十路式の開催、違和感があるというふうに申し上げたのですけれども、議員のおっしゃられる、これは一つの手法なのだという意味合い、理解できると思っております。町の総合戦略においても、25歳から30歳代、これをいかにとどめるかというか、またUターンさせるかということは、本当に大事なターゲットなのだということは、もうそれこそ総合戦略でもうたって、それに向けていろんな施策を立ててもらっているところで

すから、ほかの市町村でこういう三十路式をやっておられるところが何か所かある わけですけれども、これは実行委員会でもって、そうした世代の人たちが主体的に やりたいなということがあれば、当然町としてもそれをしっかり受け止めていくこ とは、お手伝いというのは幾らでもできるかなというふうに思っております。本当 は25歳式が一番いいのだというふうな、当然もちろんそうだと思います。若ければ、 そのほうがいいのだろうと思いますから、そういう形で、もし主体的な形で動きが あれば、当然町としてもしっかりお手伝いは幾らでもできるかなというふうに考え ております。これ年行ってからではあんまり、意味がないとは言わないですけれど も、私もこの前、古希の祝いがありましたけれども、大体集まるというと還暦の祝 い、そして古希の祝い、そして米寿の祝いというふうな形でつながっていって、何 とか集まろうねというような形で集まるのだろうと思いますが、25歳、30歳でしば らくぶりだから集まろうねという、クラス同士での集まりというのは、それはある のだろうと思いますけれども、25歳の学年で集まろうかねというのはどうなのかな というふうな気持ちはしていますけれども、でもそういうことで集まりたいなとい うふうなことがあれば、当然町としてのお手伝いは幾らでもできるかなというふう に考えております。池井議員との話といいますか、中でもありましたけれども、そ ういうところにどういう方法で25歳、30歳のターゲット層に情報を流していくか、 ここが一番課題というか、問題なのだろうと思います。どういうふうな取り組みが できるのかということは、真剣に考えていかないと駄目かなというふうに思います。

それから、粗大ごみの回収、これについては担当から答弁させたいと思います。

そして、今後の観光戦略です。新型コロナウイルスが5類になってから、湯田上温泉もようやく少しずつお客も戻りつつある状況には来ていると思うのですけれども、なかなかコロナ禍の前の状況には戻らない、戻ってきていないというのが現状だろうと思います。そういう意味においては、佐渡金山の登録、それから八十里越の、それこそあと3年ぐらいですか、ぐらいに控えた中で、これは本当に町にとってもいい機会だと思います。弥彦、それから田上は温泉地を抱えている、そういう優位性は十分あるわけですから、この機会はしっかりと捉えていかなければならないなというふうに思っております。

それから、「竹あかりバンブーブー」の地域消費がなかなかそこまで、実際には 交流人口も、本当に大勢の方々からおいでをいただいて活気を帯びているわけです けれども、なかなか地域消費のところまではいっていない。それは、確かに議員お っしゃられるように、それは商工会の青年部のどうのこうのということではなくて、 これは町として、それこそ湯田上温泉、それから道の駅、そして湯田上温泉の旅館 協同組合、そうした観光関係としっかりと連携を組みながら、どうやってその流れ を地域消費に結びつけていくかということは、いろいろとこれから協議といいます か、検討していかなくてはならない課題なのだろうというふうに捉えております。 町民課長(本間秀之君) 今井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、以前今井議員が来られた際に、私のほうで町の事業としてやっていないということで、今井議員の質問の趣旨を捉え切れずに回答してしまったようで、大変申し訳ございませんでした。

なお、今回回答させていただいた部分の中での事業に関しましては、町として行っている事業ではございませんので、町の収集運搬の許可業者が事業所として実施している業務ということになりますので、よろしくお願いいたします。

また、価格等につきましても、業者のほうにも確認をしてみたのですけれども、 ごみの量であるとか大きさであるとかそういったもの、また運搬に係る車両の大き さ、それから人員の数とか、そういったものが、様々なものが想定されるので、一 概に言えないということで、価格までは確認はできていないような状況でございま すので、よろしくお願いいたします。

11番(今井幸代君) まず、すみません、粗大ごみのほうからなのですけれども、価格 等に関しては詳細な確認はしていないということなのですけれども。例えば家の処 分をするとか、大きい家具を処分するとか、そういったときにそういった事業者に 頼んで見積りいただいてみたいなことは、収集業者だけでなく、依頼すれば民間の 業者というのはあると思います。私が申し上げている、今回ご提案というか、問題 提起をさせていただいた粗大ごみ回収というのは、地域の方々が気軽にと言うと変 ですけれども、負担感なくごみ処理ができるような仕組みが、そろそろ粗大ごみの 処理の仕組みが必要なのではないかということなのです。価格を確認していないと いうことなので、私も民間の事業者がどういった形での回収をしていただけるのか 分からないですけれども、そこの部分はしっかり確認をしていただいて、地域の方 がそれで不便がないのであればそれでいいのだと思いますけれども、その部分で不 都合が出るような場合は、今後の課題として粗大ごみの回収の在り方というものを 検討する時期であると思いますので、まずは民間事業者の回収の内容がどのように なっているのか、地域の皆さんがしっかりと使えるような価格帯であるのかとか、 そういった行政が全く関与せずとも地域の皆さんが安定した粗大ごみのごみ処理が できるものなのかということを町としてしっかりと把握をしていただいて、対応を

考えていただきたいなというふうに思います。それで事が足りるようであれば、行政として特段出る幕もないでしょうけれども、恐らく価格帯のところでは難しい部分が出てくることは容易に想定されますので、そういった部分は検討が必要だろうと思いますので、申し上げておきたいなというふうに思います。

25歳式、三十路式等ですけれども、今まで成人式、20歳の集い、新型コロナウイ ルスでなかなか県外の方たち来れなかったりした方も多かったと思います。例えば なのですけれども、25歳記念同級会とかでもいいと思うのです。実行委員会、成人 式を実行していた実行委員、元のメンバーに、こういうのを考えてみたらどうかな、 町も協力するからどうだろうかという声がけはまずできると思うのです。そういっ た声がけをして、また級友たちが集まる機会をつくって、地元に思いをはせながら、 ライフステージに合わせた町の施策がどのようなものがあるかということを伝えて いくというのは大事だと思います。池井議員との議論の中で、その親世代たちにも 発信をしていったらどうかというふうな、それも本当に大事だと思います。本人た ちが思うところと、親御さんたちが自信を持って田上に帰ってきたらどうだと、こ んなのもあるし、こんなのもあるし、こんなのもあるみたいだし、おまえの地元の 仲間のあいつが最近家を建てたみたいだよとか、自信を持って親御さん世代が勧め られるということも大事だと思うのです。例えば近居の勧めというちょっとした冊 子を作るでもいいと思います。そういった広報物にきちんとお金を使って、見てす ぐ分かる、見て魅力が伝わる、そういったものを作って、対象世代の方たちにお送 りするというのも一つの手法ではないかなと思いますし、そういった若い世代の方 の同級会等の開催を積極的に働きかけて、そういったところで情報提供するという のも一つの手段だと思います。何が大事かといえば、若年層、20代から30歳代の社 会減をいかに鈍化させるか、いかにその世代の人口を減らさずに進めていくのか。 そのための新しい取り組みをしていかなければ、今のままだと、今のもともとつく っておられた推定値よりもはるかに速いスピードでその世代が少なくなってきてい るわけですから、ここは危機感を持ってぜひ取り組んでいただきたいと思います。 池井議員のような親世代といいましょうか、子ども持ったり、結婚したり、Uター ンで戻ってきたりという子ども世代にアプローチしていくのと併せて、その親世代 へのアプローチも大事ですので、ぜひサンドイッチしていただいて、社会減、人口 減少対策に取り組んでいただきたいなというふうに思います。町の積極的な事業の 展開を期待したいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、もうこれより多分深い話にはならないのかなと思うので、まずはノウ

ハウがなかなかきっとないのだと思います。何かを分析するにしても、何か新しい 戦略をつくるにしても、専門家の力を借りて、町の特性を踏まえながら、新潟県近 隣、田上町近隣のエリアでどういったつなげ方ができるのかとか、そういった部分 もプロの目から見たものと私たちが考えるものと視点が違うかも分かりませんの で、ぜひそういったいい事業ありますので使っていただいて、観光施策を前に進め ていっていただきたいなというふうに思います。

質問でいうと、25歳、Uターン関係とごみに関してになります。よろしくお願いいたします。

町長(佐野恒雄君) 25歳式、人口減少対策の一つの対策としての取り組みになるのだろうと思います。池井議員のときにも話をしたように、それをどうやって親の世代に情報といいますか、声がけをしていくのか、それと同じことが若い世代に対してどういう形でそういうことを声がけ、届けていけるのか、そういうことなのだろうと思います。そういうことを検討していかなくてはならないなと思っております。

それから、観光誘致対策ですけれども、専門家からいろいろとお話を聞くこと、これももちろん大事かと思います。それと同時に、田上の町単独でPRどうのこうのではなくて、これはしっかりと、県央なら県央地区、また例えば弥彦の温泉関係と田上の湯田上温泉と、そうしたいろんな形で連携した形での取り組みが一番効果的というか、功を奏する形になるのではないかなというふうなことも思いますので、そうした町で単独でどうのこうのというよりも、そういう関係市町村の間でしっかりと連携していく、このことも大事かなというふうに思っております。

ごみに関しては、担当課より答弁させます。

町民課長(本間秀之君) では、今井議員の質問にお答えします。

まず最初に、価格については、確認していないのではなくて、業者のほうからケース・バイ・ケースが多過ぎるので、一概に答えられないということで回答いただいているということでございます。

また、この部分につきまして町がどう絡むのかということにつきましては、実際町としてこういった事業を実施するといたしましても、それにかかる経費というのは、結局町で直接伺って回収してくるというわけにはいかないので、業者のほうにお願いするような形になるかと思いますので、そういった部分で公費で負担ができるのかどうかというのについては、検討が必要なのかというふうには考えております。

以上です。

議長(藤田直一君) 今井議員の一般質問を終わります。

最後に、6番、小野澤議員の発言を許します。

(6番 小野澤健一君登壇)

6番(小野澤健一君) 議席番号6番、小野澤でございます。

私は、今回、不登校の現状と課題について、そして持続可能な町財政の礎についての2点について一般質問をさせていただきます。

今ほどいろいろ人口減少に対する様々なご意見が出て、非常に参考となっており ます。そんな中で、私最近非常に興味深い書物と出会いまして、本のタイトルは伏 せますけれども、今の人口減少の本質を見事についた内容でありまして、工業化の 進展が人々に与える影響、専門用語で言えば資本主義が本質的に所有している危険 性について明らかにすることで警鐘を鳴らした、かの有名なマルクスの資本論、マ ルクス経済学の現代社会への投影の内容となっております。イデオロギーのにおい がしそうでありますけれども、あくまで資本主義が内包している危険性の検証を通 じて現在の人口減を必然と捉える内容でありました。資本論は、何も革命や○○主 義の指南書ではなくて、純粋な経済学の名著であります。前提は、私が再三言って いる、経済とは暮らしそのものであるという前提で書かれている内容であります。 150年も前に執筆、出版された書物に現在の姿が見事に反映されていることには改 めて驚かされております。これからを生き抜くヒントは、最先端技術にあるのでは なくて、いにしえの偉人たちの知恵、古典にあるのではないかというふうに思えて なりません。資本主義の生産要素は、資本と労働力(人)でありますけれども、今 の少子化、人口減の問題は、資本と人の重点選択の問題として、人の軽視が人口減 を生み出すと言い切っております。その理論は、すうっと腹落ちする明快なもので あります。政府が経済の好循環として経済施策の柱としている人への投資及び賃上 げは、突き詰めればこれも言い換えでしかありません。イデオロギー的には、真逆 の立場にいる者が対極にいる者の革新の理論に頼らざるを得ないことは、非常に興 味深い限りであります。とはいえ、いまだに物価高騰の天井が見えず、賃上げが実 施されたものの物価上昇がそれを上回っており、依然として実質賃金の目減りに歯 止めがかかっておりません。直近のGDPの速報値では、物価高を背景に個人消費 と企業の設備投資が振るわず、年率でマイナス2.1%と、3四半期ぶりのマイナス となりました。加えて、日銀が長期金利の1%を容認したことで、今後は金利上昇 の影響が広範囲に及び、生活はますます厳しさを増してまいります。予算編成の季 節でありますが、来年度の予算には行政の意思をしっかりと示してもらいたいと思 います。

さて、今回の一般質問の最初のテーマは、人の軽視とは正反対の人の重視の象徴とも言える教育分野における深刻な課題、問題点についてであります。一般質問1、不登校の現状と課題について。文部科学省の問題行動・不登校調査によれば、新潟県内の国公私立の小中学校で2021年度に30日以上欠席した不登校の児童生徒は3,854人です。内容は、小学校が1,195人、対2020年度比226人の増。中学校が2,659人、同516人の増。高校も997人、同70人の増となっております。また、いじめに関しては、小中高と特別支援学校での認知件数が4,147件増加して2万1,254件で、2年ぶりに増加いたしました。内訳は、小学校1万7,997件、対2020年度比3,386件の増。中学校2,393件、同425件の増。高校772件、同296件の増。特別支援学校92件、同40件の増であります。

私が議員1年目の一般質問において、田上のいじめ問題を取り上げ、その実態の公表を求めた結果、今では周知されるようになりました。一方で、なかなか改善の兆しが見えないのが実態であります。以前の私は、いじめによって不登校が誘発されるとの考えから、いじめの撲滅こそが全てとの考えにありました。ところが、3年にもわたる新型コロナウイルス禍で、子どもの生活リズムが乱れたり、学校生活で様々な制限があって、交友関係を築くのが難しかったりしたことが不登校件数増加の温床と言われるに至っております。さらに、フリースクールなど従来の学校でなくても学べる場が広がっている、学びの多様化の表れとも言われております。事ここに至っては、不登校の増加を問題と捉えるのではなく、その子どもたちをどうフォローするかを考える段階に来ているとの専門家の意見があります。また、別の専門家は、支援のゴールを子どもが社会とつながることと言っています。

そこで、教育長にお伺いをいたします。質問1、小中学校の不登校児童生徒数に ついて、学校別、学年別等の詳細をお聞かせください。また、不登校に因果関係等 の特徴があればそれもお聞かせください。

2番目、不登校予備群の実態把握状況もお聞かせください。

3番目、不登校児童生徒に対しての現行の具体的対策をお聞かせください。その 対策の最終目的がどのような状態なのかもお聞かせいただきたい。

4番目、新型コロナウイルス禍の影響により、社会経済が大きく変わってしまいました。現行の田上町の教育施策である田上の12か年教育は、不登校問題やいじめ問題に対して有効に機能していると言えるのか、見解をお聞かせください。

先日、母校の田上小学校創立150周年記念式典を同窓会長として出席し、子ども

たちと祝賀の空間を共にいたしました。大人になって忘れかけていた純粋な心、思いやり、ひたむきさ等、子どもたちが独自に醸し出す雰囲気に接することができたことは有意義でありました。改めて子どもたちの計り知れない無限の可能性を見た気がいたします。

今日では、今回取り上げた不登校問題は、いじめ問題とともに子どもたちが健やかに成長するためには、避けて通ることができない身近な事象となってしまっています。冒頭で紹介したように事態は年々悪化しており、身近な事象として確率的に発生するものである以上、当事者個人の問題ではなく、社会全体で向き合わなければならない問題になっています。今、世界に目をやると、2つの戦争という一部の大人の愚かな過ちの繰り返しによって、貴い命、幼い命が失われています。平和の尊さを改めて認識し、何気ない日常のありがたさをしみじみと感じるところであります。かけがえのない子どもたちに、平和な日常、充実した学校生活を用意してやるのは、我々大人の使命であると強く思う次第であります。

一般質問2番目、持続可能な町財政の礎についてであります。「入るを量りてい ずるを制す」、これが財政の要諦であると以前の一般質問で説きました。今回の町 単独事業と加茂市・田上町消防衛生組合のごみ焼却場をはじめとした組合施設の箱 物の新設及び改修を控え、町財政の行方に不安を覚えます。翌年度の事業展開の指 針である田上町まちづくり財政計画の令和 5 年度版によれば、財政の貯金に該当す る財政調整基金の残高は、令和4年度の14億800万円から令和9年度に町民体育館 建設費の仮計上により約6億5,900万円へと、半減以上の厳しい見通しが示されま した。災害等に備えて5億円の基金残高を死守するとの決意は頼もしい限りであり ますが、町財政の健全性の最終指標は基金の残高に収れんされます。これが僅か五、 六年で半減することは、非常事態以外の何物でもありません。以前、私は箱物の維 持管理費は累計すると建設費を超える性質を持っており、隠れ借金として町財政の アキレス腱になるので、公共施設マネジメント、適正規模、適正管理の手法が必要 と説きました。今後の町財政の痛み具合が確実視されている今こそ、公共施設マネ ジメントを真剣に実施しなければなりません。それにも増して各種施策の統廃合も 真剣に進めていかなければなりません。短絡的とも言える一律の歳出削減ではなく、 政策選択による覚悟ある歳出が強く求められます。町民も町財政の先行きに不安を 抱いています。現に発想の転換により歳出に関して無駄を排除し、真に必要として いる事業を推進してほしいとの町民からの投書が私の手元に届いております。

そこで、町長にお伺いをいたします。質問1、以前に改定することを表明した田

上町公共施設等総合管理計画、これ計画年度は令和7年までの10年間ですけれども、の現状はどのようになっていますか。同計画には、計画期間内であっても社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合、速やかに改定するものとしますと明記されています。

質問2、既往施策の統廃合の必要性も以前より説いてきていますが、進捗が見えません。来年度の予算編成の時期になっていることから、各種施策の統廃合の必要性に対する見解、やる気度を改めてお聞かせいただきたい。

この公共施設マネジメント及び既往施策の統廃合は、「いずるを制す」の実践であります。そして、施策の統廃合の要諦は、各施策の有機的結合と効率的実効性を有した体系立った施策にすることであります。言い換えると、各課における独自の縦串のみが通った各種施策に対して、効率的実効性という横串を通す施策であります。各分野において重要施策をしっかりと定め、それに対してふさわしい資金投下を含めた行政資源を集中させ、各施策の相乗効果を引き出して実効性の最大化を図ることであります。

さて、以上は既に問題提起済みであり、その進捗に注視しているところでありま すが、今回提起したいのは、「入るを量りて」の歳入の、しかも自主財源の増加策 であります。これは、覚悟ある歳出を土台とするもので、その覚悟のほどは南極で 氷を売るレベルを必要といたします。直近の決算、令和4年度では、自主財源比率 は31.7%で、その中心となっているものが町税の10億9,984万円、歳入に占める割 合は20.8%です。精査、分析すると、この中で投資効果が認められる最たるものが たばこ税であります。同決算では、稼ぎ頭の町民税と固定資産税を除くと、際立っ た税収を上げています。その金額は約7,250万円にも達し、町税に占める割合は 6.6%、入湯税の3倍弱となっております。言わば想定外の副産物であり、道の駅 開業に伴うコンビニ誘致が結果として投資効果をもたらした格好です。これを参考 に、想定内の主産物を目指し、直接的ないしは間接的な事業展開による税収入増加 策を検討してみてはいかがでありましょうか。以前、自主財源確保の増加策につい てただしたところでは、本田上工業団地への企業誘致に尽きる旨の答弁でありまし たが、物価高による企業の設備投資の鈍化や長期金利上昇による資金借入れ負担の 増加等、現状を見る限り、売れ残りのリスクが高まっているように思います。町の 金利負担も重荷になっています。

そこで、町長にお伺いいたします。質問3、自主財源強化策として、本田上工業 団地への企業誘致一辺倒のスタンスに今も変わりはありませんか。また、企業誘致 以外に税収入の増加策は検討されていますか、あるいはするつもりですか。

警鐘を鳴らしてきましたが、残念ながら今後の町財政の痛み具合が明らかになってきました。事実として真摯に受け止めなければなりません。金がないなら知恵を出せ、覚悟を決めてしっかり使え、であります。金がないからできないは、一見正しそうに思われますが、その全く逆であります。何ができないかではなく、何ができるかとの発想の転換時期に来ています。必然の町財政の支援と捉えなければなりません。民間事業では、業績が悪化し、資金繰りが厳しくなったときに、支出を抑えるだけでは事業は縮小するばかりで、いずれは果てます。収入を増やしただけでは、ざるに水を張るがごときで、こちらもいずれは尽きます。このことを私は前職の銀行員時代に企業再生の専門部署にいて経験として知っています。持続可能な田上町であり続けるためには、3割自治の中にあっても、安定した自主財源の確保と政策選択の結果としての覚悟ある歳出が必要です。正しい危機感を町民と共有し、遠くの山を見て足元の沼にはまることがないように注意しなければなりません。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 小野澤議員の持続可能な町財政の礎についてのご質問にお答えい たします。

1点目の田上町公共施設等総合管理計画の現状につきましては、国からの要請により令和5年度までに軽微な事項を追加する必要があることから、今後字句等の追加を行うことにしております。交流会館など新設の施設は、次期改定までは通常の維持管理を行うことを基本とし、現計画に掲載を行う予定であります。また、心起園及び町民体育館については、既に今後の方針につきまして議会へ報告している内容で追記をいたしますが、それ以外の施設につきましては、現時点で保有数や統廃合等の方針に変更はありませんので、改定は行いません。しかしながら、次期計画改定時においては、平成27年度に策定を行った時点とは手法が大きく変わり、まずは各施設の個別計画の策定を行う必要があり、その総括として公共施設等総合管理計画を策定することになります。そのため、令和6年度中に各施設の個別計画を策定するよう、今年の8月に指示をいたしました。そういたしますと、今後の流れとしましては、令和6年度に個別管理計画を策定し、令和7年度にその上位計画となる公共施設等総合管理計画の改定を行うことになりますので、実質的には令和7年度が最短の改定時期となります。なお、作成に当たりましては、議員ご指摘の点につきましては十分理解しておりますので、関係部署ともしっかりと協議を行いなが

ら作成に当たってまいります。

2点目の各種施策の統廃合の必要性に対する見解につきましては、毎年度の予算編成において、各課、局に事業効果の検証を行い、予算要求を行うよう通知をしております。ここ数年では、保健福祉課において類似事業の統合を実施いたしましたが、町民サービスを下げずに統合を行う手法も限界に来ているのが正直なところであり、そのためなかなか進捗が進まないというのが現状です。まちづくり財政計画の今後の推移や一部事務組合の施設更新などを考えれば、今後施策の統廃合は実施をせざるを得ない状況である点は十分理解をしておりますが、そのことにより町民サービスに何かしらの影響を及ぼすことも事実であることから、実施に当たっては慎重にならざるを得ません。一方で、議員の下には町民より真に必要としている事業を推進してほしいとの投書が届いているとのことでありますが、もっともなことであり、それらも踏まえ、しっかりと検討してまいります。いずれにいたしましても、まずは現在再検証中の清掃センターの検討結果を受けた後、改めて財政的なシミュレーションを行い、どのような状況になるのかを見た中で判断をしていきたいと考えおります。

3点目の自主財源強化策につきましては、本田上工業団地への企業誘致一辺倒と いうスタンスではありませんが、先般の全員協議会において説明させていただいた とおり、令和9年度には借入れ利率の見直しがあり、議員ご指摘のとおり、金利負 担も重荷になってくることが想定されますので、物価高騰の現状ではありますが、 令和9年度までに完売できるよう努力していきます。その結果、企業誘致も行われ、 そのことで若い世代への移住にもつながることになりますので、まずはそこに力を 傾注していきたいと考えております。それ以外の税収入の増加策等につきましては、 正直これまで検討したことはありませんでした。今回議員が様々な提案をされてい る内容は、恐らく町が主体となり、住民税では町民の所得が向上するような施策の 展開、法人税では町内経済循環喚起につながる施策の展開、固定資産税では土地等 の資産価値の向上につながるような施策の展開が必要ではないかと理解をいたして おります。そのような観点で申し上げれば、令和5年度に補正予算対応させていた だいた異常気象に伴う農業者支援対策は、当然農業所得のその他の収入となります ので、結果として税収確保の一助になっていくものと考えております。また、ふる さと納税の返礼品としての湯田上温泉宿泊利用券や湯田上カントリークラブ助成券 は、それぞれ入湯税やゴルフ場利用税交付金にも影響を及ぼすことから、ふるさと 納税とは別の財源として増加させることができるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように道の駅のコンビニ開業に伴うたばこ 税収入増加のような想定外の副産物は、今後なかなか期待できる状況ではありませ んので、様々な角度から税収入の増加策につきましては研究をしてみたいと考えて おります。

以上であります。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 小野澤議員の不登校の現状と課題についてのご質問にお答えします。

1点目の小中学校の不登校児童生徒数につきましては、数値の公表については、毎年の9月定例会における決算審査特別委員会において、各学校別に数年分の数値をまとめました資料を、主な要因の説明も加えながら配付させていただいております。ご質問として、議員からはさらに詳細な学年別までの数値を求められておりますが、特に小学校におきましては、各学年1クラス編制が多い中、学年別の数値を公表することによって個人が特定されてしまうおそれがありますので、教育委員会としては一定の配慮が必要であるというふうに感じていることから、公表については学校別までとさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そういった中で、改めて不登校児童生徒数の報告をさせていただきますが、病気やけがなどの理由を除いた年間30日以上の欠席者の数値ということで定義をし、ここでは過去3年間分の数値を報告させていただきます。まず、令和2年度の登校児童生徒数でありますが、田上小学校で4名、田上中学校で15名の欠席者がおりましたが、羽生田小学校については長期欠席者はおりませんでした。令和3年度につきましては、田上小学校で7名、羽生田小学校で1名、田上中学校で15名となっており、令和4年度につきましては、田上小学校で5名、羽生田小学校で3名、田上中学校で17名の児童生徒がおりました。不登校の主な要因として、各個人様々な理由がありますけれども、令和4年度の状況でお答えしますと、一番多いものが無気力、次いで学業不振となっております。

2点目の不登校予備群の実施状況把握につきましては、学校では欠席が続き、このままでは不登校傾向となり得る状況が見え始めたその際において、担任から家庭への電話連絡や家庭訪問、また状況によっては保護者との面談を実施をし、児童生徒の悩みの解消に努めております。具体的な欠席の日数としては、連続した3日程度の欠席時点になろうかと思いますが、教育委員会として今現在、実数について把

握はしておりません。

3点目の不登校児童生徒に対しての現行の具体策と最終目的につきましては、不登校児童生徒の事象によってそれぞれの対応は異なり、目標についても様々でありますし、一律な目的が設定されるものではありません。学校への登校は可能であるが、学級には入れない児童生徒、友達関係の悩みなどで登校自体が難しい児童生徒、日々の生活リズムや家庭内の悩みを抱える児童生徒など、一人ひとり様々な問題を抱えております。具体的な対策として、登校を促す施策としては、中学校内にある適応指導教室の開設、訪問教育相談員による世帯訪問などを通じて、児童生徒の登校意識が改善するよう支援に努めております。また、生活リズムや家庭内の悩みにより不登校となっている児童生徒については、教育委員会在籍の保健師による訪問や教育相談の実施、状況によっては児童相談所と連携し、個別支援ケース会議の開催などを行い、個々の児童生徒に合った対策を協議し、支援を行っております。

4点目の田上の12か年教育は、不登校問題やいじめにに対して有効に機能していると言えるかにつきましては、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される全国学力・学習状況調査の中で、児童生徒質問紙調査がありますが、放課後に何をして過ごすことが多いかという質問項目の中で、田上町の小学校6年生、中学校3年生は、ともにテレビ、ゲーム、ネットで過ごす時間が多いと回答する割合が県平均よりも高かったということから、平成28年度より年3回、田上町アウトメディアウイークを12か年教育の一環として実施しております。この取り組みは、年長児から中学3年生までが、電子メディアの有益な活用を家庭で考え、ルールをつくり、取り組み、振り返るという取り組みであります。同時に、たけのこカードを使って、メディアへの接触時間や就寝時刻などの生活習慣を点検し、改善に取り組んでいます。また、地域と連携した総合学習をグランドデザインに位置づけて取り組んでおりますが、不登校傾向の生徒が総合学習がある曜日には登校して校外学習にも参加したという例も聞いております。これらの取り組みを数値化して、有効に機能しているかを検証するには難しい面があるかと思いますが、自尊感情や自己有用感といった数値には出てこない力の育成と関連はあるものと考えております。

小野澤議員ご指摘のとおり、かけがえのない子どもたちが平和な日常を送り、充実した学校生活を送ることができるよう、分かった、できたと思える授業づくりや、互いを認め合い、支え合う集団づくりの基礎となるのが12か年教育であると考えます。日常から学級担任をはじめとした身近な大人へ相談しやすい雰囲気づくりを大切にし、安心して過ごせる心の居場所づくりに努めていきたいと思います。

以上であります。

6番(小野澤健一君) どうもありがとうございました。2回目の質問ということで、 ご答弁のほう一般質問の順番と違って、町長が先に言われましたけれども、私の一 般質問の順番どおり教育委員会のほうから2回目の質問ということでさせていただ きます。

教員免許とか、ましてや保育士とか幼稚園の教諭の資格持っていない中で偉そう なことは言えませんけれども、現在小中学校で起きているいじめとか不登校、その 事象が発生した段階で対処を取られているわけですよね、小学校、中学校。私、そ うではなくて幼児期へ溯って捉え直す必要があるのではないかと考えているので す。三つ子の魂百までというようなことわざありますけれども、まさに幼児教育の 重要性を語っているのだろうというふうに思います。私が調べた中で、世界子供白 書なんていうのがあるのですけれども、3歳までが発達のゴールデンタイムという ことなのです。僅か35か月の間に子どもは成人としての価値観や社会的な行動の基 礎が築かれる、こう書いてあります。人格形成の時期というのは、0歳から6歳、 つまり小学校入学前後までに人格の土台が形成される、こういうふうに言われ、社 会説法のようなところもございますけれども、したがって田上の12か年教育、この 12か年というのは多分3歳から15歳期間であり、人格形成の0歳から6歳のうちの 3年間、これはカバーできるのかなという気がいたします。ただ、3歳から5歳ま での幼児教育と小学校教育はかなり性質を異にしている、私はそう思っております。 これは、衆知の事実だろうというふうに思います。小学校教育へのスムーズな橋渡 し、幼小連携というのですか、接続というのでしょうか、これをあまり過度に重視 をすると、人格形成にとって重要な幼児教育の一部の期間、これが何か損なわれて いるのではないかという素人考えがある。

そこで、教育長にお聞きをしたいというふうに思うのですけれども。私は今こういった不登校とかいじめ、こういったものについては、三つ子の魂百までということで幼児教育に遡って捉え直す必要があるのではないかということで今お話し申し上げました。こういった中で、幼児教育の重要性についての見解をお聞かせをいただきたいのが1つ。

それから、2つ目、今申し上げたようにいじめ、それから不登校を幼児教育へ遡って捉え直すことの必要性について、これどう思われるか、この見解について2つ目でお聞きをしたい。

それから、3番目、幼児教育の充実のためには、竹の友職員の正職員化というの

が私非常に必要だと思うのです。今任用職員の方、当然おられると思うのですけれども。昔の田上町あるいは田上村の保育所と言われた時代、役場の職員でもあったわけです。パートがそのときいなかったとは言いませんけれども、そういった正職員化についての見解についてお尋ねをいたしたい。

以上3つ、もう一度繰り返しますと、幼児教育の重要性についての見解。それからいじめ、不登校を幼児期に遡って捉え直すことの必要性についての見解。それから3番目、幼児教育の充実のために竹の友職員の正職員化についての見解。この3つを教育長に2番目の質問としてお聞きをしたいと思います。

次、持続可能な町財政の礎について。答弁いただいて、内容的に取りようによっ ては非常に前向きな感じもありますし、言い訳がましいところもあって、さすがに 行政マンらしい文章だなということで感心をいたしました。私は、この中で何が言 いたかったのかということになると、最終的には自主財源の増加策、これを多分表 面どおり取っていただいても構わないのですけれども、その中で発想の転換である とか投資効果、この2つがキーワードで文章を組み立てた内容であります。公共施 設マネジメント、施策の統廃合、これ全て自主財源の増加策に通じるものであると いう形で論旨を整えてあります。町の施策を金銭的な投資効果という物差しだけで はかるのは、私はかなり無理があると。それは重々承知の上で話をしていますけれ ども、しかし一方で、工夫さえ凝らせば、知恵さえ出せば、既存の施策を投資効果 があるものに変えたりとか、投資効果を求めて新たな施策を打ち出すことも私は十 分可能だと思うのです。そもそも公営企業会計ですか、を採用している部門におい ては、利潤とか利益、もうけ、この当然概念は持ちますけれども、なかなか行政の 中においてこの3つの概念は持ちづらい。民間企業と違って、民間企業が手を出さ ないところをやっているわけですから、当たり前と言えば当たり前。けれども、こ の概念があればこそ、民間企業というのは効率的経営が可能となっているのも事実 なのです。町は、利益、利潤、もうけ、これを自主財源増加、増強と読み替えて効 率的運営を行う必要があるのではないかと、こういう形で私は申し上げている。投 資効果というと、血も涙もない利益至上主義的なイメージを持つかもしれませんけ れども、これこそが効率的実効性ある行政運営を担保するものではないのかという 問題提起であります。逆に言えば、自主財源増加策を本気で考え、実践することが 効率的実効性ある行政運営をもたらす大きな一助になるのではないか、こういう話 であります。

そこで、町長にお聞きをいたします。町長は、厳しくなっていく町の財政に対し

て、今後どのような行政運営をしていかれるのか。気構えであり、こうしたい、そ ういったものを具体的にお聞かせをいただきたい。これが1つ目の質問。

それから、答弁でいろいろお話をいただきました。行政サービスを下げられないので、統廃合もなかなか見えてこない、こう書いてあります。ただ、よくよく考えてください。行政サービスというのは、量を言うのか、質を言うのか。量より質という言葉もある。この辺をどっちをどう取るのかによっても、私は行政サービスの捉え方というのは変わってくるのだろうと思うのです。したがって、行政サービスを下げずにということは、量も質も両方のことを言っているのか、あるいは片一方のことを言っているのか、2つ目の質問で聞かせていただきたいと思います。そういう中で、進捗がなかなか進まないのだと。だからこそ本来発想の転換が必要ですよということなのです。今までどおりの考えなら行き詰まるけれども、ちょっと発想を変えませんか。それが町民から私に言った、投書でもありましたように、発想の転換というのはこういうことを言うのだろうなというふうに思います。

それから、話は前後しますけれども、公共施設等総合管理計画、今後各個別の施設について計画を策定するということで、私が言っていることについては十分理解しておりますと、こういう力強いお言葉いただきました。ぜひとも公共施設マネジメント、この概念というのは非常に奥が深いものですので、それを実践をしていただきたいなというふうに思っています。

あとは、自主財源強化策の中で、本田上工業団地への企業誘致一辺倒ではないのだと。ただ、金利が上がったりいろいろするから、そこに力を注力していきたいのだと言います、注力。その反面、それ以外の税収の増加額については、正直これまであまり検討したことがない、こういう正直なお話、これはこれでしようがないと思うのです。ただ、この中で陥っては困るのは選択と集中ということです。選択と集中、これ皆さん当たり前のように恐らく勘違いをしているのだと思うのです。選択と集中で失敗した企業、大手企業があるのです。液晶の何とかという、亀山モデルなんていう、そういうのつくった会社、あそこは液晶パネルに集中をしたがために競争に敗れた。したがって、選択と集中を実践して生き残っている企業というのはあまりないのです。これは、全くのイメージ違い。どうも何かこのことを言いたいのかなという感じがします。だから、リスク分散の中で企業誘致は企業誘致で、そういう金利の上昇等の懸念があるから、それもやらなければ駄目だと。けれども、それと並行的に増強策というものを別個に考えていかなければいけない。こっちが先でこっちは後なんていう、そんな選択をやった場合、今言ったような形になりま

すよ。恐らく企業誘致、そんな簡単ではない。金利が長期金利1%を超えて、間もなく1.5%ぐらいまで行きます、間違いなく。だって、市中の定期預金の金利が上がってきていますから。調達する側の金利が上がってくれば、当然運用する、貸すほうの金利が上がってくるのは、これは世の常識ですから、かなりの勢いで上がってくるだろうというふうに思います。甘く考えないほうがいい。したがって、傾注していきますということであるのであれば、今本田上工業団地の誘致の状況というのはどういう状況にあるのか、これも質問としてお聞きをしたいと思います。

以上であります。2回目の質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。大変難しい問題を提起していただいた なというふうに思っております。私自身がこれから政策運営、どういうふうな政策 をしていくかという非常に大きなテーマでご質問いただきました。これから大きな 事業、清掃センター、それから消防庁舎、それぞれもろもろの事業をこれから控え ていく中で、どういうふうなかじ取りをしていけばいいのかというのは、私に課せ られた大変大きな課題だというふうに捉えております。そういう中で、財政調整基 金、これが大変大きな問題というか、課題になっているのであります。議員からも 今の14億円が僅か5年、6年でその半分以下になってしまう、大変厳しいご指摘を いただきました。先ほども申し上げたように、そうしたこれからの大きな事業運営、 事業に取り組んでいくに当たって、私自身がこれから自主財源、これにどう取り組 んでいくかということも一つの大きな課題だろうと思っています。議員のほうから も言われております施策の統合、それも一つの課題かと思いますし、本田上工業団 地、これをとにかく完売、令和9年には利率が大きく変わってまいります。そうし た利率のリスク負担、そうしたことを踏まえますと、まずはとにかくこの工業団地 の誘致、それ一辺倒というわけではもちろんありませんけれども、これに大きな力 を入れていくということが非常に重要なことだなというふうに思っております。当 初このコロナ禍の中で、各企業が世界に、例えば中国であるとかベトナムであると か、そういうところに企業を移していたものが、新型コロナウイルスの関係で国内 に戻ってくるのではないか、そういう期待感がありました。国内に戻ってくるとい うことになれば、当然広い用地を求めて企業からも問合せがあるかなというふうな 捉え方もしておりましたけれども、そうした問合せ自体はありませんでした。そう いう中でも全農があそこに進出してきてくれた、このことは大変大きな成果であっ たかなというふうには思っております。そういう意味で、議員おっしゃられるよう に、とにかく自主財源の増加策、これは発想の転換が大事なのだということを議員 おっしゃられますが、まさに私はそのとおりだろうと思います。企業と違って、では町としてそういうものに取り組もうだとか、こういったことに取り組もうかとかという選択肢というのはなかなか、普通の一般企業と違ってそうした取り組みというのはそうあるものでないし、そうした面においては自主財源の増加策というのはそう簡単にあるものではないかなと思っております。議員の一般質問の中にありましたけれども、たばこ税、これまさに想定外。想定外という中で、道の駅ができた関係でついてきた、まさに想定外の副産物というのは本当にそのとおりであります。そうしたこというのは、ほかのところでということは当然考えられない状況でありますし、そうした取り組みにおいて、自主財源の増加策、今何があるのだと言われても、これから模索していかなければならない状況にあろうかなと、こう思っております。

それから、公共施設のマネジメント、これも当然施策の統合と併せて大事なことになります。これからはそうした施設の統合自体も考えていかなければならない段階に来ているのかもしれません。そうしたことで、そうした公共施設の管理マネジメント、こうしたこともしっかりとこれから取り組んでいかなければならないのかな、そういうふうに捉えております。

教育長(首藤和明君) では、ご質問いただいた点について述べさせていただきます。

まず、三つ子の魂百までということで、3歳児、3歳の頃までに人格が形成されたり、あるいは小学校入学前までにその後の生き方、大きく形成されていくのではないか、幼児教育の大切さについてということでご質問がありました。幼児教育の大切さについては、もちろん大切であるというふうに認識をしています。田上の12か年教育の面で触れさせていただきますと、グランドデザインの中では、幼児期のミッションとして、愛着形成と非認知能力の育成というふうなキーワードでしています。つまり私はみんなから、例えば親とか先生方とか友達から愛される存在なのだというような、安心感を持てるような空間をつくっていくということと。それから非認知能力ですので、認知できない、要するに数値化できない能力、数字では表せない能力が大事だということで、今幼児園ではこんなことやってみたいということを大事にする。例えば雨が降ったら庭に出てビチャビチャやってみたいということを大事にする。例えば雨が降ったら庭に出てビチャビチャやってみたいというのをやってみるとか、そういって外へ出たらぬれてしまったなとか、そういう何かやってみたいということを大事にしていきましょうということで、必ずしも小学校に入ってからの学びと一見つながりがないようなことも今非常に大切にしておりますので、そういったこと、これが入ってきたのが多分二、三年くらい前だと思います。

何年前かというのは、私今ここではっきりと把握はしていないのですが、今年度改めて田上の12か年教育のところを見させていただいた段階で、あっ、新しいキーワードが入っているなというのを私は認識をしていましたので、そういったところで幼児教育進めているのかなと、これからも進めていきたいなというふうに思っています。

それから、遡って小学校、中学校になってからのいじめや不登校の原因となったかどうかは別にして、遡って幼児園、幼児期に何か事象があったのではないかというようなところ、関連性を検証する必要があるのかなというふうなお尋ねだったというふうに思っています。確かに不登校とか突然出てくるものではないのかもしれません。そういった例もありますし、家庭的にずっとつながっているというのもありますので、幼児期のところから情報共有しっかりしながらしていくことは必要かなということで、ご指摘いただいた視点を持ってしっかり研究していかなければいけないかなというふうに考えているところであります。

幼児園の職員の正職員化がもっと必要なのではないかという点につきましては、 事務局長のほうからお答えさせていただきます。

教育委員会事務局長(時田雅之君) それでは、職員の正職化ということでお答え申し 上げます。

来年度の予定としまして、クラス運営を行う際に必要な保育士数が一応34名ということで把握してございます。そのうち幼児園の正職でクラスに入れる者が26名、約3割ちょっとぐらいになろうかと思いますが、そういった数字になってございます。幼児園の職員が全て正職であれば、責任感も感じて保育業務に集中してやっていけることとは思ってはいるのですけれども、会計年度任用職員についても保育士資格を持った十分保育業務にたけている方たちを採用して、クラスの中に入っていただいております。併せて早朝保育、延長保育等、朝7時から夜8時までの園運営ということで、そのシフトを組むことに対して全て正職で対応するというものは、人件費の面から考えると少し難しいということを教育委員会でも認識しております。有能な方、会計年度任用職員として活躍していただいておりますので、しばらくはこの体制で続けたいと思っております。

それと、先ほど教育長のほうから幼児期のいじめ、不登校の関係、遡ってというお話がございましたけれども、小さいお子さんのいじめというものの主なものは、自己主張の延長線上にいじめがあるということで我々認識しております。主に幼児期では、身体的ないじめといいますか、トラブルから始まりまして、発達とともに

だんだん言葉によるいじめに発展するということで言われております。いじめの多くは、小学校2年生くらいをピークにしまして、中学年、高学年と内容も高度化しながらいじめというものが進んでおります。なかなか幼児期におけるいじめの指導というのは難しいものがあるかもしれませんけれども、ご質問いただいた幼児期に戻ってひとつ考えるということについては、今後の保育士の研修等に活かしながら、こちらのほうでも研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議長(藤田直一君) 暫時その場にて休憩をいたします。

午後4時46分 休 憩

午後4時47分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を始めます。

慣例となっています持ち時間、もう本当に少なくなりました。まとめてください。 6番(小野澤健一君) では、質問はしないで主張だけ申し上げたいというふうに思い ます。

まず、教育問題です。私、幼児教育になぜこだわるかというと、これ全然威張る とかそういうつもりではないのですけれども、私の母親が、田上村のときに初めて できた本田上保育所というのあるのですが、あそこの初代所長なのです。したがっ て、小さい頃からそういった幼児教育の場に置かれてきた私の中で、この中で母か ら教わった人間もいるのです。大人になった今でもちっちゃい頃の性格なのです。 そういう中で、私が親の思いどおりに育ったかどうかは別です。ということは、幼 児期の観察です。その目をしっかりと持たないと、小学校とか中学校で不登校だ、 いじめだといったとき、えっというのではなくて、何となくあれだよね。だから、 いじめとか不登校になった人、特定するとか、そういう意味ではないけれども、遡 って幼児期がどういう状況だったかというのは、私は研究すべきだと思うのです。 そのための12か年教育。長期間やるわけでしょう、えとが1つ回るぐらい。そうい うことを申し上げているので、小さい頃は確かに、言ってはいけない言葉、子ども たちは残酷に言いますよね。それ大人が言われてもぐさっとくるぐらいだけれども、 子どもたちの中でへらへらやっているうちはいいけれども、物心ついたときにそれ がものすごく言葉の暴力ということで出てくるわけだから、その辺も含めて研究を していただきたい。

その中で、正職員化というのは、私の母がいたときはみんな町の職員だったので

す、保育所の保育士というのは。だから、非常にプライドを持ちながらやっていた。母が帰ってこないななんて子ども心に心配していたら、真っ青な顔で帰ってきた。どうしたって、今で言う反社会的な勢力の家に行って、何であなたは子どもを保育所に連れてこないのだというところまで言うわけです。昔はそういう時代だった。さすがにその人は翌日から連れてきたという話だからいいけれども、そんなプライドを持たせるように、今は86歳になりましたけれども、そういう気概を持たせるという意味で、幼児教育をもう一度、大事な教育機関だということで私は取り上げてもらいたい。それをひとつお願いします。

それから、町長のほう、幾つか質問に答えていないです。本田上の工業団地の今 の引き合い状況とか、そういうのはどうだと。それから、行政サービスの質を下げ るということは量なのか質なのかどっちなのという、こういう質問について答えて いなかったのは、それはそれでいいですけれども。ただ本当に選択と集中をまず勘 違いをしないでいただきたい。それから、今やらなかったらやるときないですよ。 この苦しいときであるからこそ、いろいろ必死になってやるわけで、これが税収が 多く入ってきたときに、いや、統廃合やりますかって、もうやりっこないですから。 やりっこない。今までの発想だからできないだけであって、発想をだから変えてく れ。さっき言ったように南極で氷売るってそういうことですよ。だって、南極の周 りみんな氷なのですから、南極で氷要りますか、要りますかといったって、要らな いわ、だってこんなにあるのだからと。けれども、その南極で氷を売る手法がない と駄目だ。いやいや、この氷は全く気泡が入っていなくて純粋な水で作ったもので、 南極のいろんな成分が入っているので違うのだという、例えばそういう差別化の中 で売る。だから、そういう発想の転換が必要だということを私は申し上げているの で、予算編成の時期ではあります。今日言ってあしたすぐ統廃合なんて多分できな いだろうと思うのですけれども、常にその気でやらなかったら田上の未来というの は本当にないのだと。効率化あるいは実効性を担保するためにも、自主財源の捻出 こそが全てに波及していくのだということで、あれもこれもではなく、1つだけ集 中をして、それこそさっきの選択と集中ではないですけれども、そういう中でそこ からいろんな問題を解決していってもらいたいということであります。

私の質問は以上です。質問というか、意見、以上です。

議長(藤田直一君) 小野澤議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

午後4時52分 散 会

			令和	日5年	F 第7回 田上町議会(定例会)議事日程			
	議	事日和	呈第	1号	令和5年12月7日(木) 午前9時40分開議			
日程	議	案	番	号	件名	議決	:結果	
					開会(開議)			
第1					会議録署名議員の指名		0番 1番	
第2					会期の決定	8	日間	
第3					諸般の報告	報	告	
第4	報	告第	§ 4	号	専決処分(新潟県市町村総合事務組合規約の変更) の報告について	報	告	
第5	承	認第	₹ 8	号	専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算(第 5号))の報告について	付	託	
第6	同	意第	1 6	5 号	田上町監査委員の選任について	同	意	
第7	議	案第	3 7	7 号	田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定につ いて	付	託	
第8	議	案第	3 8	3 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について	付	託	
第9	議	案第	3 9	9 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につい て	付	託	
第10	議	案第	4 () 号	田上町職員の給与に関する条例の一部改正について	付	託	

日程	議	案		ž. T	号	件名	議決絲	吉果
第11	議	案第	4	1	号	田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び田上町職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について	付	託
第12	議	案第	4	2	号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部改正について	付	託
第13	議	案第	4	3	号	田上町国民健康保険税条例の一部改正について	付	託
第14	議	案第	4	4	号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	付	託
第15	議	案第	4	5	号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指 定について	付	託
第16	議	案第	4	6	号	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について	付	託
第17	議	案第	4	7	号	令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定 について	付	託
第18	議	案第	4	8	号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議定について	付	託
第19	議	案第	4	9	号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について	付	託
第20	議	案第	5	0	号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)議定について	付	託
第21	議	案第	5	1	号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号) 議定について	付	託
第22	議	案第	5	2	号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定 について	付	託
第23						一般質問		

第 2 号

(12月8日)

令和 5 年田上町議会 第 7 回定例会会議録 (第2号)

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 会 令和5年12月8日 午前9時

3 出席議員

亜紀子 君 1番 吉 原 8番 渡 邊 勝 衞 君 2番 轡 禎 君 9番 /[\ 嶋 謙 君 \blacksquare 3番 渡 邉 菜穂美 君 10番 中 野 和 美 君 4番 青 野 秀 幸 君 11番 今 井 幸 代 君 5番 12番 春 森 Ш 晴 理 君 椿 君 6番 小野澤 健 _ 君 13番 池井 豊 君 橋 秀 藤 7番 田 直 一 君 14番 髙 昌 君

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長 佐 野 恒 雄 地域整備課長 宮 嶋 敏 明 産業振興課長農業委員会事務局長 副 町 長 鈴 木 和 弘 近 藤 拓 哉 町 民 課 長 会計管理者 教 育 長 藤 秀 之 首 和 明 間 本 総務課長 中 明 保健福祉課長 夫 \mathbb{H} 或 棚 橋 康 政策推進室長 中 野 貴 時 雅之 行 田

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明

書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前9時00分 開議

議長(藤田直一君) おはようございます。

現在の出席議員は14名であります。よって、定足数に達していますので、本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長(藤田直一君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、4番、青野議員の発言を許します。

(4番 青野秀幸君登壇)

4番(青野秀幸君) 議席番号4番、町民クラブ、青野秀幸でございます。一般質問を させていただきます。

一般質問は、国道289号八十里越開通による田上町への観光誘致についてとオープンデータの公表についての2点について質問させていただきます。

まず1点目、国道289号八十里越開通による田上町への観光誘致についてでございます。国土交通省北陸地方整備局による令和3年4月27日記者発表の道路事業の開通見通しによれば、国道289号八十里越は、今後5か年程度で開通の見通しとなっています。国土交通省北陸地方整備局へ進めている八十里越の工事区間は延長約11.8キロメートルあり、平成元年度に工事が着手されました。報道によれば令和3年3月の時点で工事の進捗率は91%となっています。国道289号は、新潟市中央区から福島県いわき市に至る一般国道であり、八十里越はこの国道の新潟県と福島県の県境の山岳地帯で未開通となっている区間です。国道289号八十里越区間について、国土交通省北陸地方整備局の資料によれば、当該路線の整備により、福島県南会津地域と新潟県中越地域の主要な観光地相互のアクセス性が向上し、関東圏からの新たな広域的な観光ネットワークの広がりが期待されるとされています。この八十里越区間の開通は、令和3年4月27日の記者発表のとおりに進めば、早ければあと2年半、令和8年度中に開通するものと思われます。国道289号線が通る三条市

では、只見町、南会津町と連携して八十里越開通に向けた商品開発をしたり、八十里越のウェブサイトを開設して、八十里越開通への機運を高める活動を行っています。

また、今年10月29日にはNPO法人西潟為蔵会の主催で、西潟為蔵記念地方創生 フォーラム、八十里越と県央の未来が三条市で開催されました。私も聴講させてい ただきました。このフォーラムの第2部で「八十里越と県央の未来」と題してパネ ルディスカッションが行われ、司会はNPO法人の理事長、パネリストとして燕市 長、加茂市長、三条市長の3名が登壇されました。パネルディスカッションではN P O 法人の理事長から3つの提言がされ、各市長が発言されていました。3つの提 言の概要は、1つ、八十里越観光圏の構想。地理的に県境をまたぐ広域観光圏とし て八十里越観光圏を構想するというものです。日光の観光圏、東京から来た人たち が八十里越観光圏が整備されていれば、もう一泊足を伸ばそうという要望を取り込 めるのではないかというものです。2つ目としまして、八十里越ハンドブックの作 成。観光圏内の各自治体、観光協会の横のつながりをもっと深め、総合案内書を作 ろうというもので、それが八十里越ハンドブック。これ1冊でこういった歴史があ るとか、観光スポット、特産品が全て分かるといったようなものです。例えば7市 町村、三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村、只見町、南会津町でありますが、 各20項目を出せば140項目になると。県央地域は、三条市、加茂市、燕市、弥彦村、 田上町でありますが、他のいろんな市町村が手を挙げると項目が多くなり、取捨選 択する必要が出てくると思います。3つ目としまして、県央観光のビジターセンタ 一の設置。観光案内所、八十里越の玄関口として設置するといったものです。八十 里越開通をきっかけに県央全体の発展に、新たな県央の未来に向けてスタートを切 る必要性が語られておりました。

我が田上町は、国道289号線ルートからは少し離れてはいますが、田上町発展のために八十里越の開通を観光誘致の大きなチャンスと捉える必要があります。田上町として、他の県央地域の自治体と連携してNPO法人が提言した内容等を参考にして県央地域一体として観光誘致につながる活動を早急に準備し、体制を整えていく必要があります。さらに、田上町独自でも福島県南会津地域や日光圏、関東圏からの観光客を取り込む活動をすべきです。八十里越開通まで早ければあと2年半です。時間に余裕はありません。町として計画的に観光客の誘致活動を進めなければ、八十里越を越えてやっていくる観光客は三条市、燕市を観光して、さらには弥彦村方面へ行ったり、三条燕インターチェンジから新潟方面など他の観光地域へ行って

しまうのではないでしょうか。田上町として、観光誘致活動を何もしなければ、せいぜい国道403号で田上町を通過するだけの観光客の通り道になってしまうおそれがあります。田上町をただの通過点にしてはなりません。

田上町のPRとしては、八十里越開通を踏まえた観光案内をホームページに追加したり、田上町の見どころや観光スポット等を分かりやすく表示したPR看板を新潟県側の入り口となる三条市下田地域に設置したり、福島県側では南会津地域にも設置する方法なども考えられます。また、私は調べ切れませんでしたが、田上町と福島県南会津地域との間で過去に人と人とのつながりや物流などについて歴史的な関係やエピソードがあれば、それを題材にしたPRも考えられます。八十里越からの観光客に国道289号から国道403号経由で道の駅たがみに訪れていただき、そこを起点にして護摩堂山、湯田上温泉、椿寿荘、YOU・遊ランド、ごまどう湯っ多里館などの町内の観光スポットに誘導できるようになればいいかと思います。また、12月8日には、新潟経営大学に隣接する南側の川船河の土地に釣堀がオープンしています。新たに釣堀も田上町の観光スポットとして活かせると思います。例えば釣堀の利用券をふるさと納税の返礼品に加えれば、田上町に来るきっかけとなるのではないでしょうか。

令和4年3月に策定された第6次田上町総合計画では、国道289号八十里越の開通を踏まえた観光の振興施策については特に計画されていません。第6次田上町総合計画の基本計画は、令和9年度に後期基本計画が策定されることになっています。令和9年度では八十里越は既に開通していると思われますので、後期基本計画には八十里越開通を前提とした計画の策定が必要です。国道289号八十里越の2年半後の令和8年度開通を見据えて、田上町への観光誘致活動を担当するプロジェクトチームを立ち上げて、早急に活動計画を策定して実行すべきです。

町長に伺います。国道289号八十里越の開通を踏まえた観光誘致についてどのようにお考えでしょうか。

続きまして、オープンデータの公表についてでございます。田上町のホームページによれば、オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータを指します。営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの。機械判読に適したもの。無償で利用できるもの。オープンデータの利活用を推進することにより、行政の透明性、信頼性の向上、官民協働、市民参加の推進、地域経済の活性化が期

待されますとホームページには載っております。しかし、町のホームページのオープンデータの掲載場所には、町の数値データなどを示すデータは一つも掲載されておりません。国土地理院、指定緊急避難場所データ公開ページへのリンクがあるのみです。令和3年9月1日から施行された官民データ活用推進基本法の第11条には、

「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるもの」とあります。また、同法第9条には、「市長村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする」となっています。つまり、保有する官民データを容易に利用できるようにすることと官民データ活用推進計画を作成する努力義務が課せられています。町の情報がオープンデータとして公表されていません。各種の町の数値を容易に町民の誰もが利用できることが必要です。それにより自分たちの町の現状の把握、理解がしやすくなり、町民の町政への関心が高まるのではないでしょうか。

町長に伺います。1つ目、町の各種情報をオープンデータとして公表することに ついて、どのようにお考えでしょうか。

2つ目、官民データ活用推進基本法で策定する努力義務が課せられている官民データ活用推進計画は策定されていますでしょうか。策定されていなければ官民データ活用推進計画を策定することについて、どのようにお考えでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、青野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国道289号八十里越開通による田上町への観光誘致についてであります。これまで町では開通に関しての具体的な対策等についての検討は行っておりませんでしたし、県観光協会も具体的な動き出しは見られませんでした。今回、開通のおおよその時期が示されたことから、ようやく県内各所で誘客に向けた取り組みが具体化されてくるものと思われます。町といたしましては、交流人口拡大の契機の一つとして捉え、その可能性、経済効果も含め、今後、研究をしていきたいと考えております。まずは、観光関係者、具体的には観光協会、湯田上温泉旅館協同組合、道の駅たがみ協同組合など町の観光に関わる方々と町との間で協議をし、併せ

て県央の各市町村と連携しながら、現状の取り組み、情報共有をしていきたいと考えております。特に県央の市町村の中で田上町、弥彦村の利点である温泉をセールスポイントにPRとしていきたいと考えております。なお、基本計画に関しても、その時点での状況を踏まえ、必要な施策等は掲載してまいります。

次に、オープンデータの公表についてであります。1点目の公表に対する考え方につきましては、まずオープンデータとは、官民が保有する電子データについて、容易に加工や編集等ができるようCSVなど機械判読がしやすい形式で提供されるデータのことであります。ちなみに、CSVとはカンマ・セパレーティド・ヴァリューズの略で、各項目間がカンマで区切られたテキストファイルデータで、様々なソフトで開くことができ、データのやり取りを行う際に、非常に便利なファイルであり、データベースとして加工しやすい反面、カンマで区切られただけで、表のように整理をされていないことから、それだけを見ても正直分かりづらいものとなっております。そのため、どちらかと言えば、このオープンデータは、一般の町民の方々が利用するというよりも、事業者等が活用することで、新たな事業の開発の促進であるとか、生産性の向上や経済の活性化につながるということが期待をされるものになっております。

また、現在、町のホームページにおいて、国土地理院のホームページへのリンクのみしかないとのご指摘でありますが、国からの通知によって、まずはそこから始めたものでありますし、町の統計情報等につきましても、既に国、県を通じて公表をされております。いずれにいたしましても、今すぐに公表することは考えておりません。

2点目の、官民データ活用推進計画の策定につきましては、法の規定については 承知をいたしておりますが、現時点において特段の取り組み等、特に考えておりま せんので、今のところ策定する予定はありません。

以上であります。

4番(青野秀幸君) ご答弁いただきました内容につきましてでございますが、まず八十里越の件でございます。田上町は直接国道289号は通っていませんけれども、直接通っている三条市ではもう既にかなりの取り組みが進んでおります。いろいろコラボ商品を南会津地方の自治体と開発して、もう販売していることであったりとか、いろいろ道路の整備等も考えられております。あと、田上町も403号がありますので、ここを通っていただく、これによって田上町の観光地、観光スポットに誘導できるような取り組みが本当に必要だと思います。そのためには2年半といっても時

間は短いと思います。町長の答弁で、今後研究をしていきたいというふうに言われておりますが、研究は研究でよろしいと思いますが、まず研究と並行しつつ、すぐやるべきことはやる、やれることはやるということを進めるのがまず必要なのではないでしょうか。

例えば南会津地方、関東圏を意識した田上町のホームページをもう少しPRできるような内容を付け加えるといったことはもうすぐにできることでありますので、そういうことは進めることであるとか、温泉をセールスポイントということで、もちろん温泉はもう第1のセールスポイントの一つと思いますが、ほかにもいろんなイベントがございます。イベントもございますし、観光スポットもありますので、関東圏、南会津地方から来られた方々が立ち寄って、こんな田上町は、そもそも田上町というところをご存じ、認知があるのかどうかというのはありますけれども、田上町にはこんな観光スポット、いいところがあるのではないか、あるということが分かるようにすぐ、研究もいいですけれども、すぐ計画を立てて事を進めるということが必要ではないかなと思います。

町長の答弁で、観光関係者と協議をされるということでございますが、町の部署 として窓口になるのはどの部署になるのでしょうか、それ1点。

あと、その事を進める上での活動計画、これは策定する予定があるのかどうか。 計画に基づいてスケジュール、計画に基づいて着実に進めなければ、2年半後の開 通に向けた取り組みが達成できないということになろうかと思いますので、その取 り組みに対する計画、それを策定するのかどうか、その辺のところを2点目として お聞きしたいと思います。

2点目のオープンデータでございますが、町長の答弁でCSVだとかという、これはもう当たり前の話でございまして、私も勤め人時代、そういうデータを加工したりとか、グラフにしたりとかというところは当然やっていましたし、オープンデータは一般の町民の方が利用するというよりもというふうに答弁されていますが、一般の方が使うのではないでしょうか。特に若い人は、そういうデータを使うのはもう無理なく、意識しなくてもやっていますので、そういう若い方に利用しやすいということが町政に興味を持っていただき、若い人たちに興味を持っていただくというきっかけにもなると思います。

データの公表なのですが、アナログの形としては町のホームページにはデータとしては点在していると思います。ただそれは、あくまでもアナログ的であって、言わば紙のデータといいますか、紙そのものみたいなものがホームページにアップさ

れているという形になっていると思いますので、それを一元的に、最低限でもエクセルであるとか、CSV形式のデータでオープンデータとして公表するということがもう今当たり前の時代になっていますので、全国の自治体のオープンデータの公表の取り組みは1,223もう進んでいるそうでございます。これは令和5年1月12日の時点でございますけれども、新潟県内でも、他の市町村でございますけれども、30市町村のうち19の市町村が取り組んでいます。約63%です。ですので、近隣の自治体ですと三条市、加茂市、五泉市、弥彦村などはもう既に取り組んでおりますので、これは時代の流れでもありますし、公表する予定はないとおっしゃっておりますが、それは手間がかかるし面倒くさいということもあるかも分からないのですが、一度つくれば、それをまた変えてアップしていけばいいだけですので、ぜひ進めていただきたいなというのが私の気持ちでございます。

デジタル庁から自治体標準オープンデータセットというのが出ておりますが、まず最低そういうデータを、それはたしか21種類ぐらいだと思うのですけれども、それであれば細かいデータをアップできるのではないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、国、県のほうに統計情報等が公表されているのですけれども、それはあくまでも例えば総務省であるとか、そういうところに見に行けばあるのですけれども、町としてあっち見てください、こっち見てくださいというよりは、町としてしっかりとしたデータとして公表する必要があると思います。そういうことで、改めてオープンデータ、要するにデジタルデータとして公表することについて、今すぐに公表することは考えておりませんとありますが、ではいつ公表するのか、そこをお何いいたします。

以上、2回目の質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。八十里越の開通、いつになるのかなというふうな思いがありましたけれども、割と早くといいますか、ようやく3年後ですか、2年半でありますか、開通の見通しが立ったということは非常に喜ばしいことなのだろうと思います。確かに三条市は、もう既に当然基幹病院との関係もありますから、道路の整備等も含めてもういち早くそうしたことに取り組んでいることは十分承知をいたしております。八十里越の開通によって、田上町への観光誘致ということを考えれば、これから本当にこの機会を、昨日も今井議員の一般質問の中にありました佐渡金山の登録、そうした今ちょうど2つとも非常に私はいいチャンスといいますか、田上町に誘客といいますか、そういう形を考えたときに非常にい

いチャンスというふうに私は捉えております。当然そうしたことに乗り遅れないような形で、もちろん研究どうのこうのということではなくて、当然取り組めることから当然取り組んでいかなければならないなと、こういうふうに思っております。そうした中で、まだまだなかなか、去年も話しをしました、コロナ禍前に戻っていない湯田上温泉とか、そうしたところを考えたとき、この八十里越の開通というのはそういう意味では非常に大きなチャンスといいますか、機会でありますから、弥彦の温泉、そして湯田上温泉、こうしたことを本当にセールスポイントにした中で、しっかりとそれを取り組んでいかなければならないと思っています。

当然部署は、観光関係でありますから、産業振興課が当然担当すると同時に、また総務課の政策推進室も一緒になってそうした取り組みを進めていかなければならないというふうに思っております。今回の第6次総合計画には、計画掲載はまだされておりませんが、当然後期総合計画の中でも掲載をさせていただいて、この関係についてはしっかり取り組んでいかなければならない、そんなふうに考えております。

それから、オープンデータ、私もオープンデータというのは初めてお話をお聞きしました。いろいろと資料等も担当課から見させていただいて、オープンデータってどんなものかなということについても見させてもらったりはしておりました。ただ、企業とか、そうした町のデータ、そうしたものを利用していろんな形で利用していく、企業関係に利用されているというふうに担当課からは聞いております。そのことは、もちろんそれが大事でないとは私申し上げるつもりもないのですけれども、一般町民の皆さん方がオープンデータを利用してどうのこうのということまではどうなのかなというふうな、そうしたことは私この説明を聞いている中では思っております。当然青野議員おっしゃられる時代がどんどん、どんどんもう流れておって、それこそ私なんかがもう追いついていけないような、そうしたネット時代というか、情報化の時代で、そうしたいろんなデータを活用しながら世の中が進んでいっかいるというのは当然承知はいたしておりますけれども、今すぐにということでオープンデータを公表ということは考えてはおりませんけれども、当然そうしたことも踏まえた中で、勉強させていただきながら取り組んでいければなというふうに思っています。

4番(青野秀幸君) ありがとうございます。八十里越の観光誘致につきましては、本当にある意味、佐渡の世界遺産もありますけれども、交通アクセス、道路に関しては当面は新しい道路の開通というのはなかなかないのかなと思っております。この

289号の開通、直接国道は通っていませんが、田上の大きなチャンスとして取り組んでいただきたいという思いでございます。私個人的には、それこそ国交省の資料のとおりなのですが、平成元年から289号八十里越の開通に向けた工事用道路の着手が始まりました。私、前の職場で平成元年からその工事に関わっておりましたので、もう三十五、六年、そのぐらいたっていますけれども、いよいよ開通ができたかという思いでございます。また、289号に関しましては、冬期間も通行可能となりますので、そういう冬場も踏まえた観光誘致を考えることも必要ではないかなと思います。特に答弁は求めませんが、以上でございます。

あと、オープンデータに関してなのですけれども、企業利用のほうが多いという ふうにおっしゃいましたが、それは私も存じております。オープンデータがあれば 企業側として、例えば小売関係、そういう商圏的なデータをホームページですぐ取ることができますので、人口、面積、どういう産業があって、どういう世帯数、あと男女比、年齢とか、そういうところも何か店を出店するための事前の調査がすぐ できるということで、企業の進出を少しでも促進するのにつながる要素もございます。そういう点からも考えて、早急に考えていただきたいというのが町のためになるかと思います。いずれにせよ、オープンデータに関しては、いろいろ使い道もありますし、考え方もあるのですけれども、とにかく情報というものはどんどん出すべきであると。どういう使い方をされるにしても、まずはどんどん出すということが必要と言われていますので、そういう観点からもオープンデータの公表に関しては取り組んでいただきたいなと思います。

以上、3回目の質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。答弁を求められておりませんけれども、八十里越の開通、先ほども議員おっしゃられていましたけれども、403号が田上町の通過点になってはならないようというふうなお話もございました。確かにそのとおりだと思います。町には、それなりにいろんな地域資源、観光資源があるわけですので、温泉ばかりでは当然ありません。道の駅にも寄っていただけるような方策とか、ゴルフ場を利用してもらうとか、護摩堂山にも登ってもらうとか、いろんな観光資源、地域資源ございますので、そうしたところはこの機会を捉えてしっかりとPRしていかなければならないというふうに考えております。

それから、オープンデータについてであります。議員おっしゃられるように情報 化時代ですから、何も隠すどうのこうのということではなくて、いろんな情報はオープンにしていくべきなのだろうと思います。しかしながら、先ほども申し上げた 企業の利用が今多いという中で、これらもありますが、これからまたそうしたことで公表ができるのかについてはもう少しまた勉強させていただきたいというか、検討させていただきたいなと、こう思っております。

議長(藤田直一君) 青野議員の一般質問を終わります。

次に、14番、髙橋議員の発言を許します。

(14番 髙橋秀昌君登壇)

14番(髙橋秀昌君) 日本共産党の髙橋秀昌です。私の質問の第1は、大項目の1つは、 市町村国保への国の動きに対する町の見解と、町の来年度予算編成に関わる国保税、 介護保険の引下げと及び学校給食への支援、高校卒業までの医療費の自己負担解消 に向けた町の努力について質問するものであります。

厚労省は、令和5年10月18日付けで保険料水準統一加速化プランなるものを発表いたしました。この計画は、市町村の課税額の裁量権を奪って、どの市町村も1人当たり同じ納付額にするという、とんでもない方向を示しております。例えば、応益、応能割合の算定方式を統一してしまう、皆同じにするということです。一般会計から国保会計への繰入れ、これは法定外繰入れというのですが、これを禁止する。県が市町村の保険税納入額を決める際の収納率の考慮をなしにすると。これが実施されたら、例えば新潟市の医療費が多い自治体も、山間部の医療費が少ない自治体も1人当たりの同じ保険料になってしまうのです。田上でいえば保険税です。結果として、田上町の国保の負担額は今よりさらに高くなるという危険性があります。個々の自治体が住民負担の軽減の努力もできなくなってしまう危険性をはらんでおり、地方自治を奪いかねないと言わざるを得ません。このような厚生省の一方的な方針は、自治体の自主的な取り組みを阻害するものであり、撤回すべきだと私は考えています。そこで、この保険料水準統一加速化プランに対する佐野町長の政治姿勢を伺います。

国民健康保険法は、第1条に、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的」と明記されています。国民健康保険という制度は、つまり社会保障なのです。そのことは政府に最も重い責任があるということは明確ではないでしょうか。

改めて、佐野町長に伺いますが、国民健康保険は社会保障であり、社会保障であるからには、政府の大きな責任があるとの認識に立つことが必要と考えますが、町 長の政治姿勢を伺います。

保険料水準統一加速化プランが全国の自治体の首長の疑義や撤回要望があっても

強行された場合は、全面的に従わなければならないのでしょうか。私は、町独自の 裁量権は法律によって規定されているものと考えています。その根拠は、国民健康 保険法第75条の7は、都道府県は市町村から納付金を徴収すること及び市町村は納 付額を納めることを記述しています。さらに、法第76条は、市町村がやるべきこと は、市町村の国保に加入している住民に対して保険料を徴収しなければならないと あります。このことは、田上町が自ら住民から保険税を徴収することであり、これ は1人当たり一律課税とは全く異なるものだと解釈すべきではないかと私は考えま す。この法律に基づけば、県内の市町村が一律課税をするなどということはあって はならないものだと判断します。佐野町長の見解を伺います。

国民健康保険法の規定からすれば、保険税額の統一は独立した地方自治体から逸脱しており、法の趣旨からしても逸脱しているものと考えるのが筋ではないでしょうか。厚労省の方針どおりに実施されれば、田上町の被保険者、つまり住民の実態は全く反映されず、県が示した県内統一保険税を納付しなければならなくなります。結果として高過ぎる国保税を改善する田上町政の裁量権が奪われてしまうことになるのです。このような住民負担の軽減に逆行し、同時に地方自治体の独自性を排除するような市町村一律課税を実施することは止める必要があります。そこで、佐野町長は、町村会に働きかけ、新潟県町村会としても、全国町村会としても、厚生労働省の方針の撤回を求めるべきでありますが、佐野町長の政治姿勢を伺います。

国保税は、これまで佐野町長の下で、国保の基金を活用してではありますけれども、3年間の引下げを実施してきました。これは、住民負担が高い国保税引下げの努力をしていると評価できるものであります。住民にとっては、それでもまだ高いというのが客観的な事実であります。田上町の医療費の状況から、また国保の基金の状況からして来年度から新たな引下げが可能と私は判断しております。たとえ厚労省が国保税の市町村均一化を狙っているからといって、基金をため込んだままにしていることは、物価高騰で実質的に家計消費の対象金額が減少している、そういう中では、積極的に国保税の引下げを実施するよう求めるものであります。

介護保険について伺います。介護保険についても、基金積立てが2億円以上あります。新年度3年間の介護保険計画が実施されます。既に介護保険料引下げを示唆する発言が令和4年度決算でもありますので、確実な引下げを明らかにすることを強く求めるものであります。

次に、学校給食無償化への政策、それから高校卒業までの医療費の自己負担解消 は、30年間実質賃金が上がらず、停滞した労働者の生活、物価高に追いつかない年 金支給額、それによって地域経済の循環が言わば動脈硬化を起こしている中で、継続的に町ができる子育て支援であり、住民の負担軽減による地域経済の波及効果が期待される町の事業であることを私はこれまで一般質問などで訴えてきました。田上町は、焼却場の建設に莫大なお金がかかります。町民体育館の建設でも同じように多額のお金、また加茂、田上の消防署の建設や消防車の更新など、数々なハード事業が控えている状況であります。しかしながら、私はそうであっても町住民の直接的支援に関わる課題は、一歩でも二歩でも前進させることを改めて強く求めるものであります。

次に、2つ目、原子力発電と自然エネルギーを活用した発電について伺います。 花角知事は、県独自の調査として、柏崎刈羽原発が停止を継続した場合、それから 再稼働した場合、廃炉にした場合の経済の影響を分析するとして分析業務を行う業 者を公募しました。10月19日付けです。これは、花角知事が再稼働の是非を判断す るためにとの考えを示したとの報道であります。このことは、花角知事が柏崎刈羽 原発の再稼働を行う前提での調査でないかと言わざるを得ません。調査するなら、 柏崎刈羽原発の再稼働した場合と自然エネルギーの活用の発電、こういうものに対 する地域経済効果を比較すべきではないでしょうか。そのことには触れずに、廃炉、 稼働、それから休止では、結論はほぼ皆さんお分かりだと思うのです。自然エネル ギー、再生可能エネルギー活用の発電は、地球温暖化の阻止にとっても重要な課題 だと私は考えます。発達した資本主義社会である我が国こそ、再生可能エネルギー 活用による地球温暖化対策を率先して実施すべきだとする前提ならば、新潟県の柏 崎刈羽原発を再稼働する場合と、再生可能エネルギーによる発電のいずれかが地域 経済に貢献するのかの比較こそ必要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

佐野町長は、かつて新聞社のアンケートで再稼働する場合どうすべきかの問いに、 新潟県の全ての市町村の意見を聞くべきだと回答しました。この佐野町長の回答と いうのは多数派ではなかったのです。にもかかわらず、こうした住民の立場に立っ た回答をしております。この考えに今でもお変わりないでしょうか。お答えいただ きたいと思います。

全市町村の意見を聞くべきに変わりはないとしたら、原発再稼働に前のめりと言 わざるを得ない新潟県に対して、せめて全ての自治体の意見を聞くべきだと、町村 会などを通じて県知事に提起すべきではないかということを求めたいと思います。 佐野町長の政治姿勢を伺います。

再稼働の可否を全ての市町村の同意を求めた場合、町長一個人で考えるのではな

く、その自治体の田上町でいえば町民アンケート、その中でも抽出アンケートでも 正確な答えが出ますので、こうしたことで民意を把握した上で判断すべきでありま すが、町長の政治姿勢を伺います。

3番目に、県央医療圏域のあるべき姿から大幅後退した現状について伺います。 泉田知事時代に県央医療圏域を誕生させ、そこに救急救命センター併設基幹病院を 設置し、県立加茂病院と県立吉田病院の2次救急病院を残し、基幹病院と県立病院 とが連携し、また民間病院との役割分担を行い、さらに地場産業と医療を結びつけ た研究開発を基幹病院の中で実施するとした計画は、米山前知事にも引き継がれ、 ようやくにして、県央医療圏内で高度医療ができると住民は大いに歓迎したもので ありました。ところが、花角知事が誕生すると、県立病院の赤字を大々的に宣伝し、 あたかも病院の赤字は悪かのような風潮を引き起しました。赤字なのは、診療報酬 が低過ぎるからであります。少なくとも新潟県の県立病院全てが公費によって支え られている事実を承知の上で、赤字が悪かのような宣伝が行われました。これらの 背景には、厚生労働省が進める公的医療の抑制策として2019年9月26日、全国の公 立、公的病院463病院を名指しして再検証が必要と公表したのであります。さらに、 医療機関を再編して、病床数の適正化を図るという名の下に、重点支援区域、重点 支援区域を指定すると病院の統廃合や病院削減に税金を使って財政支援をするとい うものであります。病院や病床を減らすということに税金を使って支援するという 事態が異常と言わざるを得ません。この選定を新潟県に求めました。そして、新潟 県は、県央医療圏を重点支援区域にしたのであります。県は、厚労省に従って県央 医療圏の病床と病院を削減するとしていたのであります。全国的にはその結果、急 性期病床が6年間で1万床も削減されました。そのため、新型ウイルスによる感染 拡大で入院病床が不足し、病院に入れないままご自宅で亡くなられた大変な悲劇が 多数出たのは皆さんも記憶に新しいと思います。それが最大の原因なのです。

花角知事の就任程なく、県央医療圏を重点支援区域に指定して、県央医療圏の再編成を行った結果、救命救急センターのない県央基幹病院を400床に機能低下させてしまいました。加茂病院と吉田病院、三条済生会病院を慢性期病床に転換して病床数を半減させることになりました。加茂病院と吉田病院の運営を指定管理者に任せるとしました。我が町の議会は、元計画に戻すよう求めた意見書を採択して送付しました。また、元県議を会長とする加茂・田上の医療を発展させる会は、元計画での建設を求めてきましたが、花角知事は町議会の議決も地元の運動体の要望にも耳を貸さず、県議会で指定管理者の指定を決議してしまったのであります。県央基

幹病院は、来年3月開園予定、加茂病院は来年4月から指定管理者に運営を移行させる予定であります。

そこで、誤解を避けるために言及しますが、4月から県立加茂病院の指定管理者として業務を行う崇徳会に対する批判でないということについてはご承知いただきたいのです。崇徳会とは、地域医療を少しでも前進するために友好な関係を築くと願うのは当然のことであります。

来年4月からの新たな県央医療圏の医療体制で危惧するのが、県央地域の救急患者の全てが県央基幹病院に集中する弊害です。そのことで、果たして基幹病院が全患者を受け入れて治療に当たることができるのでしょうか。1つは、救急センター併設であれば、高度医療を基幹病院で受けることができますが、日本型ERでは高度医療が必要な患者の多くは県央医療圏外の医療圏域に転送されることになります。一旦患者は、県央基幹病院へ運ばれる。これに要する時間は30分。そこで治療ができなければ、長岡医療圏域か新潟医療圏域に搬送されます。長岡へはさらに30分、新潟へはさらに40分の時間が必要です。最初に搬送された基幹病院では、診断で基幹病院内で治療ができるかの判断は少なくとも15分は必要だと思うのです。救急車が集中して、患者が同一時間帯に数多く搬送された場合は待ち時間はさらに増えてしまいます。結果として、基幹病院到着には田上町から30分で搬送できますが、その後の治療を受けるまでの時間は全く想像できないというのが現実ではないでしょうか。私でも、このような事態になることは想定できるのでありますから、真剣に県央地域の住民の医療の充実を考えることができる人なら、容易に判断ができると言わざるを得ません。佐野町長のこの問題に対する見解を伺います。

医療計画は5年ごとに見直されます。その際、基準ベッド数というのは国が指定するのですが、5年間に医療圏域外に搬送された場合、そのベッド数の数が自分たちの医療圏から減らされるのです。高度医療ができない県央医療圏は、5年ごとにベッド数が減らされる。そのことは、イコール医師にとっても魅力のない県央医療圏域になってしまう。そして、来なくなる。そのことは同時に人口が減少が進んでいるということです。それと、人口が減ると交付税も減少してしまう。地域経済の衰退になるということになります。ですから、地域の医療は、関係自治体が何としても守り抜かなければならないと私は考えておりますが、佐野町長の見解を伺います。

県央医療圏域が危機的状況になりかねない現状、そして県立加茂病院が2次救急病院から慢性期病院に転換されてしまったことを県議会で議決されたのだから仕方

がないというだけではいかないでしょう。幸いにも指定管理制度としての病院であり、病院施設を売却したのではありません。せっかく新しくなり、災害にも適応できる病院。産科の施設もある。それから、手術もできる施設もある。そういう病院でありますから、指定管理者制度の下で運営するとしても、粘り強く知事に要請し、地域の医療の要としての役割を果たすように毎年の要望に乗せて、機会あるごとに訴えていくべきだと考えます。佐野町長の政治姿勢を伺います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、髙橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、市町村国保の国の動きと来年度予算編成に関わる国保税、介護保険料 の引下げ、学校給食への支援、高校までの医療費自己負担解消に向けた町政の努力 についてであります。1点目の保険料水準統一加速化プランに対する私の政治姿勢 についてお尋ねですが、確かに議員ご指摘のとおり、町の負担が増えることに対す る懸念は大いにあります。しかし、これまで国民健康保険をめぐる課題に対しまし て、国においても様々な取り組みや財政支援を行ってきたことも事実であります。 都道府県化につきましても、小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合 に保険料が変動し、財政運営が不安定になるといった課題解決のため、平成30年度 の国保制度改革により、国においても財政支援を拡充するとともに、都道府県と市 町村が共同で運営する仕組みを構築してきました。さらに、保険料水準の統一に向 けた取り組みを進め、都道府県単位での安定的な財政運営を確保するために、国に おいて様々な法律等の改正を行い、令和6年4月から保険料水準の平準化に関する 事項、国民健康保険事業の広域的及び効率的な推進に関する事項が、都道府県国民 健康保険運営方針の必須記載事項とされ、さらに都道府県単位化の趣旨の深化を図 るため、令和3年改正法及び令和5年改正法の趣旨を踏まえ、次期国保運営方針期 間、令和6年度から令和11年度までです。この間においては、保険料水準の統一に 向けた取り組みを加速化させる期間と位置づけ、国としても各都道府県における取 り組みを支援するため、保険料水準統一加速化プランの策定を行ったところであり ます。このような国の動きを受け、都道府県の取り組み姿勢も変化をしてきており、 国保運営方針に、統一を目指すと記載している都道府県は、平成30年度の22から、 令和3年度には37にまで増加しておりますし、そのうち18都道府県では目標年度を 定めて、具体的に統一に向けた取り組みが進められております。新潟県においても 統一の定義や目標年度、進め方など、本県としての統一の方向を明確化していくた め、令和6年度の次期国保運営方針の改定に向けて市町村との協議を進めていくこ

ととしており、田上町だけが反対することは、かなり難しいことであると考えております。このような状況でありますので、今後、私自身が取るべき行動としましては、先ほども申し上げたとおり、町の負担が大きくならないよう、さらなる国からの財政支援拡大に向けて、県内市町村はもちろん、新潟県も一緒になって要望していくことが重要であると考えており、しっかりと取り組んでまいります。

次に、国民健康保険は社会保障であり、政府に大きな責任があると認識に立つべきでは、このことに対する私の政治姿勢についてお尋ねであります。この点につきましては、以前議員よりご質問を受け答弁いたしました。私自身、国保は保険の仕組みを用いた社会保障制度の一つであると考えております。社会的な相互扶助の精神に基づき加入者による支え合う社会保険として、国、県、市町村の責任の下、運営されている制度であり、令和5年度当初予算におきましては、その財源のうち公費で賄われている割合は84.1%であります。この割合を見ましても、国民健康保険は社会保障制度として確立されており、政府に重い責任があると考えております。

最後に国民健康保険法における保険税徴収の解釈に対する一律課税に大きな問題があるのではにつきましては、確かに議員のおっしゃるとおりの解釈であると考えてはおりますが、全国的に見た場合、既に一律課税を実施している都道府県もあることから、実施に当たり、何らかの措置を行っているのではないかと考えております。

2点目の国民健康保険税額の市町村一律課税施行に対する私の政治姿勢についてお尋ねですが、1点目に質問で答弁しましたとおり、これまでの国民健康保険の様々な経過を踏まえた中で、私自身この流れを止めることは非常に難しいのではないかと感じております。今後、私が取るべき行動は、議員もご指摘のとおり、町の負担が増えることがないよう、すなわち国の負担をさらに増やすことについて、しっかりと町村会等を通じて国へ要望していくことが私の責務であると考えております。いずれにいたしましても、まずは今後の状況等しっかりと把握をしてまいります。

3点目の国民健康保険税の引下げにつきましては、令和4年度の決算状況や財政調整基金の残高を考慮し、最新の医療費動向などを反映させたシミュレーションを進めているところであり、正確な金額等は申し上げられませんが、令和6年度において引下げの方針でありますので、いましばらくお待ちいただけますようご理解をお願いいたします。

4点目の介護保険料引下げにつきましては、現在、令和6年度から始まる第9期

介護保険事業計画の作成を進めるに当たり、介護サービス給付費をより適正に見込むため、最新の給付費動向などを反映させた策定作業を現在も進めているところであります。介護保険料の金額をお示しできるまでには、もう少しお時間をいただきたいと考えております。具体的な額は別といたしましても、引下げの方針でありますので、いましばらくお待ちいただけますようご理解をお願いいたします。

5点目の様々なハード事業が控えている状況であっても、住民の直接的支援に関わる課題には、一歩でも前進させることへの私の政治姿勢についてお尋ねですが、 先般の全員協議会において説明をさせていただきました令和5年度のまちづくり財 政計画の策定過程において、事業課からは一歩も二歩も進めるべく、学校給食費助 成対象者の見直しなどの提案はありました。しかしながら、これから先の財政状況 を見据えた中で、経常経費化される財政投入につきましては慎重に対応していかな ければならないとの思いから、助成対象者の拡大については実施せず、現行制度を 継続することといたしました。

議員からは、これまでも様々な財政支援に対する提案を受けております。特に最近では、提案を全部実行するのは難しいことは十分承知をしている。しかし、その中でも一歩ずつでも前に進む取り組みが非常に重要であるとのご指摘をいただくなど、非常に答弁に苦慮しているところであります。今後の大きな財政需要を控えた中におきましては、経常経費化される財政投入につきまして、慎重に対応せざるを得ないことをご理解いただきたいと考えております。しかしながら、今夏の高温による異常気象での水稲の不作や諸物価の高騰など、思わぬ事態に陥ることもあります。そのような場合においては、その時々に応じ的確な対応を行ってまいります。今回の異常気象に伴う農業支援のように、議会からもご協力いただきながら素早い対応をしてまいりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、原子力発電と自然エネルギーを活用した発電についてであります。1点目の柏崎刈羽原発を再稼働する場合と再生可能エネルギーによる発電のいずれかが地域経済に貢献するのかを比較する必要があるのではないかにつきましては、議員ご指摘のように花角知事は、地域経済等への影響、あるいは効果を把握することは必要で、そのための調査を実施したいということで、経済面、雇用面、自治体の財政、この3つの側面でそれぞれ稼働が停止している場合と、稼働した場合と、廃炉になった場合の分析をするとして、公募型のプロポーザルを募集する形でやっていくと言われていました。これまで福島第一原発事故に関する3つの検証が終了した後に再稼働の議論を進めていくと話されていることもあって、柏崎刈羽原子力発電所の

施設そのものがどういう影響を与えているのかということは当然知っておくべきことではないかと、また今後いろいろな判断をする上では、当然必要な材料だと考えられたのではないかと考えております。自然エネルギー活用の発電は、地球温暖化の阻止にとっても重要な課題だとの議員のお考えには、私も全く同感であり、温暖化ガスを排出しない再生可能エネルギーで現状の電力需要が維持される状況が理想であることは花角知事ももちろん、我が田上町民に限らず、多くの新潟県民、そして国民が感じていることだと考えております。

2点目の柏崎刈羽原発を再稼働する場合、新潟県の全ての市町村の意見を聞くべきとの考えに変わりはないかにつきまして、かつて令和2年7月の新潟日報の取材で、県内30市町村を対象とした柏崎刈羽原発の再稼働に当たり、東京電力は同意を得るべき地元範囲について、私は望ましい形として県と全市町村としました。なぜならば、以前にも申し上げているとおり、一たび原発事故が起きれば、その影響は決して30キロ圏内に収まることなく、県内全市町村に及ぶことは紛れもないことだと考えているわけです。30キロメートル圏外であっても、決して無関心でいられるわけがなく、県民一人ひとりが冷静に再稼働の是非について幅広く協議を深めていくことが重要だと考えております。

3点目の柏崎刈羽原発再稼働の是非について、新潟県の全ての市町村に意見を聞くべきだと、町村会を通じて県知事へ提起することにつきましては、今後において機会を捉えて提起をしたいと考えております。

4点目の柏崎刈羽原発再稼働の可否について、町長一個人の考えで判断するのではなく、町民アンケートなどで民意を把握した上で判断するべきにつきましては、当然のことであり、以前にも申し上げているとおり、町民の安全を預かる立場である者として、町民の皆さんが抱える原発への不安を代弁することは私に課された責務であると思っております。町民の皆さんが抱える原発への不安の大きな要因として、行き詰まりを見せている核燃料サイクル計画を含めた国の原子力政策を国はもっと丁寧に説明をし、国民一人ひとりが自分の国のエネルギーの在り方や生活における影響などを冷静に考え、議論できる環境をできるだけ早く整備することが必要ではないかと考えております。

最後に、県央医療圏のあるべき姿から大幅後退した現状についてであります。1 点目の救命救急センター併設でないため、高度医療が必要な患者の多くが圏域外に 転送と想定されるにつきましては、県央地域の救急搬送約8,000件のうち約5%、 400件程度が圏域外と連携、協力、転送との説明が県からなされているところであ ります。特に緊急を要する場合の1分1秒というのは非常に重要であることは言うまでもありません。この点につきましては、私も懸念をしているところであります。

2点目の地域の医療は、関係自治体が何としても守り、発展させなければならない、これにつきましては私も全くそのとおりであると思っております。必要に応じ関係自治体としっかり連携を取りながら、機会を捉え県などへの要望を行ってまいりたいと考えております。

3点目の県知事に地域の医療の要としての役割を果たすよう訴えていくべきにつきましては、この点につきましても議員のおっしゃるとおりであり、私自身もそのように考えております。県央圏域の医療体制は、新たな大きな枠組みの中で動き出すこととなります。当然、これからの体制や動きを注意深く、そして敏感につかみ取りつつ、必要に応じ関係自治体としっかり連携を取りながら、県知事への要望を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

14番(髙橋秀昌君) 第2質問に入る前に議長に伺いたいのですが、おおむね1時間といったら、あとどれぐらいでしょう。

議長(藤田直一君) 40分までで。約20分あります。

14番(髙橋秀昌君) 40分まで。

議長(藤田直一君) はい。

14番(髙橋秀昌君) 20分、分かりました。では、20分以内にできるだけ努力していきます。

まず第1番目は、国の平準化、保険料水準統一加速化プランということで、これです。私、率直に言わせてもらいますと、事務方はただ読んで、その言葉をもって判断しているのではないかとしか思えない。私も読んでみましたら、いいことしか書いていないのです。市町村の財力がないところが大変だからと。でもその裏に本質的なところが何があるかというのは読み切っていないように思うのです。もともと市町村国保ですから、市町村が様々な苦労をして、場合によっては応益、応能を別にしたり、それから一般会計から繰り入れしながら国保の世界を守ってきたわけでしょう。それを県営になったわけだ。それでもまだ国が足りないと言って、一律にするということはどういうことか。富める人も富めない人も一律になるということが理屈になる、1人当たりで言うと。そこのところを見ていくべきだと私は思いますので、これについてぜひこの本質はきちっと捉える必要があるのではないかということを指摘だけしておきたいと思います。

それから、国保に関してですが、指摘したからといって、疑念を持ったからといって、町長が一人で国の方針に逆らうというのは本当に難しいのは分かっているのです。でも、どう見るかということと、どう実践するかは別の側面があるのです。 どうしても町長は国の法律や方針に従わざるを得ないと側面を持っているのだが、しかし、法律は自治体の裁量権を持っているわけですから、ここのところである程度頑張れるかどうかということが、政府といえども譲歩させる可能性を持っているのだということを指摘しておきたいと思います。

2つ目に、私は国保の引下げ、介護保険の引下げについては、今ご答弁があった ように大幅でないかもしれないけれども、努力するというスタンスがありました。 そして、学校給食の無償化、あるいは子ども医療費の無償化については、ハードの 事業が横たわっているので、経常経費を上げたくないと、いつもそういうお答えだ ったのです。私、これに対してどう見るかということを考えたのです。つまりビル を建てたり、大規模公共事業を建てるときは、ほとんど地元の業者が入れないので す。ですから、経済循環にとってはあんまりプラスにならないと。しかしながら、 今度の学校給食、子どもが減っているので、それより下がっているかもしれない。 私が調査した段階では、完全無償化で4,600万円、これは町長の政策を除いてです。 その中に含まれています。除いてではなくて含まれている。4,600万円、子どもの 医療費を完全無償化するには800万円、合計5,400万円です。これ経常経費は増える のです、田上町は。しかしながら、そのお金が誰のところ行きますか。大企業に行 くわけではない。田上町に住んでいる住民の皆さんのところ行きます。1人当たり 5,400万円行けば、これは貯金に回します。でも、1人当たりでいうと非常に微々 たるお金です。これは、どこにお金使われるか。地域の中で消費に使われるという ことがほとんどだと考えるべきです。だとすると、こういうことが地域の経済の中 で、僅か地域経済にとっては5,400万円なのだけれども、それが地域で使われるこ とが100%ではありません。町外で使われるのありますから。でも、地域に使われ るということがどういうことかということになれば、地域の経済の循環に役立つわ けですから、それが、例えば町民税の税収が上がるとか、法人税が、法人税という のはほとんどないわけですから、そういうのが上がるとか、そういう循環効果があ るのだということを見ていくと、それは不可能ではないではないか。私、大規模自 治体が1億円も2億円も使って学校給食無償化したところもあるのです。すごいな って最初思った。大体市町村の決算額、あるいは予算額の1%を使うのだそうです。 そうすると、大体無償化できるのだそうですが。田上は4,600万円でもびっくりし

ているのだが、ああいうところは1億円、2億円使うのです。本当にそれが使えるのかと思ったのですが、それは地域に貢献することが分かるからだと思うのです。そして、循環をして跳ね返ってくる。100%ではありませんけれども、そういう視点で物を見ていけば、財政当局が言うように経常経費が増えるから全部駄目というふうに見るのは早計でないかと私は考えます。そこで、主張だけで終わります。ぜひともそうした視点でもう一度見てもらいたい。そうでないと、住民要望は全部、焼却場を造らねばならない、消防署を造らねばならない、消防事入れねばならない、体育館造らねばならないということで、全部ストップになってしまう。単年度で出せるのはありますけれども、実際農家に2,600万円支出しているわけですが、そうしたハードがあるから駄目なのだという単純に見ていかないほうがいいのではないかということを主張しておきたいと思います。

それから、原子力についてはいいので、医療のほうに行きます。町長は、地域医 療を発展させるためには頑張りたいと表明されました。それで、住民からの不安が 出てきているのです。まず第1に、県は説明会やっていないのです。最初の説明の ときに、12科プラス精神科は残しますと言っていた。ところが、現状で本当に医師 が確保されているのか、もう来年の4月1日ですから、3か月か4か月でしょう。 そこが全然見えてこない。12科というと、内科、外科、整形外科、総合診療科、緩 和ケア、それから産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻科、リハビリテーション科、神 経内科、呼吸器外来、これみんな残すと基本言っています。でも、現実にもう総合 診療科なくなっているのです。それから、現場の人たちも県が全然方針示されてい ない。示してくれないから、では私の患者をどうすればいいのだと、こういうお医 者もいるのだそうです。だって、患者毎日来るわけでしょう。私の患者、よその病 院に紹介状書くべきなのか、それともどうなるのか、このまま残るのかさえ分から ないと。ということは、地元市町村長をはじめとする人々が県に対してしっかりと 12科プラス精神科を残すと言ったのだから残してくれと。残すというのは、科だけ 残しました、医者はいませんというわけにいかないでしょう。医者も残す。そうす れば、今地域の住民の人たちは先行きどうなるのだろうと不安がっているわけでし ょう。だって、今の崇徳会は中心的には緩和ケアです。それと終末ケアはあります けれども、そういうのやっているわけ、リハビリもやるわけでしょう。だけれども、 そうした今通っている人たちが、このまま通い続けたいというのがアンケートによ る結果ほとんどなのです。そういうことに対して田上町長としても、加茂市長とし ても県に要請すべきです。そうすると、県は医者が足りないとか言う。本気になっ

て医者を探してくれ。だって、岩手県なんかものすごい県立病院があるところ、ああやってしっかりと医者を探しているではないですか。何で岩手県が探せるのに新潟県が探せないのだというぐらい、病院となると病院局ですから、お尻をたたくしかないと思うのです。そういうことが地元の自治体がもっと本気になってやらないと、議会で地域医療守るのは当然のことですだけでは私は足らないというふうに思いますので、ぜひこの点では努力してもらいたいと思います。

それから、町長は、県央医療圏のことなのですが、私自身もERと救急救命セン ターの区別がよく分からなかったのです。ERというのは、来た患者をその医師が 直接診るのではなくて、振り分けるのだそうです、日本の場合。それで、そこにお 医者さんがいて対応する。救命救急センターは、その場で人工呼吸器やそういうの がみんなそろえてあって、そこで対応するということですから、救命救急センター とERでは相当な大きな違いがあるのだなということが分かりました。ただし、そ れは一般論で、新潟県の県央医療圏におけるERがどういう体制になるかというの は知らされていないのです。説明がないから。説明会をやる気ないから。これは、 病院局ではなくて保健福祉部でしょう。保健福祉部、そうだね。そこがやる気がな いと言っているのですから、これとんでもない住民無視だと思うのです。こういう 点でも町長、ぜひとも住民が安心できるように、その具体的な中身についてやって くれと、1月にやったらどうなりますか。寒くて人が集まらないでしょう。そうい う点では、時期を外していることをしっかり地元の長として、指摘すべきです。残 念ながら加茂、田上でいえば、佐野町長しかいないのです、そういうことを言える 人。よその議会を見てみました、聞いてみました。県の要望どおり答えるだけだと。 それでは駄目。住民の立場に立ってやるしかないのだということを強くここで指摘 しておきたいと思います。ぜひこの点でのご答弁をお願いします。

町長(佐野恒雄君) いろいろとご指摘をいただきましてありがとうございます。この 医療費関係のことを言う前に、これまでも議員からはいろんな形で給食費の無償化 についてもご指摘というか、要望をいただいてきておりました。一気にできなくて も、一歩でも二歩でも前進というふうなことでずっとご要望いただいてきておった わけですけれども、今日は今度また新しい切り口でございまして、今までもなかな か答弁に苦慮しておったのが、新しい切り口、それがまた戻ってくるのだと、こう いう今日は新しい切り口でお話をいただきました。答弁、またこれから苦しむかな と。本当にいろんな事業を控えていく中で、本当にまたそうした答弁に苦しむこと もひとつご理解いただきたいなと思っております。

それから、医療の問題。私ずっと説明会を早くやってほしい、これを県に行くた びに要請してきました。ということは、議員おっしゃられるように、新しい基幹病 院ができると、開院になると同時に、加茂病院と吉田病院、新しい展開を迎えるわ けです。当然指定管理者は、今度加茂病院という、県立はそのままなのですけれど も、指定管理者が今度経営していく形になります。新しい今度展開をするに当たっ て、住民の町民の皆さんが今度どうなるのだろうなという非常に大きな不安という のですか、待たれているのです。今度加茂病院ってどういうふうな形に診療しても らえるのだろう、基幹病院についてももちろんです。非常に大きな不安を持ってい るので、とにかく早く説明会を開いてほしいということで、県へ行くたびに要望し てきました。なかなかそれに対して、いや、十分承知をしておりますということだ ったのですが、ようやくというか、今おっしゃられるように1月末ですか、ようや く説明会という話が出ておりました。そういう意味において、今までの12の診療科、 そして精神科、こうしたことを継続していきますというふうな話であったのですけ れども、その辺が本当にそういうふうに継続できるのかという非常に強い皆さん方、 町民の皆さんが不安を持っておるわけですので、説明会が開催される、本当遅い時 期になりましたけれども、開催されるということでありますので、その辺の説明会 をしっかりまた注視していきたいなと思っております。

14番(髙橋秀昌君) 新しい切り口でと言われましたので、ぜひそれを研究してもらいたいのです。私も残念ながら4,600万円を、5,400万円使ったら、地域のどういう経済効果があるかを勉強しようと思ったのですが、今の私の力量では出せませんでした。したがって、執行当局は十分出せると思いますので、そのこと、私が主張していることがどう反映するのかということも含めて検討して、ただ単に経常経費を抑えたいというだけはぜひやめて、引き続いて私はこれが実現できるまで何度でも要望していきたいと思います。それで、私は今5,400万円と提起しました。やった場合を提起しました。以前から言っているように、例えば、町長が既に実施している2人目、3人目、これで約800万円。仮に1割やるとすれば、460万円プラスすればできるのです。でしょう。2割出しましょうと言えば、その倍になります。何が言いたいかというと、そのことを通じて県に佐野町長、堂々と言えるのです。こんな小さな町でやっているのに、県も応援してくれと言えるのです。県がお金がないというなら、では国も応援してくださいなんて、相手は受け付けないでしょう。たまにはこんな苦労しながらやっているのですということを常に提起をする、そう

いうことが県を動かす、国を動かしていくものだということを前も町長おっしゃったことがあったと思うのですが。国民健康保険、全国知事会が要請した結果、1兆円出してくれと言ったときに、1兆円は出さなかったけれども、3分の1ぐらい出したでしょう。そういうことは世論なのです。そこをぜひ、私は小さな町で直ちに4,500万円出せということを最初は主張しましたが、お金がないというのなら、もうしようがない、そうすれば出せるところ出してくださいと言ったので、それは国や県から力を引き出すというここが最大の狙いだということをぜひご理解いただきたいということで、質問を終わります。

議長(藤田直一君) 髙橋議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、渡邉議員の発言を許します。

(3番 渡邉菜穂美君登壇)

3番(渡邉菜穂美君) 議席番号3番、渡邉菜穂美です。私は、ごまどう湯っ多里館に Wi-Fi設置とコワーキングスペースを提案します。もう一点、子育て支援センタ ーの利用年齢についての2点を質問させていただきます。

まず、ごまどう湯っ多里館にWiーFi設置とコワーキングスペースの提案ですが、田上町の資産の一つに温泉があります。町内外の方々が日帰りで温泉を楽しむことができる施設、ごまどう湯っ多里館、そこをワーケーションができる施設として提案いたします。ワーケーションとは、ワークアンドバケーションです。ある意味コロナが後押しをし、リモート会議やリモートワークなど、場所を選ばずとも仕事ができる環境がコロナ前よりも増えました。働き方が多様化する中で、より自由な生き方を求めている方が増えています。職場や自宅など日常を離れ、いつもと違う場所で仕事をする。違ったアイデアも出てきて生産性が高まるそうです。ライフスタイルに合わせて仕事と憩いを両立できる場所として、ごまどう湯っ多里館にコワーキングスペース、年齢や性別など関係なく、異なる職業や仕事を持った利用者たちが同じ場所で机や椅子、ネットワーク設備などをシェアしながら仕事をする場所を導入してはいかがでしょうか。仕事で疲れたときや集中力が切れたときに温泉につかって自然を眺めリフレッシュ。ネットで検索すると県内では、いい湯らてい、リ

ズム・ハウス瓢湖の2施設がありました。田上町をさらに魅力ある町、仕事と憩いを両立できる町としても発信していけるものと思います。指定管理料2,928万6,966円を減らしていくためにも、コワーキングスペース利用料を加え、滞在時間が長くなれば飲食する可能性もあり、利益も生まれてくると思います。現在ある階段を上がった部屋、資料ナンバー1を参照してください。1室コワーキングスペースにすることは、コストもあまりかけず容易に導入が可能かと思いますが、WiーFi設置は必須条件になると思います。快適な住環境としても若い世代の方にも仕事と憩いは魅力の一つになると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

続いて、子育で支援センターの利用年齢についてです。田上町子育で支援センター条例を確認すると、第4条のセンターを利用できるものについての記載に、小学校就学前の児童とあります。しかし、現在、保護者の方からは、幼児園に入園すると利用ができなくなり困っているとお聞きしました。先日もこんなことがあったそうです。町外の里帰りしてきた方が、幼稚園または保育園に通っているお子さんを連れてきたため、本当は利用できないが、今回は特別にということで利用できたそうです。子育で支援センターへも確認に行きましたが、対象は入園前とのことでした。私も最近0歳の孫を時々見てほしいとお願いされることがあります。そんなときは上の4歳の兄も、僕もばばの家に行きたいと保育園を休んで遊びに来る状況です。私は、しっかり体を動かしてお昼寝してほしいため、少し遠出をし、五泉のラポルテ、阿賀野市の有料ですが、わくわくヒルズへ行きます。本当に田上町は子育てしやすい町なのだろうかと疑問を持つこともあります。

平成22年3月19日施行の条例、資料ナンバー参照では、利用対象者は小学校就学前の児童です。第5条、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる、の何かに該当したため、利用者条件が未就園児に変更されたのでしょうか。コロナ感染が原因ならば、5類感染症移行後の今、いつ頃条例に示される対象者が利用できる状況に戻す予定でしょうか。

2、スペースの問題で安全確保のための制限であれば、新潟市の一部の子育て支援センターのように午前、午後、または曜日で分けるのも一つかと思いますが、いかがですか。

子育て支援センターは、利用の際に必ず保護者が一緒にいるため、安全面としてはそこまで心配がないように思いますし、基本は幼児園、幼稚園に通い始めれば利用のニーズもあまりないレアなケースだと考えられます。行政視察で小布施町エンゼルランドセンターへ行った際にお聞きしたところ、入園してからの利用は年間で

7組程度とお聞きしました。未就学児の利用はいつ頃再開しますか。町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邉議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、ごまどう湯っ多里館にWi-Fi設置とコワーキングスペースの提案についてであります。湯っ多里館につきましては、コロナ禍の中、休館という非常事態を経た中で、現在おおむね8割程度まで入館者数が戻ってきました。今後も指定管理者と入館者数の増加に向けた協議を行い、入館者数の増加を目指していきたいと考えております。

さて、今回、提案のあったコワーキングスペースにつきまして、コロナ禍の中、各地の旅館やビジネスホテルなどで設置を行ったものと理解をいたしております。今回、具体的に示されました施設について確認をいたしましたところ、いずれもコロナ禍の中で施設改修等を行いスペースの確保を行いましたが、コロナ禍も一段落した現在、利用者はほとんどいないそうです。当然、運営等に関する事項につきましては、指定管理者との協議が必要になってきますが、私自身、特に必要性は感じておらないところです。いずれにいたしましても、WiーFi整備も含め、今後、指定管理者と協議を行ってまいりたいと思います。

次に、子育で支援センターの利用年齢についてであります。 1 点目のいつ頃条例に示される対象者が利用できる状況に戻す予定かにつきましては、条例にある小学校就学前の児童の利用は変更なく運用いたしており、運営上そこに就園前という条件を付して運用いたしております。当町の子育で支援センターは、条例第3条に掲げる事業を主として開設をしており、具体的には子育での不安に関する相談や交流の場を提供することを目的として開設をしております。職員体制としては正規職員1名と会計年度任用職員1名の計2名体制で運営しており、利用については生後間もない乳児とその保護者の利用が多く、年齢の進んだお子さんが利用した場合、保護者同伴ではありますが、自由に走り回れるスペースもないため、衝突などによりけがをするリスクがあることや、落ち着いた環境の中で保護者の子育でに関する相談に寄り添いたいことから、一定の運用基準を設けさせていただいております。なお、在園児についての子育で相談につきましては、担任保育教諭や副園長、主任などで対応させていただいており、必要に応じて教育委員会の保健師や保健福祉課の保健師なども連携し対応に当たっております。

2点目の安全確保のための利用方法として、時間帯指定や曜日指定についてのご提案であります。これにつきましては、今後参考にさせていただきたいと思っております。しかしながら、施設の利用については多くの方からご利用いただきたいことから、予約制は取っておりません。そのことから1点目の質問でお答えさせていただいたように、安全に利用していただくことを大前提として、その中でご提案いただいたことが可能かどうか、今後研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

3番(渡邉菜穂美君) 町長の答弁を受けて、2回目の質問をさせていただきます。

コロナ禍も一段落し、現在の利用者はほとんどないということで、施設を調べて いただきありがとうございました。考え方かと思うのですけれども、ほかがこうだ からという考え方ではなく、私の知り合いの方なのですけれども、ウェブデザイナ 一の方がいらっしゃいます。その方なんかは、自宅が小須戸、今ご両親が結構高齢 になってきて、東京から戻ってこちらで仕事をしているそうなのです。ただ、その 仕事というスタイルが、東京で仕事をしていたのですけれども、そこだと家賃、光 熱費が一人暮らしなのでかかると。なので、地元に戻って、親御さんと一緒に住み ながら東京での仕事をしているという状況なのです。なので、働き方が多様化した というのはそういうことだと私は受け止めていて、地元の方だけが利用するという ことではなく、こういう働き方をする方も増えているので、場の提供があるといい のではないかということなのですけれども、利用者数が減ってきているというのは、 私もこのことを調べるに当たってホームページ、ネット上で確認したところ、この 施設があるということを初めて知った状況なので、どういうふうに周知していくか というのももちろん手段としてはすごく大事になってくると思うのですが、田上町 が若い人たちの応援もできる町で、個人が新しく起業するのも後押しができる町と いうところも含めて、いろんな多様性を考えて検討していただきたいなという思い で提案させていただきました。今は割と会社、そのまま施設を持たなくても事業が できるという方も結構増えてきているので、そんな中で視察に行ったところでも私 書箱というのが施設の1か所にあって、そこの中に入っている事業者がそこの施設 を利用して起業ができるみたいなのもあったりするぐらいなので、いろんな多様性 を考え、仕事の多様性を考えた一つで参考にしていただきたいと思います。

2点目の子育て支援センターの利用年齢についてなのですが、幼児園から出ている案内には未就園児ということで掲載があったのを私が存じ上げていなくて、先ほど確認したのですが。私のところに未就園児、幼児園に入ったお姉ちゃんと一緒に

行きたいというところで相談があったのを機に、条例を調べさせていただいたりというふうになった経緯があるのですけれども。そんな中で、町長の答弁の保護者同伴ではありますが、自由に走り回れるスペースもないため、衝突などによるけがをするリスクがあることや、落ち着いた環境の中で保護者の子育てに関する相談に寄り添いたいことから、一定の運用基準を設けさせていただいておりますというふうに書かれてありますが、これは私も直接行って確認をしたので存じ上げております。ただ、この条例ができたタイミングで、遡ってこんなことを言うのもおかしいかもしれないのですけれども、要は容易に想像ができたのでは。そのエリアに対してこういうことが起こるのではないかというのは、未就学児に該当した中、対象者を選んだときには、もう既にこのスペースではこのぐらいの子どもたちしかそこで遊ぶというか、来たりする、交流を持つことは難しいのではないかというのは容易に予想がついたのではないかなって思うのですけれども、いかがですか。

あとは私が思うに、これは個人の意見になりますが、例えば、幼児園に行ったお 子さんが、そこで一緒に遊ぶのは危ないというのも1つリスクとしてはあり得るこ とかもしれないですけれども、逆に言うとチャンスだと思っていて、一人っ子のお 子さんもいらっしゃるではないですか。そういう子が、例えばここに来て、こうい うことすると危ないのだとか、何かそういうのを学習というか、経験というか、そ ういうことが分かる場合もあるというふうに考えたら、これはプラスにしかならな い。リスクという意味では、保護者の方が必ずいるということと、あとはある程度 大きいお子さんを相手にして子育てしている方と、未満児では保護者の方の経験値 も少しずつ変わってくる中で、交流とか学びということを保護者同士のというとこ ろでも、すごく私なんかラポルテに行って全く知らない方といきなり会話をしたり とかする機会がありますが、そういうところで子育てのお話を交流としてする場合 もありますし。なのでプラスと捉えるか、リスクがあるからやめておこうと捉える かというのは考え方なのかなとは思うのですけれども、その辺はいかがですかとい うところなのですが。ここには利用の午前、午後とかというほかの新潟市のほうの 提案をしましたが、私自身は一応そこまで利用率がないと思っていて提案している ことなので、実際はそこまで調べていただかなくてもいいのかなって思っています が。要はあのスペースで本当に危険な遊びをするお子さんが来るかどうかも正直分 からないではないですか。うちのように小さい0歳児の子と4歳というのを一緒に 連れてきた場合は、もうもともとおうちの中で遊んでいるわけで、ということはど のくらいの遊びをしないと危険だということはむしろお兄ちゃんたちのほうが分か っているというか、子どもも賢いと私は思っているので、ちゃんと言えば分かりますしというのもあると思うので、それは保護者の目だったり、見てあげることでいるんな意味で子どもたち自身も小さい頃から学びという場の提供にもなると思いますが、いかがですか。

2回目の質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) 議員からはコワーキングスペース、Wi-Fi設置の提案、本当に ありがとうございます。以前もWiーFiの設置についての提案いただいたりしてい ますのであれですが、このコワーキングスペース、これは私が申し上げるまでもな く、コロナが感染が広まったときによく言われてた話なのです。全国の自治体もコ ワーキングスペースというのに関心を持たれてというところはかなりあったと思う のです。ところが、コロナ禍がある程度収束をしてきてから、せっかくつくったの だけれども、なかなか利用されていないというのが今現状なのだろうと思います。 ただ、議員おっしゃられるように様々な働き方、多様化ということを議員おっしゃ られましたが、まさにそのとおりでして、東京に勤めていながら地方で仕事ができ ると。落ち着いた環境の中でそれこそ癒しと仕事を両立できると。こういうことを 考えれば、コワーキングスペースというのは非常に有効な施設というか、取り組み なのだろうと思います。このことは私も十分承知はしているのです。こういう働き 方の多様化というのは、これからも一層また進んでいくのかなというふうな思いも ありますし、そういうことを考えると、今はどうかなとは思いますけれども、将来 的にそういうことというのは考えなくてはならないのも一つあるかと思いますの で、提案をいただきましたので、ぜひまた研究させていただければと思います。

それから、子育で支援センターの利用年齢、私も何か理解というか、現場の理解がなくて、何か答弁ができないのですけれども、条例そのものはそれに沿って仕事というか、利用者の方に利用していただいているのだろうと思います。ただ、そのときそのときのケース・バイ・ケース、いろんな方が利用されるということを考えて、またその辺の条例は条例なのだけれども、そのときの状況によってされているのかなというふうに思っているのですが、その辺もし私自身も先ほど申し上げたように現場の状況というのは分かりかねるところもありますので、担当課のほうから答弁させます。よろしいですか。

教育委員会事務局長(時田雅之君) 今ほどの子育て支援センターの関係でございます けれども、渡邉議員のほうからは条例制定の際に容易に想定できることではないか というお話もいただいておりますが、それが想定できなかったのでこういった条例 になっているのではないかなと思っています、ここの条例御覧いただきたいと思うのですが、事業の内容として、あそこは保育施設ではなく、子育ての相談を行う場所、また親御さんの交流を行う場所ということでつくらせていただいた子育で支援センターになります。以上児、就園前の4歳、5歳児のお子さんが同伴して、走り回れるようなスペースもないということは先ほど町長のほうからも答弁ございましたように、あんまり広い施設ではございません。所管事務調査でも視察に行ってこられた小布施町、そちらのほうの施設とはかなり規模が違うものだと思っております。ですので、町の事業の趣旨をご理解いただいて、危険を回避するための運用上の制限というところでご理解いただければと思っております。

それと、危険を学ぶのに子育て支援センターにいることも一つの方策ではないかというようなお話もいただきましたが、私はむしろ大勢のお子さんがいるクラスの中で社会的なルールを学ぶほうが一番リスク回避するというところを学ぶチャンスではないのかなと感じておりますので、そういったところでご理解いただきたいと思います。

3番(渡邉菜穂美君) 局長がお話しされることは、私も理解しております。そこに関 しては、子育ての在り方とかは皆さんそれぞれ違うと思うのですが、私が言ってい るレアなケースというのは、今日はどうしてもおうちにいたいみたいな本当レアな ケースで、ふだんは親御さんが子育て支援センターではなくて幼児園だったり、自 分の地元の幼稚園だったり連れていくと思うのですけれども。たまにというか、本 当にそんなことほぼほぼないと思うのですが、時々子どもって自分のことをちゃん と見てほしいというか、そういうときってあると思うのです。特に下の子が生まれ たりすると。なので、そういうときに、ある意味寄り添う場が子育て支援センター にあってもいいのではないかということで思った次第なのですが、でもここはあく までも相談というところでいうと、それも1つ相談にはなってくるのかなとは思う のですけれども、下の子が生まれたときに上のお子さんへの対応とか、そういうと ころで悩みの相談というのも出てくるかと思うのですが、私いろんな子育て支援セ ンターを本当に利用させてもらっている立場なのですけれども、ここは何か提案に なるのですが、若い世代が増えている自治体の親御さんとお子さんの交流の場とい うのがどういうもの、どういうことをやっている自治体がそういう若い世代の人た ちが子どもと一緒に住みたくなるかというところで、その1つに私は子育て支援セ ンターもすごく関係があると思っているので、その辺も研究をしていただけたらな と、視察に行ってそんなことを思って帰ってまいりました。よろしくお願いします。

答弁は特に要りません。

(何事か声あり)

3番(渡邉菜穂美君) 何かあればよろしくお願いします。

町長(佐野恒雄君) それこそレアな、本当にレアな場合なのだというふうなお話がありましたけれども、そういうときも恐らくあるのだろうと思います。基本的にはこの子育て支援センターというのは、小さなお子さんのいろんな相談を静かな環境で相談を聞いてもらいたい、そういうことでこの子育て支援センターというのが生まれたのだろうと思うのです。さっき議員おっしゃられて、子育て支援センターの建設のときにもう分かっていたのではないかという、そういうお話でしたけれども、この竹の友幼児園ができた時点で子育て支援センターというのはなかったのだろうと思うのです。子育て支援センターを当然前提として考えていれば、もっとスペースを取っていたのだろうと思うのですけれども。当時はそうだったのだろうと思います。視察で行かれたところ、かなり広さがあった。そういう意味ではある程度、先ほど申し上げましたけれども、ケース・バイ・ケースみたいな形になるのかと思いますけれども、そうした条例は条例なので、運用においては必要があるというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(藤田直一君) 渡邉議員の一般質問を終わります。

次に、9番、小嶋議員の発言を許します。

(9番 小嶋謙一君登壇)

9番(小嶋謙一君) 議席番号 9番、小嶋謙一でございます。私は、第7回田上町議会 定例会において、町長に観光事業に対する施政について、教育長には放課後児童ク ラブの運営について質問いたします。

観光事業に対する施政についてであります。11月16日の全員協議会でまちづくり 財政計画の説明を受けました。財政計画に掲げる主要事業は、第6次総合計画前期 基本計画に掲げた4つの重点プロジェクトを網羅していると思います。しかし、町 の産業の農業とともに片翼を担う観光事業費が、令和5年度を含め次年度以降も金 額が示されていません。5年度予算書の観光費は、従来どおり観光施設などの管理 事業に関わる経費が示されているにすぎません。まちづくり財政計画において観光 事業費が示されていないということは、観光に対する施策を持ち合わせていないと 解釈され、町当局の取り組みが今なお消極的であると言わざるを得ません。道の駅 だけが賑わっていればよいのではなく、町長が道の駅の賑わいを町内に導くと言わ れていた施策はいまだ施されていません。私が以前提案していた道の駅から来訪者 を町内へ誘導する看板や個々の史跡案内看板も未設置のままです。「竹あかりバンブーブー2023」は、昨年より3,000人多い2万7,000人近い来訪者がありました。この中には幾つかの自治体職員も視察を兼ねて来訪されています。町当局には、今後観光施設やイベントを活かした観光事業の構築に向けて観光協会などと積極的に協議を交わし、交流人口の増加とともに町内に活気をもたらす施策を示していただきたいと思います。

そこで、町長に伺います。町長は、今後の観光事業の在り方についてどのように 考えておられるのか伺います。

2番目、放課後児童クラブの運営についてであります。私は、放課後児童クラブを運営していくことも児童の成長過程における子育て支援の一つであると考えています。近年は児童クラブを利用する児童が1日当たり20名以上になる日も多く、クラブを利用する児童数が増えています。資料にお示ししたとおりでございます。放課後児童クラブの現状について、田上小学校、羽生田小学校の指導員の方にお聞きした意見を参考に、運営上の改善を求め、教育長の考えを伺います。

まず、両小学校において児童クラブが利用する部屋の配置がもたらす弊害ということがまず挙げられます。羽生田小学校は、1階の空き教室1部屋を使用していましたが、利用児童数が現在40名を超えるのに伴い、2階の図書室を週2回使用しています。図書室が使えないときは、隣にある1年生の多目的室を使用しますが、机や椅子がないため、その都度児童を迎える準備をしなければなりません。田上小学校は、毎日20名以上の児童が利用するため、これも2つの教室が必要です。羽生田小学校と同様に図書室を使用していますが、これも羽生田と同じです。おやつの時間には使用できません。図書室の管理上、児童はクラブの教室で過ごすような使用はできず、窮屈な思いをせざるを得ないときもあります。このように両小学校において児童クラブで使用する教室、部屋が2か所に隔てられている現状は、指導員を2名から3名に増やしているとはいえ、これも資料に示してあります。特に羽生田小学校の場合は、1階の従来使用している部屋と図書室は階を隔てて離れており、児童の安全を第一に配慮している中でも見落としによる事故の発生など、リスクを抱えていると思います。

次に、利用児童に対する学校側、特に担任ということですけれども、学校側との連携がうまく図れない場合もあります。特別な配慮が必要な児童の対処方法や、児童が当日学校内でのトラブルを引きずって利用しているときの心情について、学校側、担任と指導員の間で情報が共有されなかった場合や、植物アレルギーに対する

情報も事前に学校側や保護者から知らされていなかったこともあったようです。

次に、予算、これ需用費です。消耗品活用の改善であります。消耗品は、主に児童が日常の創作に使う毛糸や折り紙のほか、クリスマスツリー等イベントに要する材料で、指導員は安価な品質で十分と考えているにもかかわらず、執行側は予算がないからと言いつつ、カタログから割高の材料を手配している場合もあると聞いております。このように予算執行の在り方に疑義が生じています。

質問であります。1つ、児童クラブの部屋は、児童の安全と安心のためにも、児童へ目配りしやすい2つの教室が隣接した状態が望まれます。このため学校管理者の校長と協議し、利用する教室の配置改善を求め、教育長の考えを伺います。

2番目、児童クラブに対する情報の選択や伝達方法について、町、教育委員会は、 学校側と再度確認し合うとともに、指導員との連携を強化する調整役を担うべきと 考えます。また、児童クラブが学校内にあるので、児童へ急を要する連絡も学校、 担任へ伝えれば指導員に届くと思っている保護者もいます。教員の負担を考えると、 指導員とメールによる直接連絡を希望している保護者もおり、連絡方法の整備検討 も必要と考えています。連携に対する改善について、教育長の考えを伺います。

質問3番目、以前は児童クラブ担当職員と指導員が協議する場が設けられていましたが、最近は設けられていないようです。児童クラブを運営していく上で、年度初めに特別配慮が必要な児童の利用有無や対処方法、年間の活動計画に基づく消耗品や購入方法などをはじめ、羽生田小学校、田上小学校の指導員間での課題の共有を図ることも必要です。この点に関して、教育長の考えを伺います。

3番目としまして、放課後児童クラブに対する町当局と教育委員会の捉え方の確認についてであります。放課後児童クラブは、児童を安全に預かっているだけでなく、児童が安心感とともに、毎日上級生と下級生が混成した中で過ごす時間は社会教育の面において児童が成長していく上で大きな糧になることを改めて認識すべきです。先ほどクラブ運営上の問題を挙げましたが、このような問題が生じている現状を顧みれば、町当局と教育委員会は児童クラブの運営を軽視しているのではないかと受け止めざるを得ません。放課後児童クラブの運営は、厚労省と文科省にまたがり、行政上面倒な点もありますが、児童の成長過程も子育て支援として大きな位置を占めます。町当局と教育委員会は、放課後児童クラブの現状をどのように捉えているのか、今後どのように運営と支援を行っていくのか、町長並びに教育長の考えを伺います。

最初の質問は以上です。

議長(藤田直一君) ここでお昼のため休憩いたします。 午前11時38分 休憩

午後 1時15分 再開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、観光事業に対する施策についてであります。まちづくり財政計画、5 年度予算書に関し、従来の施設管理事業しか記載がなく、消極的であるとのご指摘 でありますが、これまで道の駅たがみをはじめとした町の観光施設の整備は一定程 度進んできたことから、今後、特段大きな経費をかけての事業予定がないことから 掲載されていないだけであって、決して観光事業に力を入れていないわけではない 点をご理解いただきたいと思います。

また、道の駅の賑わいを町内の導く施策がいまだ行われていないとのご指摘であ りますが、令和4年2月には道の駅たがみ、交流会館、地域学習センター、椿寿荘 の4施設においてたがみひな巡りを開催し、多くの方から訪れていただきました。 決して大きなイベントではありませんが、今後、町内の民間施設などからも参加を いただくことで、さらに連携の輪が広がり、結果、町内全体の盛り上がりにつなが っていければと考えております。その他、田上町を認知してもらう取り組みとしま しては、道の駅の情報発信施設や交流会館内に大型モニターを設置し、動画を流す ことによる町内の紹介、地域おこし協力隊との連携による情報発信、町内の飲食店 を巡るスタンプラリーの開催、各施設へのパンフレット等の配置などの取り組みを 行ってまいりました。今後とも観光施設やイベント等を最大限に活用し、観光振興 を通じ交流人口の増加を図りつつ、農業体験などをはじめ町内滞在時間を延ばし、 湯田上温泉に宿泊するような流れをつくり出し、町内への経済効果を目指すととも に、定住人口の増加のきっかけにもなればと考えております。観光は、今後の田上 町の将来に向けて、大きな可能性があると認識をしておりますし、これからは広域 での観光連携の取り組みも重要になってくることから、観光協会を中心に町内の関 係団体や他の自治体、地域との連携の強化を図っていく必要があると考えておりま す。

次に、放課後児童クラブに対する町当局と教育委員会の捉え方の確認についてで あります。議員からは児童クラブの現状をどのように捉えているか、今後どのよう

に運営と支援を行っていくのかというご質問をいただいております。放課後児童クラブは、放課後や長期休業中、就労等によって保護者がお子様の面倒を見ることができないご家庭に対し、子どもたちの学習や活動の場を提供し、児童の健全な育成を図る上でとても大切なものであり、町においても子育て支援策の重要な施策の一つであると考えております。今後も教育委員会と連携し、安心してお子様を預けることができる場所として、必要な予算づけを行うなど、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 小嶋議員のご質問にお答えします。

はじめに、放課後児童クラブの運営についてであります。1点目の利用教室の配置改善につきましては、議員ご指摘のとおり、両小学校が児童クラブで利用する教室は、それぞれ1階に設けており、基本的な指導員の配置として3名の指導員により運営を行っております。学校長の協力の下、空き教室を利用して運営を行っておりますが、運動や読書などを行う際、活動の形態によっては児童の移動を伴います。しかしながら、通常の学校生活の中においても、休み時間になれば体育館やグラウンドへ行って運動をしたり、図書室で読書をしたり、児童の自由な行動の下で活動しております。児童クラブの教室として利用させていただくには、まず普通教室、特別教室、特別支援教室及び多目的教室など、ふだん学校の学習で利用していない空き教室が前提となります。現在使用しております児童クラブの教室は、出入口、玄関から近く、保護者の方へ児童の受渡しをする際に効率的であること、また災害等を考えた場合、すぐに外へ避難ができる場所であることを考えると、今のところ改善の必要性は感じておりません。

2点目の連絡方法の整理検討につきましては、児童クラブへの連絡については、連絡帳で行っております。急を要する場合については、携帯電話への連絡をお願いしており、開設時間外の連絡については生涯学習係で受付しております。メール等による連絡方法については、パソコン機器やインターネット環境の整備が必要となってくるため、引き続き連絡帳でお願いしたいと考えております。保護者の方が気になること、必要なことがある場合などは、教育委員会が仲介し、学校と児童クラブとの……

議長(藤田直一君) 傍聴席の皆様にお願いします。お静かに願います。

教育長(首藤和明君) 教育委員会が仲介し、学校と児童クラブとの連携を図っていき

たいと思います。

3点目の児童クラブ担当職員と指導員が協議する場につきましては、定期的な協議の場は設けておりませんが、必要な都度、随時実施しております。また、配慮が必要な児童に関する情報については、その多くが個人情報となるため、情報共有については保護者の同意を得た上で、児童クラブ指導員へ伝えております。加えて、指導員への研修会も実施しており、支援や関わりについての知識や技術等の向上を図っております。

活動用の消耗品については、生涯学習係で選ぶのではなく、実際の運営に当たっている指導員から選んでいただき購入しているのが実態であり、決して割高な商品をこちらで手配しているのではないということをご理解願いたいと思います。

次に、放課後児童クラブの現状をどのように捉えているのか、今後どのように支援を行っていくのかについてであります。先ほど町長から答弁がありましたように、放課後や長期休業中に保護者が就労等によりお子様の面倒を見ることができないご家庭に対し、適切な遊びの場や活動の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図る上で、とても重要なものであると考えております。町における子育て支援策の一つでもあり、共働き世帯等が増えている中で、児童クラブの需要は今後も高まることが見込まれ、子どもを産み育てる環境として、なくてはならないものであると考えております。今後の運営と支援については、これまでと変わることなく、児童クラブが安心・安全な運営の中で、各ご家庭の大切なお子様をお預かりすることができるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

9番(小嶋謙一君) では、先ほどの答弁を受けまして、2回目の質問をさせていただ きます。

まず、観光事業についてであります。その前に、観光産業、要は農業と並ぶ町の大きな産業の一つであります。このことについて触れたいと思いますけれども、要は農業もそうです、観光産業もそうですけれども、昨日小野澤議員の質問の中にありました。私のほうから答弁等も引用させて申し上げたいと思いますけれども、要は自主財源、町の自主財源をどうやって確保するかということは非常にこれまで何度も議会の中では皆さんからいろいろ出ております。私も常に自主財源というものについては、確保については念頭に置いております。観光事業、もちろん財源の確保に直結するものであります。その中で、昨日小野澤議員の、たしか2回目の小野澤議員の質問に対する答弁だったのですが、町長はこういうことを言われているの

です。自主財源の取り組みは、あれこれ早々に取り組めるものではないというニュアンスでもって答弁されているのです。これは、今度記録を見ればまたちゃんと確認できると思うのですけれども。そこで、先ほど髙橋議員の答弁について、私はそういうふうに捉えているのだけれども、髙橋議員の答弁に対して、経常経費化される財政投入に慎重に対応せざるを得ない。そういうことか。では、自主財源の取り組みは、あれこれ早々に取り組めるものではないという背景には、町長はこういう経常経費化されるものに対しての、そういう心配といいますか、そういう考えでおられるのかなというような形で私が勝手に解釈しているところであります。しかし、そこで昨日、副町長からもあったのだけれども、財政規律という言葉も出ました。そういったことを思い返してみると、なかなか財政が厳しい、財政規律もいろいるありますけれども、要はこれ産業、観光事業についてはある程度のお金をかけないと、一歩も進まないのではないかという形で私は全体として捉えておりますので、これから先ほどの答弁に対して、また質問をさせてもらいます。

まちづくり財政計画の中に観光事業の経費が載っていなかった。それについては 町長は、今後特段大きな経費をかけての事業予定がないから載せなかったのだとい うことを言われました。大きなお金をかけてやる事業がないから載せないというこ とではないのではないかと私は思います。あくまでもまちづくり財政計画、金額の 大小はともかく、そういう観光事業に対するものの考えといいますか、計画といい ますか、そういうものはそもそも持ち合わせていない。ないから載せなかったので はないかなという私は捉え方をして、今この質問をしています。大なり小なりそう いった考えなりがあれば、例えば調査費であろうと何であろうと、ある程度経費と して計上しておくべきものではないのでしょうか。この点1つ確認ということで、 町長にお尋ねします。

それと、道の駅の賑わいを町内に導くということでありますが、ここにはたがみひな巡りのことで、イベントの紹介で答弁は終わっていますけれども。私が言っているのは、せっかく道の駅が賑わっているのだから、私質問で最初に言いました。看板だとか、町内へ誘導する、来訪者を誘導する、そういう施策というものをせず、これは施策なのですけれども、そういうものをしっかりと町の中に掲示するなり、取り入れていくのも大事ではないかということで私は質問しておりました。これについてももう一度町長からお考えをお聞かせください。

なお、答弁の中で大型モニターでいろいろ流しているとか、スタンプラリーとか 言われていましたけれども、大型モニターも、これ議員の皆様も気づいていると思 うのだけれども、同じ内容が流れているのです。ある程度更新なりしないと駄目だと思うのだけれども、そういった更新する費用も恐らくそういう観光事業経費の中に組み入れるはずなのだけれども、それが自主財源の費用にのっていないことは、その動画に対する更新といいますか、そういったものも果たしてどうなっているのかなということがあります。またスタンプラリー、これは実際、私の質問になかったのでいいですけれども、どの程度の効果があったのかな、そんなにスタンプラリーというのは一般の人、来訪者の人たちもそんなに印象深いものだったのかなという形は私は受け取っていますけれども。要は道の駅から町内への誘導するもの、導くものの施策について、もう一度お聞きしておきます。

それと、町内の滞在時間を延ばすということでいろいろ町長が言われました。湯 田上温泉に宿泊するような流れをつくり出し、町内への経済効果を生み出しという ことでありますが、昨日の答弁の中で、町長も認識しているのだなと私は思ったの だけれども、要するに観光消費が乏しいという形で町長はお考えのようなのですけ れども、そこはどうやった形でもって観光消費を伸ばすかという、町内滞在という ことで、ここで町長が言っているのかなと私は解釈しておりますけれども。要は事 業費、お金が少なくてもできることからやる。田上はいろんな魅力、魅力と捉える かどうかはともかくとして、人に見てもらいたい、いいなというのが結構あるので す。私はそう思っている。だから、そんなに大金を、大きい経費をかけるのではな くて、できるところから、町が紹介したいところからまず取り組んでいく、そうい った仕掛けというのは私はあってもいいのではないかなと。何も特段大きな経費か けての事業でなくても、そういう町の魅力というものを紹介していくような経費の かけ方もあってもいいのではないかな。要は自主財源を確保といっても、何も原資 がなく、何も投資しないですぐもうけが出るといいますか、財源確保だけとなった ら成り立たないわけなので、まず町にあるものを見直して、できるところから取り 組むやり方というものが私もあると思うのです。

そこで、具体的にといいますか、私時間がありますが申し上げますけれども、町内には四季折々に求めるところというのは私はあると思います。要するに観光スポットといいますか、なり得るところがあると思うのです。ずっとそれを例示していきますと、例えば皆さんイメージで403号を南のほうから、要するに加茂のほうから上がってくることをイメージしてください。まず、石田新田の加茂川沿いの桜並木、それから川船、旧牧場跡に8日にグランドオープンしました釣堀、大きな釣堀があります。それから、YOU・遊ランドを巡って、森林公園、梅林公園、竹林散

策というような形で四季折々を巡ることができます。それから山田地内には昔の、 旧道といいますか、街道というのですか、湧き水がこんこんと湧いているところあ ります。そこからすぐ脇から癒しの道を通って護摩堂山の登山口に至ると。護摩堂 山では、ご存じのようにあじさいだとか、そういったハイキングを楽しむ。その後、 温泉につかって一晩泊まってもらって、今はなくなったのかな、湯の町巡り等も復 活させて、そうやって今町長が言われた町内滞在時間を延ばすということは、こう いう町の中にある、現在潜在的にそういう見せるところがあるのですから、そうい うところを一つ紹介して、見直して表に出してやる、そういったところにも観光事 業としての経費をかけていってもいいではないかなと私は思っております。そのた めには財源としましては、観光施設整備基金だとか、あと林道振興基金の活用、こ れは今まで竹林の整備ということで、いろいろこれまでも議員からも提案等ありま したけれども、要は桜並木、あるいは森林公園、竹林、それから護摩堂山、そうい ったものに対して基金の活用、さらに県からの林業整備事業に関する県からの補助 もあるのです。林の中、それから竹林の中でも、要するに作業道を造成するときに、 幅2メートルあったり、私がやっているところは1メートル1,000円の補助がつい たと思ったのだけれども、そういう作業道を造るのに県からの補助もあります。林 業振興の補助もあります。作業道というのは、別に勾配がきつくて上り下りがあっ ても何でもいいわけなので、要はそういった林業関係の補助がありますので、そう いうのを活用して、作業道イコール、結局観光から見れば遊歩道になり得るわけな ので、そういったところの施策も取り入れられるのではないか。そういったところ も含めて観光事業費ということでもってひとつこれからも計上してもらいたいと思 っています。要は観光事業については、町に活気をもたらす手段でありますし、ま た何度も言います。道の駅だけの活気ではなくて、町全域にわたる活気を導くこと になります。また、来訪者には町内に何があるかをPRすることも、そういう強化 も必要です。町にあるものを活かした魅力づくりが要するに誘客につながるはずで す。さらに、町内へ来訪者に対する誘導施策、看板等についてもこれからもぜひと も、これ何度も言っていますけれども、取り組んでもらいたいと思います。それか ら、観光事業費につきましては、次年度予算の編成に当たって、観光施設整備基金、 あるいは林業振興基金を活用した観光スポットの整備、あるいは整備にかかる前の 調査、現地を確認したり調査というところにも時間も経費もかかると思いますが、 そういったものを予算の中に計上していただきたいということを提起しますが、町 長にはこの点についても最後に質問をしておきます。

次に、児童クラブであります。まず、児童クラブの運営に当たりましては、学校 管理者である校長先生にはいろいろ配慮いただいていることにまず私は感謝したい と思います。それとあと指導員の皆さんは、児童に対して本当に熱意と責任を持っ て接しております。今回の私が取り上げた質問は、指導員の皆さんの熱意と責任か ら、それを拝見した中での私の聞き取ったところからこの質問に至っております。 そこで、教育長に再度お聞きいたしますけれども、問題は、第1に児童たちが放課 後過ごす時間に利用する空き教室なのです。教室なのです。場所。その空き教室を 前提としているとは言われましたが、指導員の人たちから見ると、要は教室がつな がっていてほしいと。私にはできたら黒板脇の壁をドア1枚でもいいから開けて、 一々廊下に出なくても子どもたちの様子を見れる、そういった形にしてもらいたい、 そこまでは私も無理だろうとは言っているのだけれども、要は教室が隣同士であっ てほしいというのを非常に熱望しています。これを熱望しているのです。それで、 実際羽生田、田上も私は伺って、様子を見に行っているのだけれども、確かに最初 言いましたように学校側の理解、配慮がありまして、羽生田は昔児童の玄関から入 ったのだけれども、玄関入ると右側のほうの薄暗い教室の半分ぐらいしかない狭い 教室の場所を利用していた、奥の方の。そこは今はもう、ここに書いてある答弁に ありますように、職員玄関の脇で、もう日も入るし、明るい部屋でさせてもらって いるし、本当に私はありがたいと思っていますけれども。それでも児童も増えてい ることでもあるし、それから設備運営基準があるということもあり、厚労省の基準 ですけれども、40人以上になると2クラスにしないと、これはもう皆さんご存じだ と思うのだけれども。要は2つの教室の部屋が必要だということから始まって、何 とか隣にしてもらいたいということを熱望しておりますので、再度これは大変です けれども、教育委員会から学校のほうへ、管理者のほうへかけ合って、空き教室と いうのは今もちろんあるはずなので、その辺のやりくりといいますか、学校のやり くりというのをもう一度確認してもらえないかと思います。

2点目の連絡方法についてなのですけれども。これは答弁では連絡帳ということで話をされていますけれども、実際保護者の人は、朝の忙しいときに連絡帳を書いたりとか、容易ではないということも、私、昔指導員やっていたものだから、いろいろ聞いているのですけれども。忙しいのに書いたりするのも大変だし、また子どもが私たちに、指導員に見せるのを忘れているときも結構あるのです。それはお迎えに来たとき初めてそれが分かったということも結構ありましたので、今こういう時代ですので、今保護者のほうから直接メール配信といいますか、指導員からメー

ルができないだろうかという保護者のほうからの要望があります。この点について もう一度ご検討願いたいと思います。答弁お願いします。

それと、消耗品、要するに買物の話なのですけれども。答弁では確かに指導員が選んでいますが、それはカタログからなのです。私さっき言いましたように、例えば100均だとか、そういったところで安いのもあるし、折り紙にしてみれば、折り紙等作っているときは子どもは楽しいし、それは時間の中で作っているし、お迎えが来れば単なる紙くずになるのです。そういったものは100均だとかそういう安いところで幾らでも手に入るのにカタログから選んでもらっている形になって、その辺もおとつもう一度確認なり、今後確認してもらいたいと思っています。

あと、児童クラブの捉え方、町長、教育長もそうですけれども、しっかりとそういう形では認識されていると受け止めましたが、要は今共働きということで大分児童数は本当に急増しています。平成3年以降、特に令和4年も増えていまして、資料の報酬費だとか、そういったものが大分大きく増額になっております。それも世の流れといいますか、時代の流れで仕方がないことなのですが、逆に言うと保護者の方も町が運営している児童クラブに対してものすごく信用して、ありがたいのですけれども、信用してくれていて子どもを預けてくれていますので、その辺も今後町長はじめ教育長には児童クラブについてはこれまで以上に温かい目で見ていってほしいと思っております。

以上、2回目の質問終わります。

町長(佐野恒雄君) いろいろとありがとうございました。まずは観光事業費が計上されていない、これはまた繰り返しになりますけれども、先ほどの答弁のとおり、経費を出す事業予定がないことから掲載されていないということでありますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

それから、町の道の駅の賑わいを町内に誘導していく施策ということで、大型モニターが同じ動画が流されていると、こういうお話であります。これは、ある程度の期間といいますか、間隔を置いて新しい動画といいますか、PRを更新していかなければならない、それは当然のことでありますので、常に気をつけていきたいなと思っております。

それから、スタンプラリーのことについても触れられましたが、私はこのスタンプラリーというのは非常に大きな効果といいますか、意味があったというふうに捉えております。町外、町内の方はもちろんですけれども、町外からおいでいただい

た方に、町の商店であるとか、食堂であるとかを認知してもらうという意味においては、私はスタンプラリーというのは、それなりの効果があったのだろうというふうに捉えております。

それから、議員がおっしゃられる地域の観光消費、昨日のお話もありましたが、 なかなか交流人口、「竹あかりバンブーブー」大勢の方が訪れていますけれども、 そうした方々からの観光消費のなかなか伸びがない、そういうことは私、お話を申 し上げました。しかし、地域の観光消費と自主財源の確保というのは、議員おっし ゃられましたけれども、私は意味が違うのではないかなというふうに私は捉えてお ります。町にも議員がおっしゃられるようにいろんな資源があります。今日も申し 上げましたけれども、本当に多くの観光資源あるわけですし、それこそ議員おっし ゃられた間もなく開園するという釣堀、いろんな形でそうした観光資源というのは いっぱいありますから、それは当然町もしっかりその辺は捉えた中で、PRといい ますか、情報発信はしていかなければならないと思いますけれども、それと自主財 源の確保というのは意味が違うのではないかなというふうに思っております。いず れにしても、そうした地域資源の活用、観光資源の活用、これはもう本当に大いに PRしていかなければならないと思っておりますし、道の駅の情報発信施設を大い に活用した中で、観光資源としてしっかりとPRしていかなければならないなとい うふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。 以上です。

教育長(首藤和明君) いろいろご指摘やら励ましの言葉をいただき、ありがとうございます。指導員の方が熱意と責任を持って、日々指導に当たってくださっているというようなお言葉もお聞きできて、大変ありがたかったなというふうに思っております。

幾つかご質問がありました。まず、2教室つなげて使えないかというようなことなのですけれども。学校が文部科学省の管轄ということがあって、これを財産処分しないと厚生労働省管轄占用使用ができないという縛りがあります。これについては、局長のほうから追加で説明してもらおうと思いますけれども。そんなようなことで続きでというようなこともありますけれども、例えば羽生田小学校でいえば、児童クラブの隣の教室に机を常駐できないかとか、そういうようなことも含んでいるかと思いますので、その辺については研究していく部分もあるかというふうに思っています。

それから、連絡方法についてということで、メールを使えばということもありま

したけれども、それについてもまた局長のほうから答えさせていただきたいと思っています。

あと、なぜカタログから選ばなければいけないかという理由もあるかと思いますので、その辺は局長から答えさせていただきます。温かい目で見ていただいているということが分かりましたので、その点をまた強く認識をしながら、日々取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

教育委員会事務局長(時田雅之君) では、今ほどのご質問のほう回答させていただき たいと思います。

まず、教室の関係でお答えさせていただきたいと思います。今ほど教育長のほうからお話ありましたように、児童クラブで使用する居室については、文科省の教育財産の財産処分が必要になってまいります。その前提として、学校の教育として使用していない教室がもう一つ条件となってまいります。羽生田小学校、それから田上小学校におきまして、各学年クラスの教室、そのほかに特別支援教室の教室、それから多目的教室ということで、大体3つの教室を使っております。その観点から空き教室を見いだすこと自体がなかなか難しくて、その中で学校長のほうから配慮いただいて、それぞれ今両小学校の1階に児童クラブの居室とする教室を構えているような状況でございます。ですので、この教室を動かすということになりますと、なかなか日頃の学習で使う教室の在り方を考えますと難しいかなというところがございますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

それともう一つ、連絡方法に関連しまして、メールによるやり取りということでご提案いただいております。当然のことながらメール配信でのやり取りということになりますと、学校の通信と一緒にすることはできませんので、改めて回線を引く必要があること。それとパソコンの整備はもちろんなのですが、そういった整備をした中で、また指導員に対してそのメールのやり取りの操作方法、指導員も毎日同じ指導員がついているわけではございませんので、どういった形でそういったメールの運用するのかというようなルールづくりも必要になってまいります。その辺について今後研究してまいりたいと考えております。

最後に、消耗品の関係ですが、通告の内容から、こちらのほうで高い製品をわざ わざ選んでいるということで理解してしまったのですけれども。今の1回目のご質 問の内容からすれば、100均とか、購入先を考えれば安く済ませられるのではない かということみたいなのですが、この児童クラブに限らず、幼児園のほうでも100均 を利用したいという考えは前から持っておりました。なのですが、100均の領収書、請求書、それから掛け売りができないというようなことから、今のところそちらのほうで製品を買うというのが難しくて、小売のほうから買っているような状況でございます。一応安いところを選びながら、なるべく予算削減に努めておりますので、その辺またご理解いただきたいと思います。

以上であります。

- 議長(藤田直一君) 小嶋議員、慣例となっています持ち時間が2時5分までとなっています。まとめてください。
- 9番(小嶋謙一君) 町長にお伺いします。先ほど質問で私の言い方がうまくなかった のですけれども。要は地域の観光消費、これが自主財源の増につながる、なぜそう いう形に結びつくのか町長も分からない、理解できないというところはあったので すが、例えば「竹あかりバンブーブー」を今回やりました。多くの人が来るのです。 地域の店屋、あそこに屋台を出せば、100円でも200円でもお金落としてくれると思うのです。そういった意味での観光消費と私は捉えています。だからそういう小金 でもいいから、どんどん人が来る、小金を落としてくれる、それが回れば、小野澤 議員ではないけれども、循環として自主財源のほうに入ってくるのではないかという意味で私は捉えて話しさせてもらいました。

それと、再度町長は観光事業について事業予定がないということで、また先ほど言われたのだけれども。事業小さくて何でも、ある程度皆さんと、私らを含んでいいです、どんどん声かけてもらっていいですので、今私が言った地域を見直す、町なかを見直す措置と捉えてもいいから、絞り出す、生み出すような形に対して何かしら、ただではできませんので、そういう金額的にだってただではできないので、そういったものを事業の中の計画として、まちづくり財政の中に取り入れてできないのかなと、そういう発想といいますか、何も大金を使う大きいのばかりが観光事業ではないと思うのです。いろいろ町民の皆さん、それから観光協会などにそういう話を聞いた中で、あれこれやってみるにしても、調査するなり歩いてみるなり人の時間がかかるわけですから、報酬等がいろいろ要るわけです。そういったものも事業費として計上してもいいのではないか、そのぐらい。何も事業がないから載せないのだということも言い切らないで、そういうところも1つ財政計画の中に入れてもらいたいし、また次年度の予算の中にもぜひ考えてまいりたいと思います。その辺最後、町長に確認ということでお伺いします。

町長(佐野恒雄君) 当然そうした計画をやらないということではもちろんありません

で、計画があれば当然予算的な形で検討していきます。またそういうふうに取り組まさせていただきます。

それと、先ほどの意味合いが違うんじゃないか、私が小嶋議員に対しての勘違いもあったかもしれません。当然もちろんそうしたいろんな観光消費が町のところに戻ってくる、それはもちろん当然あります。そういう意味ではもちろん小嶋議員のおっしゃった意味は十分理解できましたので、そういうふうな形で努力してまいります。

議長(藤田直一君) 小嶋議員の一般質問を終わります。

次に、2番、轡田議員の発言を許します。

(2番 轡田 禎君登壇)

2番(轡田 禎君) 20年先の田上を本気で考える議員、轡田です。よろしくお願いします。

私は、今回3つ質問させていただきます。1つ目、新型コロナウイルスワクチン接種記録保持期間の延長について。2つ目、田上町旧公民館の改修、再活用について。そして3つ目、田上町地域学習センターの活性化について。3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目、新型コロナウイルスワクチン接種記録保持期間の延長についてなのですが、2021年4月から始まった新型コロナウイルスワクチンの接種は、2023年12月現在、日本での総接種回数は4億回を超えました。ということで、ちょっとだけ最新状況をお知らせさせていただきますと、11月30日、ロイター通信で、アメリカのテキサス州でファイザーが提訴されています。コロナワクチン有効性の説明に誤りがあるということで、テキサス州が提訴しています。そして、こちら日本、三條新聞社、そして新潟日報社にも掲載されましたが、12月5日の報道で、三条市民1人の方が新型コロナウイルスワクチンの接種後死亡で、救済制度により1人認定がされたということです。三條新聞社によれば、ほか国の認定を受けた方が5件、死亡を除くということだと思いますが、そして審査待ちが2件、そして手続中が2件というふうに記事に掲載されております。

今回のワクチンは、メッセンジャーRNAという新技術が使われ、中長期の副反応は世界で誰も分かりません。接種後の健康被害者数を把握するには、予防接種健康被害救済制度と副反応疑い報告制度という2つの制度があります。前者は主に本人及び家族が申請するもの、後者は主に医師が報告するものです。

下の資料を御覧ください。左が予防接種健康被害救済制度における死亡認定数、

右が副反応疑い報告制度の死亡報告数です。左のほうからいきますと、予防接種健 康被害救済制度死亡認定数、これまでの全てのワクチン、期間1977年2月より2021年 12月まで、こちら151件、今回の新型コロナワクチン、期間2021年2月より、現時 点で337件、これ11月17日公表分となっていますが、残念ながら最新情報11月30日 分でいうと377件になっています。ただ、この資料では337件で統一していますので、 今は337件で話をします。その下ですが、新型コロナワクチンの死亡の申請が 1,026件、審査未了が654件なので、実質1,000件以上出ているのですが、認定され ているのは337件という状況です。そして、右側の新型コロナワクチン接種後の副 反応疑いによる死亡報告2,122人、これは主に医療機関が報告するものですが、フ ァイザー1,878人、ファイザー11歳以下4人、モデルナ236人、アストラゼネカ1人、 ノババックス3人ということで、こちらは2,122人ですが、因果関係を国が認めて いるのは現時点で2件です。アルファ判定です。認めていないもの、ベータ判定 11件、ほか2,109件、99.3%が情報不足等により評価できないというガンマ判定に なっています。これは、以上、厚労省が発表しているデータを分かりやすくまとめ たものです。今回のワクチンの死亡認定数337件は、過去45年間のその他全てのワ クチンの151件を倍以上と大きく上回っております。もちろん被害については件数 だけではなく、その割合が重要となります。前回も議会でも取り上げましたが、割 合が重要となります。

分母である総接種回数を比較しやすいようにそろえたグラフがありますので下を御覧ください。下に棒グラフがあるのですが、恐らく資料が皆さん白黒で行っていると思いますので、カラーで見るとこんな感じで、一番最初の2件が真っ赤になっています。赤い色が新型コロナワクチンの337件です。今までの新型コロナワクチン以外死亡認定数が30件、それに対して新型コロナワクチン死亡認定数は337件、単純に見て10倍以上です。接種数の目安として、新型コロナワクチン以外は4億3,000万回、新型コロナワクチンは約4億1,000万回ということでほぼ分母をそろえての比較になっております。この棒グラフは、横軸が年度で2012年度から2023年度、縦軸は死亡認定事例数となっています。なぜこの期間にしてあるかといえば、何度も言っているように分母である接種回数がどちらも約4億回となり、比較しやすいからです。このグラフを見れば、今回のワクチンの死亡認定事例数の多さは一目瞭然ではないでしょうか。分母、接種回数がほぼ同じて、被害認定数が多いということは、割合が高いということです。

1番、この棒グラフを見て、町長の率直な感想をお聞かせください。

2番、因果関係が評価不能ながら、2,000件を超える死亡事例が医師により報告されています。これも氷山の一角と言われています。東京都小平市、人口約19万です。千葉県我孫子市、こちら人口約13万、では今回の新型コロナウイルスワクチン接種の接種記録の保持期間を、通常法令で定められている5年間からそれぞれ30年、10年と延長を決定しました。理由は、将来健康被害が発生するような事態になった場合に備えての措置とのことです。万が一に備えて、町民のために、田上町でも同様に接種記録保持期間延長をしたほうがよいと考えます。なお、期間を延長しても紙及びデジタルデータの保存期間が延びるだけなので、大きな行政負担はないと思われます。以上を踏まえて、町長に見解をお尋ねいたします。

続いて、2番、田上町旧公民館の改修、再活用について。本田上にある旧公民館は、屋根など崩壊のおそれがあり、規制線が張られ使用不能となって久しいです。しかし、一向に解体へと進む気配がありません。解体見積りは、過去の答弁により3,000万円とお聞きしていますが、町の財政状況から見ても、イの一番にする事業でないことは確かです。高額をかけて解体したとしても、その後その土地がどうなるというビジョンもありません。しかし、崩壊の危険があり、放置もできません。そこで、いま一度、改修、補強、縮小等をして、この施設を再活用するプランを真剣に考えてはどうでしょうか。人口減が続く中、今後新しい箱物を造るには非常に大きな経済負担が伴います。何も将来のビジョンがないまま貴重な税金3,000万円を使ってごみを出すのではなく、そのお金で有効活用できる道、例えば町民の健康増進のためのトレーニングジム設立など、そういったことを探ることも重要ではないかと考えます。以上を踏まえて、町長に見解をお尋ねいたします。

最後になります。田上町地域学習センターの活性化について。令和3年3月に開館し、2年半が過ぎました。図書館を持たない田上町としては、地域学習センターが事実上の図書館となっています。図書館は、その町の文化継承の拠点です。私は、20年先の田上を本気で考えるに当たって、図書館は非常に重要だと考えています。先日、長野県小布施町の図書館まちとしょテラソを視察してきましたが、随所に市民への図書を推薦する工夫が見られ、とてもすばらしいものでした。同施設は、館長が専属で入っているため、非常に活発かつスピーディーに動いているように見受けられました。そこで質問させていただきます。

1番、地域学習センターは、図書館、研修室、調理室など多くの機能を持っています。これらをフル活用するために、地域学習センター専属の館長を設置してはどうでしょうか。小布施町では全国公募して採用されたと聞いております。特に調理

室は全く使われない月が多々あるなど、非常にもったいないことになっているのが 現状です。

2番、地域学習センターを町民に広く知ってもらうため、愛称を募集してはどうでしょうか。例としては、長野県のまちとしょテラソ、近場では三条のまちやまなどです。また、ショートショートコンクール、これは小説募集のようなものなのですが、例えば田上ですので、竹にまつわる話、物語ですとか、新作だんくろう伝説、これはこの間バンブーブーの点灯式のときに中学生の方がスライドで「だんくろうの伝説」を発表していたものを見ていまして、もちろん伝説もすばらしいのですが、新しい新作物語などを作るのも話題づくりにもなりますし、郷土を愛する心だったり、認知度を上げるのにはいいのではないかなと思いまして、提案させていただきます。

以上でございまして、こちら教育長に見解をお伺いいたします。よろしくお願い します。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、轡田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種記録保持期間についてであります。 1点目の議員がお示しの資料、棒グラフを見ての率直な感想につきましては、ワク チン接種により亡くなられた方がいらっしゃることについては大変残念であり、心 よりお悔やみを申し上げます。

一方で、厚生労働省の資料によれば、オミクロン株対応2価ワクチンの接種を受けた方は、非接種者と比較した場合、重症化予防効果は180日後においても50%以上を維持していました。また、従来型ワクチンの接種を3回以上受けた方は、ワクチン未接種者と比較した場合、入院に対する予防効果が12か月から14か月後においても50%以上でありました。このようにワクチン接種によって救われた命があることも事実であり、我々自治体は、未知のウイルスから住民の命を守るため、国から示されたデータなども確認しながら、これまでも接種を進めてきたところであります。

2点目の接種記録保持期間延長につきましては、現時点で延長は考えておりません。予防接種記録は、予防接種法施行規則及び各実施要領等により少なくとも5年間保存することとされておりますので、今後、国において延長の動き等があれば、それに合わせて対応してまいりたいと考えております。

次に、田上町旧公民館の改修、再活用についてであります。旧田上町公民館につ

きましては、過去の議会における一般質問におきましても建物が老朽化しているため、町民の安全性などの観点から、できるだけ早く解体したい旨の答弁をしており、 その方針に変わりはありませんが、先般の全員協議会においても回答しましたとおり、解体の段階で改めて費用対効果等も踏まえ検討してみたいと考えております。 私のほうからは以上です。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 轡田議員の田上町地域学習センターの活性化についての質問にお答えします。

1点目の地域学習センター専属の館長の設置につきましては、現在、地域学習セ ンターには図書整理員として、月20日勤務の職員が2名、月10日勤務の職員が2名、 管理員として月20日4時間勤務の職員が1名の計5名の会計年度任用職員のほか、 交流会館の館長が兼務として週1日勤務しております。教育委員会としては、常勤 の館長を配置したいという気持ちはありますが、交流会館、地域学習センターと新 しい施設が完成をし、それまでの田上町公民館、原ケ崎交流センターと比べ、維持 管理費が約4倍に増加していることから、できるだけランニングコストを抑えてい きたいと考えております。また、地域学習センターは、図書館が欲しいという町民 の要望を受けて建設されました。図書館の本分は蔵書数にあると考えております。 オープンから10年間で3万冊を目標に、毎年200万円の予算をいただき整備を進め ておりますが、現在の蔵書数は令和5年10月の蔵書点検時点で2万535冊でありま す。公民館図書室の蔵書数からは倍増しておりますが、他市町村の図書館と比較す るとまだ分館レベルの蔵書数となっており、まだまだ蔵書が必要な状況です。でき るだけランニングコストを抑えながら、まずは蔵書数を増やしていきたいと思って いることから、専属の館長については現在のところ考えておりません。なお、調理 実習室や研修ルームなどの活用については、周知を図りながら利用促進に努めたい と考えております。

2点目の地域学習センターを広く知ってもらうための愛称につきましては、地域学習センター、交流会館とも愛称はつけておりません。当町では、田上町コミュニティセンターに「愛・あい」、YOU・遊ランド管理棟に「Den・Den」と愛称がつけられておりますが、あまり定着が進まない状況です。既に完成した施設のため、看板表示などの問題もありますので、今のところ愛称については考えておりません。

私からは以上です。

2番(轡田 禎君) ご答弁ありがとうございました。

まず1点目、新型コロナウイルスワクチン接種記録保持期間の延長についてなのですが、町長が棒グラフを見て、亡くなられた方に対して大変残念であり、心よりお悔やみ申し上げますと答弁いただいたのですが、それはもちろんそうなのですけれども。私がお伺いしたかったこととは論点がずれておりまして、もしこれカラーではなかったから気づかなかったのかもしれないのですが、要は過去45年間分の被害とここ2年の被害がほぼ10倍以上という差が出ていることについてどう思われるかということをお聞きしたかったのであります。もちろんどちらも、今までのワクチンで亡くなられた方も大変残念なのですけれども、問題はそこではなくて、今までのワクチンと今回のワクチンの差が死亡です。10倍以上あることに対してグラフを見てどう思われているか、そこを再度お尋ねいたします。

続いて、接種記録の期間の延長については、国の動向等を見て合わせていきたい というふうにお答えいただいているのですけれども、国の動きは非常に遅いです。 今回、先ほどのデータを紹介しましたが、2,000件以上もうガンマ判定ということ で、99%以上が情報不足等により判断できないという非常に異常な事態となってい ます。それを国のデータ解析から、このワクチンではもうちょっと慎重にしたほう がいいという判断が来るとしたら相当時間がかかります。できるとしたら地方、実 際に接種を進めている地方自治体、もしくは医療機関等で死亡された方と接種記録 のデータを突き合わせる等の動きをしていかないと解析がもう間に合わないです。 この件に関して、先月、武見厚労大臣に対して記者会見で質問された方がいらっし ゃいまして、その中で国の動きを待つのではなく、地方で独自で分析することは非 常に助かる、大いに結構なのでやってほしいというふうに厚労大臣は答弁されてい ました。ですので、国の動きを待つのではなくて、地方で動くことも考えたほうが よいのではないか。そして、身近な例で言いますと、新発田市においては今回の新 型コロナワクチンの健康被害申請における見舞金を渡すことを発表しております。 2万円ですけれども、こちら県内初です。そういった他市町村の動向も同時に、国 の動きを待つだけではなく、他市町村の動向も同時に見ていくべきではないか、こ れが2点目の質問です。

3点目につきましては、先ほど三條新聞社の報道を紹介しましたが、田上町において現段階で、今回のワクチンによる被害申請が出ているのかどうか、もし分かれば教えてください。

続きまして、旧公民館の改修、再活用について再質問させていただきます。ご答

弁の中で、解体の方針に変わりはありませんが、ただ解体の段階で改めて費用対効 果等も踏まえて検討してみたいというふうに書かれていまして、私意味がつかみか ねまして、解体なのか、それともまた検討が入ってきているのか、どちらなのかを 教えていただきたいです。

私は、絶対に解体すべきでない、再活用すべきだということを申し上げているのではなくて、解体するにはそれなりのお金がかかりますし、かといってその後見通しのないものに対してイの一番でやる必要もないのも、これも当然だと思いますが、もし解体に3,000万円かかって、改修、縮小等でそれより低いコストで運営できる方法があるのであれば、もちろんそれならそっちで運用したほうがいいと思いますので、そういった手段を考える余地があるのかということをいま一度お聞きします。

最後に、地域学習センターの件ですが、まず1つ目、常勤の館長についてなのですが、いただいたご答弁ですと、常勤の館長を配置したいという気持ちはあるというふうに書いてあるのですけれども、これは制度上そういうことが可能なのかということをお尋ねします。

そして、調理室や研修ルームなどは周知を図りながら利用促進に努めていきたい ということなのですが、現時点でもし具体的にどういうふうな周知を今考えている のか、もしあれば教えてください。

そして、愛称についてなのですけれども、これは私の感覚とずれているなと思いまして、「愛・あい」にしても「Den・Den」にしても、私の場合だけかもしれませんが、結構使っています。なので、どれぐらい浸透しているかというのはもちろんデータとしては分かりませんが、定着していないとは言い切れないのではないかなと思うのと。もし定着していないのであれば、これは定着するようにすればいいのではないかなと思います。三条のたいぶんやまちやまは、いろんなコンクールのようなイベントをしたり、発表のイベントだったり、そしてそれを盛り上げてみんなで使っていこうというか、周知していこうという動きがある中でやっていますので、今まで「愛・あい」、「Den・Den」が定着していないのであれば、何か定着している他市町村の動向を研究してみる必要もあるのではないかなと思いますので、そこに対する見解をお尋ねします。

最後ですけれども、提案の2つ目に出したショートショートコンテスト、新しいだんくろうの物語ですとか、竹にまつわるエッセイですとか、ちょうどこの間行った小布施町でも花にまつわる小説コンテストというのをやっていまして、相当数が集まるという話もしておりました。ですので、そういった文章、コンテストで施設

の知名度を上げたりとか、もちろん知名度アップだけではなくて、田上の文化を継承していく上でも、こういった取り組みは意味があるのではないかなと思いますので、こちらに対するご見解をお願いいたします。

以上です。

町長(佐野恒雄君) ワクチンの関係であります。グラフ、これ私を見て、白黒でした ので何か意味が分からないようなところもありましたけれども。いずれにしても議 員が調べた中で、この死亡認定事例数、これは増えているのは間違いないのだろう と思いますけれども、ただ私そういうデータがあることは別としても、一方ではこ のワクチンによって大勢の、先ほど言いました、救われているのだということを強 調したかったわけであります。

それから、公民館の改修、再活用についてであります。以前にも申し上げたとおり、この解体の方針は変わってはおりません。ただしかしながら、3,000万円という解体費用を考えたときに、髙橋議員からもお話がありました。一部例えば残す形が取れないのかという、そういう提案もございました。そういう点も含めて検討したいということでお話をさせていただきました。

教育長(首藤和明君) 答弁漏れもあったようで、大変失礼をいたしました。

1つ目の常勤の館長がいなくても制度上問題はないでしょうかということでありましたが、制度上問題はありません。非常勤の館長でも制度上は問題がないということであります。

それから、利用促進をどのように図っていくのでしょうかということですが、学習センターだよりというのを出していて、これは全戸配布していないのですが、ホームページに公開はしています。学習センターだよりが出ましたなんていうのも発信というか、ホームページを見るとそこには載っているのですが、現在その程度なのですけれども、利用促進を図っていくための方法についてもうちょっと研究をさせていただければなというふうに思います。

それから、愛称についてですけれども、定着を図っていくとか、努力をすべきではないのでしょうかということであるかと思います。地域学習センターもできて3年、2年半ぐらいたっています。この間募集してこなかったということもあって、募集は今のところ考えていなかったわけですけれども、ほかの施設等も含めて全体で考えてみる必要があるかなというふうに思いますので、研究課題にさせていただければというふうに思います。

それから、ショートショートコンテスト、コンテストみたいなのを実施をしたら

盛り上がるのではないでしょうかということでありますが、今のところコンテスト等を開いていくというようなところまでは考えていなかったのですけれども、イベントの紹介、おはなし会とか、月ごとに物語おはなし会とか、何かプレゼントの期間とか、そういったのをやりながらやってきているので、その点を継承しながらやっていくのかなというようなところでございます。

以上です。

- 町長(佐野恒雄君) 先ほどの答弁の中で期間延長についての答弁漏れがありました。 これについては、担当課のほうから答弁させます。
- 保健福祉課長(棚橋康夫君) 先ほど被害申請件数ということでお話がありましたので、 そちらについてお答えさせていただきます。

まず、予防接種健康被害救済制度の申請については、田上町において1件今申請中のものがあります。それから、副反応疑い報告につきましては0件となっております。

(何件の声あり)

保健福祉課長(棚橋康夫君) なしです。0です。

以上であります。

(何事か声あり)

保健福祉課長(棚橋康夫君) すみません。あと、5年間の期間延長の関係で、国のほうの動きが遅いので、ほかの他市町村のほうも参考にしながらという件につきましては、町としましては根拠があった中で期間延長を決めるということになりますので、例えばそれを10年でするのか、30年にするのかといったときに、根拠がない中ではなかなか決められない部分もありますので、そちらは慎重に検討する必要がありますので、基本的には国のほうに倣うような形で、それを参考にしながら、また他市町村でそのような動きがあれば、その辺も参考にしながらということはあろうかと思いますが、今時点では国の言っている5年ということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

2番(轡田 禎君) ありがとうございました。

最後の質問になりますが、新型コロナワクチン関連に関しては、これもう最後質問ではなくて、今課長が言われたように国の動向、あと他市町村の動向なども常に注意して、大事な町民の生命、健康ですので、今後随時新しいデータをアップデートしながら対応していってもらいたいなと思っております。

2点目、旧公民館の改修問題、再活用についてなのですが、またよく分からなかったのですけれども、解体100%というふうに聞こえるのですが、それとも何かまだ残す余地もあるというようなふうに聞こえてしまうのですけれども、もう一度そこを教えてください。

質問は以上です。

- 町長(佐野恒雄君) 分かるようにお話をしたつもりなのでありますけれども、解体の方針には変わりはないのです。ないのだけれども、3,000万円という解体費用を考えたとき、例えば少し一部残した方法があるのか、そういうことを検討していきたいということであります。
- 議長(藤田直一君) 轡田議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、12番、椿議員の発言を許します。

(12番 椿 一春君登壇)

12番(椿 一春君) 議席番号12番、町民クラブ、椿一春です。一般質問をいたします。 今回も路線バスに代わる公共交通の整備についてということと。2点目は新規就 農者への積極的な情報発信について、この2点について質問いたします。

まず、1点目の路線バスに代わる公共交通の整備についてですが、前回の9月議会での一般質問で、「いつも空バスが走っているので、もったいない。何とかならないのか」という町民の声があり、路線バスをデマンドタクシーの運行に置き換えて、乗車効率のよい公共交通に変えていく必要性について質問しました。町長の答弁は、路線バスは廃止は考えていない。大事な公共交通だから、いつまでも続けていくとの考えでありました。現状のデマンドタクシー、ゴマンド号は、運行時間を路線バスに合わせて早めること等、難しい点があるとの答弁でありました。その後、10月の全員協議会の中で、新潟交通から路線バスの運行をやめたいという申入れがあったとの報告がありました。私が感じたことは、地方における公共交通は、住民の移動の権利を守るためにも存続しなければならないことです。しかし、公共交通の形態は地域の実情に合わせて進化していかなければならないだろう。現在の路線バスやJRの鉄道、新たに生まれたデマンド型乗合タクシーは、全て地方の公共交

通に位置づけられております。これから町でできる公共交通の在り方を真剣に考えていかなければならないのです。

タクシー業界では、全体的に乗務員、ドライバーが不足しております。これは、 令和2年からの新型コロナによる外出自粛等により、タクシーの利用のニーズが底 冷えしたためにドライバーもいなくなり人材不足の状況となっております。

それから、デマンド型乗合タクシーというのは、利用率が上がるほど町の経費の 負担が増えていきます。だからといって、予算がなくなるから運行を控えるという ことにもならないです。よって、効率よく1台の車でできるだけ多くの人を運ぶこ とが経費の増大を抑制できる方法であります。近郊の状況では、三条市は早くから デマンド型乗合タクシーを運行しておりました。市街地エリア、南エリア、北エリ ア、下田エリアの4エリアに分けて運行しております。しかし、令和5年10月に市 街地エリアを先行して8人乗りのワンボックスカーと6人乗りのミニバンを導入し て、予約システムにはAIを活用した新しい予約システムを導入しました。 今後は、 ほかのエリアにも随時変更していくとの報道です。これは、先を見据えて乗車効率 を上げることで、ドライバーの人材不足に対応することや、維持経費、経常経費の 上昇の抑制、利用者の利便性の向上にもつながることと感じました。田上町の場合、 考えてみてください。車はセダン型のタクシーで、人数は3名、これ助手席を含め てですが、三条市と比較しますとワンボックスカーでは8名ですので、6名利用し た場合、田上町の車両では6名が利用すると2倍の経費が発生します。ともすると、 運行会社が3社あるので、2名ずつ乗車すると3台の車が稼働することになると3 倍の経費が発生するのではないでしょうか。この効率の悪い運行方法では、見えに くい無駄と言われる経費が湯水のごとく使われていきます。町長は、車両を買うの も金がない、予約システムを導入するにも金がないとの答弁ですが、目先の経費と いうのは誰でもよく見えます。しかし、近い将来に利用が伸びたときに、日常的な 無駄な経費はなかなか見えないものです。運行会社は、1台走れば乗車人数に関係 なく収入になりますので、経費の無駄とは見えないです。よって、この辺は町職員 がしっかりと管理していかなければならないことです。私は、金がないのではなく、 知恵と努力と補助金を取る貪欲な気持ちがないのではないかと感じております。私 は、行政マンのプロではないですが、国の地方公共交通活性化、地域総合事業等を 補完する補助制度、地方公共交通に関する補助制度について、令和3年7月、国土 交通省、たくさんの補助金制度が紹介されておりました。

田上町のデマンド型乗合タクシーは、自宅から目的地、目的地から自宅までと本

当にすばらしい公共交通だと思います。これからますます需要が増えると、町の経費がどんどん増えていきます。今回、国が地方公共交通を改めるとき、今のタイミングで積極的に知恵を出し、予約システムの導入やワンボックス型車両の購入を始めてはいかがでしょうか。乗車効率を上げることは、乗務員不足の解消にもなりますし、 CO_2 の排出削減、運行経費の抑制にもつながります。予約システムの導入は、窓口の経費の削減ですとか、運行ルートの自動化、運行状況の実績管理の効率化、利用者側から見ると、24時間予約できることですとか、利用の状況が把握できる、それから大まかな到着時間が分かって、あらかじめ出発の時間のための準備ができるなど、とても利便性がよくなります。

そこで、町長に質問いたします。1点目は、新潟交通の路線バスの運行をやめた いということを受け、今後どのように対応していきますか。

2番目に、近隣の三条市で、新たな予約システムと車両を導入して、効率化を図っていますが、このことについて町長はどのように考えているでしょうか。

3点目が、新しい公共交通として、デマンド型乗合タクシーを時代に合わせて進 化させて、経費の削減を図るべきと思いますが、町長はどのように考えますか。

次に、2点目の質問になります。新規就農者への積極的な情報発信について。田上町の農業を守ることは、人類の生命維持に必要な食料を栽培し、確保するために重要なことです。町では、新たに就農を目的とした地域協力隊が1名就任したと聞いております。田上町で主力である米栽培では、生産に特化した経営では、米価の低価格とか、肥料資材の値上がりもあり、米単体での経営は非常に経営が難しいです。その対応としては、流通は消費者に直接販売して利益を上げるとか、もしくは1反当たりの収入額の多いネギ、里芋、果樹栽培などを取り入れて複合経営することで、収益が生まれる農業になると私は見ています。もう一つ魅力的なのがタケノコです。竹林整備を進めて、本当の意味で田上のタケノコをブランドをさらに前進させるような取り組みも、これからの積極的な目玉となるのではないでしょうか。タケノコの収入は、反収60万円を見込める生産物であり、田上のタケノコは県内でも注目を浴びている生産品目で、魅力的と思います。

下記の表は、1番から10番までが農水省の令和2年度の反収の実績なのですが、 ナス、キュウリ、ピーマン、トマト、これらはハウス栽培、次期外れの冬に夏野菜 を出すものですが、1反当たりの収入としても300万円から500万円ぐらいのものす ごい収入を得れるような野菜もあります。それから、白菜です。白菜というのが長 野県なのですが、夏場に出す白菜、これも1反当たり68万円の収入の上がる作物で す。あとはセロリ、ネギ、キャベツ、大根、ニンジンと、35万円から60万円ぐらいです。タケノコの場合も1キロ400円に販売されたとして、1反当たり1,500キロタケノコが採れますので、60万円の収入が上がります。一方、米はどうかいいますと、1反当たり560キロ、1俵1万2,000円だとすると、キロ当たり200円なので、1反当たり11万2,000円の収入であります。こういったことを新規就農者へ積極的な情報として、すごく参考になったのではと思います。それで、新規就農でとてもすばらしいホームページを見つけたのですが、「大阪で農業っておもしろいやん」というホームページでした。この冊子のところの一番後ろのところにホームページをつけてくれたのですけれども、農業者向けに出すものですとか、生産者の方、それから新しい就労を希望する方にも就農手順、こうやって、こうやって、こうやると新しく就労ができますよといった、そういった情報も詳しく載せられておりました。一方、このような情報で、新規就労者の発掘に頑張っている気合を感じたホームページでありました。

田上町のホームページはどのようであったかというと、認定新規農業者制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画書を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就労者に対して重点的に支援措置を講じているようなものです。制度の説明が淡々と書かれている内容で、新規就農をすると150万円の助成が受けられるという内容も書かれておりませんでした。

そこで質問です。当町のホームページでは、私は新規就農者を呼ぶ宣伝効果が薄く、情報が不足していると感じますが、町長はどのように見えますか、お聞かせください。

2つ目に、ホームページの内容をもっと内容盛り込みを充実させることがよいと 思いますが、町長の見解をお聞かせください。

以上、2点であります。1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、路線バスに代わる公共交通の整備についてであります。1点目の新潟 交通路線バスの運行廃止による対応、これにつきましては、9月議会でも答弁しま したとおり、新潟交通路線バスはJRと並ぶ定時運行の公共交通機関として重要で あり、今後も維持していくべきだと考えております。現在も新潟交通観光バス株式 会社とは、路線の維持を図ることを前提に協議を継続いたしております。しかしな がら、協議を進めていく中で、運行廃止による路線の維持が困難となる事態も想定 されることから、並行してそれらに対する対策等もしっかりと取り組んでまいります。

2点目の新たな予約システム導入による効率化につきましては、これまでも椿議員をはじめ各議員より様々な提案をいただいております。本格運行を控え、今回ゴマンド号の利用者及び今後利用が想定される方々を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その中には、現行の予約システムに関して、ご意見を伺う設問も用意させていただきました。結果を見ますと、大半の方が現在の利用方法でよいとの回答をされておりますし、運行事業所からも現在のタクシー予約システムを活用した運用を希望をしております。一方、経費面においても、現在1予約者に対し100円を事務費として支払いをしており、決して高額な負担とはならないよう、各事業者からもご協力をいただいているところです。また、車両に関しても各事業所の手持ちの車両を活用しており、新たな投資は全くない状況で運用していただいております。これらのことから判断しても、現時点で経費に関しては十分効率化した状態で運行を行っております。

3点目の新しい公共交通として、デマンド型乗合タクシーを時代に合わせて進化させてはどうかにつきましては、I T技術が進化することに伴い、今後ますます自動運転の流れが加速化していくだろうと言われております。現在、国においては、将来の公共交通の在り方について模索しているところであり、こうした流れを受け、公共交通や乗合タクシーにおいても自動運転の実証実験が行われております。弥彦村においても、自動運転車両の導入を行うといった情報も聞いております。町としましても、この流れに乗り遅れることがないよう、公共交通会議の委員でもある国の運輸支局や県の交通政策局及び関係市町村とも情報を密にしながら、町に合った公共交通の形態を検討していきたいと考えておりますし、併せて経費面においてもしっかりと検討してまいります。

次に、新規就農者への積極的な情報発信についてであります。 2 点質問をいただいておりますが、町のホームページにおける要望的な内容であると理解をいたしております。確かに今のホームページの内容は、制度内容の概要について掲載し、詳細については農林水産省のホームページへリンクを張ることで確認をしてもらうような、制度内容の案内を主体としたつくりになっております。決して他の自治体と比較をしても情報が不足しているとは感じてはおりませんが、議員ご指摘のように、興味を持ってもらう、魅力を持ってもらえる内容かと言われれば、確かにそこの部分は不足していると感じております。今後、農業の魅力がより新規就農希望者に伝

わるような内容にするためには何を掲載したらよいのかといった点について、今回、 議員から紹介いただいた部分や他市町村の事例等も参考にしながら、少し研究をさ せていただきたいと考えております。

以上であります。

12番(椿 一春君) 2度目の質問いたします。

新潟交通の路線バス、運行を続けてくれというふうには交渉中ということなのですが、段階的に、前回減便しました。数年前に減便して、今回やめたいということで、新潟交通も段階的にもう廃止の方向へ向けて準備を進めているのだというふうに私は思っております。それで、確かにバスも公共交通でありますし、ゴマンド号も公共交通です。それはこの地域性に合った公共交通をどのように選択するかということだと思うのです。道が縦横に整備されているようなところだったり、今ポスト自動型の運転も対応できるのかと思いますけれども、今一番ゴマンド号で魅力的なのは自宅まで、全ての自宅がバス停となっていて、自宅まで行けるというものが一番の魅力的なものだというふうに私は思っておりますので、新たな公共交通としてデマンド型の乗合タクシーをもっと磨き上げて便利なものにしていったらどうかなというふうに私はそういうことをずっと思っております。その中で、今回段階的にやめているので、町長の考えとしては路線バスという形で主要道路を真っすぐ行くところを自動交通のものと置き換えていくのか、それとも全体の本数はデマンドタクシーのようなものでカバーしていくというふうなものを考えているのか、どちらの方向を考えているのかというのを1つ間かせてください。

それから、2点目の近隣の三条市なのですが、これは予約システムだけについて答弁いただいたのですけれども、私はこの予約システムと車の乗車台数です。三条市、他の自治体を見ると、予約システムと車の補助金がもらえるのです。補助金をうまく使って購入しております。今のタクシー会社にも、そういった車を買って、無償で提供してやれば負担にもならないし、たくさんの人を一遍に運べるということは、三条市も同じようなセダン型の車両だったのですけれども、今回8人乗りと6人乗りの車両を導入しております。これからどんどん利用者も増えていくだろう。そうすると、効率よく1台で運行するためには8人、6人という多くの人数で運行していくほうが効率もいいし、利用者もたくさん運べるようになります。それで、三条市は先を見て、だんだん替えていくのだろうなというふうに私は感じました。あと、タクシー会社から見れば、今の契約ですと1台ぐるっと走らせれば、その走っただけの距離分もらえます。2台運行して、6人運ぶも同じ料金だと思うのです。

ですから、今のままでやっておいたほうがどちらかというと実働回数は増えたりす るのではないでしょうか。あと運行のシステムにしても、今1人、2人という乗り 方ですから、今のままのものでも十分対応できると思うのですけれども、効率よく 運行するために、6人乗り、8人乗りといったら何らかのシステムによって管理し ないと、本当に乗車の管理ができないと思います。なぜ私が6人乗り等にこだわっ ているのかというと、今回のところにも経常経費が、かかるものが大変だと言って います。デマンドタクシーというのは、利用者が増えれば増えるほど、町の経費負 担というのは増えてくるのです。ですから、1台で2人を運行するよりも、1台で 6人、8人運行したほうが経費の抑制につながります。これからどんどん、どんど ん利用者が増えてくれば、どんどん、どんどん町の経費の負担は増えます。ですか ら、今のうちに乗車8人ですとか6人で運行できるものを検討していったほうがよ ろしいのではないかというふうに私は考えて提案しております。そうすると、固定 化する経常経費の増加も削減できるようになると思うのです。2点目の質問として、 車両を含めたシステムで、将来的に利用者が増えても経常経費を抑えられるような ことを私は考えていくべきだと思うのですが、その点町長はどのように考えていま すでしょうか。

それから、次に3つ目の将来を見据えたものなのですけれども。これから自動運転というものもあるのですけれども、本当に主要道路を走るようなものは自動運転も対応できるかと思います。ただ、自動運転にしても、今の路線バスと同じようにバス停まで行くのが大変なので、利用の実績というのはさほど今のバスとは変わらないと思います。この田上の町、行けるようなものは自動型よりも私はデマンド型のタクシーをもっと磨き上げて便利なものにしたほうが町民にとってもとてもいい公共交通に私はなると思うのですけれども。それこそ自動運転がもう10年先なのか、20年先なのか、とても遠い未来に私は感じているのです。その前に新潟交通の路線バスがいつまで運行してもらえるのか、それを比べると、自動運転を検討する前に三条市のような予約システムを取り入れたものに置き換えるとか、そういったものを第1ステップとして、将来的なものを、それが第1ステップであって、また次の第2ステップ、第3ステップで自動運転というものを考えればいいことであるのですけれども。まず第1ステップとしては予約システムですとか、そういったものについて、自動運転の前にもっと利便性のいいところを私は考えていいと思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

それから、農業の新規就農のほうの情報発信について質問をいたします。確かに

ホームページはいろんな情報があるのですけれども。町長もいろんな農業者のいる 挨拶の中でも、後継者はとてももう心配だということをよく挨拶の中でお聞きして おります。喫緊のものすごい、これからいろんな情報発信していく私は重要なもの だと思うのですけれども、どうしても引っかかるところがあるのです。検討してく れるというのはいいのですけれども、少し研究するという、その少し研究というの はどういう意味で少しなのかお聞かせください。

それから、情報発信なのですけれども、今の椿寿荘ですけれども、あそこもSNSを使って、新型コロナ前はとても集客が伸びるような情報発信しております。道の駅もいろいろ随時有用な情報発信をして、とてもにぎやかなものであります。情報というのは、とても人に響くような情報によって活性化するとか、そういうのが決まってくると思うので、もっとこれから農業者の後継者、それを増やしていくという気持ちがあれば、また新たな地域就労者として都市部から移住をするような方を取り入れるとすれば、もっと有用な情報を発信していくべきだと私は考えるのですけれども、少し研究してみるというところをもっと前向きに、早急に研究してくれるというふうな発言がないのかなというふうに思うのですが、以上で質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。新潟交通から路線バスの運行廃止がありまして、私は公共交通としての責任があるというふうに私は思って、この廃止についてはとにかく継続してやってほしいという気持ちでいっぱいであります。今椿議員おっしゃられるように、もしそれが廃止というふうな形になったときのことを思いますと、当然そういうことも考えられないわけではありませんので、当然そうした事態を想定した中で、それに代わる対策もしっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っています。今の新潟交通の路線と町全体のどちらの方向でというふうなお話がありました。ゴマンド号以外の形で考えれば、あくまでも今の新潟交通の今走っている路線に代わるものとしての捉え方をしておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

それから、ゴマンド号、実証運行が終わります。来年から本格運行に入ります。 先般も交通会議がございました。いろいろとご意見を伺う中で、田上のゴマンド号 については、非常にいい状況で運行されているという意見を多くいただいておりま す。当然これからもどんどん、例えば予約システムについては状況がどんどん、ど んどんこれから変わっていきますし、当然予約システムも、決して私は今の状況が それでもう完璧だというふうな捉え方はしておりません。ただ、現在の状況におい ては、今の予約システムというのは、利用者の方からも、それから事業者の方からも非常にいい状況だというふうにお聞きをしております。そういう意味においては、今の予約システムは、このまま本格運行に入っても継続をさせていただきたいなと思っております。ただこれからいろんな形で変化していくことも考えられますので、そうしたときはその都度、その時々の状況に応じた予約システムというのは当然あろうかと思いますので、それは検討していかなくてはならない、そういうふうに思っております。

それから、新規就農者への積極的な情報発信についてであります。道の駅の大型ディスプレーにおいて、そうした農業の関係とか発信をしておりますし、ホームページもやっております。ホームページ、椿議員おっしゃられるようにほかのところ、大阪のホームページと比べて何か物足りなさを感じると、こういう話でございます。確かにホームページは、いろんな情報を載せることも大事なのですが、そのホームページをのぞいたときにどう興味を持ってもらうかということは本当に議員おっしゃられるように大変大事なことなのだろうと思います。そういうことからいえば、ホームページの工夫というのですか、新規就農者を考えるというか、そこをのぞかれた人にもっと興味を持ってもらえるような、そういう工夫というのは当然必要かなと思っておりますので、その辺はそうした取り組みをしっかりやらなければならないというふうに考えております。少し研究をさせていただきたい……

(何事か声あり)

町長(佐野恒雄君) 大いに研究をさせていただきたいと思います。本当になかなか農業も、いつも私申し上げて、本当に高齢化が続く中で、新規就農者、本当に農業に魅力を感じて、地域の農業に就農していただきたいという思いは本当に強くあります。今回地域おこし協力隊に農業に特化とは語弊あるかもしれませんが、主に重点を置いた形で地域おこし協力隊を今お願いをしておりますし、また新たに1人募集するに当たっても、この農業に重点を置いた形で取り組んでもらえる協力隊員ということを募集もしております。そういうことで、少しでも新規就農者への情報発信がうまく伝わるような工夫も大いに研究をさせていただきたいと思っております。

12番(椿 一春君) 大いに研究していただけると、本当ありがたいです。

今回2度目の町長の答弁ですと、公共交通については新潟交通の路線バスは、それに変わるものを準備したいというようなことで私受け取ったのですが、そこを将来的には自動運転に行くのかなというふうに、自動運転、一歩行くのかなというふうに町長は考えているようなのですが、それでも自動運転になっても利用者という

のは今となかなか変わらないと思います。それよりは利便性のいいゴマンド号を磨き上げていったほうが本当に町にとってもいいものになるのではないかと思います。ゴマンド号の実証運行する前に、町長は当初4エリアに分けて、周回バスを出すかというところになって、なかなか受入れせず、今のデマンド号で試験運行をなさったのですが、それで町民の声はぐるぐる回ってもなかなかそこまで行くのが大変なのでという声が多かったです。新たな新潟交通の置き換わるもので、現状の路線を走らせるというのを自動運行にしても、利用率というのはそんなに私は伸びないというふうに思います。

それから、予約システムは、今は完璧でないから、今後見直していくというふうな答弁いただきましたが、今ですと国のほうも補助金も準備しておりますし、ある程度できてからこの補助金は使えるかどうかは分からない。先を見据えて、補助金を有効に活用して、車両を入れたり、予約システムをつくったりするというのが、それをやったのが三条市ではないでしょうか。将来的にはそのように町長お考えであれば、今からその辺の補助金ですとかを研究して取り入れていくというふうなほうが私は正しい選択だと思います。

それから、農業者が一番物足りないというのは、見栄えがするというものでもないのですけれども。新しく農業に取り組むと、人との関わりですとか、支援があるというのが明確にホームページにうたわれているのです。それから、新規就農するにはこんな手続をして、どこに相談して、具体的にホームページの中で案内されているので、そういうところを見ると、ひょっとすると自分でもできるかなというふうなものを感じられます。ただ、そういった物足りなさがあるのですけれども、私が一番感じる物足りなさは、新規就農についたときにどういう支援をしてもらえるのかと。その点は本当に一番不安に思っているところだと思いますし、新規就農するためにはどういう手順でやればつけるのかなという、そこでは農協の支援ですとか町の支援、土地を購入するための土地改良区、いろんな方があって新規就農ができると思うのですけれども、そういった総合的な案内ができるようなホームページをぜひ大いに研究してくださることを期待しておりますので、町長答弁お願いします。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。今椿議員の新潟交通の路線バスの代わりというふうなことで、自動運転というところ、何か話が飛躍したような受け取り方をされているのかなと。決してそれに代わるものとして、今自動運転を私自身考えているということではありませんので、そこはひとつ誤解なさらないようにお願

いをしたいと思います。あくまでも今の新潟交通の路線に代わるものとして、事業所なり、そういうところで置き換えていけるかなということで、今取り組んでおりますので、決して、確かに弥彦は自動運転にこれから取り組むようですけれども、まだほかにもそこまで自動運転というところまではまだ、いずれはもちろんそういう時代が来るでしょう。そういう時代がもちろん来るとは思いますけれども、今この時点で路線バスの関係で、今自動運転ということはまだ考えておりませんので、そこは誤解なさらないようにひとつお願いをしたいと思います。

それから、農業者の関係、もう本当に椿議員おっしゃられるとおりであります。 本当に新規就農を考えている人がどうやったら田上で農業に就けるのかなという、 そういう丁寧な案内というか、仕組みというか、そういうものが分かるような形と いうのは確かに大事なことかな、こう思っておりますので、大いに研究してまいり ます。

議長(藤田直一君) 椿議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時29分 散 会

別紙

	令和 5 年			Ę	第7回	田上町議会	(定例会)	議事日程		
	議事日程第 2					令和 5	年12月8日	(金)	午前9時開議	
日程	議	案	番	号		件			名	議決結果
					開議					
第1					一般	質問				

第 3 号

(12月11日)

令和 5 年田上町議会 第 7 回定例会会議録 (第3号)

1 招集場所 田上町議会議場

3 出席議員

亜紀子 君 1番 吉 原 8番 渡 邊 勝 衞 君 2番 轡 禎 君 9番 /[\ 嶋 謙 君 \blacksquare 3番 渡 邉 菜穂美 君 10番 中 野 和 美 君 4番 青 野 秀 幸 君 11番 今 井 幸 代 君 5番 12番 春 森 Ш 晴 理 君 椿 君 6番 小野澤 健 _ 君 13番 池井 豊 君 橋 秀 藤 7番 田 直一 君 14番 髙 昌 君

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長 佐 野 恒 雄 地域整備課長 宮 嶋 敏 明 産業振興課長農業委員会事務局長 副 町 長 鈴 木 和 弘 近 藤 拓 哉 町 民 課 長 会計管理者 教 育 長 藤 秀 之 首 和 明 間 本 総務課長 中 明 保健福祉課長 夫 \mathbb{H} 或 棚 橋 康 政策推進室長 中 野 貴 時 雅之 行 田

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明

書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前9時00分 開議

議長(藤田直一君) おはようございます。

現在の出席議員は14名であります。よって、定足数に達していますので、本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長(藤田直一君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、5番、森山議員の発言を許します。

(5番 森山晴理君登壇)

5番(森山晴理君) 皆さん、おはようございます。5番、町民クラブ、森山晴理、一 般質問をさせていただきます。

1番目に、町民の無料法律相談支援についてであります。現在、田上町では、経済的に余裕のない町民が法的トラブルに遭ったときに、日本司法支援センター、法テラスの無料法律相談を案内していますが、県央地域(三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村)で行政が無料法律相談を提供していないのは田上町だけです。毎年開催される三条地域振興局健康福祉環境部(三条保健所)主催の県央地域くらしとこころの総合相談会では、田上町の方の法律相談が多いと聞いております。少なからずニーズがある無料法律相談を田上町でも町民に提供することが必要なのではないでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

2番目に、田上町における空き家対策の現状と課題についてであります。本年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年12月より施行が予定されています。この空家特措法については、9月定例会で小嶋謙一議員も取り上げられ、町における空き家の現状と今後の調査、区長にもご協力いただくことなど、町民の皆さんにも示されているところです。また、私の元にも町民の方から空き家対策についてのご意見、ご要望を伺っているところです。

平成26年に施行された空家特措法が大きく改正されたのは、全国的な空き家問題

が引き続き深刻であるということを示しています。今回の改正法では、新しく空家 等活用促進区域、空家等管理活用支援法人、管理不全空家と緊急代執行制度の4つ の制度などが導入されています。

特定空家になる前の段階で市区町村長が指導、勧告できる管理不全空家と特定空家の除却手続を一定簡素化する緊急代執行制度は、空き家が問題になってしまってからの事後の制度です。一方、空家等活用促進区域、空家等管理活用支援法人は、空き家を減らし、予防していく施策です。私が取り上げますのも、この空き家を予防する、また一歩進んで空き家を定住対策にも結びつけていくための町の施策について、現状と課題を伺います。

まず、前提として、町には、令和4年4月に策定された空家等対策計画及び空き家情報バンクが空き家対策の基本となっております。ただ、改正空家特措法が施行されますと、対策計画第3章の3、そこには計画の期間が令和4年度から令和8年度までの5年間という法の改正や社会情勢等の変化に対応し、必要に応じ適宜見直しを行うとありますように、計画の見直しは避けられません。この計画の見直しについて、町長の見解をお聞かせください。

次に、空き家情報バンクについてお尋ねいたします。空き家の利活用策として、 多くの自治体で空き家情報バンクが設置されています。町でもバンクの運用が行われていますが、この運営の成果と利用者の意見や要望について町が把握している内容についてお答えください。

町の空き家対策としては、マイホーム取得支援補助金、暮らし応援リフォーム補助金は、空き家対策や地元の建設業者に発注する仕組みでもあり、今後の継続をお願いするものです。

空き家問題において、予防という意味で町民が気軽に相談できる環境づくりも求められます。広い意味の法律相談や生活相談は、町や社会福祉協議会も対応されています。ただ、空き家問題は、相続法の問題や相続税制、登記の問題もあり、法の問題が分かりにくいということもございます。町として、複雑な相談を他の機関、各種士業団体、宅建協会などにつないでいくための調整、さらに新しい制度である空家等管理活用支援法人を指定して、その協力体制をつくることで空き家問題予防に取り組む方向性について、町長の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、森山議員の質問にお答えいたします。

はじめに、町民の無料法律相談支援についてであります。町では、毎年春と秋に くらしの無料相談会を開催し、土地家屋調査士及び行政相談委員、人権擁護委員に よる相談を実施をしておりますが、これまで法律の専門家による相談は、町内等で お願いできる方もいないことから、実施をいたしておりませんでした。

しかしながら、近年は社会経済状況が大きく変動し、社会生活上の悩みやトラブルを抱えている方が増加している中で、専門家による支援の必要性は感じておりますので、まずは人材の確保をどのように進めていけばよいのかという点につきまして、関係機関等に協議を行いながら、一方で、近隣市町村にも実施に向けての課題等につきまして確認をしていきたいと考えております。

次に、田上町における空き家対策の現状と課題についてであります。議員もご承知のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、令和5年12月13日に施行されることが決定しております。

まず、1点目の田上町の空家等対策計画の見直しにつきましては、確かに現行の空家等対策計画には、第3章の3で「法の改正や社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて適宜見直しを行う」と記載をされております。今回の改正法により町の空家等対策計画の見直しが必要かどうかは、まだ国から法施行に関するガイドライン等が示されておりませんので、示された時点でその内容を確認し、必要であれば適宜見直しを実施していきたいと考えております。

2点目の空き家情報バンクにつきましては、平成24年度から実施をしており、登録された物件は、町のホームページ以外にも、アットホームやライフルホームズなどの全国版空き家バンクのサイトからも検索することができます。現在の登録物件数は、空き家5件、空き地36件、合計41件となっており、これまでの売買成約件数は、空き家8件、空き地3件、合計11件であります。

なお、利用者からの意見や要望について町が把握しているものは特段ございませんが、引き続き町では、空き家バンクの登録物件を増やすため、固定資産税の納税 通知書に空き家バンクの登録依頼文を同封するなどの取り組みを行いながら、登録 物件数や成約件数の増加に取り組んでまいります。

また、マイホーム取得支援補助金、暮らし応援リフォーム補助金につきましては、 取りあえず3か年事業として始めた事業でありますので、令和6年度において、今 後の継続等につきまして検討を行うこととしております。

3点目の空き家問題の予防に取り組む方向性についてであります。現在、町でも空き家の相談窓口として町民課が担っておりますが、所有者から専門的な相談があ

れば、関係する機関、団体等を紹介することも可能であります。また、新しい制度 である空家等管理活用支援法人については、今後示されるガイドライン等を確認し た中で、受けていただける法人、申請していただける法人がいるか分かりませんが、 今後研究していきたいと思っております。

以上であります。

5番(森山晴理君) ありがとうございます。

1回目の無料法律相談支援について、毎年3月に社会福祉協議会が無料弁護士相談を行っていて、田上町の開催ではないような感じなのかなという、共催の感じなのかなということで、これ秋には県央地域くらしとこころの総合相談会が三条のほうで総合的に相談会が行われておりますが、田上町主催で、11月、3月ですので、その間を取ってちょうど4か月ごとに、7月ぐらいに田上町で開催されると、町民として、使う側としては相談しやすい環境ができるのではないかなと思っておりますので、4か月に1回、年に3回の開催はいかがでしょうか。これをまたお聞きしたいと思います。

2番目に、空き家に対する問題を様々な議員が取り上げておりますのですが、空 き家になるにはどんなときか調べてみましたのですけれども。1番目に両親の老人 ホームの入所。2番目に介護などのために両親と同居し、両親の家が空き家になる。 3番目に両親が他界による相続。4番目に転勤による引っ越し。5番目に家族構成 の変化による住み替えなど。誰にでも空き家の所有者になる可能性があるというこ となのです。それで、空き家の適切な管理は所有者の責務でありますというふうに 書かれておりますが、維持管理や補修に費用がかかったり、また売却、賃貸等を活 用する方法もあります。田上町では一般社団法人みどり福祉会が空き家問題電話無 料相談会を行っています。「きずな」にも書いております。まず、町民の方に、空 き家問題が所有者の責務、また予防と備え、空き家の登記、空き家の管理方法、空 き家の活用方法、田上町の補助制度、相談窓口を教えてあげないと、いざ所有者に なったら、どうしたらよいか分からないのではないかということで、どうしたらよ いかを伝えるためにパンフレットを作ったり、イラスト、写真が入って分かりやす く伝える必要があるのではないでしょうか。今ある家、また相続した家をどうしよ うかというときは、手放して売却する、持ち続ける、それで賃貸にお貸しするとか、 その他、登記の問題、解体の問題と、いろいろあるものですから、空き家ガイドパ ンフレットを作って町民に配布するのはいかがでしょうか。隣の加茂市では、加茂 市空き家対策ガイドブックが株式会社サイネックスと共同で作られて、中にスポン

サー広告が入ったりして、お金がスポンサー広告料で作られているのではないかな という感じがするのですが、そうすると町民の方に配布できると空き家の対策が分 かりやすくできるのではないかと思うので、これに対する町長の見解をお聞かせく ださい。

次に、みどり福祉会のホームページに東京大学特任助教授の中島弘貴先生の論文が載っておりますのですが、田上町とみどり福祉会と生活サポートセンターけあーず様と連携して、2019年より田上町と共同で所有者不明土地対策に取り組む活動をしているということで、法的管理を行う行政書士、みどり福祉会と、物理的管理を担う社会的企業けあーずが連携して包括的に所有者不明土地対策に取り組むと記載されておりました。町の「きずな」に相談窓口として善養寺貴洋様が総務省行政相談委員として動かれておりますが、空き家問題は、所有者不明問題であったり、奥が深くて難しい問題なのだということをお聞きしました。

今、田上町では、空家等対策では、窓口が総務課、それで苦情になると町民課、それで技術となると地域整備課のところに行って、それで空き店舗になると産業振興課に行って、また施設入居予定者など適正管理には保健福祉課と、連携して取り組まれてはいるのですが、相談される方としては、そっちの担当課に相談してくださいと、またこっちの担当課に相談してくださいと、こっちの担当課に相談してくださいと、こっちの担当課に相談してくださいということで各担当課に回されたりとして、やっぱりそれを総括している部署があるとうまく回るのではないでしょうか。法的管理者との連携、物理的管理者との連携がうまくいくようになる、課ではなくて空き家等対策を総括する空き家等対策部署をつくってみてはいかがでしょうか。

令和5年4月27日からスタートしている相続土地国庫帰属制度ですが、土地を国にお金を払ってでも貸したいという方がおられるのですが、その手続に半年から1年かかるということで、空き家等対策を町で取り組むにはものすごく大変な労力が必要であるということが調べましたら分かりましたので、改正法の施行日は12月13日ということで、もうあさって。田上町もしっかり対応していることとは思いますが、これからは官民一体となって進めなくてはならないと思います。そのために空家等管理活用支援法人を指定して、今から手を打ち、相談しやすい環境をつくってはいかがでしょうか。私は、今までの実績から、みどり福祉会を空家等管理活用支援法人にしてはどうかと思っています。町長の見解をお聞かせください。

2回目の質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。

まずは町民の無料法律相談支援についてです。町として今そういった無料法律相 談支援をやっていないわけですけれども、そうした人材の確保ができないという答 弁、先ほど申し上げました。以前、社会福祉協議会がやっている、今議員おっしゃ られたのですけれども、今やっているのでしょうか。何か以前はやっていたという ふうにお聞きはしているのです。それで、町以外のところでそうやって無料法律相 談支援をやられると町内の人たちが結構相談に訪れて、田上もこんなに大勢来てい らっしゃるのだから、田上のほうでも、町でもぜひひとつ無料法律相談をやってほ しいのだと、そういう話があって、町としてではなくて社会福祉協議会のほうでそ れに対応した形でやられた経緯があるのだというふうに報告を受けているのですけ れども、ところが町でやると町の人が今度来られない。皆無ではないのでしょうけ れども、町外でやられているような方が行く。結局、あまりプライベートなそうい う問題について知られたくないというのかな、そういうこともあって、社会福祉協 議会でやったのだけれども、なかなか相談に来ない、そんなことで今はやっていな いのではないかなというふうに聞いているのですが、間違っていたらすみません。 そんなことで、そのやり方もあるのだろうと思います。例えば会場の問題、あまり 目立たないようにするというか、外部の人からあまり聞かれないような、そうした 細かい配慮というのかな、そういうことも必要なのかもしれません。いずれにしま しても、そうした時代、最近のいろんな経済的な問題、そうした法律問題を抱えた、 悩んでおられる方も非常に多くなってきておりますし、以前、今年はおいでになら れなかったのですけれども、弁護士会が毎年ご挨拶に、表敬訪問ではないのですけ れども、毎年おいでになる。今年はおいでにならなかったかなと思っているのです けれども、そんなときにも無料相談の話題も、お話も、来られるときには必ずさせ てもらっていた経緯があります。来年はどうか分かりませんけれども、そうしたこ とも話題の中でまた提供させていただければなと思っております。

それから、空き家問題、本当に先週も小嶋議員からもお話があって、非常に全国的にも大きな課題になっているのはご承知のとおりであります。議員からそうした問題を抱えている人が情報を、どこへどういうふうにしていったらうまく相談に乗ってもらえるのかというその情報を分かりやすく伝える、「きずな」であるとか、パンフレットであるとかというふうな議員のお話もございます。「きずな」でもたまに載せてはいるかと思いますけれども、もう少し情報が分かりやすく伝えられる方法というのも確かに重要なことではないかなと、こう思っております。

それと、相談においでいただいても、なかなか、あっちの課、そこへ行けばまた

次の課というふうな、そうしたことも当然今の状況の中ではあるのだろうと思います。いわゆるワンストップというのですか、1か所でそうしたもろもろの相談が総括できるような、そういうものの仕組みというのも本当に必要なのだろうなというのは感じております。

それから、みどり福祉会、今議員おっしゃられました善養寺さんのところですよね、非常にこの空き家問題、空き地問題、真剣に取り組んでいただいております。 そうしたことで、町と、それこそ議員おっしゃられる官民一体となってそうした問題に取り組んでいくということは、これから本当に必要になってくるのかなと思いますし、それこそみどり福祉会と連携を取りながら、この空き家問題についてしっかり取り組んでいきたいなと思っております。

5番(森山晴理君) ありがとうございます。無料法律相談としては社会福祉協議会が毎年3月にやっているということで、毎年やっているのですが、秋になると三条のほうに行くということで、社会福祉協議会も町民の方は、近くで相談するとなるとなかなか行きづらいという、それも分かっているのですけれども、田上町自体の主体としてできるとまた一つ、近くで相談もできるのだなという、取っかかりがいいような環境ができるといいかなということでご意見を出させていただきました。

あと、空き家等対策で担当部署の人材がもし必要でありましたら、地域活性化企業人材派遣制度を使うのでもよいのではないかなと思っておりますので、そこら辺、課ではなくて本当に部署として1つ置くだけで相談しやすいなと。また、法的関係のほうのみどり福祉会とも、土地の不明者の書類の関係がなかなか大変で、あっち行ったり、こっち行ったり、それを一括で総括できると動きやすいというのがありますし、またそこで田上町の建設業界とか、そちらとのまたリフォームとか、いろいろな対応が1つずつうまく連携できる担当の部署があると、うまく回って、田上町が全体で空き家に対策して、リフォームもできて、定住にもつなげるのだというようなことができるといいかなと思っております。

あと、みどり福祉会は売り地とか土地を自分のところでご購入して、その土地をまた活かしたりとか、建物の管理も五、六件を今ちゃんと管理しているということで、土地を空き地であれば農地に今度転用して、町民の方に農業の体験ができる貸出しを行ったりして、田上町で土地を購入して、土地を耕して貸出して、そういう自主財源の確保ができるような活用ができるのではないかと。また、竹林であると放置竹林とかも所有者問題が一番難しいので、そこをみどり福祉会と上手に連携を取ってそれを解決して、今度竹林を整備すると、竹あかりにまた竹が使えたり、今

度整備するとタケノコの生産もできたりと、こちらの自主財源ができて、よろしいのではないかと思います。田上町が一体となって取り組む、活かして使うことができれば笑顔あふれる町になるのではないかなと思います。3回目の質問をします。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございます。みどり福祉会、もちろん今でも町と連携は取らさせてもらってはいるのですけれども、みどり福祉会自体は、空き地の国のほうのモデル事業、名前は忘れましたけれども、そんな指定も受けたりなんかして、非常に空き地、空き家問題に対しては一生懸命取り組んでいらっしゃるのです。いずれにいたしましても、町としてもそうしたところとしっかり連携を取りながら、この空き家問題、本当にこれからどんどん、どんどん、減ることはなくて、もう増えていく一方の本当に大きな社会問題にこれからなってくることでもありますので、しっかりとみどり福祉会とも連携を取りながら、この空き家対策に取り組んでいきたいと思っています。

議長(藤田直一君) 森山議員の一般質問を終わります。

次に、10番、中野議員の発言を許します。

(10番 中野和美君登壇)

10番(中野和美君) 町民クラブ、議席番号10番、中野和美、一般質問させていただきます。私の質問は2点、ダイバーシティーがなぜ必要なのかと八十里越の経済効果について質問いたします。

ダイバーシティーがなぜ必要なのか。新潟県の女性労働力率(15歳から64歳)ランキングは2020年の国勢調査で6位ですが、管理職ランキングは38位で、働いてはいるけれども、それに見合うポストはもらっていないということが分かりました。

女性の登用を考えるときによくある声として、そもそも女性がやりたがらない、 女性活躍は女性のための施策だ、条件は既に平等である、文句ないだろう、実力主 義でよい、場違いな発言が目立って困る、女性はリーダーに向かない、育児など家 庭への配慮が煩わしいなどの理由が挙げられてきました。以前にも男女共同参画を テーマに一般質問した折にも同じような回答を受けてきました。それって本当なの でしょうか。それでよいのでしょうか。

ここ10年ほどで女性活躍、ダイバーシティーという言葉が定着してきました。よく都知事も使われていますね。ダイバーシティーとは、多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供するということで、イノベーションを生み出し、価値につなげていくという考え方です。多様性は組織を強くし、創造性を高めると言われています。より広い視野、様々な着眼点、アイデア、集団思考の防止、創造

性を増大させると言われています。集団思考とは集団浅慮とも言われていまして、 一人ひとりは非常に優秀であるはずの人たちが、集団になると全員一致に達したい という願望を持ってしまうことにより判断を誤る危険性を伴うことをいいます。

ダイバーシティーを取り入れた企業の例を紹介いたします。1番目、キリンビールは常に首位、1位かと思われていましたが、約10年間アサヒビールに首位を奪われていました。コロナ禍、首位奪還の原動力となったのは、女性研究者の育児休業中の体験が限定でした。普通に考えれば、ビールは醸造酒ですので、糖が発生して当たり前なのですが、ママ友との「ビールが好きなのだけれど、太ってしまうからね」という会話がきっかけとなり、糖質ゼロのビール開発に取り組みました。最初はあり得ないこととされましたが、ビール初の糖質ゼロは健康志向に合致し、キリンビールは首位を奪還したのです。

2つ目、ダイキン工業は女性社員が増え、女性目線で製造ラインを見直しました。 作業しづらいを創意工夫で解消しました。部品や道具棚を30センチ低く、鉄板移動 に補助道具を導入。生産が1日320台から400台に向上し、休憩スペースもきれいに 模様替えされました。そういう決まり、ずっとそうなのだよという経路依存性、前 例を自然と受け入れてしまう人間の特性ですが、経路依存性を解消したのです。男 性社員の腰痛も減り、生産効率も25%向上。今までの職場は男性にもつらい環境だったのです。

3番目、旭化成は1900年代に軍需用に包装フィルムを製造していました。兵隊の靴の下に入れる水分を防止するフィルムがあったりするのです。雨から守ったりというフィルムを使っていました。終戦で使い道がなくなり、これからどうするかというときに、ある社員の奥さんが「野菜の保存に便利なのよね」と聞かせてくれたことで旭化成は方向転換できたといいます。

4番目、女性活躍推進企業は株価、業績好調で競争力も上がることから、経済産業省と東京証券取引所がなでして、4世を推進している企業を毎年選定しているということです。

5つ目、世界中の投資家も女性が管理職、取締役に登用されていない企業には投資しないという傾向があり、2023年8月19日の日本経済新聞に多数の機関投資家が株主総会で、女性取締役員を育てられないCEOはNGであると、キヤノンの役員再任に反対票を多く投じたため、キヤノンは女性管理職層を厚くする取り組みを強めていくとの報道がありました。

令和4年現在、新潟県内では、管理職(当町では課長)に女性がいないのは、田

上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村だけです。女性課長も育てられないとも判断されかねません。今すぐとは言いません。人を育て、環境を整える必要があります。ちなみに、関川村の女性管理職率は、課長職ですね、11人中3人の27.3%で一番多く、次が南魚沼市で、97人中25人の25.8%です。田上町との違いはどこにあるのでしょうか。

女性を登用できないと思う誤解に気づかなければなりません。理由として、先ほどの登用したくても女性がやりたがらない、これ私が一般質問した中でも一番答弁に返ってきた言葉です。これは、理由としては、自信を生む機会を与えていないということだそうです。女性活躍は女性のための施策だという答弁に対して、理由としては、多様性による競争力強化に有効なのに、何で利用しないのだということです。条件は既に男女平等、文句ないだろうということに対しては、結果が出なければ効果は望めないのです。実際実力に差があるから仕方ないだろうというところには、成長機会は平等に男女与えられているのでしょうか。そもそも実力って何でしょうか。場違いな発言が目立って困る。前例に縛られないことこそ貴重な意見なのです。女にリーダーは向かない。次世代リーダーは寄り添い、支えるものです。育児など家庭への配慮が厄介だ。今後は、男性であろうと育児や介護は必要になってきます。みんなが抱えていく時代になるのです。やっぱり男のほうが使い勝手がよい。これからは若い男も急減していきます。これは日本経済新聞社総合解説センター編集委員の石塚由紀夫氏の資料によります。

内閣府の田上町採用計画の数値目標のサイトを見ますと、30%にとどまっていました。ほかの市町村は50%目標を上げているところが多く、30%は最低の数値だったのです。

2030年、644万人の人手不足が生じると言われています。人手不足倒産も始まっています。眠っている潜在能力の高い女性に活躍してもらわない手はありません。 本当に人口が減るのはこれからです。2020年代後半、人口減少は加速します。

採用計画の見直しと女性管理職登用に向け環境を整えるなど、大きくかじを切る ときです。町長の考えをお聞かせください。

女性のキャリア形成、教育の観点から、上記記述内容も加味して教育長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問です。八十里越の経済効果について。八十里越開通に向け、観光にいるいろな可能性やイベントが浮上してきています。田上町では、八十里越開通について特に計画をしているということは感じられないのですが、現在どのように庁

議の中で話し合われているのでしょうか。

八十里越が開通し、観光客が加茂を経由して新潟へ向かう場合、田上は中継地点となり、湯田上温泉や道の駅へも寄ってもらえる可能性があります。まだ開通していない八十里越ですが、数年前に許可をいただき、工事の状況や道路の様子を見せていただきながら只見町まで行ってきました。途中はブナ林の美しい自然に出迎えられ、やっと開通する八十里越を楽しみにしております。現在の状況と施策なども併せてお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、ダイバーシティーがなぜ必要なのかについてであります。令和5年4月1日現在の一般行政職における女性職員の割合は、全体で70人、男性49人、女性21人で、割合は30%となっております。平成31年4月1日現在と比較いたしますと4.6%増加している状況にあり、それ以降年々増加し、今日に至っております。決して女性を採用してきていない状況ではありませんので、そのような認識を持っていただければと考えております。

また、女性管理職の割合ですが、これも一般行政職における女性職員の割合になりますが、課長級はゼロ%、課長補佐級は28.6%、係長級は25%となっており、全体では17.2%となっております。この数字だけを見れば、低い状況ではありますが、平成31年4月1日現在と比較いたしますと3.4%増えている状況にあり、町が策定している特定事業主行動計画の行動目標では、管理職員(係長以上)に占める女性職員の割合15%を目指すとしており、その目標は達成できております。

そんな状況ではありますけれども、議員ご指摘のことは今後の行政運営やまちづくりに必要なことであると認識をいたしておりますので、女性職員の採用や管理職への登用につきましては進めてまいりたいと考えております。

次に、八十里越の経済効果についてであります。ようやく通称八十里越、国道289号線の開通のスケジュールが、おおよそですが、示されました。開通までに、先人、そして工事に係る方にとって大変なご苦労があったと思われます。

さて、町としての状況及び施策についてです。これまでのところ、町では開通に関しての具体的な対策等についての検討は行っておりません。県観光協会でもまだ 具体的な動き出しはしていないようです。

町としては、交流人口拡大の契機の一つとして捉え、その可能性、経済効果も含

め、今後研究をしていきたいと考えております。まずは、観光関係者、具体的には 観光協会、湯田上温泉旅館協同組合、道の駅たがみ協同組合など町の観光に関わる 方々と町との間で協議をし、あわせて町としてできることについて研究をしていき たいと考えております。

以上であります。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 中野議員のダイバーシティーがなぜ必要なのかについてのご質問にお答えします。

方向性としましては、平等な学習機会と教育資源へのアクセスを提供し、多様な 経験を尊重する教育環境を築くことが重要であると感じております。

そういった中で、例えば男女平等の面から学校運営について申し上げますと、既に定着をしてきておりますが、クラスの名簿は男女に分けることなく作成し、運動会においては、一部の競技を除き、男女を分けることなく実施をしております。

教育環境整備で申しますと、ICT教育により児童生徒が1人1台ずつのタブレット端末に触れることができ、必要な情報にアクセスすることが可能となっております。

学習面についての取り組みでは、小学校においては、社会科で日本国憲法にある基本的人権の尊重として、性別による差別や障がい者への偏見をなくすことについて学習をしております。中学校でも法の下の平等などについて学習をするとともに、男女雇用均等法や男女共同参画社会基本法の制定、また女性の労働参加の重要性などについて、公民の授業で学習をしております。

全ての児童生徒が自分の能力や志向に応じて進学やキャリア形成の道を選べるようにサポートすることは大切なことであると思っておりますので、学習指導要領に応じ、子どもたちへ適切な指導をするとともに、今後も小学校における寺子屋授業による体験学習、ようこそ先輩による講演会、中学校における田上町での職場体験などの地元企業の協力によるキャリア教育について推進していくことが重要であるというふうに感じております。

以上であります。

10番(中野和美君) 答弁ありがとうございます。

まず、教育長の答弁からいきたいと思います。今の学校教育は、男女平等が本当 に進んでいると思います。私が子どもの頃は、家庭科は女子にしかありませんでし た。技術家庭は男子にしかありませんでした。技術家庭の項目が大好きだった私に とってはすごく、やりたいな、技術家庭やりたいなという気持ちがありましたけれども、そんなところから男女の格差を感じる子ども時代でありました。そして、今の学校教育、本当に男女平等進んでいますので、若い人たちの間では男女平等が本当に当たり前のことになっております。これは、日本の教育の方針がそういうふうに今までなってきた中での私は宝物であると感じています。

ただ、まだ社会に出ますと、それはまた違ってきております。資料の中で、1回目の質問の中で紹介いたしました石塚由紀夫氏なのですけれども、日本経済新聞社の石塚由紀夫氏ですが、長岡出身で、長岡の大手高校が女子校から男女共学になった直後の学生だったそうです。男女共学でなく、その前は女子校だったので、頭のいい女子高生がすごく大勢、大手高校は優秀な高校ですので、女子生徒が大勢いらっしゃったそうです。高校の上位はほとんど女性が占めていたということです。どんなに男性が頑張ってもそれを越えることはできなかったと感想をおっしゃっていました。そのときの高校のあれだけ優秀な学生たちが、どこへ行ってしまったのだろうということが、この社会の中で家庭に入って家を継ぐということもあるでしょうし、ただ企業で管理職に就くということは本当にまれに見る、この先生でさえもまだ60代後半なのですけれども、そのような状況を目の当たりにしまして、特にこの石塚由紀夫氏は女性問題について日本経済新聞社で研究を続けていらっしゃいます。

町長がおっしゃるように、既に田上町は17.2%、全体で女性職員が管理職に関わる割合はというふうにおっしゃっていますけれども。私が申し上げているのは課長補佐、係長を入れない課長のことです。もちろん補佐と係長もとても大事な職なのですけれども、私は課長にぜひ女性も含めていただきたい。というのは、その課で話し合ったりして、それもいい考えだねというところもあるのですけれども、課長のところでそれが、課長が出て庁議にかけられるかどうかというのはまた別問題になってきていると思うので、それを遠慮なく、集団浅慮ですね、集団浅慮にならないように、女性の意見も、女性に限らず、これからは男性、女性と言わなく、いろんな性を意識する方でいいと思うのですけれども、特に、そういうところを採用していっていただきたいと思うのです。課長職ゼロはないです。関川村までとは言いませんが、1人2人なりの女性課長、それは一般質問の1回目のところでも申しましたように、育てることをしていないのではないでしょうか。女性は課長にならないって頭に入っていないでしょうか。それを私は考え方を切り替えてほしいなと思

うのです。本当に女性は家庭がありますから、女性の家庭の負担になるかなって、それは優しさでもあるのですけれども、それは人を育てることにはなりません。私も今日議会に来るときに、朝御飯を作って、御飯食べさせて、茶わんも洗って議会の準備をして来ました。やっぱり9時近く、着いたのが8時50分ぐらいでした。そんなになってしまうのですけれども、でもここに立たないわけにはいかないのです。この仕事に私は、仕事と言ってはいけないですね。議員は仕事ではないそうなのですけれども、職業ではないそうなのですが、私はこの仕事に誇りを持っています。ですから、女性を窓口で切ることのないように、トップの頭の切替え次第で簡単にできることですので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、八十里越のほうに行きます。八十里越、佐渡のユネスコ認定が、きっとユネスコ認定なると思うのです。そうなったときと八十里越、大分かぶりそうな感じになってきました。そのときに八十里を越えてきて、田上町を通過して佐渡へ向かった場合、田上町、絶対通路になるのです。本当は佐渡が認定されない場合は柏崎の海のほうに行ってしまうかなという、出雲崎や柏崎のほうへ行ってしまうかなと考えていたのですけれども、佐渡が入ってくると向きが違ってきます。佐渡のほうに向かいますので、もちろん田上町大変な重要な経路の一つになってきますので、今まで八十里越、二方の方が話されていますけれども、本当に今あと2年半、間に合わないかもしれません。どんどん旅行会社なり、地元の人なり、道の駅、商工会青年部も巻き添えにしてやらなければいけないことだと思います。これ後手後手になってしまうと田上町に大変な影響を受けてしまいます。ぜひ田上町の活性化のためにも本腰を入れて八十里越の対策をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そして、1回目の質問の中に私、田上町との違いはどこにあるのでしょうか、課 長職の比率、田上町の違いはどこにあるのでしょうかという質問にお答えいただい ていない。それをお願いいたします。

それから、内閣府の田上町採用計画の数値目標のサイトのところで30%にとどまっているのですが、それは今年度になりまして変更されたのか。30%、最低限の目標数値でしたので、これを改善する可能性はあるのか、もうしたのか、これからしていくつもりなのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

町長(佐野恒雄君) ダイバーシティーの関係です。決して今、課長職ということで、 男性だから、女性だからという視点で課長職がゼロになっているわけでは決してあ りませんので、それはしっかりと断言しておきたいと思います。

ただいま中野議員のほうから各企業の、女性が活躍した企業で発展をしている、大成功しているという例が幾つもありました。私も本当にそうなのだろうと思います。女性の視点から見るのと男性の視点というのはまた全然違うと思います。特に私思っていたのは、トヨタとか、日産とか、いろいろありますけれども、特に最近すごいなと思うのが軽自動車、ダイハツであるとか、スズキであるとか、そういうところに非常に女性の視点というか、女性の意見をしっかり取り入れた車になっているのだろうなというのを、昔は車の運転というのは本当にもう男性が圧倒的に多かったのだけれども、今はもう各家庭に、それこそ就職すれば1人1台というふうな、そんな時代になって、もう男性も女性もというような区別がない、もう本当にそういう社会になってきている中で、そういう車、もちろん車だけではないのでしょう。そうした女性の視点をしっかり取り入れている企業というのは大成長している。それは本当に議員おっしゃられるとおり、紛れもない事実と思います。

当然、私が5年前にこの職になってから、新入職員の採用についても別に男性、女性というふうな区別はしておりませんが、結果的に女性が多くなってきております。それはいろんな要素があるかと思います。ただ、先ほど申し上げたように、まだ今課長職に女性がいないというのも、これもまた事実であります。ただ、決して男性だから、女性だからというふうな視点で課長職に女性が採用されていないということではありませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

そして、関川村とか、ほかのところとの違いは何なのでしょうかと。違いは、やっぱり課長職にいないというのが違いなのだろうと思いますけれども、本当に先ほどから何度も申し上げますが、女性だから課長職に向いていないなんていうのは、もうこれっぽっちもありませんし、そういう意味では、議員がおっしゃられた、女性が課長職になれるような、そういう指導というのですか、そういうことをしていないのではないですかって言われると、確かにそういうこともなきにしも、あるかもしれませんけれども、決して課長職に女性が駄目なのだなんていう、そんな考え方というか、意識は全くありませんので、ご理解賜りたいと思います。

それから、先ほど30%という話は担当課のほうから答弁させます。

八十里越、先週も八十里越、お二人の議員から話がありました。これは本当にもう間近に控えている中で、当然そうしたスケジュール的なものがはっきりと出てきたわけですので、これはもう本当にチャンスとして捉えていかなくてはならないと。 先ほど議員がおっしゃられた佐渡金山の登録、これがやっぱり大きいと思います。 確かにそれがないと北陸のほうというか、柏崎だとか、向こうのほうに確かに引っ張られる可能性はあったけれども、佐渡金山の登録ということになると、本当にこの八十里越と佐渡の関係、これは非常に大きなチャンスだと捉えておりますし、これはしっかり取り組まなくてはならないと思っています。先週もお話し申し上げました。田上も弥彦もそうだと思いますけれども、温泉を抱えている。その優位性というのはしっかりとPRして、田上を通過地点としないような工夫といいますか、取り組みはしっかりしていきたいなと思っております。

総務課長(田中國明君) それでは、今ほどの内閣府の30%の数値の関係でありますけれども、これ私調べたのですが、中野議員が言われる30%の数値というものが少し分かりませんでした。それで、今の現状について説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

まず、平成31年4月1日の採用から平成5年4月1日までの採用の5年間で、一般行政職については18名を採用してございます。そのうち、男性が8名、女性が10名ということで、女性のほうが多いと。割合でいいますと55.6%、女性のほうを採用しておりまして、残りが男性ということになるわけですが、これまた一応今のところそういうような形で、今ここで言われております50%を超えているような女性の採用の率となってございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

10番(中野和美君) ありがとうございます。

今課長から報告がありました、採用18名中、女性が8名とおっしゃいましたか。 10名ですね。55.6%。この中には最近採用した保育士や看護師とかは、それは入っていなくて……

(何事か声あり)

10番(中野和美君) 行政職だけで。ありがとうございます。それはとてもありがとう ございます。そして、町長が話されました考え方、町長の考え方よく分かりました ので、今後も女性を育てられないトップというふうに言われないよう、よろしくお 願いいたします。

そして、八十里越ですけれども、これから大事な施策の一つに本当に加えていっていただきたいことですので、よろしくお願いいたします。

そして、今回の一般質問、ほかの議員にとってもそうなのですけれども、私、田 上町の議員になって4期目となりました。在職中一度も一般質問を休んだことはご ざいません。毎回、テーマになることを勉強し、調べ、田上町がよりすてきな町に なるように提案してまいりました。教育長や執行の考え方も問うてまいりました。答弁に出てくる言葉として、前佐藤町長は協議します、今の佐野町長は研究していきますという言葉がとても多く、最後のところに入ってきます。今定例会もそうでありました。下手すると今定例会は少し研究していきますというような言葉が大いになったところもありましたけれども、その後研究したところを議会のほうに報告ということは大事かなと思っております。そのときの、その一般質問のときだけではなく。というのは、何でそう思ったかといいますと、今までもずっとそれで終わりなのかなと議員の一人としては思ってきたのですが、今回、社会文教常任委員会で飯綱町を視察してまいりました。飯綱町や小布施町の影響を受けて、皆さん一般質問の中にもそのことの例を挙げてくださって、とても有意義だったのだな、よかったなと委員長としては思っております。先送りできない田上町のこれからについて社文でも、社文、実は平均年齢53歳なのです。すごい若いです。初めてなのではないでしょうか、社文の平均年齢53歳は。活発な話合いができました。その視察のさっきの飯綱町では議会改革も進んでおりまして、議員が一般質問等に出したことに研究なり協議したことを進捗状況を報告するという制度を採用して。

(何事か声あり)

10番(中野和美君) すみません。これはぜひ取り組んでいただきたく。

議長(藤田直一君) 中野議員、質問がちょっとずれております。

10番(中野和美君) 今後の議員のためにも必要なことだと考えました。そして、これからも町長の考え、女性を育てられるトップであるように、八十里越もこれからしっかりと検討していって、しっかりと研究していっていただきたいと思いますので、それに対して答弁がありましたらお願いいたします。

町長(佐野恒雄君) 決して好んで研究していきますと言っているわけではありません。 十分そういうことに対して取り組んでいかなければならない思いから発言をしてお るつもりでありますので、しっかり取り組んでまいります。

議長(藤田直一君) 中野議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(議長、副議長と交代)

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再 開

副議長(椿 一春君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わりまして議事を進めます。

最後に、7番、藤田議員の発言を許します。

(7番 藤田直一君登壇)

7番(藤田直一君) 町民クラブ、藤田直一、これから一般質問を行います。

町民クラブは、6つの政策について、令和6年度会派予算要望書として提出をさせていただきました。1つ目、学校給食費多子世帯軽減助成制度の見直しを。2つ目、少子化対策として田上町出産・子育て応援給付金制度の確立を。3つ目、竹林整備の支援金制度の確立を。4つ目、介護施設利用(食費、居住費の負担軽減)について。5つ目、生活応援券の継続支援を。6つ目、湯っ多里館にWi-Fi設置を。今回、私は、このうちの1番目の学校給食費多子世帯軽減助成制度の見直しについてと、2番目の少子化対策として田上町出産・子育て応援給付金制度の確立について佐野町長の考えを伺います。

まず1番目に、学校給食費多子世帯軽減助成制度の見直しについて伺います。町長は公約とした中学校までの在学中に2人以上の子どもがいる場合は、第2子から半額、第3子以上は無償という画期的な学校給食費多子世帯軽減助成制度の実施を令和元年度から行いました。また、子どもの医療費助成(18歳未満まで)、乳幼児育児用品購入助成(月額2,000円)、児童手当(中学校卒業まで)、妊産婦医療助成、幼児園の無償化、出産・子育て応援給付金事業、猛暑対策として小中学校の普通教室への空調設備の整備など、一歩ずつ実施してきております。これらは全て少子化、人口減少化に歯止めをかけるための施策として評価をしています。その結果、最近の傾向としては、20歳代の人たちの転出は歯止めがかかっていませんが、30代の人たちの転入増加傾向が見られるとの意見も職員の中から聞こえてきます。明確な判断ができる調査、分析はしていないとのことでありますが、変化も感じられるようになってきたことは大変よい状況だと私は思います。

学校給食費多子世帯軽減助成制度を含めた各種の施策の実施をして3年以上が経 過している中で、どのような変化を感じているのか、調査、分析の必要性も含めて 町長の考えを伺います。

一般質問において各議員がいろいろな施策を町長に提案すると、すばらしい、なるほどと理解を示しながら、最後はお金がないとの答弁が最近の定番になりつつありますが、お金があればやるが、ないからできないと捉えられてもおかしくないような発言は誤解を招くおそれがあります。大きく分ければ検討する価値がある提案と検討する価値のない提案があると思いますので、やる、やらない、検討するの判

断をするに当たり、今まで以上に具体的な説明を求めるところであります。町長の 考えを伺います。

改めて町長にご提案申し上げますが、少子化、人口減少化へのさらなる歯止めを かけるための施策決断は町長にしかできません。まずは、この町で出産、子育てし やすい環境づくりを一歩一歩前に進めることが将来の移住定住に展望が開ける道で はないでしょうか。目指すところは、結婚、子育て世帯がこの町で将来にわたり展望を描ける環境づくりです。現行の施策をちょっと見直すだけで、県内で一番住み やすい町になり得ます。これらを踏まえて、来年度は小学校1年生から中学校3年 生までの全ての生徒、第1子から無料化にかじを切ることはできませんか。

町長が費用算出に悩むことがないようにとの思いで、令和5年度の小中学校の生徒数を基に私なりに無償化をした場合の給食費を算出してみました。小学生総数413人、そして6万3,000円、1食当たり300円、1人年間210食で2,601万9,000円、中学生総数242人、7万4,550円、1食当たり355円、1人年間210食として1,804万1,100円小中学校生徒数655人、1年間の給食費総額4,406万100円となりました。資料1についておりますが、現行での今かかっている費用668万1,150円。4,406万100円から現行かかっている668万1,150円を引いて3,737万8,950円、これ全無料化をした場合、現行での実績見込額にプラス3,737万8,950円を財政調整基金からの繰入れで実現ができるわけです。県内における完全無償化は、弥彦、阿賀、湯沢、そして今妙高市で取り組もうとしております。ちなみに、令和5年度10月現在の町の財政調整基金残高は13億6,260万7,000円あります。また、執行側の答弁では、健全な財政状況にあると答弁をしておりまして、私も聞いております。

次に、全生徒の無償化は難しいが、もう少し段階的であれば何とかなるかもということも想定し、第2案として、第1子から半額、第2子から無料化ではどのようになるかとの思いから、また私なりに算出をしてみました。小学生、第1子221人、これを半額にすると3万1,500円、計で696万1,500円。第2子から無償化192人、掛ける全額6万3,000円イコール1,209万6,000円、小学生だけで、これで可能になります。また、中学生第1子219人、半額にして816万3,225円。第2子から無料にして23人、全額7万4,550円イコール171万4,650円。トータルで987万7,875円。合計1,905万7,500円プラス987万7,875円、年間総額2,893万5,375円となりました。要は2,893万5,375円から現行制度での実績668万1,150円を引いて、2,225万4,225円で実現できます。要は、第1子から半額、第2子から無償にした場合、現行制度での実績見込額プラス2,225万4,225円を財政調整基金からの繰り入れで実現ができるわけ

であります。繰り返して強調しますが、ちなみに令和5年度10月現在の町の財政調整基金は13億6,260万7,000円あります。また、これも繰り返して強調しますが、執行部の答弁では健全な財政状況にあるというふうに聞いております。

少子化、人口減少化対策は、町長が言われるように、国、県が主導的立場の下で地方自治体と一緒になってやるべき問題であることとは理解をしておりますが、住民に最も近い町長が住民や町民ニーズを一番理解しているわけです。子育て支援や妊娠、出産支援、子育て支援などに対して、地域一体となって子どもを育てるという環境づくりがいかに重要課題であるか十分に認識をしているはずであります。自治体の限られた予算の中で一歩前に進めることは大変ですが、国、県を弱小自治体の私が引っ張るとの覚悟で、まずはできることから始めることが重要ではないでしょうか。今回の第2案である第1子から半額、第2子から無料の学校給食費多子世帯軽減助成制度の実現をぜひとも提案をいたします。町長の考えを伺います。

次に、2番目として、田上町出産・子育て応援給付金制度の確立をについて町長に伺います。町では、少子化、人口減少化に歯止めをかけるべく、いろいろな施策の実施を行ってきました。また、最初に質問いたしました学校給食費多子世帯軽減助成制度の見直し案についても、少子化、人口減少化対策に大きく関連をしております。

町におけるこの5年間の出生者数は、平成30年43人、令和元年43人、令和2年33人、令和3年36人、令和4年47人、そして令和5年10月末現在21人となっています。私個人としての思いは、少しずつ増えているような感じもしますが、先ほど申し上げたように、担当課に聞きますと、分析していないので明確なお答えはできないとのことでありました。

当町にも出産・子育で応援給付金の事業は令和5年2月1日から開始されました。手続がいろいろとありますが、出産応援給付金として、妊娠届け時に面談された方対象に5万円、また子育で応援給付金として、2か月児学級等で面談された方対象に5万円、合わせて10万円が支給されますが、この制度は国の指導の下で実施された経過があります。

そのような中で、先般、10月の新潟日報の新聞で、新潟県は、令和5年4月以降に県内で生まれた新生児に新潟県こむすび定期で子育て世帯10万円をお渡しします、また令和5年4月以降に生まれ、県外から転入した1歳から2歳までのお子様には5万円を渡します、所得制限なしとの記事が載っていました。これらの助成制度は、国も県も少子化、人口減少化問題がいかに重要な問題であり、しっかりと最

優先課題として取り組んでいかなければならない決意を示していると思います。町として、これらの制度にプラスした町独自の新規事業として、田上町出産・子育て応援給付金制度10万円の確立を提案をいたします。仮に転入を含めた新生児が50人になった場合、かかる経費は500万円です。町長も今回の同僚議員の人口減少化の質問の中で若干の変化を感じているとの答弁もありましたが、ここでさらなる支援を一歩進めていただき、感じている変化を確実に増えてきているという答弁になるようにしてみませんか。子育て支援が県内一充実している町になるように、ぜひ取り組んでいただきたいと提案をいたします。町長の考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、学校給食費多子世帯軽減助成制度の見直しについてであります。 1点目の学校給食費多子世帯軽減助成制度を含めた各種の施策の実施をして3年が経過している中で、どのような変化を感じているのかにつきましては、町では、人口減少、少子化対策として様々な施策を実施しておりますが、今回特に学校給食費に関してお答えいたします。

学校給食費については、令和元年度より学校給食費多子世帯軽減助成制度を実施いたしました。以来、実施後の具体的な調査、分析などは行っておりませんが、議会からのご提案や、よりよい制度を目指し、令和2年度及び令和4年度において制度改正を行い、それぞれ対象範囲を広げてきているところであります。この学校給食費に対する軽減助成だけではなく、他の事業との相乗効果もあって、人口増加まではいかないまでも、僅かながら人口減少、少子化対策に貢献しているものと感じております。

2点目の施策の提案について、やる、やらない、検討するの判断につきましては、 先週の髙橋議員への一般質問でもお答えいたしましたように、令和5年度のまちづくり財政計画の策定過程において、事業課からは、支援を一歩も二歩も進めるべく、 学校給食費助成対象者の見直しなどの提案がありました。しかし、これから先の財 政状況を見据えた中で、経常経費化される財政投入につきましては慎重に対応せざ るを得ない点もご理解いただきたいと思っております。

しかしながら、今夏の高温による異常気象での水稲の不作や諸物価の高騰など、 思わぬ事態に陥ることもあります。そのような場合においては、私自身取り組みが 必要であると判断した施策につきましては、しっかりと時期を逃すことのないよう 取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の第1子から半額、第2子から無償の学校給食費多子世帯軽減助成制度の実施提案につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、経常経費化させる事業提案については慎重に対応していくことが必要だと感じております。ご提案いただいた給食費の助成については、毎年3,000万円近くの事業費が必要となることから、この先の財政需要を見通した場合、しばらくは現状の制度を継続させていただきたいと考えております。

次に、田上町出産・子育で応援給付金制度の確立をについてであります。現在、国の制度として令和4年度に開始した出産・子育で応援交付金事業において、国、県及び町がそれぞれ決められた割合による財源を負担し、妊娠届出時に5万円、出生後の2か月児学級後に5万円の合計10万円を交付しております。あわせまして、面談を通じた妊婦、子育で家庭に対する伴走型相談支援事業の充実も図っているところです。

今回、この経済的支援に町の一般財源10万円を上乗せして支給してはどうかとの提案ではありますが、国の制度は、令和5年2月にスタートし、ようやく1年が経過しようとしているところであります。まずはこの事業をしっかりと進めていくことが重要であると考えておりますし、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、毎年500万円近くの経常経費化につきましては慎重に対応していく必要がある点についてご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

7番(藤田直一君) 今ほど町長は、経常経費がかかるという前提の下に、なかなか難しいというご答弁、2つの質問に対して行いました。先般、町長は髙橋議員の学校給食費助成対象者の見直しについての提案に対して、これから先の財政状況を見据えた中で、経常経費化される財政投入については慎重に対応しなければならないとの思いから、助成対象者の拡大は実施せず、現行制度で継続をしたいと明確に先般答弁をしております。私も議長席で確かに聞きました。財政調整基金を含め、今後、焼却場の建設などのハード事業が計画されている中で、5年、6年先には基金も半減になることが想定される思いも町長にはあろうかと思いますが、先のことを憂慮していると本当に足元が見えなくなってくるのではないかと心配をしております。町長は誠実で慎重、町政運営では他の市町村に先駆けての政策をいろいろと打ち出してもおりますし、かつ失策もなく常に安全運転であると私は評価をしています。今回申し上げた政策を実施すれば、財政負担が重くなることを心配していると私は

理解しますが、町長も言われるように、健全な財政状況が数値として出ていることも答弁をされている認識をしっかりとしていただきたいと。財政状況は健全である、常に言っているわけですから、その辺もぜひ認識した上で、またお伺いします。

平成30年度に作成をしました、まちづくり財政計画での財政調整基金残高の見通 しは、平成31年度、令和元年度のことですが、3億8,347万円、平成32年度、令和 2年度の予測は2億2,517万円、そして、平成33年度、令和3年度は2億6,387万円、 平成34年度、令和4年度ですが、1億548万6,000円が今後の財政調整基金として推 移されるという資料として頂いておりますが、令和5年2月の作成資料での基金残 高の見通しを含めて、令和3年度14億2,891万3,000円、令和4年度14億3,233万円、 そして、令和5年度は10億5,435万7,000円という予測される資料が出されました。 ちなみに、令和5年10月現在の基金残高は13億6,260万7,000円、要は2月に出した ときの10億5,400万円から約3億円がまた上乗せになって、こうやって数値として 出ております。今年の2月時点と10月時点を比較しても3億円近くが増えているわ けであります。さらに、平成30年度、今から6年前に作成した計画書では、令和4 年度は1億548万円の基金しか残っていないだろうという推測で出されていますが、 実際は、今現在、令和4年度の実績は14億3,233万円。要は、この当時の皆さんが 推測した基金と、今、令和4年度のその差、13倍にも基金が増えているということ になってくるわけであります。増えた原因は、それは経済状況や、景気や、いろい ろな条件が重なった結果であり、またこの逆もあることも想定もされますが、あま り憂慮し過ぎて慎重になり過ぎずに、近いうちには国は給食費の無償化に向けてか じを切る、県が追随するとの意見がマスコミからも出ていることは恐らく町長もご 存じだと思うのです。ですから、思い切った施策を町長の英断の下で出していただ き、やってよかったと思える実績を残していただきたいと思いますが、いかがでし ょうか。ただし、これをやっても、来年、再来年ではなく、結果的にあと4年が経 過をすれば、すばらしい結果が出るというふうに私は期待をしてこれを申し上げて いるわけです。ですから、町長も3期、4期とまた、よし、この結果をやってみよ うかなと、それぐらいの気持ちを持ってぜひ取り組む覚悟をしてもらいたいと思い ますが、町長、いかがなものか、この辺についてもぜひ思い切った政策に取り組ん でいただきたい。2番目に申し上げました田上町出産・子育て応援給付金もこの私 の答弁の中に全て含まれるという思いで、ぜひ町長のお考えをお伺いいたします。

町長(佐野恒雄君) ありがとうございました。今回の議会も多くの議員から様々な提案、要望をいただいております。それら本当に全て、要望に対して実現できたら、

本当にこんなに悩まなくていいのかなと思っている次第であります。昨年も1億財政調整基金が。今年は特に財政調整基金が増えている。ご承知のように、全員協議会の中でも説明してきているように、国の税収がかなり上がったというふうなことで交付税が増えた、たまたま増えたという程度の話しかありません。もちろん町としても、行政としてもいろんな事業の見直し等、厳しく査定をしてきた中でというふうなことももちろんあるかと思いますが、現在の状況からいえば、確かにいつも申し上げているように財政的には健全化の状況にある、これは間違いない状況であります。ただし、いつも申し上げているように、これからの大型事業を控えた中においては本当に、この前も全員協議会でご説明を申し上げたとおり、厳しい財政状況が考えられる。そうしたことを思うと、本当に経常経費化されるそうしたもろもろのご提案については、なかなか要望に応えられないというのが正直なところであります。先ほども申し上げましたが、いろんな提案に対して、分かった、よし、やりますというふうな形でご答弁できるのであれば本当にいいのでありますが、行政、また財政を預かる身としては、今後の状況を考えたときに本当に慎重にならざるを得ないと、そうしたことをぜひひとつご理解を賜りたいと思っております。

7番(藤田直一君) 財政を考えた中でご理解をしろといっても、できないので質問す るのであります。だって、こんなにこれ、これ後から財政担当の、町長お答えにな らぬから、財政担当のどなたでもよろしゅうございますが、これだけ13倍も違うの です。13倍。財政調整基金。要は預金が13倍も増えている。それでいて財政が緊迫 しているなんて、どう考えたっても私は毎回納得できない。これから5年先、大型 事業が5年先やるともまず言っていないのです。ましてや来年やるわけではない。 5年先していないかもしれない。では、5年したら財政調整基金が26億円ぐらいに なるかもしれないではないですか。予測は成り立たない。憂慮をしたり、憂えてば かりいたのでは、町民は5年先、税金の恩恵を受ける人たちがどんどんいなくなっ ていくのです。だから、早めに足元のできるものからぜひ取り組む、その英断をで きるのは町長しかいないのです。ましてや、今回、今年2,600万円もの米支援をや ったわけではないですか。それでも13億円まだ財政調整基金があるのだ。これを来 年もするから、藤田議員、来年もやるのだから、またそれやるには出さなければな らぬよと言うかもしれないけれども、来年はしないかもしれない。そうすると、こ の2,600万円をそっくりと、よし、全額無償は無理にしても、第2子から半額に取 り組んでみようかと一歩進めれば、2,400万円ぐらいでできるのですから、200万円 お釣りがあるのです。200万円財政調整基金に繰入れができる。そういうことも考

えて、ぜひこの町の少子化対策に早く、町長の英断で、県内で一番住みやすいまちづくりに私は取り組んでいるのだという、ぜひその取り組みを何かの形で出してもらいたい。財政計画の当時の2億円と現在の13億円の差は、大体想定はできますが、財政担当はどういうふうに考えた中でここに、皆さん知っていますよね。書いた人もいますよね。ぜひその辺の相違も含めて、町長、答弁をお願いします。

町長(佐野恒雄君) 藤田議員のおっしゃられていることも全く理解できないわけではありません。ではありますが、確かに13倍になっている、決して当時の1億何千万円とかというのを何かうまくしたなんていう、そういう状況ではもちろんないのですけれども、たまたま、先ほど申し上げました。少しそういった交付税も増えているというふうなところもあるし、またいろんな事業の見直し等もやった中で今現在の財政計画があるわけなので、そこはご理解賜りたいと思いますが、詳しくまた財政担当のほうから答弁をさせます。

副町長(鈴木和弘君) では、私のほうから答弁します。

今、当時のつくったのは私ですかという、当時私ではないのですけれども。毎回 財政計画の際に説明をさせていただいていますけれども、その時点でどういう、前 の年、その年の決算をベースにしてどうなるかということで予測をしながらつくっ ていると。各課の事業なんかも予想した中で、どういうふうにしていくかというこ との積み重ねで財政計画をつくらせていただいていますから、正直言うとなかなか 当たることはないかと思います。正直言えば、国がどういうふうな動きを、町の場 合は、小野澤議員からも一般質問にあったように町税が一番あれですけれども、地 方交付税というのは町の財政の中で非常に大きなウエートを占めます。地方交付税 というのは国の裁量で変わりますから、町のほうでいっぱいくれと言ったっていっ ぱいくれませんから、国だって全体的な予算の中で何%を交付税でくれるという、 正直あります。その割合で交付税が来るのですけれども、交付税も実際のところを 言いますと、議員の皆さん承知していらっしゃると思うのです。交付税特会という 別な会計があるのです。一旦国税が入った率を交付税の特別他会計のところに入る のです。交付税の特別会計の中でも借金しているのです。今までの地方の分を、地 方に交付税をやりたいがために借金しているのです。ですから、一部償還しながら 交付税をやっている。でも、結局は地方の状況が毎年毎年なかなか、交付税を減ら すなんていうのはなかなかできませんから、そういうのを支払うのを遅らせたりと か、場合によってはそこでまた借入れをしたりしているような状況で、交付税を確 保しているのが現状なのです。そういう中で来ている交付税ですから、町としてど

ういうふうに交付税を見ているかによっては、その時点その時点で、翌年度は国の 概算要求が分かりますから、大体の推測はできますけれども、それ以降というのは やっぱり、本来はそのベースで増えてくれれば一番いいです。でも、現実はそんな わけにいかないし、昔でいえば、国がよく言ったような、補助金をカットして交付 税化するってよく言うのです。では、補助金の分だけ交付税増えるか。そんなこと はないのです。入っています、費目の中に。交付税というのは予算が決まっていま すから、歳入と歳出の差引きが交付税ですから、その分は上乗せしてくれないので す、補助金カットして。中へ潜るだけだ。だから、実際的には、国が言うように補 助金カットしたとしても交付税は増えてこないという状況がありますから、その都 度その都度見た中で財政計画をつくって。ただ、私もここまで財調がいっぱいにな るとは思っていませんでした、正直。私も財政に戻ってきて、いっぱいあるなと。 それは、さっき言われたように、国税が増えた分はストレートにどんと来てくれる のです。だから、そういう部分でいうと、去年、おととしぐらいに非常に国の税収 がよかったということで、交付税が非常にいっぱい来ました。あんな年はほとんど ないですね、私が経験した中で。そういう部分があったから、今こういうのがある のかなということなので、正直言うと、なかなか財政的に収入を見込むというのが 非常に難しい。よく交付税を積算して予算に上げて、決算になると、あなたたち計 算隠していたのでないかって昔言われたこともあるのだけれども、それだけ交付税 って難しい状況の中がありますから、町の財政で一番重要な大きい部分というのは 地方交付税。町のほうは地方交付税ですけれども、そういったことで国の裁量で変 わってくる部分があって、正直言うとなかなか見込めないというのが現状ですので、 そのとき、そのときで財調の残高が変わってくるというのはご理解いただければな と思っています。

以上です。

副議長(椿 一春君) 藤田議員の一般質問を終わります。

議長の一般質問が終わりましたので、議長を交代します。

ここで暫時休憩します。

(副議長、議長と交代)

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代いたしました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会とします。 大変ご苦労さまでした。

午前11時05分 散 会

別紙

	令和 5 年] 5 左	F 第7回	田上町議会	(定例会)	議事日程	
	議事日程第3号 令和5年12月11日(月) 午前9時開								議
日程	議	案	番	号	件			名	議決結果
					開議				
第1					一般質問				

第 4 号

(12月14日)

令和 5 年田上町議会 第 7 回定例会会議録 (第4号)

1 招集場所 田上町議会議場

3 出席議員

亜紀子 君 1番 吉原 8番 渡邊勝衞君 2番 轡 田 禎 君 9番 小嶋 謙 一 君 3番 渡邉 菜穂美君 10番 中野 和美君 4番 青 野 秀幸 君 11番 今 井 幸 代 君 5番 森 山 晴 理 君 12番 春君 椿 健 一 君 13番 6番 小野澤 池井 豊君 7番 藤田 髙橋秀昌君 直 一 君 14番

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

田丁	長	佐	野	恒	雄	産業振興課長 農業委員会事務局長	近	藤	拓	哉
副町	長	鈴	木	和	弘	町 民 課 長会計管理者	本	間	秀	之
教 育	長	首	藤	和	明	保健福祉課長	棚	橋	康	夫
総務	課 長	田	中	國	明	教育委員会事務局長	時	田	雅	之
政策推過	進室長	中	野	貴	行	代表監査委員	丸	山	勝	朗
地域整備	請課長	宮	嶋	敏	明					

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明 書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午後1時50分 開 議

議長(藤田直一君) 現在の出席議員は14名であります。よって、定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 承認第8号 専決処分(令和5年度田上町一般会計補正予算(第5号)) の報告について

議長(藤田直一君) 日程第1、承認第8号を議題とします。

本件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) では、承認第8号について総務産経常任委員会 審査報告をさせていただきます。

承認第8号の審査結果の報告をいたします。原案承認であります。

主な質疑の内容についてご報告申し上げます。普通交付税が当初予算に比し1億円程度増加しているが、来年度の普通交付税をどのように見込んでいるかの質疑に対しまして、例年クリスマス頃に明らかになりますが、前年度を下回らないと予測していますとの答弁でありました。

なお、普通交付税が当初の見込みよりも多くなった要因は、普通交付税算定の結果、交付基準額が対前年度比7,655万6,000円、率にして3.9%の増となったのが主な要因であります。

以上であります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、

ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、社会文教常任委員会に付託されました 承認第8号、専決処分、10款教育費について報告いたします。

原案承認です。田上小学校給食棟の雨漏り修繕で、10月26日に契約済み、工期は 1月までとされていましたが、12月中に工事完了との報告がありました。 報告終わります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご 苦労さまでした。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案承認です。承認第8号は委員長の報告のとおり 承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員長の報告の とおり承認されました。

日程第2 議案第37号 田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第3 議案第38号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改 正について

日程第4 議案第39号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第40号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第41号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 及び田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて

日程第7 議案第42号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第43号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について

議長(藤田直一君) 日程第2、議案第37号から日程第8、議案第43号までの7件を一 括議題とします。

本件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) では、議案第37号から議案第41号の審査結果を 報告いたします。5案件とも原案可決であります。

主な質疑の内容についてご報告いたします。議案第37号に関しては、公共下水道 事業と農業集落排水事業を一緒にして下水道事業の会計を設置するが、決算におい ておのおのがしっかりと説明されるのかとの質疑に対して、貸借対照表や損益計算 書は合算したものとなるが、各事業の状況はしっかりと説明するとの答弁でありま した。

次、一般会計からの繰入れを条例に明記すべきではないかとの質疑に対して、今回は地方公営企業法の財務規定の一部の適用を条例化するものであり、繰入れは従来同様に行うことに支障はありませんが、今後は動向を注意していきますとの答弁でありました。

続きまして、田上町下水道事業の設置等に関する条例の第3条、下水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあるが、矛盾する内容ではないのかとの質疑に対しまして、企業の経済性を発揮し、今まで以上に効率的事業を行うことで公共の福祉の増進に努めていきますとの答弁でありました。

なお、議案第38号及び第39号については反対討論が行われ、議案第40号、第41号 の質疑、討論はありませんでした。

以上であります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、 ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) 社会文教常任委員会に付託されました議案第42号、 第43号を報告いたします。

どちらも審査の結果原案可決です。

まず、議案第42号、これは令和5年6月9日に公布済みの国の保険証を廃止し、マイナンバーカードとの一体化へ向け、町民に不利益が発生しないよう町の条例に独自の改正を加えるもので、その事務においてマイナンバー利用により医療保険資格関係情報であって規則で定めるものを追加するものです。番号法に規定されていない独自利用は、国の個人情報保護委員会へ届け、許可まで10か月程度かかるため、今定例会に上程されました。

質疑といたしまして、情報のひもづけが正しく行われるのかという不安に町としてどのように、すべはあるのか。今のところエラーは発生していない。マイナンバーと保険証をひもづけしなかった人はどうなるのか。国からまだ詳しいところは出ていないが、資格証の発行も考えられる。重度心身障がい者の項目のところだけ地方税、住民税の情報も追加されているのはなぜか。所得の確認をする必要があるため追加する。いまだにマイナンバーをかたる詐欺メールが出回っているようなので、町民に周知をお願いしたいなどがありました。

議案第43号、こちらは令和5年11月1日以降出産した妊産婦の国保税均等割、所得割を出産月と前1か月、後2か月分、計4か月分、多胎の場合は前後3か月の6か月分を軽減するものです。施行日は令和6年1月1日となりますので、1月1日以降に適用になる期間について軽減されることになります。財源措置は、国は2分の1、県4分の1、町4分の1となります。

質疑といたしましては、6か月前から届出可能ということから、出産予定月よりも出産が早まることもあり、基準日はいつになるのかというところ、基準となるのは実際に出産した月が基準となるということです。影響金額はどのぐらいになるのかという質疑に対しては、毎年3件ほどが考えられ、数万円程度と見込まれるとの答弁がありました。

以上、報告を終わります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご 苦労さまでした。

これから一括して討論を行います。

14番(髙橋秀昌君) 私は、議案第38号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加します。

この議案は、人事院勧告に基づいて議会議員の期末手当を引き上げるものであります。田上町議会は、年金問題や私学助成への請願の採択をはじめ、防衛費増額及び増税に反対する意見書、インボイス制度の廃止・延期を求める意見書、国葬実施の撤回を求める意見書や県央医療圏の医療改善は平成28年の当初計画に基づき実施するよう求める意見書、あるいは拉致問題、ロシアのウクライナへの侵略への抗議など、国際問題にも積極的に意見書を採択、議決してまいりました。

また、コロナ禍での政府の交付金の使途についても、執行提案を住民の立場から 積極的対案を示して、執行と議会の両輪の輪の役割を果たしてきたと考えます。

一方、住民は30年間も実質賃金が上がらず、年金受給者も同様に低い年金なのに、 さらに極端な円安によって物価高騰が続いているのに政府は抜本的対策を取らない 現状に政治への不満、不信が広がっているのが実情です。

こうした状況では、議会議員の期末手当引上げに住民の支持を得ることができないと判断し、賛成できないとします。

続きまして、議案第39号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、 反対の立場から討論に参加します。この議案は、町長、副町長、教育長の期末手当 を引き上げるものであります。佐野町長は、県央医療圏域の医療の発展のために、 泉田知事のときに策定し、米山知事に継承された元計画の実施が必要との政治姿勢 を示してまいりました。また、柏崎刈羽原発の再稼働には全市町村の同意が必要と の姿勢を示しております。新型コロナ対策での国の交付金活用の際は、既決予算を 新型コロナ対策として執行し、基金に積み立てることもしませんでした。全額新た な新型コロナ対策予算として活用しました。そして、執行の原案に固執せず、全員 協議会での議論に基づく変更にも柔軟な政治姿勢を示してまいりました。しかしな がら、議案第38号の討論で発言したように、国政への不信感で今回の一時金の引上 げに住民の賛同を得ることができないと判断し、賛成できないといたします。

以上です。

議長(藤田直一君) 次に、第38号、原案に賛成の発言を許します。いませんか。

次に、第39号の原案に賛成の発言を許しますが、ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) これで討論を終わります。

最初に、議案第37号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第37号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は原案可決です。 議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(藤田直一君) 起立多数であります。したがって、議案第38号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は原案可決です。 議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

議長(藤田直一君) 起立多数であります。したがって、議案第39号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第40号を採決します。本件に対する委員長の報告は原案可決です。議 案第40号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第41号を採決します。本件に対する委員長の報告は原案可決です。議 案第41号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告の

とおり可決されました。

次に、議案第42号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第42号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告の とおり可決されました。

最後に、議案第43号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第43号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告の とおり可決されました。

日程第 9 議案第44号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について

日程第10 議案第45号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定に ついて

日程第11 議案第46号 田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について

議長(藤田直一君) 日程第9、議案第44号から日程第11、議案第46号までの3件を一 括議題とします。

本件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 議案第44号及び第45号の審査結果を報告いたします。2案件とも原案可決であります。

質疑、討論はありませんでした。

以上であります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) 議案第46号を付託されました社会文教常任委員会 の報告をいたします。

田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定については、質疑及び討論はなく、原 案のとおり可決しました。

以上、報告終わります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご 苦労さまでした。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案第44号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第44号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第45号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第45号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告の とおり可決されました。

最後に、議案第46号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第46号は委員長の報告のとおり

決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告の とおり可決されました。

- 日程第12 議案第47号 令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について
- 日程第13 議案第48号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議 定について
- 日程第14 議案第49号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議定について
- 日程第15 議案第50号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号) 議定について
- 日程第16 議案第51号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定 について
- 日程第17 議案第52号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について
- 議長(藤田直一君) 日程第12、議案第47号から日程第17、議案第52号までの6件を一 括議題とします。

本件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、各委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 議案第47号、第48号、第52号の審査結果をご報告いたします。3案件とも原案可決であります。

主な質疑の内容についてご報告いたします。議案第47号に関しては、電気柵購入補助金の実績と、その上限補助の5万円の妥当性を検証したいので、電気柵の価格の把握はされているかについて聞きたいとの質疑に対しまして、実績は3件、面積や仕様は異なるが、設置費用は大体15万円前後ですとの答弁で、また後日、価格表は提出しますとの答弁でありました。

議案第48号、第52号の質疑、討論はありませんでした。

なお、議会運営委員会において委員会での資料提出を求められていた本日配付の現在の有害鳥獣対策についての猿個体群の状況把握で、GPS首輪を年長の雌に装着し、行動範囲、行動ルート等々の把握を試みているが、それらを公表する予定はあるのかとの質疑に対して、来年4月以降にアプリを導入する予定にしていますとの答弁がありました。

また、試行中であり、今後の具体的運用については未定ですとの答弁でありました。

試行期間はいつまでかとの質疑に対して、GPSの電池状況を考えると1年程度ですとの答弁でありました。

以上であります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、 ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、社会文教常任委員会に付託されました 議案第47号及び議案第49号から議案第51号までの報告を申し上げます。

いずれも審査の結果は原案可決でございます。

まず、議案第47号 令和5年度田上町一般会計補正予算議定について中、第1表、 歳出のうち2款総務費、1項5目、2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教 育費となります。今回の補正は、人事院勧告等により、標準報酬月額や共済費の整 理、また令和4年度の事業費確定に伴う返還金が主だったものとなっております。

そして、3款灯油購入費助成は、5,000円を990世帯に助成するもので、1月に支給予定となります。

4款衛生費では、目の屈折検査器スポットビジョンスクリーナーを今年度に導入するという補正です。

加茂市・田上町消防衛生保育組合の会計年度任用職員の負担金について質疑がありまして、加茂市、田上町の案分が適用されているのか、今後も継続されるのか確認していただきたい旨の質疑がありました。

10款教育費では、指定寄附金を交流会館の遊具として活用する報告がありました。

次に、議案第49号 田上町国民健康保険特別会計補正予算議定については、主に療養給付費、高額療養費の補正があり、入院治療や高額な投薬などの増額によるものでした。

質疑では、症状が重症化しないうちに対処していく必要性が挙げられました。 議案第50号及び議案第51号の2議案は、質疑及び討論はありませんでした。 以上、報告終わります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご 苦労さまでした。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案第47号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第47号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第48号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第48号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第49号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第49号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告の とおり可決されました。 次に、議案第50号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第50号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告の とおり可決されました。

次に、議案第51号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告の とおり、可決されました。

最後に、議案第52号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告の とおり可決されました。

日程第18 議案第53号 令和5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について

議長(藤田直一君) 日程第18、議案第53号を議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました議案第53号 令和5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ6,790万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,182万2,000円といたすものであります。

その内容は、先般12月11日開催の全員協議会において協議いただきました令和5年11月29日国会で議決された補正予算を活用し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた令和5年度分の住民税非課税世帯及びこれらの世帯と同様の事

情がある家計急変世帯に対しまして、1世帯当たり7万円を支給するものであります。

なお、その財源は全額国費で賄われるものであります。

以上、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(藤田直一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています件については、お手元に配付しています議案付託表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託します。

この際、議長からお願い申し上げます。ただいま総務産経常任委員会に付託しま した件については、これからの休憩中に委員会を開いて審査をお願いします。委員 会の開催場所は、総務産経常任委員会は大会議室でお願いをします。

それでは、しばらく休憩します。

午後2時32分 休 憩

午後3時00分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長(藤田直一君) 先ほど各常任委員会に付託しました件については、お手元に配付 のとおり審査報告書が委員長から提出されました。

お諮りします。ただいま提出されています委員長からの審査報告書の件については日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにしたいと思いますが、 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、ただいまの件については日程 に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決定しました。

追加日程第1 議案第53号 令和5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定に

議長(藤田直一君) 追加日程第1、議案第53号を議題とします。

本件については、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 議案第53号の審査結果の報告をいたします。原 案可決であります。

質疑、討論はありませんでした。

以上であります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、 ご苦労さまでした。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第53号は委員長の報告のとおり 決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告の とおり可決されました。

日程第19 請願第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改定を求め る意見書」の提出を求める請願について

議長(藤田直一君) 日程第19、請願第3号を議題とします。

本件については、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 請願第3号についてご報告をいたします。 請願第3号は採択されました。

以上であります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長、ご苦労 さまでした。

これから討論を行います。討論はありませんか。

11番(今井幸代君) それでは、私はこの請願におきまして反対の立場で討論をいたします。

判決が確定をした冤罪被害者を救う唯一の方法が再審請求であり、その結果、無罪が確定をした、そのような事例についても報道等により承知をしておりますし、冤罪で人生を狂わされてしまった方の悲しみや苦しみ、そういった部分を思うと、冤罪は絶対にあってはならない、なくさなければならない、このような思いは請願者と共通する思いであります。

これらの事例を受けて、現在、刑事手続に関する協議会が最高裁判所、日本弁護 士連合会、警察庁及び法務省の合意により、再審のための証拠について平成29年3 月から7回にわたり協議が行われているということであります。

またさらに、令和4年7月28日に刑事法等の有識者として東京大学、慶應義塾大学教授、また東京地方裁判所総括判事、法務省刑事局刑事法制管理官をはじめとする法曹三者、警察庁及び法務省によって構成される改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会が組織されました。また、その協議会は今日に至るまで9回にわたり開催がなされております。

今回の請願事項であります、請願項目になっております再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止については、検察官が再審開始決定について抗告することは審理を適正かつ公正に行うために担保されるものであり、その機会を禁止するということは司法制度そのものの在り方が問われるものであり、慎重な議論が必要と考えます。

なお、法務省は検察官が再審決定に対して抗告し得るということについて、公益

の代表者として当然で、再審請求審における審理決定が適正かつ公正に行われることを担保しているとしています。検察官の抗告権を排除することは、違法、不当な 再審開始決定があった場合に法的安定性の見地からこれを是正する余地をなくして しまうとして、検察官の抗告の必要性を主張しております。

今回の請願事項は、改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会等でも専門家たちが幾度となく協議を重ねても結論に至らない、大変難しい問題であります。重ねて申し上げますが、冤罪をこの世からなくしたいという思いは請願者と一緒であります。ただ、専門家たちの中でも結論を出せていない問題に同情心で刑法に関しての専門知識を有しない地方議会で判断することは非常に困難であると考えます。請願者のお気持ちはお察しはするのですけれども、これらの判断はやはり専門家に委ねるとし、私はこの請願、特に検察官の不服申立ての禁止においては慎重な議論を必要とするとして、この請願には賛成しかねるため、反対といたします。

以上であります。

- 議長(藤田直一君) 次に、原案に賛成の者の発言を許します。
- 6番(小野澤健一君) 私は、賛成の立場で討論に参加をいたします。

そもそも再審とは冤罪被害者を救済する最終手段であります。この再審については刑事訴訟法に定めがありますが、再審の規定は条文の中で僅か19条にとどまっています。再審請求における具体的審理の在り方は裁判所の裁量に委ねられており、証拠開示の基準や手続は明確ではありません。そのため、いわゆる再審格差が生じている現状にあります。

また、再審開始決定がなされても検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、 冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている現状があります。このような現行の再 審制度が抱える制度的、構造的な課題により、冤罪被害者の救済は遅々として進ん でいないのが現状であります。

先ほどありました同情心から賛成をする、あるいは意見書を出すというものに対しては、この請願を出した人間に対してかなり失礼な言い方だろうと抗議をいたします。同情心では決してなく、不備を指摘し、不備を直し、冤罪者がこの世の中からいなくなることを祈る次第であります。

以上です。

13番 (池井 豊君) 私もこの請願に反対の立場から討論に参加させていただきます。 この請願がちょっと意味が分からない部分も多くあります。タイトルは刑事訴訟 法の再審規定の改正を求めるなのですけれども、中身にあっては、要はやってもい ないことを自白させてしまうケースとか、その先は捏造したものを認められたとか、 根本的に、再審請求以前に、捜査がしっかりなされて、冤罪を生まない仕組みをつ くるという趣旨のものも含まれています。しかし、そういうものが請願事項にはう たっておりません。請願事項においては、この2行だけあるということで。私もこ の刑事訴訟法に対してはそんなに深い知識を持ったものではありません。この刑事 訴訟法の再審規定の改正だけを求めるということは、今この刑事訴訟法全体につい て議論されている中でバランスの取れたものではないと思うのです。根本的に刑事 訴訟法全般の見直しを求めて改正していくというところが必要だと私は考えており ます。

そういう意味で、もっとバランスの取れた刑事訴訟法の改正を求めるもので、この再審規定のみの改正というのはちょっと現代の法律研究の中ではバランスの取れたものになっていないと思います。そういう意味で、これだけを請願するというものには賛成しかねます。

以上です。

議長(藤田直一君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

14番(髙橋秀昌君) 反対討論者の話を聞いていますと、率直に言うと的を射ていないと言わざるを得ません。私は法律の専門家ではないのですが、証拠に基づいて議論するというのはフェアなやり取りです。つまり逮捕されたときに検察側が持っている証拠を全て開示する。もちろん被告側の弁護士もその証拠に基づいて争うわけです。もしこれが最初からやられなければ有罪、いわゆる無罪の証拠も、警察が持っていったけれども、隠し持っていたということが事実としてあります。とりわけ再審の場合は、あれだけ再審請求をしても何年も何年もかかるわけですが、最高裁が再審をやると言ったときに、抗告ではなくて検察側はその再審のところで大いに証拠を出して議論すればいいはずなのです。ところが、袴田さんの例のように、出されたものは新しい証拠ではなくて、最高裁自体がこれは捏造の可能性があると言ったものをまた出してくるという全く、誰が、素人の私が見ても、何だよ、警察は自分の顔を立てるために出しているにしかすぎないと私は感じます。

したがって、再審のときに限ってだけでも、全てではなくて再審の際だけでもきちっとルールを確立させ、被告者の立場に立ってもちゃんと明らかになるように、 客観的、便宜的にできるようにするということは、私は人として当たり前の道だと思います。

よって、今度の請願については賛成の態度といたします。

議長(藤田直一君) ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願 第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(藤田直一君) 起立多数です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択されました。

暫時休憩します。自席にてお願いをいたします。

午後3時17分 休 憩

午後3時19分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長(藤田直一君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書案が提出されました。

お諮りします。ただいまの件については日程に追加し、追加日程第2として直ち に審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、ただいまの件については日程 に追加し、追加日程第2として直ちに審議することに決定をしました。

追加日程第2 発委第4号 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意 見書について

議長(藤田直一君) 追加日程第2、発委第4号を議題といたします。

提案者、総務産経常任委員長の説明を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 意見書案を読んで提案理由に代えさせていただ

きます。

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書(案)。

- 1. 冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後をたちません。冤罪事件では、長時間に亘る取調に耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多いのです。裁判ではその自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされるのです。
- 2. 無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかありません。

最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われていますが、ほとんど認められていません。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罪事件の再審無罪が続きました。また、2014年には、袴田厳さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。直近では、3月20日に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、袴田さんへの死刑判決の根拠とされた証拠について、「5つの衣類」は捜査機関がねつ造したものと認めたからです。東京高等検察庁は、最高裁へ特別抗告を断念し、再審が開始されました。

3. 再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な証拠を提出することが求められます。ところが、証拠は検察の手にあります。それらを開示させる法律はありません。無罪となった再審事件で、新証拠で、実は当初から検察が隠し持っていたケースもありました。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたが、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

4. 再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が許されていることも問題です。 名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、2005年再審開始決定を得ながら、検 察の異議申立てにより、再審が行われないまま、89歳で獄死しました。こうした悲 劇を繰り返さないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白です。あく までも検察が正しいと主張するのであれば、「不服申立て」するのではなく、再審 の場で審理を尽くせばよいことです。再審法を無視した「不服申立て」は、無駄に 時間を費やし冤罪被害者の権利を侵害しています。現行の刑事訴訟法のルーツであ るドイツでもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

- 5. 再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要でありますが、裁判官によっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する裁判が出されることが出されることが多いのです。裁判所で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールを作る必要があります。
- 6. 現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままです。再審における証拠開示制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)を禁止すること、再審における手続きを整備し、ルールをつくることが、冤罪の救済のための焦眉の課題です。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の3点について「刑事訴訟法再審規定(再審法)」の改正を行うことを要請します。

記

- 1. 再審における検察手持ち証拠を全面開示すること。
- 2. 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。
- 3. 再審における手続きを整備し、ルールを作ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 年 日

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。以上であります。

議長(藤田直一君) 委員長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番(今井幸代君) 私は、先ほどの請願においても反対の立場を表明させていただきました。先ほども申し上げましたが、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること、こういったことは、法の悪用等を防ぐ観点から慎重に議論する必要があるだろうというふうに捉えています。再審の場で審理を尽くせばいいというよう

な先ほどの討論もありましたけれども、そもそもそのような悪用されるようなケースが濫用されれば、法の適正な運用、公正に再審が行われるということ自体に疑義が生じる可能性もあります。法務省のほうが適正に、かつ公正に再審請求審における審理を進めるためにも、不服申立て、抗告の必要性を問うております。

そういった背景から、このような内容が記載をされております意見書に関して町 議会で提出するということは反対であります。

以上です。

議長(藤田直一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番(小野澤健一君) 私は、賛成の立場から討論に参加をいたします。

先ほど申し上げたように、再審決定がなされても検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、結果として冤罪が多い。冤罪被害者の速やかなる救済が目的であって、これがかなえられない法律であれば、当然のことながら不備があり、改正をしなければいけない。手続上の問題もさることながら、最終的には冤罪被害者を救済するのが最終的な目的である。冤罪は絶対に起こしてはいけないのだと、そのためにどうするのだと、これが一番の肝であって、不正に利用するかどうかって、それは分かりませんけれども、冤罪者がこの世の中からいなくなるためには今のこの法律では駄目だと、それについての改正をしてくれということで意見を上げるわけでありまして、私は、先ほども意見書を読み上げましたけれども、意見書のとおりでありまして、この件については賛成の立場で討論をさせていただきます。この案件については賛成であります。

以上です。

議長(藤田直一君) 次に、原案の反対者の発言を許します。 (何事か声あり)

議長(藤田直一君) ほかに討論ありませんか。

14番(髙橋秀昌君) 反対者の中に不服申立てをしなければ不正が起こるかのような反対討論がありました。問題はそこではないのです。再審を請求するということは、一回有罪になった人に対してもう一度裁判をやり直してくれということは、新しい証拠を示されない限り再審はあり得ないことなのです。そして、裁判長が新しい証拠が示されたので再審しましょうという決定をするわけです。そしたら、検察が不服申立てをやる権利を認めていけば、では直ちに審議に入れないのです。これが冤罪者を救う道を閉ざしている一つ要因なのです。だから、不服申立てをしないと、させないという法律で決めてしまって、実際再審は弁護側の言い分だけを通すわけ

ではないのです。当然検察の主張も議論するわけですから、そこで大いに議論すればいい話なのです。その上で裁判長が判断する。こういう仕組みになっていけば何ら問題がないわけですが、それをあたかも再審を止めることは不正が起こる可能性があるというのは全く話が逆さまの反対討論だと言わざるを得ません。

よって、この意見書案に賛成であります。

議長(藤田直一君) ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) これで討論を終わります。

これより発委第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに賛成の方の起立願います。

(起立多数)

議長(藤田直一君) 起立多数であります。したがって、発委第4号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第20 請願第4号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、 私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請 願について

議長(藤田直一君) 日程第20、請願第4号を議題とします。

本件については、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) 社会文教常任委員会に付託されました請願第4号 について報告いたします。

「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充 を求める意見書」の採択を求める請願。

質疑といたしましては、私立高校の設備費と公立高校の設備費の違いについて問題提起がありましたが、請願に反対するものではなく、採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご 苦労さまでした。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。請願第4号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は委員長の報告の とおり採択されました。

暫時休憩します。自席にてお願いをいたします。

午後3時37分 休 憩

午後3時39分 再 開

議長(藤田直一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長(藤田直一君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出 されました。

お諮りします。ただいまの件については日程に追加し、追加日程第3として直ちに審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、ただいまの件については日程 に追加し、追加日程第3として直ちに審議することに決定しました。

追加日程第3 発委第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、 私学助成の増額・拡充を求める意見書について 議長(藤田直一君) 追加日程第3、発委第5号を議題とします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、発委第5号、意見書の案を読み上げさせていただきまして説明と代えさせていただきます。

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を 求める意見書(案)。

全国の高校生のうち約3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。新潟県でも約2割の高校生が私立高校で学んでいます。

2020年度の高校等就学支援金制度拡充により、年収590万円未満の私立高校生世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県ではこの世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。しかし、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、授業料無償となる年収590万円未満世帯でも年額約14万円から23万円の学費負担となっています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が11万8,800円にとどまるため、学費負担が年額約48万円とさらに重くなります。

私立高校の教育条件の維持・向上をはかるうえで、経常費助成予算の増額が求められます。教員の長時間勤務が社会問題化するなか、その根本に教員不足があります。とりわけ県内私立高校においては公立との比較において専任教員が不足している状況です。全教員に占める専任教員の割合は、2022年度で公立が約74%を占めるのに対して私立は約60%となっており、専任教員の少なさがこの数字からも明らかです。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、 その学校独自の教育の伝承を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教 員を増やしていく必要があります。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を 行うためにも専任教員増は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする 経常費助成の増額が求められます。

政府ならびに国会におかれましては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育が行えるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

- 1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から年収910万円未満世帯を授業料無償にしてください。
- 2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。
- 3. 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 年 日

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

次に、私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・ 拡充を求める意見書(案)。

本県では、高校生の4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と 同様に公教育の重要な役割を担っています。

2020年度の高校等就学支援金制度拡充により、年収590万円未満の私立高校生世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、本県ではこの世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。こうしたなか、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費助成制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯へ助成を講じる措置がとられました。

しかしながら、本県においては国の制度拡充以降、学費助成予算は減少傾向にあり制度拡充も行われていません。本件の現行制度は、年収270万円未満世帯に対し入学金や施設設備費等への助成が実施されていますが、対象世帯は約8%にとどまっています。そのため、年収270万円未満世帯では国と県の支援を受けても年額約14万円の負担が残り、授業料無償となる年収590万円未満世帯でも年額約23万円の負担が残ります。公立高校ではこれらの世帯は入学金5,650円の負担のみで済み、大きな学費格差が生じています。さらに年収590万円から910万円未満世帯では、国の支援のみにとどまっているため、年額約48万円の負担が重くのしかかります。一方、公立では入学金5,650円の負担のみで済みますから、学費格差は一層広がります。

私立高校の教育条件の維持・向上をはかるうえで、経常費助成予算の増額が求められます。教員の長時間勤務が社会問題化する中、その根本に教員不足があります。

とりわけ県内私立高校においては公立との比較において専任教員が不足している状況です。全教員に占める専任教員の割合は、2022年度で公立が約74%を占めるのに対して私立は約60%となっており、専任教員の少なさがこの数字からも明らかです。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、 その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教 員を増やしていく必要があります。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を 行うためにも専任教員増は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする 経常費助成の増額が求められます。

新潟県知事におかれましては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育がおこなえるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1. 学費の公私間格差の是正への国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。
 - (1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額をおこなってください。
 - (2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、新たな助成措置を講じてください。
- 2. 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 年 日

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先、新潟県知事。

議長(藤田直一君) 委員長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご 苦労さまでした。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第5号を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、発委第5号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第21 発議第2号 ガソリン等の価格高騰から国民生活及び社会経済を守るため揮発油税等におけるトリガー条項凍結の解除等を求める意見書について

議長(藤田直一君) 日程第21、発議第2号を議題とします。

提案者、椿議員の説明を求めます。

(12番 椿 一春君登壇)

12番(椿 一春君) それでは、ガソリン等価格高騰から国民生活及び社会経済を守る ため揮発油税等におけるトリガー条約凍結の解除を求める意見書について、読み上 げて説明に代えさせていただきます。

物価高騰が進み、国民生活及び経済活動は激しく疲弊しており、追い打ちをかけるようなガソリン価格の高騰の悪影響は計り知れません。

既に政府は緩和措置期間中、段階的に石油精製業者や石油輸入業者への補助金を支給していますが、資源エネルギー庁のサイトには小売価格の高騰を避けるための補助金制度であり、価格を引き下げるものではないとしています。現在、小売価格は一時的に抑えられているという状態です。

また、新潟においては移動手段として自動車が使用されており、市民生活やあらゆる事業経営に影響を与えています。ましてや、ガソリン税に消費税が課税されるという二重課税となっています。

租税特別措置法等には、ガソリンの平均価格が3か月連続で160円を上回った場合、揮発油税・地方揮発油税と軽油取引税の当分の間の税率を停止し、本則税率に戻すことができるいわゆる、トリガー条項が規定されています。

エネルギー価格の高騰から国民生活や社会経済を守るために、国民一人ひとりの目線に立って、現在、発動が凍結されている揮発油税等のトリガー条項の凍結解除をすべきです。

よって、国におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

記

- 1. ガソリンの価格高騰時における揮発油税等のトリガー条項の凍結解除をすること。
- 2. 冬季を迎え需要が増す灯油および重油の価格安定に努め施策を講じること。
- 3. 揮発油税のトリガー条項の発動後、地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずること。
- 4. ガソリン税に消費税が課税されている二重課税を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 年 日

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。以上です。

議長(藤田直一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。椿議員、ご苦労 さまでした。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番(小野澤健一君) 私は、反対の立場から討論に参加をいたします。

トリガー条項凍結の背景、理由に言及しないで、ガソリン価格高騰の悪影響のみを取り上げて凍結解除を要望することには到底賛成できません。また、某国政政党の主張をそのままとも思える内容には大いに違和感を覚えます。

トリガー条項が凍結されている理由は、2011年に発生し、約2万2,000人もの犠牲者を出した東日本大震災の復興財源を確保するためのものであり、復興特別所得税は2037年度までとしています。復興に関して、現在は第2期復興・創生期間と位置づけ、被災者の心のケア、原発事故の避難指示が解除された地域への帰還、移住に向けた支援などを進めております。復興は道半ばであり、復興財源である当該条項凍結を解除して、岩手、宮城、福島3県の被災者に対し、どう顔向けしろというのでしょうか。防衛費増税を賄う財源として復興特別所得税の税率を1%引き下げ

た上で課税期間を延長する与党の税制調査会に対し、復興財源の流用だと反発して おきながら、復興をトリガー条項凍結の人質に取る政府には大いなる怒りを覚えま すが、現状が復興財源となっていることに鑑みれば、目先のガソリン価格の引下げ だけのために凍結解除することは、東日本大震災の速やかな復興を阻害し、被災者 感情を逆なでするものであります。

また、当該意見書の2と3は、トリガー条項の凍結を解除しなければ措置する必要のないものであり、現状は担保されています。一度も発動されていないトリガー条項の凍結を解除するのであれば、トリガー条項発動によるメリット、デメリットの双方を見極めた上で、防衛費増税時期の先送り等も視野に入れた歳入歳出の税体系の中で論じるべきと考えます。

「いい政治とは国民生活の片隅にあるものだ」とは、田中角栄の名言であります。 くしくも国民の記憶が色あせつつある東日本大震災は国民生活の片隅へと追いやられています。

以上の理由により、本案件については反対でございます。反対討論を終わります。以上です。

議長(藤田直一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番(中野和美君) 国は、3年にわたり税収が増えています。2020年度で60兆8,000億 円だったのが2021年は67兆円、2022年は71兆円、この2023年は73兆円まで税収が上 がると言われています。その中で、国民の経済の潤滑油であるガソリンなどが高額 になっており、このトリガー条項というのは、この凍結解除というのはいつまでも 永遠にというわけではありません。具体的には、小売物価統計調査による揮発油の 平均小売価格が連続3か月にわたりリッター160円を超えることとなったときは、 財務大臣は速やかにその旨を告示し、当該告示の日の属する月の翌月の初日以降に 揮発油の製造所から移出され、または保税地域から引き取られる揮発油にかかる揮 発油税及び地方揮発油税について特別税の適用を停止されることになっています。 そして、その後、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたりリッター130円を下 回ることになった場合は、またこのトリガー条項は凍結されるのです。今この物価 高の状況で、田上町ももちろんですけれども、全国民のお財布の中に必ずしも出て くるこの揮発油、ガソリンに対する税金、そしてこの二重課税の状態を、物価が上 がれば上がるほど税金が、消費税負担が多くなってくるこの状況を打開しなければ いけないと思います。

そして、トリガー条項の利点として、国民にとっての一番分かりやすかったとこ

ろですが、解除の条件や税率の引下げが法律上に規定されているため、制度が明確で分かりやすい。また、元売業者に補助金を支給する激変緩和事業では、補助金が小売価格に十分に反映されないおそれがある一方、トリガー条項発動による減税は直接的にガソリン価格の値下げにつながり、国民の負担を軽減する効果があるとの指摘もされています。小売価格引下げによる家計の税負担軽減を通じて需要喚起効果を高めるためには、補助金よりもトリガー条項を活用するほうが効果的との見解もあるところです。

私は、この意見書に対して賛成討論といたします。

議長(藤田直一君) ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(藤田直一君) 起立多数であります。したがって、発議第2号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査について

議長(藤田直一君) 日程第22、委員会の閉会中の継続調査についての件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、委員会の 閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いします。

町長(佐野恒雄君) 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび第7回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、年末で何かとご 多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。ご提案申し上げました 案件につきまして、それぞれ慎重審議の上、ご承認、あとはご決定を賜り、誠にあ りがとうございました。感謝を申し上げます。

今年度に入り、新たに教育長、副町長を選任し、執行の体制が変わるとともに、統一地方選挙により新しい議員が4名増えるなど、顔ぶれも変わり、心機一転、町政の運営に邁進しなければならないと、より一層思いを強くしたところ、昨年度に引き続き国の交付金を活用した電気やガス代などの物価高騰に対する施策に取り組む一方で、特に今年の梅雨明け以降の異常気象の影響による米の品質低下に対する支援策につきましては、議会及び農業委員会と一緒になって農家の収入減少に対する施策を早急に決定し取り組みができましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

いずれにいたしましても、今年は特に異常気象が顕著な年であったように感じております。一方で、新しいまちづくりの指針である第6次総合計画における町の将来像である「誰もがずっと住み続けたいまち たがみ」の実現に向けて各種施策にもしっかりと取り組んでまいりました。

また、今年は町制施行50周年を迎える年でもありました。特別大きなイベント等は実施いたしませんでしたが、11月のメインイベントである記念式典の開催、町内出身者の音楽家の皆さんによる記念コンサートの開催、小中学生の「未来の田上町」と題した発表やパネルディスカッションの開催など、様々なイベントにより50年の節目を無事祝うことができ、ほっといたしております。

さらに、2年目を迎えた「たがみバンブーブー」も、規模を拡大したこともあり、 昨年度以上に多くの方から町を訪れていただき大変な賑わいとなり、町全体が大い に盛り上がりましたし、町外の方々にも大いにアピールできたと感じており、その こと自体町民の誇りにもなりますし、私自身も大いに勇気づけられました。

このように様々な事業に取り組んだ結果、大手不動産会社が行った町の住み心地 ランキングにおいて2年連続で上位にランクインするなど、田上町の魅力がじわじ わと広まっている感触を実感できる1年でもあったと感じております。

今シーズンはあまり雪が降らずに、穏やかな年末年始になればと思っておりますが、寒さもこれからますます厳しくなります。議員皆様におかれましては、健康に

十分ご留意され、新しい年が元気に迎えられますことを祈念いたしまして、閉会の 挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

議長(藤田直一君) 以上をもちまして、令和5年第7回田上町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時08分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月14日

田上町議会議長 藤 田 直 田上町議会副議長 椿 春 田上町議会議員 中 野 和 美 議員 今 井 代 幸

			4	和	5年	F 第7回 田上町議会(定	例会)議事日程	
	議事	事日 和	呈第	§ 4	号	令和5年12月14日(木) 午後1時50分開議		
日程	議	案	耄	F	号	件	名	議決結果
						開議		
第1	承	認	第	8	号	専決処分(令和5年度田上町一 5号))の報告について	般会計補正予算(第	承 認
第2	議	案第	§ 3	7	号	田上町下水道事業の設置等に関いて	する条例の制定につ	原案可決
第3	議	案第	£ 3	8	号	議会議員の議員報酬及び費用弁 一部改正について	償等に関する条例の	原案可決
第4	議	案第	£ 3	9	号	特別職の職員の給与に関する条で	例の一部改正につい	原案可決
第5	議	案第	§ 4	0	号	田上町職員の給与に関する条例	の一部改正について	原案可決
第6	議	案第	§ 4	1	号	田上町会計年度任用職員の給与 る条例及び田上町職員の育児休 一部改正について		原案可決
第7	議	案第	§ 4	2	号	田上町番号法に基づく個人番号 情報の提供に関する条例の一部		原案可決
第8	議	案第	§ 4	3	号	田上町国民健康保険税条例の一	部改正について	原案可決
第9	議	案第	§ 4	4	号	田上町文化財椿寿荘の指定管理	者の指定について	原案可決
第10	議	案第	, 4	5	号	田上町総合公園YOU・遊ラン 定について	ドの指定管理者の指	原案可決

日程	議	案	Ž.	番	号	件 名	議決結果	
<i>አ</i> አ: 1 1 =	≑关	_		4 C		ロールが対かロ暦は相々代が変更なの代かにクランズ	医安司油	
第11	譲	条点	お 4	1 b	亏	田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定について	原条 可伏	
第12	議章	室 5	第 4	4 7	异	令和5年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定	原案可決	
7,712	HTX		/1-7		.,	について	/// X 17/7	
第13	議案	案分	第~	4 8	号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	
7,110		<i>-</i> 1 \ <i>-</i>				議定について		
第14	議案	案分	第~	49	号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1	原案可決	
						号)議定について		
第15	議案	案分	第:	5 0	号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第1	原案可決	
714 = 0 1434 /					号)議定について			
第16 記	議	案分	第:	5 1	号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	
						議定について		
第17	議第	案 第	第 5	5 2	号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定	原案可決	
,,,						について		
第18	議案	案分	第:	5 3	3 号	令和5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定	付 託	
N110 h4	F-3.4	~ /I > /				について		
追加						 令和5年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定		
日程	議	案	第:	5 3	号	について	原案可決	
第1								
笙10	請願	陌	笄	3	号	国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改定	· 採 択	
第19 [//////////////////////////////////////	МJ	J		を求める意見書」の提出を求める請願について	1/K 1/\	
追加					_	「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求め		
日程	発	委	第	4	号	る意見書について	原案可決	
第2						▽忌兀音にフいて		
第20	請	願			4 号	「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進する		
			第	4		ため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採	採 択	
						択を求める請願について		

日程	議	案		<u>د</u> ۲	号	件 名	議決結果
追加 日程 第3	発	委	第	5	号	私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書について	原案可決
第21	発	議	第	2	号	ガソリン等の価格高騰から国民生活及び社会経済を 守るため揮発油税等におけるトリガー条項凍結の解 除等を求める意見書について	原案可決
第22						委員会の閉会中の継続調査について	決 定